

國際經濟研究

年 報

IX



神戶大學
經濟經營研究所

1959

國際經濟研究

IX



神戸大學經濟經營研究所

国際経済研究 IX

目次

中国 人民 公社 序説……………	宮 下 忠 雄 一
後進国の貿易変動と経済安定政策—— <i>Notes</i> 教授の見解をめぐって——……………	川 田 富 久 雄 三
貿易利益の発生とその分配……………	片 野 彦 二 三
人口を通じた南米諸国の一研究……………	山 崎 禎 一 九
移住者と協同組合——文化移植に関する一研究——……………	齊 藤 広 志 二〇
後進国開発投資政策の基準——ブラジルの投資計画に關説して——……………	藤 田 正 寛 二〇
三井海運業の生成……………	佐 々 木 誠 治 一七
(資料) 移住者輸送政策の問題点……………	山 本 泰 督 二〇
国際経済に関する文献目録……………	卷末(一)三五
英文要約(卷末)	

中国人民公社序説

宮 下 忠 雄

一、開 題

本稿の目的とするところは、中国に新しく生れた大規模な集団的社会単位——人民公社の性格を分析することにある。しかし人民公社が中国社会に生れてから未だ数カ月しか経ておらず、この問題についての研究資料は新中国において漸増の形勢にある。この一文は身辺の乏しい資料を基礎として成つた覚書にすぎず、人民公社問題に関する研究の成果というよりは、むしろ研究の出立点たらしめんとするものである。

一、人民公社の生成と発展

「人民公社」という新しい言葉が新中国において広く一般の人々によつて見聞せられ、あるいは使われるようになったのは一九五八年八月のことであつた。試みに、「人民公社」という語が

「人民日報」にはじめて現われた時期を調べてみると、それはこの月の十二日のことであつて、この日に「毛主席、河南農村を視察」という見出しのもとに、次のようなニュースが報ぜられている。曰く、「八月六日午後、毛主席は新郷県七里營郷に到着した。この地の人民は毛主席が指示した道にしたがつて、すでに全郷の農業合作化の基礎のうえに、七里營人民公社を設立していた。毛主席はこの公社の状況をたづね、かつこの公社の託児所、養老院、食堂、小麦粉加工工場、ボールベアリング工場を參觀し、また田間に赴いて、棉花の生産情況を見た。」と。

これよりさき、八月四日、毛沢東氏は徐水、安国、定県等の河北の農村を訪れており、これに関する記事は同月十一日の「人民日報」に見られるが、この記事のなかには、「農業社」という語は出ていないが、「人民公社」については述べられていない。しかしこの時、毛沢東氏が訪れた徐水県南利園郷大寺各荘の農業社には、

すでに糧食加工工場、供給販売部、医院、豚の飼育場、裁縫工場、幼稚園、養老院等の集団生産施設や集団福利施設が附設せられており、毛沢東氏がこれを視察したことが報ぜられている。なお、八月十三日の「人民日報」は八月九日に毛沢東氏が山東省の農村を視察したことを報じており、その記事のなかには、「中共山東省委員会書記譚啓竜、裴孟飛は毛主席に対して山東省の各項の工作の状況を報告し、毛主席は各項の工作について重要な指示を行った。……毛主席はさらに大社経営の優越性を指摘した。譚啓竜が励城県北園郷が大農場の経営を準備していることを報告したとき、毛主席は『やはり人民公社を設けるのがよい。その長所は工、農、商、学、兵を一つに合体させることができ、領導に便利であるからである。』とのべた。」とある。

中国の全農村、さらに進んでは全中国における新しい集団的な社会単位となるために生れてきた「人民公社」なるものは、かようにして、前記の三日間にわたる「人民日報」所載の毛沢東氏の華北農村視察の記事の報道を契機として、一般の人々の注目をあびるにいたつた。爾来、全中国における人民公社設立の運動がはじまり、農村を中心とする人民公社化が推進されて行つた。

これより先、陳伯達氏は雑誌「紅旗」において、工業を兼営す

る農業生産合作社を「人民公社」と呼んでおり、また、同氏は毛沢東氏が「われわれの方向は一步一步、順序を経て、『工（工業）、農（農業）、商（交換）、学（文化教育）、兵（民兵、すなわち全民武装）』を一つの大公社に組成し、したがつてわが国の社会の基本単位に構成すべきであるということである。」と述べたと記している⁽¹⁾。かような事情は、人民公社化運動の生成に対して大きな刺激をあたえたであろう。

(一) 人民公社の生成

人民公社がはじめて中国にあらわれたのはおそらく河南省においてであつたと考えられ、その時期は一九五八年四月ないし七月であつたと見られる。河南省における人民公社設立の時期にふれているニュースあるいは資料の二、三を指摘すれば、遂平県の衛星人民公社が設立されたのが四月あるいは七月であり、⁽²⁾ 清豊県においては七月一日に従前の三百四十九個の農業社を基礎として十三個の人民公社を設立したと報ぜられ、⁽³⁾ 信陽専区（このなかに遂平県の衛星人民公社がある。）においては、七月中旬に、全区で、小社を大社に合併し、人民公社を設立する高潮が形成され、七月末までに全区の五千三百七十六個の農業合作社の合併工作が基本的に終了し、大型の人民公社二百八個が設立されたという。⁽⁴⁾ 「人民公社」という名称が公開せられた一九五八年八月中旬以前に、

河南以外において、人民公社の設立を見たときと報ぜられているところは、目下のところ私にとつては、黒竜江省尚志縣長寿郷の一所だけであつて、この郷においては、七月下旬に、全郷の二十三個の農業社が合併して一個の人民公社となつたといふ⁽⁵⁾。なお、後段においてものべるように、河南省は遼寧省とともに、他の諸省に先んじて八月末までに全省の人民公社化を実現している。

さて、河南省における人民公社化運動の生成と由来については、中共河南省委第一書記吳芝圃氏の一文が参考になる。同氏によれば、農業生産合作社の人民公社への転化は「情勢發展の必然の結果」であり、河南省における人民公社化運動の展開については、次のような動因が作用していた。⁽⁶⁾

第一は人民大衆の共產主義精神の高揚である。この点に就ては、河南の党組織が毛沢東氏の「人民内部の矛盾を正確に処理する問題について」の指示を真剣に実行したこと、党中央の指示にもとづいて整風運動を大に推進し、展開したことなどが大に貢献している。かくして、「広汎な勤労大衆もかような自覚の向上とのびのびとした気分を基礎として、その積極性と創造性を發揮し、領導機關が多くの不合理な規則や制度を改革するのを助け、工場・鉱山企業や合作社の管理工作に直接に参加した。幾千万条、幾百万条の心が一本の繩にあざなわれ、広汎な人民大衆の労働の積極性

と集團的な力が十分に發揮されるようになった。かような情況のもとにおいて、昨年の冬から本年の春にかけての全省の大々的な水利工事運動の高潮があらわれ、本年の農工業生産の大躍進の奇蹟があらわれたのであつた。大々的に水利工事を行い、また農業生産が大躍進する浪と潮の中で、全省の人民は県、郷、社の枠をうちやぶり、都市と農村とを問わず、山間と平原とを問わず、個人の利害得失を考慮しないで、数百万人を包含する社会主義の大協力を組織したのであつた。かような共產主義精神のうつつ勃たる發展こそは広汎な人民大衆が合作社の規模を拡大し、一步を進めて私有制度の残余を消滅することを要求した思想的基礎である。」

第二は社会の生産力の飛躍的發展である。すなわち社会の生産力の猛烈な發展が従来の生産關係を調整して生産力と相適應することを切実に要求した結果、人民公社化運動が生成したのである。この点に關して吳芝圃氏は次のように説明している。いわく、「農業生産合作社は集團所有制であり、基本的には社会の生産力の發展に適合していたのみならず、すでに強力に社会の生産力を促進したものであつた。しかしながら昨年の冬以来出現した農工業生産の全面的躍進によつて従来の農業生産合作社の規模は社会の生産力の發展という要求にすでに完全には適應することができなく

なつてしまつたことをいよいよ明瞭に暴露した。大規模な水利事業の遂行や工業の経営の情況のもとにおいて、かような矛盾はさらに顕著となつてきた。……規模が狭小で、労働力が少く、物力、財力が不十分で、集団化の程度が比較的到低く、單純に農業と副業の経営を主とする農業生産合作社はさらに大規模にさらに高度に各種の建設事業を進めるといふ要求に適合することができず、とりわけ当面に技術革命と文化革命を進めるといふ要求に適合することができない。」と。

第三は大社の優越性がすでに実証されていたことである。農業生産合作社において大社が優越しているか、小社が優越しているかについては、河南の党の内外においても激烈な論争があり、實際上においても一九五六年から五八年までの間に、この省の農業生産合作社の規模も変遷してきたという。この点に関する吳芝圃氏の論述はまことに示唆に富むとともに有益である。

一休、大社の優越性については、すでに毛沢東氏が「中国農村の社会主義高潮」（一九五六年）なる一書中においてすでに明確に指示している。すなわち同氏は同書中の「大社の優越性」という一文の按語（批評語）のなかで次のように述べている。いわく、「現在経営されている半社会主義の合作社は設立しやすくするために、幹部や大衆に迅速に經驗を取得させるために、二、三十戸

の小社が多い。しかしながら小社は人が少く、土地が少く、資金が少く、大規模な経営を行うことができず、機械を使用することはできない。かような小社は依然として生産力の發展を束縛しており、あまり永くそこにどまつていることができず、漸次に合併すべきである。ある地方では一郷を一社としてもよく、少数の地方では数郷を一社としてもよく、もちろん多くの地方では一郷が数個の社を持つこととなるであろうが、平原の地区では大社を経営することができ、山間でも大社を経営することができ。」

と。ところが一部の者は毛沢東氏のこの指示を信じなかつた。河南省においては、一九五六年に高級農業生産合作社に切りかえた際に、合計二万六千二百一十一の合作社があり、一社平均の戸数は三百五十八戸で、千戸以上の合作社は八百八個あつた。一九五七年の春、全省の合作社は初歩的な整備をおえて、基本的に強固となり、多くの大社の経営は比較的に良好であつた。ところが当時、河南省党委員会内部の若干の右翼日和見主義者がかような情況を少しも顧みないで、ついに富裕中農の要求にもとづき、全部の大社を強制的に分割し、全省を五万四千余個の社に分ち、一社あたり平均百八十余戸、最小のものにいたつては三十戸以下のものにしてしまつた。その折、各級の党委員会が決然たる態度をとつていたために、四百九十五個の大社だけは保存されたのである。と

ところが、その後の成果によれば、大社は小社よりもすぐれていたために、それらは強固になつたばかりでなく、生産の發展、基本建設、蓄積の増加、自然災害との闘争等の方面において、周圍の小社よりもすぐれた成績をおさめた。かように論じ来つて、吳芝圃氏は附言していわく、「本年の春になると一部の大社はさらに一步を前進して、農工業の同時並營、農業社、手工業社、供銷社、信用社の四社の合一を實行し、社立中学を設け、多数の中堅幹部と紅專（思想的に赤く、業務に精通した）積極分子を鍛鍊し、大規模な生産を領導する經驗を取得し、実質上、すでに人民公社の雛型となつてしまつた。これは到底、小社の為し得るところではない。広汎な農民は三年來の實際の經驗のうちにおいて、大社と小社との対比のなかにおいて、大社の優越していることを真に認識したのであつた。」と。

以上のような三つの動因に導かれて、河南省においては、まず農業生産合作社における大社設立の運動が展開せられ、その中において、共產党当局の領導によつて、人民公社が誕生したのであつた。吳芝圃氏はかような事情を次のように説明している。いわく、「河南省においては、本年春、農業生産合作社がさかんに自発的に合併する現象が現われ、麦刈りの時には従前の農業合作社が合併して三万余個となつてしまつた。当時、河南省の各級党委員

会も数千戸以上の大社を重点的に、試験的に設立してみた。例えば、遂平県の崆峒山の衛星社はその一つで、それは本年四月に二十七個の小社が合併して出来た九千三百六十九戸を擁する一つの大社である。麦刈りの後になると、かような大社を設立することはすでに重点的試験からいたる處で開花している大衆的な行動へと變つてしまつた。農村の各地では、小社が合併して大社となると同時に、大に工業を經營し、共同食堂、託児所、幼稚園、養老院等の福利事業を大に經營し、自家用の土地を合作社におさめて、広く社会主義の大協力を展開するにいたつた。都市においても、さかんに工場を設立し、集団生活やその他の福利事業を営むようになった。このことは実質上、すでに人民公社化運動の開始であつた。しかし誰もその性質については理解していなかつた。毛沢東同志の『公社』に関する指示を知つてのち、人々の眼ははじめはつきりと開け、広汎な農村と都市にあらわれたかような新しい組織形式に対してはじめて明白な理解を持つようになり、さらにこの道を歩もうとする信念をかためた。本年八月初め、毛沢東同志は河北、河南および山東にいたつて工作を視察して、また『やはり人民公社を設けるのがよい、その長所は工、農、商、学、兵を一つに合体させることができ、領導に便利であるからである。』という指示を行つたが、これは河南の人民に対してさらに

一つのきわめて大きな啓発であり、鼓舞であつた。かようにして、人民公社の道を進むことがたちまち全省にひろがつて、高潮を形成したのである。」と。以上は呉芝圃氏にしたがつて河南省における人民公社の生成と由来を説いたものであるが、同氏においては、何時ごろ人民公社が出現したかを明かにしていない。

ここに注意すべきは、河南以外の若干の省においても、人民公社の生成以前において、その先駆的形態としての大規模な農業生産合作社が生れ、あるいは集団福利事業などが営まれるようになっていたことである。

河北省においては、大衆は農業生産合作社の人民公社への転化をさして「高昇一級」(「位が一級上る。」という意味)と称しているそうであるが、中共河北省委第一書記林鉄氏によれば、人民公社の設立以前に、かような「高昇一級」の新因素がすでに多くの方面において出現していた。すなわち例えば、水利建設と抗旱闘争のなかで共産主義の大協力を実行したこと、合作社がおこした小さな工場は全省において百三十余万戸に達し、百万以上の農民が工業生産に従事していたこと、食堂、託児所、裁縫班が普遍的に設立され、生活の集団化と労働組織の軍事化を実現したこと、若干の合作社が共同の必要から自発的に連合したりあるいは完全に合併したりしたこと、合作社が郷人民委員会の委託を受けて、

實際上、基層政権の作用をはたしていたこともそれである。⁽⁷⁾

山東省においても、一九五七年の冬、五八年春の大規模な農田の基本建設や五八年夏季の小麦の空前の豊作に際し、社会主義的大協力を行なつたが、六、七月のころには、多くの地方において、大社設立の空気が高まり、一郷一社のものや数郷に一社のものがあらわれた。しかし人々はかような大規模な農業社の性質や名称についてハッキリした考えを持つていなかった。八月九日、毛沢東氏が山東に来て、「やはり人民公社を設立するのがよい。云々」という指示があたえられるに及んでここに人々は驟然と悟るところがあり、爾来、この省における人民公社化運動が急速にすすめられたのである。⁽⁸⁾

遼寧省の大社設立の経験については、中共遼寧省委農村工作部が左のように発表している。いわく、「中央の併社問題の指示の精神と群衆の切迫した要求にもとづいて、遼寧省は本年(一九五八年)五月、小社を大社に合併する工作を行つた。合併後、全省の農業社は従前の九千六百個から一千四百十二個の大社に合併し、一社平均二千百戸前後となつた。そのうち一万戸以上のものは九社、最大の社は一万八千戸であつた。大社への合併と同時に郷の区劃を調整した。全省の従前の二千八百五十四個の郷が合併されて一千二百二十六個の郷となつた。そのうち一郷一社の郷は八三

%を占めており、基本的に一郷一社を達成した⁽⁹⁾。」と。

以上によつて、人民公社は生まるべくして生まれたものであることが明かとなつたであろう。少くとも右述の河南、河北、山東、遼寧等の省についてはそう言いうるであろう。而して中共の当局者はこれらの四省あるいはその他の一、二の省における人民公社の先駆的形態——大型農業生産合作社の設立と運営を通じて、人民公社の理論と実践を十分に学びとり、いまや人民公社を全中国に普及させるべきものであり、しかもそれは可能であることを信ずるにいたつたものであろう。おそらく、かようにして、八月の中旬に、毛沢東氏の口を通して「人民公社」という新しい社会組織の存在が物語られることとなつたものであろう。

(二) 人民公社化運動の全国的発展

まず、人民公社そのものの存在が明かにされ、次いで、「やはり人民公社を設けるのがよい。」と毛沢東氏が語つたことはすでに人民公社が成立していた河南省の人々はもちろん、それが成立していなかつたその他の諸省の人々をも大きな興奮にまきこんだのであつて、それは全国的な人民公社化運動展開の最初の重要な契機となつた。

八月十七日から八月三十日まで、中共中央政治局拡大會議が河北省の北戴河において開かれたが、この會議において、人民公社

中国人民公社序説

の問題も取りあげられ、八月二十九日に、「農村に人民公社をつくる問題についての決議」が通過しており、その全文は九月十日の「人民日報」に發表された。これよりさき九月四日の同紙には、河南省遂平県の衛星人民公社の暫行定款（試行簡章）の草案が發表されている。なお、九月八日、毛沢東氏は最高國務會議において、人民公社設立の運動を歓迎し、積極的指導を強めよと演説した。かような事情は既に成功した先進の人民公社の経験や情況の報道とともに人民公社化運動の促進に大いに役立つことは明らかである。いま、人民公社の發展の経過を示す若干の資料を収録すれば左のごとくである。

一、八月末までに河南全省の農村が人民公社化を実現した。すなわち、「八月末までに、全省の農村にもとからあつた三万八千四百七十三個の農業社（平均一社あたり二千六百戸）を基礎として、すでに大型の綜合性の人民公社一千三百七十八個（平均一社あたり七千二百戸）をつくつてしまつた。人民公社に加入した農家はすでに全省の農家總数の九九・九八%である。ここにいたつて全省の人民公社設立の工作は基本的に終了した⁽¹⁰⁾。

二、九月初めにおける全国の人民公社設立情況は概ね左のごとくであつた⁽¹¹⁾。

1、河南および遼寧の二省はすでに基本的に全省の公社化を實

現した。

2、河北、黒竜江、安徽等の省の人民公社運動は目下、高潮中である。

3、西北各省、長江流域および長江以南の各省は秋の収穫をおわつてのち、順次に人民公社を設立すべく、目下、準備中である。

三、九月下旬ないし九月末における全国の情況については次の二つの資料がある。

(A) 五八年十月一日「人民日報」所載、九月三十日新華社発「全国農村、基本的に公社化を実現」という記事(中共中央農村工作部の統計による。)によれば、当時の情況は左のごとくである。

(a) まず一般情況は左の通り。

1、全面的に農村の公社化を実現してしまつた省、市および自治区は河南、遼寧、広西、青海、河北、北京、陝西、山東、黒竜江、吉林および上海である。

2、農村の公社化がすでに九〇%以上に達したところは山西、広東、湖南、四川、江蘇、浙江および甘肅である。

3、農村の公社化が八五%前後のところは江西、安徽、湖北、福建および内蒙古である。

4、貴州および寧夏は月末(九月末の意味と解せられる。――

筆者)には、農村の公社化を実現しあるいはこれを基本的に実現しうるのであろう。新疆の農業区において公社に参加した農家はすでに八〇%に達しており、十月初めには公社化を実現しうるのであろう。雲南省の農村はすでに二百余個の人民公社を設立しており、十月中には公社化を基本的に実現しうるのであろう。

(b) 人民公社全体の情況とその規模の概要は左の通り。

1、当時、全国の農村には人民公社は合計二万三千三百九十七個あり、参加した農家は農家総数の九〇・四%に達し、平均して一社あたり四千七百九十七戸であつた。

2、十個の省市の統計によれば、五千五百三十八個の公社中において、人民公社の規模(一社あたり参加農家数)は左の通りであつた。

五、〇〇〇戸以下の公社

三、三四三三

五、〇〇〇——一〇、〇〇〇戸の公社

一、六二八個

一〇、〇〇〇——二〇、〇〇〇戸の公社

五一六個

二〇、〇〇〇戸以上のもの

五一一個

また、一県で一個の大公社を設立したものおよび全県の人民公社の県連社を設立したものは十三個の省の統計によればすでに九十四個あつた。

(c) 人民公社化運動がはじまる前に、全国には農業生産合作

全国各省、自治区、直辖市人民公社設立情況
(1958年9月末現在)

地域別	公社摘要	設立された人民公社の数(個)	人民公社に参加した戸数		人民公社一個あたり平均戸数(戸)
			合計(戸)	農家総数中に占める%	
北京市		56	663,124	100.0	11,841
上海市		23	256,000	100.0	11,130
河北省		951	8,402,639	100.0	8,836
山西省		975	3,483,564	100.0	3,573
内蒙古自治区		812	1,561,023	98.6	1,922
遼寧省		428	3,264,579	100.0	7,627
吉林省		481	1,914,547	100.0	3,980
黒竜江省		718	1,946,478	100.0	2,710
陝西省		1,673	3,232,904	100.0	1,932
甘肅省		794	2,006,389	100.0	2,527
青海省		144	245,624	100.0	2,456
寧夏回族自治区		53	201,815	67.3	3,808
新疆维吾尔自治区		389	625,151	59.3	1,607
山東省		1,580	11,347,989	100.0	7,182
江蘇省		1,490	9,127,234	99.4	6,126
安徽省		1,054	7,219,244	100.0	6,849
浙江省		761	5,697,412	100.0	7,487
福建省		622	2,672,839	95.1	4,297
河南省		1,285	10,272,517	100.0	7,994
湖北省		729	6,040,000	96.1	8,286
湖南省		1,284	8,172,440	100.0	6,365
江西省		1,240	3,720,000	92.0	3,000
広東省		803	7,905,553	100.0	9,845
広西僮族自治区		784	4,041,944	100.0	5,155
四川省		4,827	13,676,988	99.1	2,833
貴州省		2,194	3,101,205	94.5	1,413
雲南省		275	1,137,148	31.0	4,135
合計		26,425	121,936,350	98.2	4,614

出所一「統計工作」1958年二〇期(十月二十九日出版) P. 23.

社が七十五万個あつた。そして農村工作部の予測では、公社化以後、全国農村の人民公社の数は約二万五千個から二万六千個になるであろうと見られた。

(B) 雑誌「統計工作」(五八年十月二十九日号) 所載、各省、市、自治区の統計局の統計によれば、九月末における人民公社設立の情況は左の通りである。

この統計に関連して、左のような説明が附記されている。

1、全国の七十万個の農業生産合作社は合併して二万六千四百二十五個の人民公社となった。人民公社に参加した戸数（若干の非農業戸を含む。）はすでに一億二千九十四万戸に達し、全国農家総数の九八・二%を占めている。

2、全国各地を通観すれば、寧夏、新疆、雲南の三つの省ないし自治区における人民公社の發展がやや緩慢であるほか、その他の二十四個の省、区、市はいずれも農村の人民公社化をすでに全部、実現するかあるいは基本的に実現している。

3、人民公社の規模は全国平均で一社あたり四千六百余戸である。そのうち北京、上海市の人民公社の平均戸数は一万戸以上、広東省のそれは平均九千余戸である。一社平均五千—八千戸前後のものは河北、遼寧、山東、江蘇、安徽、浙江、河南、湖北、湖南、広西等の省区である。規模が比較的小さく一社平均二千戸以下のものは、内蒙古、陝西、新疆、貴州の四地区である。

4、すでに人民公社化が実現した地方においては、人民公社の合併工作が進行中である。遼寧省の人民公社は従前の千三百九十二個から合併して四百二十八個となったものである。河南省および広西僮族自治区の人民公社もすでに一部分、合併した。合併の過程において一社あたりの入社戸数が増加している。

四、「人民公社の若干問題に関する決議」（一九五八年十二月十日、中共第八期六中全会通過）は当時の人民公社の發展情況に關して、全国の七十四万個の農業生産合作社が二万六千余個の人民公社に改組されてしまい、公社に参加している者は一億二千余万戸で、それはすでに全国各民族農家総数の九九%以上を占めると述べている。

五、五八年十二月三十一日「人民日報」所載、十二月三十日新華社発の記事は人民公社の設立情況について次のように述べている。いわく、「十月に人民公社はわが国の農村に普遍的に設立されてしまった。國慶節の前夜に公社化を全面的に実現した省、市、自治区以外の省、区においては雲南および新疆の一団の農村をも含めて、人民公社は基本的に十月に設立されてしまった。十一月初めの統計によれば、農業生産合作社はわが国の農村においては、すでに過去のものとなり、全国各族農民の九九・一%、一億二千六百九十余万戸が二万六千五百余個の大であり公である人民公社を組成してしまっており、平均して公社一個あたり四千七百五十六戸に達している。」と。

以上の諸統計を要約してみると人民公社が一九五八年七月、河南の一角に生れて以来、未だ半年も経ていないのに、次のようなことがおきているということが出来る。すなわち全中国の農家の

総戸数は一億二千八百余万戸と見られるが、従前においては、これが七十万個ないし七十五万個の農業生産合作社に組織されていたのであり、したがって当時の一社あたり平均の参加農家数は七十戸あるいは百八十三戸と算出される。ところが今や全農家総数の九九・一％、すなわち一億二千六百九十余万戸の農家が二万六千五百余個の人民公社に組織されてしまったのであつて、一社あたり平均の参加農家数は四千七百五十八戸となり、一社あたり平均の参加農家数においては、農業生産合作社時代に比較して二十五倍ないし二十八倍となつてゐる。

なお人民公社化運動は単に農村にとどまつてはなかつた。農村にはじまつたこの運動が都市にまで波及し、都市にも人民公社が設立されたところがある。例えば河南省がそれであつて、この省においては、人民公社化の高潮はまことに猛烈なものがあつた。たちまちのうちに点から面にひろがり、全省の広大な農村に普及し、かつ都市にも影響をあたえた。都市においては、それぞれ居住地、工場、学校、機関、団体を単位として、また普遍的に人民公社を試験的に設立した。……この運動がはじまつてからまだ二、三ヵ月しかたたないのに、全省の広大な農村と都市はすでに公社化してしまつた⁽¹²⁾。という。

ともあれ、人民公社は西藏および若干の地区をのぞき、全中国

の農村においては、すでに普遍的に設立されてしまつた。

中国における人民公社化運動が比較的短い期間に叙上のような成績をおさめることができた原因はどこにあるか。一九五八年十二月の中共第八期六中全会の「人民公社の若干問題に関する決議」は人民公社化運動の発展が速やかであつた状況を述べたのちにいわく、「このことは人民公社の出現が偶然のものではなく、それがわが国の経済と政治の発展の産物であり、党の社会主義整風運動、社会主義建設の総路線および一九五八年の社会主義建設の大躍進の産物であることを表明している。」と。

私は人民公社化運動の発展を速かならしめた要因としてとりわけ、左の諸点を指摘する。

- 一、この運動が農民大衆の高まりつつある社会主義的自覚を土台として自発的に推進されたこと。
- 二、農村における生産力の一層の発展の要求および現実の増産が新しい生産関係の発展を促がしたこと。
- 三、人民公社が社会組織として農業生産合作社に比し幾多の優越点を持つてゐること。
- 四、中央および地方の中国共産党指導者の人民公社化運動についての領導が適切であつたこと。
- 五、五八年八月下旬以降、とくに急迫化した台湾海峡の情勢が

民兵組織を内包し、組織の軍事化をスローガンとする人民公社の普及を促がしたこと。

六、人民公社の設立に際し、情況によつては「上部は動かしても、下部は動かさない」という方法をとつたこと。

右のうち最後の点については、若干の説明が必要であろう。これは一九五八年八月の中共中央の「農村に人民公社を設立する問題に関する決議」の三において指示されたところである。すなわち「合併して大社となり、これを公社に切り替えて行く場合には、かならず当面の生産と密接に結合させ、たんに当面の生産に影響をあたえないばかりではなく、この運動を生産のさらに大きな躍進を推進させる一つの巨大な力とするようにしなければならぬ。このために、合作社合併の初期においては、『上は動かしても下は動かさない』という方法を採用してよいのである。すなわちまずもとの各小社が連合して大社の管理委員会を選出し、上部機構を確立し（原文では「搭起架子」（棚を掛ける）という語を用いている―筆者。）、統一的に仕事の段取りの計画を樹て、もとの各小社を耕作区あるいは生産隊に改めるが、元来の一団の生産組織と管理制度は暫く変更せず、従来のまままで経営を行い、合併により調整すべきものや合併中に解決すべき一切の具体的問題は、後日、さらに合併し、次第に整理し、次第に解決して行き、これによつ

て生産が影響を受けないようにするのである。」とある。右の中共中央の決議が「人民日報」に発表せられたのは九月十日のことであるが、この日の同紙は「先ず人民公社の架子を立てかけよ。

（先づ人民公社的架子搭起来）」と題して、右の方式の採用の必要について特に論じている。かつて、一九五五年下半年以降、農村においては農業生産合作社の設立運動が、都市においては私営商工業の全行業による公私合営化の運動が急速に進展し、かつ成功したことがあつた。もちろんこの二つの運動の動因は多元的であつたが、その運動の短期間における成功の一因としてはおなじく、「上部は動かしても下部は動かさない」方式があわせて採用されたことを指摘しうるのである。したがつて、人民公社が全中国に普及したからといつて、人民公社の問題がすべて解決されていることを意味するものではないことを注意しておかなければならない。

註(1) 陳伯達「全新的社会、全新人」紅旗「五八年第三期（七月一日）一〇頁、同氏「在毛沢東同志的旗幟下」同上誌第四期（七月十六日）八頁。

(2) 遂平県隋岬山の衛星人民公社は人民公社發展史上まことに重要な意義を持つ存在であるが、その設立の時期については二説がある。第一説は一九五八年四月とするものである。例えば中共遂平県委員会副書記趙光氏は「人民公社帶來的變化―介紹遂平県衛星人民公

- 社」(「人民日報」五八年八月十八日所載)という一文において、「河南遂平縣衛星人民公社は二十七個の農業生産合作社が四月二十日に合併して成つたものである。」と記している。また五八年九月四日の「人民日報」は衛星人民公社試行簡章(草案)の全文を掲載しているが、その編者註のなかに同説を採用している。したがって邦文「人民中国」および「中国の人民公社化運動」(五八年十一月、北京、外文出版社発行)のなかの右公社定款の訳文の註にも右の編者註が訳載せられている。第二説は五八年七月に設立されたとなすものである。例えば五八年九月二日の「人民日報」の記事「河南農村実現人民公社化」は「七月に、遂平縣衛星人民公社建立後、人民公社設立の工作が全省の各地において試験され、また展開された。」とある。本文中に所説を紹介してある吳芝圃氏は五八年四月に農業生産合作社としての衛星社が設立されたとする。しかし同氏はこの衛星社が人民公社になつた時期を明かにしていない。
- (3) 清豐県供銷社「購買需求日新月異的清豐県」(「中央合作通訊」五八年十月、四頁。しかしこの記述も衛星人民公社よりもさきに清豐県の人民公社が完成したこととなり、疑点がある。
- (4) 「人民日報」五八年八月十八日。
- (5) 「人民日報」五八年八月三十日。この人民公社の戸数は三千七百五十五戸、人口一万五千、耕地十萬八千中國畝である。
- (6) 吳芝圃「由農業生産合作社到人民公社」(「紅旗」五八年九月十六日(第八期)、五一—八頁。
- (7) 林鉄「河北省的人民公社運動」(「紅旗」五八年十月一日(第九期)一七頁。

中國人民公社序説

- (8) 譚啓竜(中共山東省委第一書記)「還是奔人民公社好」(「紅旗」同上号、二—二二頁。
- (9)(10) 「人民日報」五八年九月二日。
- (11) 「高舉人民公社的紅旗前進」(「人民日報」九月三日の社説。
- (12) 吳芝圃、前掲、五頁。

三、人民公社の性格分析

人民公社は中国の社会に新しく生れた一種の基本的な社会組織であり、集団的な社会単位である。

一九五八年九月三日の「人民日報」の社説「人民公社の紅旗を高くかかげて前進しよう。」は人民公社の基本的特徴として二つのことを指摘している。その一は「大」であり、他は「公」である。「大」とは大きいことであり、それは公社の規模が大きく、人が多く、土地が広く、大規模な総合的な生産建設をすすめるのに都合がよいことである。農、林、牧、副、漁が全面的に發展するだけでなく、工、農、商、学、兵が相互に結合している。「公」とは公共的であるということであり、それは人民公社が農業生産合作社に比較して、一層、社会主義化しており、一層、集団化していることである。

この「人民日報」社説の所論はまことによく人民公社の基本的

特徴を指摘したものであるが、私はこの所論にあらわれた二つの基本的特徴を経とし、その他若干の特徴を緯として、人民公社の性格を解明したい。

なお、人民公社の性格分析に際しては、次の三つの文献がとくに参考となるが、今後の引用においては、それぞれ、附記のような略称を用いることとする。

一、「農村に人民公社をつくる問題についての決議」(一九五八年八月二十九日、河北省北戴河において開かれていた中国共産党中央政治局拡大会議を通過。九月十日、「人民日報」に発表)——「北戴河会議の決議」と略称する。

二、河南省遂平県衛星人民公社暫行定款(草案)(一九五八年九月四日、「人民日報」に発表)——「衛星公社定款」と略称する。
三、「人民公社の若干の問題に関する決議」(一九五八年十二月十日、武昌において開かれていた中国共産党第八期中央委員会第六回全体会議を通過、十二月十九日、「人民日報」に発表)——「武昌会議の決議」と略称する。

(一) 人民公社の成立

現在までのところ、人民公社は一般に農業生産合作社の合併によつて成立している。しかしながら人民公社の組織に吸収せられるものの全部が農業生産合作社であるわけではない。すなわちこ

れを農村の人民公社について見ても、農業生産合作社に参加していない単独農家が人民公社の組織に吸収される場合があり(衛星公社定款第五条後半参照)、また元来、国家の機構に属していた農業機関、商業機関、金融機関、財政機関、教育機関等が人民公社の管理に帰し、それと一体をなす場合がある。⁽¹⁾さらに都市においても人民公社が設けられており、この場合には居住地(原語——「街道」)、工場、学校、機関、団体を単位として設けられている。⁽²⁾

以上いずれのものが人民公社成立の一翼を形成しようとも、人民公社の設立は関係人民の自発的意志に発するものでなければならぬとされている(衛星公社定款第一条参照)。党あるいは政府は人民公社の設立について領導はするが、決して強制はしないのである。但し、階級闘争が十分に利用される。かようなことは、私営商工業や農業の社会主義改造に際して、従来から採られてきた方針であるが、今回においてもそれが貫かれている。

なお、ここに武昌会議の決議が都市における人民公社の設立をあまり急いではならないと警告していることを附言しておきたい。その理由として、この決議は都市と農村とは左の点において異つてゐることを指摘している。第一に、都市の情況は農村に比して複雑であること、第二に、社会主義の全民所有制が都市においては既に所有制の主要形式となつており、工人階級が領導する工場、

機関、学校（一部の職員、工人の家族を除く。）はすでに社会主義の原則にしたがつて高度に組織化されたから、都市の公社については、若干、農村と異なる要求を提出せざるをえないこと、第三に、目前の都市にいる資本家と知識分子中の多くの者の資産階級思想が未だ相当に濃厚であり、かれらは公社に対して未だ心配を持つており、この一部の人々に対しては、待つてやらなければならぬことこれである。この故に、都市においてはひきつづき試験的に人民公社を設けて行くべきであるが、一般には急いで多数に設立するようなことをしてはならず、大都市においては、一層、緩徐に、ただ漸進的進展をはかるようにつとめ、経験が多くなり、思想の通じない者が通ずるのを待つて、改めて大量に人民公社を設けるようにしなければならぬというのである。河南省における人民公社化運動の勢を全国に及ぼしたならば、中国の大、中諸都市の人民公社化も急速に進められてしまうのではないかと望ましえられたが、この決議はかような動きにブレーキをかけたものである。とりわけ注目に値するのは都市の資本家および一部の知識階級の持つている濃厚な資産階級思想が都市における人民公社化運動の「足踏み」の一因として指摘された点である。

（二） 人民公社の規模

人民公社は農業生産合作社に比して、その規模がはるかに大きい。

人民公社の規模に関連して、「一郷一社」あるいは「一県一社」ということが言われる。中国の「郷」は中国の最小の基本的行政区劃であるが、わが国の村位の広さにあたるもので、「一郷一社」とは一つの村に一つの人民公社を設けることである。中国の「県」はわが国の郡位の広さにあたるもので、「一県一社」とは一つの郡に一つの人民公社を設けることである。

北戴河会議の決議は人民公社の規模について次のように述べている。いわく、「公社を組織する規模はいまのところ一般には一郷一社、二千戸前後とするのが比較的に適當である。面積が広く、人烟稀少な地方においては、戸数を二千戸より少なくし、一郷に数社を設けてもよい。地方によつては、自然の地形条件と生産發展上の必要にもとづき、数郷をあわせて一つの郷とし、これに一社を設け、戸数を六千ないし七千程度としてもさしつかえない。一万戸または二万戸以上に達するものもあながち反対するには及ばないが、いまのところ積極的に提唱する必要はない。」と。ところが、中共河北省委員会の「人民公社設立に関する指示」が人

民公社の規模について定めているところは若干異なる。すなわち「一般の平原地区は一万戸前後をもつて一社を劃するのが適當である。大衆がやや大きなものを希望するならば、それでも差支はないが、一万五千戸をこえてはならぬ。地区が広く、人烟稀少な山間においては、また二千戸より少なくし、あるいは一郷に数社としてもよい。」と、これによつて見れば、後の「指示」は前の決議よりも公社の規模について大きな標準を考えている。

なお「一県一社」の人民公社もあらわれている。河北省徐水県、河南省修武県、山東省高唐県などはそれである。黒竜江省肇源県も金県に一個の人民公社で、三十九個の郷鎮を含み、人口二十一万である。⁽⁴⁾

「一県一社」とまで行かない場合においても、県を単位として連合社（原語——「連社」）を作ることが行われている。武昌會議の決議は人民公社の所有制を集団所有制から全民所有制に漸次に移行させるために、各県は普遍的に県連社を設けなければならぬと指示している。

前節にすでに記したように、一九五八年十月一日の「人民日報」所載の記事は一県で一個の大公社を設立したものおよび全県の人民公社の県連社を設立したものは十三個の省の統計によれば、すでに九十四個に達していたと述べている。

さて、現実に設けられた人民公社の規模の一斑については、前節において述べておいた。そこで指摘したように、全国平均による人民公社の規模は一社あたり平均四千六百—四千七百余戸であり、従前の農業生産合作社の一社あたり平均戸数が百七十一—百八十余戸であつたのと比較すれば、人民公社の規模は農業生産合作社の二十五—二十八倍の大きさとなる。

吳芝圃氏によれば、河南省の人民公社の規模は大体において左の通りである。人民公社総数は一千三百五十五個で、一社平均の戸数は七千五百余戸である。公社の規模を分解すれば、五千—一万戸は七百九個、一万戸以上は一百五個、五千戸以下は五百三十九個である。平原地区は一般に一万戸前後で、山間は一般に二、三千戸である。従前の農業生産合作社の場合に比し、その規模は十倍から数十倍の大きさである。⁽⁵⁾

かようにして、一つの人民公社に参加している農家の数は農業生産合作社の場合よりもはるかに多数にのぼっている。このことはさらに人民公社が把握しうる労働力がより大であり、その支配する地域がより大であり、またその利用しうる資源がより大であることを意味する。⁽⁶⁾ さらに進んで言えば、人民公社はこれらのより大きな生産要素を、より統一的に、より計画的に、より効率的に使用してより大規模に生産の発展に役立たせうることを意味す

るのである。かくして、それは技術革命、文化革命の要請に応ずるものであり、中国の社会主義社会建設のテムボを早めるものである。

國務院副總理李先念氏は河北、河南両省の人民公社の視察旅行の結果にもとづいて、現在においては一県一社（河北徐水県や河南修武県が採つている。）の形式よりも一県数社で県連社を持つ形式の方が望ましいと主張している。ただし同氏によれば、一県一社には左のような二つの問題があるからである。一は全県において独立採算制を実施したのち、如何にして下部の社や隊の経営の積極性をさまざまにやつて行けるかに問題があり、二は賃金を調整する場合に、元来の各社、隊の経済条件と生活水準の差異を如何にして合理的に顧慮すべきかに問題があること、すなわち低い水準に統一すると一部の地域の者は生活水準を引下げねばならず、高い水準に統一すると蓄積に影響するのである。⁽⁷⁾

河北省においては、人民公社の発展の新情勢にしたがい、区の組織の撤廃、県の区劃の調整と拡大をはかろうとしている。既掲の中共河北省委員会の「人民公社の設立に関する指示」はいわく、「社会主義建設事業の大躍進の必要に適應し、小社の大社への合併、人民公社の設立と郷社合一の新情況に適應するため、現在の区の組織は一律に撤廃し、現在の県の区劃も適當な調整と拡大を

行わなければならない。平原地区の県は一般に人口八十万前後（多きものは九十万、少きものは七十万）に拡大し、丘陵地区の県は人口四十万ないし五十万に拡大し、山間の県は人口二十万ないし三十万に拡大するのが比較的に適當である。」と。⁽⁸⁾ 林鉄氏も河北省について、「農村公社化の新形勢に適應して、県の規模も大に調整する必要がある。われわれは全省の百四十七個の県を合併して七十個ないし八十個の県にしようとしている。」と述べている。⁽⁹⁾

(三) 人民公社の事業

人民公社の営む事業についてまず指摘しなければならぬことは、その多面性である。すなわち人民公社の営む事業は政治、経済、社会、教育・文化および軍事等すこぶる多方面にわたつている。これは前段に指摘した人民公社の規模が大であることと関連がある。

人民公社の事業を示すためには、「農、林、牧、副、漁全面发展」、「工、農、商、学、兵相互結合」あるいは「政治、経済、文化、軍事全面結合」などの語句が用いられているが、これによつて、公社の事業の多面性ないし綜合性を察知することができよう。人民公社発展の由来から考えれば、人民公社は大規模な農業生産の単位として把握せられがちである。目下のところ、大部分の

人民公社の業務の重点はたしかに農業生産の増進におかれているであろう。しかし人民公社の事業はそれに尽きるものではないのである。人民公社は今や農民の消費の単位ともなっており、農業以外の経済事業をも営んでいる。また、人民公社は経済上の単位にとどまっておらず、政治上の単位でもあり、さらに教育・文化、社会、軍事等の事業をも営んでいる。しかも、人民公社においては、これらの各種の事業を公社の統一的指導のもとに、密接に結合して、能率的に遂行しうるのである。

いま、衛星公社定款やその他の資料にもとづいて、人民公社が営んでいる事業の一斑を表示すれば左のごとくである。

一、経済上の事業ないし任務——(イ) 農業の発展、(ロ) 工業の発展、(ハ) 交通、郵便事業の発展、(ニ) 商業の経営、(ホ) 金融業の経営、(ヘ) 財政業務の遂行、(ト) 国家計画に照応した自己の経済計画の樹立と実行。

二、教育・文化上の事業ないし任務——(イ) 学校の経営、(ロ) 大衆的な文化、娯楽、体育活動の促進。

三、社会上の事業ないし任務——(イ) 集団福利施設(共同食堂、託児所、養老院等)の経営、(ロ) 医療機構の整備、(ハ) 居住条件の改善、(ニ) 共同墓地の設置。

四、軍事上の事業ないし任務——(イ) 全人民の武装、(ロ) 民

兵の組織と訓練、(ハ) 兵員の動員と復員軍人の配置。

五、政治上の事業ないし任務——政社の合一。

以上のうち、若干の事業については、人民公社の特徴を形成しているものがあり、ここに立入つて考察しておきたい。

(1) 農業と工業の同時発展

社会主義建設の総路線は工業と農業の同時発展、中央工業と地方工業の同時発展、大型企業と中小型企業の同時発展——いづれも重工業の優先的発展を前提としている。——を要求しているが、人民公社こそは農業の側から出発し、また地方の中小型工業から出発して、この要求を満足するための最適の形態とされている。

一九五八年十二月三十一日の「人民日報」は、不完全な統計によれば、現在全国の県および公社が経営する各種の工業単位は六百余万個に達していると報じている。これらの生産単位のなかで最も多いものは農機具工場と土法による化学肥料工場で、他は冶金、石炭、石油、建築材料、紡織、食糧加工、日用軽工業品、食品工業等の工場ならびに小型の発電所、動力所等である。以上のうち、冶金、石炭、石油、建築材料および動力等の工業は大部分、人民公社化以後、おこされたものである。人民公社の経営する工業は現在のところ、一般に、数が多いが分散しており、小規模で、伝統的な技術を採用している。しかし、かように手近かなところ

より出発して、工場の連合化、大規模化、技術の近代化を達成しようとしているのである。工場の連合化については山東省高唐県（一県一社である。）の例がある。この県においては、一九五八年の工業の大躍進以来、合計一万三千余個の工業生産単位を作ったが、その後、生産発展の必要にもとづいて、これを百三十七個の連合工場に合併した。ところが人民公社化以後においては、さらに一步をすすめて、公社の連合工場、耕作区の連合工場および生産隊の加工所の三つに連合させてしまった。⁽¹⁰⁾

武昌會議の決議は人民公社による工業と農業の同時発展を求め、かつ「人民公社の工業生産は農業の生産と密接に結合し、まず農業の発展と農業の機械化、電気化のために役立ち、同時に社員の日常生活の需要を満足するために役立たねばならず、また国家の大工業と社会主義の市場のために役立たねばならぬ。」と指摘している。

人民公社における農業と工業の同時発展に対しては、さらに深い期待が持たれている。それは武昌會議の決議も指摘するように、農村の所有制の全民所有制への移行を促進することと都市と農村の差別、工人と農民の差別を縮小することである。

なお、人民公社による工業の発展が婦人の家庭労働よりの解放を促がした側面のあることを附記しておかねばならない。山東省

高唐県人民公社の計算によれば、過去において、人口一万のうち、製粉、裁縫、製靴等の家庭労働に一千九百二十五名の婦人の労働を必要としたが、工業をおこしてのちは、糧食の加工（機械を主とし、一部手工）に八十人を用い、製靴（機械と手工の両種）に百人を用い、服装（完全に機械を用う。）に二百人を用い、合計三百八十人で、過去の七千余人の仕事を代替してしまい、残った労働力はその他の方面に向けることができたという。

農村には単独の手工業者や手工業生産合作社を結成していた手工業者があつた。しかし人民公社の設立に伴い、これらの手工業者もおそらく早かれ人民公社の経営する工場に参加することとなるであろう。

（2）教育事業の発展

社会主義建設の総路線は技術革命と文化革命の積極的推進を打ち出している。これに関連して、教育の側面においては、全党全民による教育の遂行、教育の政治ないし無産階級への奉仕、教育と生産労働の結合が強く叫ばれるようになっていく。人民公社はかような教育上の任務を遂行する適切な一形態と見られているのである。

武昌會議の決議は「公社はさらに責任をもつて小学、中学および成人教育を適切に経営しなければならぬ。全国の農村において、

小学教育を普及し、全日制の中学と半日制の農業中学あるいはその他の中等職業学校を適切に経営し、漸次に中等教育の普及を達成しなければならぬ。」と指示している。

江蘇、河南、湖北、四川等の省の一部の公社の材料から見ると、人民公社は一般に公社の管理委員会、作業区あるいは大隊、生産隊の三級がそれぞれ学校を経営している。学校経営の形式には全日制の学校、半工半読ないし半耕半読の学校（一面仕事をし一面勉強する学校）、業余学校（補習学校）の三種がある。公社の業余学校には四つのコースがある。一は業余文化技術学校（文盲状態を離脱した大衆が学習する。）、二は業余師範（教師を培養する。）、三は紅專学校（幹部の「紅」―共産主義的自覚―と「專」―業務上の専門的知識―を深める。）、四は專業学校（各種の技術人材を養成する。）である。公社は一般に託児所、幼稚園、小学、中学を一体として経営している。江蘇省漂陽県の楊庄人民公社では幼稚園から大学までの教育体系と業余教育体系を持つている。人民公社が成立するや、多数の公立学校が人民公社の管理に帰せしめられ、その地方の全部の学校が統一的、合理的に経営されるようになっていく。人民公社のもとにおいては、教育と生産労働が適切に結びつけられており、とくに強調すべきは党の教育に対する領導が強化せられた点である。⁽¹¹⁾

人民公社による教育の普及にはもとよりいろいろなねらいがあるが、とくに、大衆に対する共産主義的徳の普及とその向上、さらには、頭脳労働と体力労働の差別の縮小が期待されているのである。

(3) 集団福利事業の経営

全国の農村の人民公社においては、共同食堂（原語―「公共食堂」）、託児所、幼稚園（原語―「幼兒園」）、養老院（原語―「幸福院」）又は「敬老院」等の集団福利事業を営んでいる。人民公社が「生産の組織者」であるのみならず、「生活の組織者」であるとせられる一面がここに存するのである。一九五八年十二月三十一日の「人民日報」の記事によれば、全国の農村の公社が設けている共同食堂は二百六十五万余個、託児所、幼稚園は四百七十五万余個、養老院は十万余個である。これらの組織は婦人を家庭労働から解放し、一般労働力利用の効率を高めたのみならず、従前においては顧みられることもなかつたであろう貧苦の家庭の児童や寄辺のない老人に対しても快適な毎日を保証することとなつた。特に強調すべきは一九五八年の豊作を基礎として、多くの共同食堂において「吃飯不要錢」（食事無料）を実行するにいたつたことである。

人民公社と言えば共同食堂を連想するほど共同食堂は人民公社

の重要な特徴となつてゐる。いま一、二の資料によつて、共同食堂運営の概要をうかがえば左のようである。

河南全省には二十六万余個の共同食堂があるが、その六〇%の共同食堂は専門に幼児の食堂と老人の食堂（「幸福食堂」と呼んでいる。）を附設している。そうでないところでも老人と小児のために専用の料理場を設けている。かようにして、老人向の食事、小児向の食事が用意されている。

全省の九〇%以上の共同食堂には専ら妊婦、病人および来客用の料理場を設け、食堂はできるだけこれらの人々の特殊の需要を満足させることにつとめてゐる。例えば妊婦のために酸味と甘味のある料理を用意し、病人には全部に鶏卵を供し、来客のためには料理を増加するようにしてゐる。産婦に対する配慮はとくに厚く、各人民公社の産院には産婦のための料理場を設けており、入院期間中は公社は一定数量の鶏卵と砂糖を配給している。以上、特殊の需要のある者に対しては、材料を家に持ち帰つて自から料理することを許しており、また社員が自からおかずを持つてきて食堂で食事をすることを許している。

食堂のなかには小食部、小売部、五味台および加工部が設けられており、社員の熱烈な歓迎を受けてゐる。小食部と小売部は各種の塩漬にした野菜、塩漬卵や河南人が好んで食べる酸菜（白菜

に熱湯をかけ密封して酸酵させた漬物）や唐辛子等を売つてゐる。五味台の上には塩、醋、唐辛子をかけたうどん、んにくの汁および五香麵（一種のうどん）がおいてある。加工部は社員のために各種の料理の加工を引受けている。例えば社員が二個の鶏卵、一羽の鶏、一匹の魚、一たばの野菜を加工部におくり、若干の加工費をおさめさえすれば、美味な料理を口にする事ができる。かような制度を利用して、一家団らんの昼食をとる者もある。⁽¹²⁾

右の事例によつて知られるように、老人、子供、妊婦、産婦、病人、来客には食堂の側で特殊の配慮を行うとともに、一般の人々の多様な需要を一応満足させるためには、各人の貨幣の支出を促す制度が並用されている。

山東省長清県の万徳人民公社においては、社員の要求にもとづき、公社の党委員会が共同食堂の改善問題を取上げるようになり、社員の自由な希望意見の発表、党委員会の幾度かの研究を経て、集団的な生産と生活に有利であるという前提のもとに、若干の原則と制度を定めた。すなわち全社の百五十四カ処の共同食堂は「よく煮た物を食べ、熱い物を食べ、腹いっぱい食べ、うまい物を食べる」という原則にもとづいて、個人の自由に対して左のような若干の伸縮性のある規定を設けた。すなわち、共同食堂はできるだけ一家に一つのテーブルをつくるようにし、あるいは自由に

テーブルを結合して食事をするようにする。二、浪費を防止するという条件のもとにおいて、社員が食堂で食事することを希望しなければ家に帰つて食事をしてさしつかえない。三、雨天、休日の会食のおり、あるいは家に老人、子供、妊婦、産婦がある時には、食堂から糧食と野菜を受取つて、家に持つて行つて自から食事を作つてよろしい。四、食堂は社員に五〇%の食用油と一部の野菜を分給し、社員が自からおかずを作ることができる。五、社員の家に近い友人が訪れたときには、食堂は来客用の食事をつくつて接待することができ、あるいはまた油、食糧、野菜を家に持ち帰つて自から食事をつくつて来客を接待することができる。六、養老院、産院、託児所、幼稚園には別に料理場を作ることができる。七、各公共食堂には現金取引の小売部を普遍的に設け、比較的に上等な食料品、おかず、調味料、煙草、酒、菓子、茶の葉等を小売し、社員の需要を満足させる。

この公社は共同食堂の成立と同時に四つの物を保留した。(これを「四保留」という。) すなわち社員の家の鍋や竈を保留して、社員が集団食堂に参加するとともに、家で食べたい物をつくり、親しい友人を招待することができるようにした。市場を保留して、社員が各種の生活資料を交換するのに便した。一般の料理屋、酒場、茶をのむ茶店を保留して、通過する旅客や社員の需要に供し

た。十余ヶ所の酒釀場、製菓工場、醬油醸造所、搾油所、製粉所等各種の仕事を保存して、各種の副食品を大量に生産して、小売部に供給して小売させた。⁽¹³⁾

右の事例は、「四保留」をのぞき、その他の諸点については、改善策実施前にはここに記したことと反対のことが行われていたことを物語るものであることを注目すべきであらう。

共同食堂においては、如何なる程度の食事が提供されているか。この点については、彼の地の新聞に献立表なども散見されるが、一般の農民からみればかなり上等なものようである。広東省の事例では毎日、三回、無料で、普通の白米の飯を満腹する程食べさせる方針をとつており、その場合に、一人あたり毎日平均三十斤の米で十分であるという。五八年十一月二十四日、中共広東省委員会が発した指示によれば、十二月中旬までに野菜は一人あたり毎日二斤を供し、肉類は一人あたり毎月、三回あるいは三回以上を食べることができることを要求し、明年(五九年)の下半年以降には一人あたり毎日二兩ないし六兩(一兩は日本の約十匁)の肉を食べることができるようにせよとある。これによつて見れば、野菜や肉の摂取は未だ十分であるとは言えないが、米飯を腹一杯食べることができるようになってくることは重要である。これはひとえに一九五八年の食糧の増産に負うており、広東省にお

いては一人あたり約一千七百万斤の食糧を保有しうるにいたつてい
る。過去においては、広東省人は白米のほか雑糧を食べ、普通の
白米の飯のほかは、かゆを食べてきたものである。⁽¹⁴⁾

養老院は主として身寄りのない老年の社員や傷痍軍人の入院の
ために設けられているものであるが、男子六十五才以上、女子六
十才以上の社員はたとい子女の扶養を受けることができる者であ
つても入院する権利を持つてゐる。後者に属する老人が入院した
場合には、随時、家に帰つて、子供や孫と団らんすることができ、
また子供や孫は養老院に老人を訪れてその責任をつくすこともで
きる。養老院の目的は老人をして安静にして快適な環境のうちに
その幸福な晩年を過させるにある。養老院は老人のために衣食住
をはじめ医療、喪葬を引受けてゐる。⁽¹⁵⁾

ともあれ、今や、中国においては、人民公社を通じて、「揺籃か
ら墓場まで」の生活が保障されることとなつたのである。

生活の集団化にともない、中国国内においても「家庭」がある
のかどうか、夫婦や親子の愛情が薄くなるのではないかなどの疑
問が生じているようである。⁽¹⁶⁾ この点に関する一つの解答は生活の
集団化によつて婦人が家庭の労働から解放されたことが、女子を
して真に男子と対等ならしめることとなり、このことが社会的地位
や財力に支配された従前の夫婦関係や家父長専制の旧い家庭を

至純至情の愛情で結びつけられた新しい夫婦関係や新しい家
庭を生むのであるとなすもののである。⁽¹⁷⁾

以上のほか人民公社の事業のうち、特に論じておくべきものは
国家の財政、貿易、金融業務の遂行、軍事上の業務、政治上の業
務等があるが、これらは問題の性質にしたがつて、別に項を設け
てこれを論ずる。

(四) 人民公社の管理機構

人民公社の管理機構の一斑は左のごとくである。

一、社員代表大会——公社の最高管理機関であつて、公社の重
大な問題がここで討議され、決定される。社員代表大会には各生
産隊および各方面（例えば婦人、青年、老人、文化・教育関係者、
医務関係者、科学技術関係者、工業関係者、商業関係者、少数民
族など。）の代表的人物が含まれる。

二、管理委員会——社員代表大会によつて選挙され、社務を管
理する。管理委員会は社長一名、副社長若干名、委員若干名をも
つて構成し、その下に若干の部あるいは委員会を設けてそれぞれ
関係事務を分担する。管理委員会は常務委員を選出して日常の事
務を処理させることができる。

三、監察委員会——社員代表大会によつて選挙され、社務を監
察する。

以上の社員代表大会、管理委員会および監察委員会の任期はいずれも二年である。

四、生産大隊と生産隊

人民公社の生産組織は管理委員会のもとに、まずいくつかの生産大隊（管理区ともいう。）に分けられ、生産大隊はさらに幾つかの生産隊に分けられて、「統一領導と分級管理」が行われている。生産大隊は生産を管理し、独立採算制を採る単位であつて、損益は公社が一括して処理する。生産隊は労働を組織する基本単位である。農業の機械化が実現したときには生産大隊毎にトラクター隊をつくる。工場、鉱山、林場、牧場などのうち、比較的規模の大きなものは公社が直接に管理し、比較的規模の小さいものは生産大隊に管理をまかせることができる。小型の機械や設備は生産隊に管理をまかせてもよい。

大隊には社員代表大会を設け、その大隊の社員代表大会代表によつて構成される。大隊の社員代表大会は大隊長一名、副大隊若千名、委員若千名を選出して大隊管理委員会を組織し、監察主任一名、副主任若千名、委員若千名を選出して監察委員会を組織する。その任期はいずれも一年とする。生産隊は隊社員大会が隊長一名、副隊長若千名を選出して組織した隊務委員会によつて活動を指導される。

公社の管理機構については、簡素化を励行し、管理人員全員の賃金が全社の賃金総額の1%をこえてはならない。

公社は民主的管理を実施する。

以上は衛星公社定款第十二条、第十三条、第十四条、第二十四条によつて、人民公社の管理機構を概説したものである。

管理委員会↓生産大隊↓生産隊という生産管理の組織は大体上一郷一社の場合を前提している。全県にあつた数個の人民公社が合併して一県一社となつた場合には、従前の人民公社を「戦区」と呼んでいる事例がある。例えば山東省高唐県人民公社におけるが如くである。黒竜江省肇源県人民公社の場合には、県を分けて十五個の「作業区」とし、作業区を生産大隊に分け、生産大隊を生産小隊に分けている⁽¹⁸⁾。

一九五八年十二月末から一九五九年一月初めにかけて蘇州において開かれた江蘇省公社経営管理会議は管理区（生産大隊）は五百戸前後、生産隊は五十戸前後を適當とすると述べている。⁽¹⁹⁾

若し人民公社が純粹に農業生産のための集団組織であるならば、人民公社の管理組織に関する説明は以上をもつて終えることができよう。ところが、現実にはかような管理組織に対し、行政組織、党組織、軍事組織が結合せられているのであつて、ここに人民公社の一つの重要な特徴を看取しうるのである。以下この点につい

て考察する。

(1) 政社の合一

人民公社が一郷（あるいは一県）に一社で、しかも、経済、文化、軍事をも管むものであるならば、郷（あるいは県）の行政と公社の経営を二本建とする必要がないので、ここに政社の合一が実行されるのである。すなわち郷人民代表大会の代表は公社の社員代表大会をかね、郷人民委員会の委員は公社の管理委員会の委員をかね、郷長は社長をかね、副郷長は副社長をかね、公社の管理委員会の事務機構は郷人民委員会の事務機構をかねるのである（衛星公社定款第十一条参照）。かようにしていわゆる「基層経済組織と基層政権組織の結合」が見られ、また武昌会議が「人民公社はわが国社会主義社会機構の工农商学兵相結合の基層単位であり、同時にまた社会主義政権組織の基層単位である。」と規定しているゆえんを知るのである。中国の古い社会においては、国家による直接統治は果までにとどまつており、郷村は自治にまかせられていた。これを思えば、前記のような政社の合一は中国社会経済史上の一大変革であると言わねばならない。

(2) 党との結合

北戴河会議の決議は「政社の合一を実行するを要し、郷の党委員会は公社の党委員会をかね、郷人民委員会は社務委員会をかね

る」と述べている。郷の党委員会が公社の党委員会をかねるのは党の公社に対する領導を強化するためである。ところが、その後、公社には党は不必要であり、かくしてこそ「党社の合一」が実行しえられると主張する者があらわれたようである。そこで武昌會議の決議は「人民公社の適正経営の根本問題は党の領導を強化することにあり。」としてかような見解に批判を加えている。なお、中共河北省委員会の「人民公社設立に関する指示」は人民公社における党および民主団体の機構について次のように規定している。すなわち「人民公社（郷）には党委員会を設ける。生産大隊あるいは生産隊は党員の多少にもとづいて、総支部あるいは支部を設けることができる。共產主義青年団の組織は党委員会の組織機構にしたがつて設置することができる。社には婦代会と婦連会を設ける。公社（郷）には武装部を設けるが、それはまた党委員会の軍事部である。」と。⁽²⁰⁾

(3) 民兵組織との結合

武昌會議の決議も述べているように、人民公社の各級の生産組織のなかには、各級に応じて民兵組織が設けられている。しかし民兵の組織と生産の組織とはその領導機構が二重になつている。すなわち各級の民兵組織の指揮者である団長、營長、連長等は原則として公社の主任、管理区主任（大隊長）、隊長等が兼任しな

いことになつて⁽²¹⁾いる。民兵は必要に応じて武器の配備を受けるが、その武器は地方が自営する兵器廠で生産される。民兵に二種類ある。一は基幹民兵で、規定の時間にしたがつて軍事訓練を受けるものである。他は普通の民兵で、労働のあいだにひまを見て適当な訓練を受けるものである。かくして一朝有事の場合に全民皆兵を実現する準備をととのえているのである。既に中国には六百八十万の退役復員軍人があり、それが民兵組織中の指導者となつて⁽²²⁾いるものと見られる。

(4) 労働組織の軍事化

人民公社所属の労働に対しては、「組織の軍事化、行動の戦闘化および生活の集団化」が要求されている。これは農民自身が打ち出したスローガンであるとされている。雑誌「紅旗」の社説は「組織の軍事化」を解説していわく、「いわゆる組織の軍事化とはかれらが本式に兵營をつつたということではもちろんないし、さらにかれら自らが將校におさまるかえつたというでもない。それはただ農業の急速な發展がかれらに対し大々的に自己の組織性を強化することを要求し、かれらに対し労働中において行動にさらに迅速さを加え、さらに規律と効率を有することを求め、さらに広汎な範圍において自由に調節し、移動させうることを工場の労働者と同様であり、部隊の兵士と同様であることを求めている

のである。」と。またいわく、「現在の農業労働における組織の軍事化は人間の敵に対するものでは決してなく、自然界に対して闘争を行うためのものである。しかしながらこの両種不同の闘争中において、相互に転変することは決して難事ではない。」と。⁽²³⁾武昌會議の決議も「いわゆる組織の軍事化は組織の工場化にはかならず、公社の労働組織があだかも工場のように、軍隊のように組織があり、規律があるべきであるということにはかならず、これは大規模の農業生産が必要とするものである。」と述べ、さらに一步をすすめて、人民公社の労働組織の性格を「社会主義的民主集中制の農業産業軍」であると規定している。その所論によれば、大規模な農業生産の隊伍は大規模な工業生産の隊伍と同様にひとつの産業軍であるが、産業軍にも色々あり、その一は「近代の産業軍」であつて、それは資産階級の組織したものであり、一つの工場は一つの兵營に等しく、労働者が機械の前に立つや、その規律の厳格なこと、軍隊に劣らない。その二は「社会主義社会の工業産業軍」であつて、それは工人階級という一つの階級の産業軍であつて、剰余価値を搾取する資本家を打ちおとして、工人階級内部において、生氣潑刺とした自主自願の民主集中制を實行している。かような制度を農村に應用して、建立されたものが第三の産業軍——地主、富農の搾取のないまた小生産状態をも脱離した

社会主義の民主集中制の農業産業軍であり、これが人民公社の労働組織の性格であるとなすのである。

組織の軍事化、行動の戦闘化は往々にして上部からの命令主義の弊害を生んだ。そこで「管理の民主化」がとくに叫ばれるようになった。組織の軍事化、行動の戦闘化、生活の集団化および管理の民主化の四者をあわせて「四化」と呼んでいる。

農業労働組織の軍事化はさきへのべた民兵組織と相合体して、いわゆる「工農兵相結合した労働制度」を生むにいたった。趙漢氏によれば、人民公社が実行する「工農兵相結合した労働制度」の主たる内容は左の通りである。⁽²⁴⁾

- 一、一切の労働能力ある者が労働に参加する。
 - 二、公社營の学校が労働と教育の相結合した制度を実行する。
 - 三、公社の社員がすでに農民でありまた工人であり、あるいは輪換の方法をとりあるいは専業の方法を採用する。
 - 四、公社の幹部も一律に体力労働に参加する。
 - 五、労働組織と民兵組織とが相結合して全民皆兵を実行する。
- 山西省に工農兵相結合した労働大軍三百六十四万が設けられたと報ぜられたのは一九五八年八月十五日の「人民日報」においてであり、これは金門、馬祖両島をめぐる紛争の激化に関連を持つたものであると見られるが、しかし当時、山西省には人民公社化

運動の発展は見られなかつた。しかしかような性格を有する労働組織が人民公社運動の発展と相結びついてゆつたのは当然のことであつた。すなわち五八年十月一日の「人民日報」所載「全国農村、基本的に公社化を実現」という記事のなかには、各地に大規模な労働組織が形成されつつあることを報じている。それによれば山西省では四百二十九万人を一団とする「労武結合の大軍」が設けられ、甘肅、四川、広西、雲南等の省区では鋼鉄の精煉、水利事業の遂行、農業生産、道路の建設、運輸等の方面において多数の「野戦兵团」を組織しており、福建省では、さらに前線を支援する「野戦兵团」を組織しているという。

五八年九月末、毛沢東氏は長江流域の数省を視察して帰京してのち「民兵師の組織はまことに良好であり、これをおしひろめるべきである。云々」と述べた。時あたかも台湾海峡をめぐる風雲急を上げ、抗米の風潮の最高潮に達していたときであつたから各地に驚異的に多数の民兵師の結成を見た。しかしいわゆる民兵師の内容を見れば、国民皆兵的なもので、既述の工農兵一体の労働組織を主たる構成要素とするものであつた。

かように見てくるならば、人民公社の労働組織は単に労働力の活用という経済的目的に役立つだけでなく、国防目的のためにも至大な意味を有することが明かであろう。

(五) 人民公社の財政貿易管理

一九五八年十二月二十日、中共中央ならびに國務院が發布した「人民公社化の形勢に適應して、農村の財政貿易管理体制を改善することに關する決定」は農村の財政貿易管理体制の一大変革であるが、それは要するに人民公社をしてその支配区域内の國家財政、國營商業および國營金融業上の機關を管理せしめるとともにこれらの機關の業務を完遂する任務を課したものにほかならない。この決定はこれよりさき、十一月二十八日から十二月十日まで武昌において開かれた中共第八期六中全会において討論の上、通過したもので、さらに國務院の討議を経た上で、發表されたものである。なお、この決定の原案とも見らるべきものは十月十五日から同月二十三日まで西安において開かれた全國財貿工作會議において提議され、討論されている。さらにまたこの決定の線に添う政策がすでに若干の人民公社において試験的に実施されていた。さて、今回の決定はまず全國農村の人民公社化の基本的實現の結果招來された經濟および政治上の變化から左のような新しい事態が発生しており、それが農村の財政貿易の管理体制の改善を促がしていることを指摘している。

すなわち商業工作方面の新事態としては、一、買付と供給が一層、集中するようになったこと、二、自由市場が基本的に存在し

なくなつたこと、三、商業部門が商品流通に従事する任務がひきつづき増大してきている反面、公社の範囲内で生産品の直接分配を処理する職能が漸次増加したこと、四、商業工作がさらに一層、公社自身の經濟生活の不可分の部分となるようになったことがあげられる。財政工作方面の新事態としては、一、商品流通を徵稅の環節としていた工商稅收制度が基本的にほや適用されえなくなつたこと、二、稅收と利潤を區別して徵收しまた上納せしめる方法はもはや不必要となつたこと、三、國家の郷鎮における財政工作も公社の財務工作と合体させなければならぬことがあげられている。銀行工作方面の新事態としては、一、振替決済の範囲が一段と拡大してきたこと、二、現金取引が相對的に減少したこと、三、農村の銀行機構が一步をすすめて公社の各種經濟活動の決済の中心とならねばならぬことが指摘されている。

そこで、この決定は「農村の財政貿易体制は統一領導、分級管理の方針にもとづき、機構の配置替、計畫の統一、財政請負の方法を實行しなければならぬ。すなわち『兩放、三統、一包』の方法を實行しなければならぬ。」と改善の根本原則を打出している。いま、この決定の記すところによつて、これを解説すれば左のごとくである。

まず「兩放」とは國家の人員と資産の二者を公社に下放する

(配置替する) ことである。すなわち国家の農村における糧食、商業、財政、銀行等の部門の基礎機構は、数個の公社のため、あるいはさらに大きな範囲のために業務を遂行するものを除いて、全部、人民公社に配置替えされ、業務の管理権限も人民公社に移譲され、公社が責任をもつて管理経営することとなった。これらの単位の人員は人民公社の人員となり、これらの単位の資産は固定資産も流動資金もともに公社によつてその使用が管理される。配置替された農村の財政貿易機構は人民公社の構成部分となり、人民公社の統一的領導を受け、かつ上級の財政貿易部門の業務指導を受けることとなる。

次に「三統」とは政策を統一すること、計画を統一すること、流動資金の管理を統一することの三者をいう。すなわち、人民公社はかならず国家の統一的方針・政策に服従して、国家の市場・物価政策、統一的購入・統一的販売政策(原語「統購統銷政策」) およびその他の関係のある各項の政策と規定を執行しなければならぬのである。人民公社はかならず国家の統一的計画に服従し、国家の計画にしたがつて、国家が統一的に購入しまた買入れる生産品を売却し、国家計画にしたがつて社員に対して統一的販売の物資を配給しなければならぬ。人民公社はかならず流動資金の管理に注意し、国家が公社に交付した流動資金がただ工農業

生産の運転と商品流通の方面にのみ用いられ、基本建設やその他の用途に用いることができないことを保証しなければならぬ。

おわりに、「一包」とは財政の任務を請負う(「包」は「請負う」の意) ことである。すなわち人民公社は国家の農村における農業税、工商業税、配置替された国营企業や事業の収入、地方附加税およびその他の収入を統一的に計算し、元来、国家が支弁していた行政費や事業費、例えば郷の幹部、学校教職員、技術指導員等の人員の賃金、農業、林業、教育、衛生等の費用(これらの事業機構も公社に配置替される。)を控除し、その差額を国家に上納することを請負うのである。請負の方法は一定の金額によつて請負つてもよく、公社の収入の一定の比例にしたがつて請負つてもよい。国家から公社に配置替された人員の賃金は前述のように收支の請負の範囲内に含ませて公社が統一的に支払つてもよく、また收支の請負の範囲内に含ませないで、従来通り国家より別に支払つてもよい。上納する金額と上納比例を規定するときには、国家の収入を保証することを注意しなければならぬとともに公社の負担能力を適当に顧慮しなければならぬ。この点に関しては、この決定は「これは工農の連盟の問題であり、国家と五億農民との関係の問題である。」と強調している。また公社と公社とのあいだにおいても、各公社の不同の経済状況を考慮し、負担の大体の

平衡を達成しなければならぬ。原則上、富区は貧区よりも少しく多く負担し、経済作物区は糧食作物区より少しく多く負担し、商工業の副業の多い地区は商工業の副業の少ない地区よりも少しく多く負担する。請負つたのちに、もし経済情況に重大な変化が発生し、あるいは重大な自然災害に遭遇した場合には、前に定めた任務を適当に調整することができる。

この決定は叙上の兩放、三統、一包の方法が「目前の情況のもとにおいては、比較的に良好な実行可能の方法である。」と述べ、この政策実行にともなう効果について、次のように述べている。いわく、「この方法を実行すれば、国家の各般の財政経済政策の全面的貫徹を保証することができる」ともに人民公社が政策を施行する条件のもとにおいて、機動的に業務を処理するのにも有利であり、国家の統一的計画の執行を保証することができる」ともに人民公社が工農商学兵の各方面の活動に対して全面的な管理と処理を行うのにも有利であり、国家の財政収入を保証することができる」ともに人民公社の生産の發展、蓄積の増加の積極性を十分に發揮するに有利である。」と。

以上によつて、人民公社が国家の財政、貿易、金融政策遂行の基本的単位たる性格を具えるにいたつたことが明かになつたであろう。とりわけ財政請負の制度が採用されるにいたつたことは意

義重大である。

なお、国家から人民公社に配置替された財政、貿易、金融等の機関は一方においては人民公社の組成部分であるが、同時に国家の財政、貿易、金融部門の基本単位でもある。これらの機関の所有制は元來、全民所有制であつたが、人民公社への配置替によつてその性質はなんらの変化を生じてはいない。すなわち人民公社の集団所有制のなかに全民所有制が喰い込んできたのであつて、このことはむしろ、国家の人民公社に対する領導を強化するものであり、人民公社をして集団所有制から全民所有制に移行させるのに役立つものであると見られている。

人民公社に配置替された国家の事業單位が人民公社の機構のなかに如何に織り込まれることになるのであるか。この点に関する具体的意見は左のごとくである。⁽²⁵⁾

一、もとの国营綜合商店と人民公社が合併して公社の商業部（あるいは供銷部）となる。

二、もとの糧食管理所と供給点はこれを撤廢して、人民公社のなかに糧食部を設ける。（又は油料をも含めて、糧油部を設ける。）

三、信用社と銀行營業所が合併して、人民公社の金融部（あるいは信用部）となる。信用社は信用合作社の意味と解せられるが、人民公社の信用部となつているものもあるであろう。銀行營業所

は中国人民銀行の營業所である。

四、もとの郷財政所と公社が合併して人民公社の財政部となる。

以上のような機構の合併は人員の合併を伴うであろう。例えば、「元來の郷の財政幹部と公社の財務人員とが合併し、公社内に財政部（財務部）を設立し、業務上、財政局の領導を受け、国家の財政工作と公社の財務收支計画を担任する。」こととなる。⁽²⁶⁾

國務院の「人民公社信用部の業務中の若干問題と国营企業流動資金問題に関する規定」(五八年十二月二十日、國務院會議通過) 第八条は「人民公社の信用部はすでに人民公社の組成部分であるとともに人民銀行のその地における營業所である。業務に便するために、同時に二個の看板をかかげることができる。」と規定している。この規定は機構、人員合併後の公社の事務機構の具体的な行き方を想望させる資料となりうるであろう。

農村の財政貿易管理体制の改革は財政、貿易、金融の側面において、国家の農村に対する支配力を強化する所以にほかならぬが、しかし一步を誤れば人民日報が洩らしている次のような事態を惹起する。すなわち「現在すでに若干の地方の中枢幹部は財政貿易機構の配置替が行われたからには、これらの機構の物資は勝手に使用することができ、金は勝手に使うことができるのだと考えたので、国家と公社の物資を区別せず、食堂と倉庫の物資を区別

せず、個人と集団を区別しない等の混乱現象を出現した。⁽²⁷⁾

なお、農村の財政貿易管理体制の改善の趣旨を広く解して、その地方に所在する公私合営商店、合作商店、合作小組等をも人民公社の管理に帰せしめたところもあり、そこまで行かなくても、一般に人民公社のこれらに対する領導は強められつつある。⁽²⁸⁾

(六) 人民公社の分配制度

農業生産合作社において、従来から行つて来た分配制度は春秋の二季に仮払をして、年末に一回決算するが、労働日にもとづいて余剰を分配する方式であつた。別に生産隊などの集団に対しては、請負制度のもとに奨励金を支給する制度も行われていた。北戴河會議の決議は人民公社の成立以後も生産に不利な影響を生ずるのをさけるために、従來の制度をいそいで改める必要はないが、条件の熟するのをまつて「賃金制」(原語「工資制」)に改めることをすすめている。

賃金制の意義と運用の一斑は衛星公社定款第十四条によつて知ることが出来る。⁽²⁹⁾ すなわちこの制度のもとにおいては、各人の参加する仕事の強度と複雑度、本人の体力の強弱、技術の高低と労働態度の良否にしたがつて、大衆がかれの賃金等級を合議決定した上、毎月、各人に対し級に応じた一定の賃金を支払うのである。特殊な技術を持つ者には別に技術手当を追加することができる

る。また仕事に積極的に任務をよく完遂した者には奨励金をあたえ、仕事に消極的で任務を完遂しなかつた者には賃金減額の処罰を加えることができる。またこの定款第十三条には大隊や生産隊が生産計画を超過完遂するか、または生産支出を節約した場合に、公社から大隊に、大隊から生産隊に奨励金があたえられることを規定している。

現状のもとにおいては、多くの人民公社は賃金制にあわせて現物給与制（原語―「供給制」）を採用しており、これを半現物給与・半賃金制（原語―「半供給・半工資制」）あるいは賃金制と現物給与制と相結合した分配制と呼んでいる。

河南農村の事例をもつて言えば、現物給与制の部分には次の三つの形式がある。⁽³⁰⁾

第一は食糧の給与制である。これは、国家が規定する食糧の配給標準にしたがつて無料で公社の全体の人々に食糧を給するものである。五八年九月ごろは遂平県の衛星人民公社がこの方式を採用していた。すなわち人々は共同食堂で食糧については切符にもとづいて無料で交付を受けて食べることができたが、油、塩、野菜等の副食物については無料ではなかつた。この公社の場合は公社の把握している食糧が豊かであつたので、国家が定めた配給標準以上を給していた。

第二は食事給与制（原語―「伙食供給制」）である。これは公社が全社の人々の賄費を負担してしまふもので、人々は公社の食堂で食事をするときには飯、野菜、油、塩、薪など一切について無料である。

第三は生活基本需要給与制である。これは社内⁽³¹⁾の経済条件と社員の消費水準にもとづいて給与する範囲を確定するもので、例えば、食事、衣服、住居、育児、教育、病気の治療、婚喪等を無料で負担するならば、これは「七包」である。以上のほか、さらに理髪、入浴、観劇等までも負担すれば「十包」あるいはそれ以上の「包」となる。

中共河南省委農村工作部の了解するところによれば、食糧給与制を実行する公社においては、一般に現物給与が社員の収入中において占める割合は五〇%前後、賃金が五〇%を占め、生活基本需要給与制を実行する場合には、現物給与部分は一般に社員収入の八〇%前後を占め、賃金はすでに社員の生活の手当と化してしまつてい⁽³²⁾るとい⁽³³⁾う。しかし基礎が特別に良好な公社、例えば新郷県の七里营人民公社においては、五八年全年の一人あたり平均消費水準は一百元であり、「七包」の生活基本需要給与制を実行して後においても賃金はなお、社員の平均収入の五〇%を占めている。

次にかかげる二つの表は中国人民大学新聞系嵯岬山工作組の筆

河南省の若干の人民公社の現物給与情況 (1958年)

公社の名称	公社の総収入中占める分配部分の比率(%)	一人あたり一年間の平均分配額		現物給与の範囲	一人あたり一年間の平均現物給与	
		金額(元)	前年に比し増加率(%)		換算金額(元)	平均分配額中に占める比率(%)
遂平県嘘呀山衛星人民公社	26.9	57.6	69.08	糧食	31.5	54.68
新郷県七里營人民公社	20.6	100.0		食事, 衣類, 居住, 育兒, 教育, 看病, 婚喪, 看病,	50	50
南陽県潁河人民公社	40	48.216	10	糧食, 薪	28	58
開封県五愛人民公社	37.4	66.5		食事, 医療	45	70
安陽県曲溝人民公社	33	70	11	食事, 衣類, 居住, 育兒, 結婚, 看病, 死葬, 教育, 暖房, 理髮, 劇および映画, 観覧	54.8	78.17

出所—中国青年出版社「論人民公社」(1958年) 119頁より採る。

河南省の若干の人民公社の賃金給与情況 (1958年)

公社の名称	現物給与制の種類	各級労働力の毎月得る報酬(元)											最高:最低(最低を1とする)		
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11			
襄城県双廟郷紅旗人民公社	現物給与制を 実行せず	6	7	8	9	10									1.66 : 1
遂平県衛星人民公社	食糧	2.03	2.54	3.30	3.80	4.57	5.07	6.09	7.61						3.74 : 1
高城県超英人民公社	食糧	6.7	7.2	7.7	8.2	8.7	9.2	9.7	10.2	10.7					1.59 : 1
開封県五愛人民公社	食事	1.25	1.67	2.17	2.75	3.17	3.85	4.17	4.58	5.00					4 : 1
新郷県七里營人民公社	食事を含 め七包	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	15			3.75 : 1

出所—同上書, 123頁より採る。なお開封県五愛人民公社の現物給与は前表においては「食事, 医療」とある。

に成る「農村人民公社の分配問題」(一九五八年十月四日付)なる一文中に掲載されてあつたものであるが、人民公社の分配制度の具体的状況を知るに便するため、ここに収録しておく次第である。

中共河南省委農村工作部が招集した地区(市)農農村工作部長会議(五八年八月二十六日—九月七日開催)において、人民公社の蓄積について次のように定めている。すなわち一般に総収入の七〇%前後を蓄積(公糧および社内一切の控除を含む)にまわして再生産を拡大し、その他の三〇%前後を社員のための分配部分(賃金および現物給与部分をふくむ)となし、適当に社員の生活を改善するといふのである。⁽³¹⁾ 陳淇氏によれば、河南湯陰県朝歌人民公社(經濟情況中等以下)の総収入は生産費二二・三四%、社員分配三四・九一%、公社の蓄積三一・三二%、国家に上納する税金と利潤一一・二

四%、管理費〇・二〇%のように分配されており、新郷県七里營人民公社（比較的富裕の地区）の総収入の分配比例は生産費一七・五八%、社員分配二五・五九%、公社蓄積四九・二七%、国家に上納する税金と利潤七・〇五%、管理費〇・五一%であるという。⁽³²⁾ なお楊波氏によれば一九五七年に、全国の農業生産合作社が蓄積した積立金は三十億元前後であったが、五八年には二倍、三倍以上を増加しうるといふ。また一九五六、五七の両年に各地の農業生産合作社の積立金が純収入中に占める比例は最も多いもので一〇%余りにすぎなかつたが、一部の人民公社の資料にもとづいて計算すれば、五八年およびその後数年においては、この比例は三〇%ないし四〇%以上に引上げることができるといふ。⁽³³⁾ かくして、人民公社制度の發展によつて、民衆の生活水準の向上と蓄積の増加という一石二鳥的効果がねらわれているのである。半現物給与・半賃金制実施の結果は従前に比して不利となる者が生ずる。人口少く労働力が多い者は不利で、人口多く労働力の少ない者は有利となる。けだし現物給与の部分は労働の有無にかかわらず、人口にしたがつて支給されるものであるからである。また従前の収入あるいは生活水準の低下を余儀なくされる者も生ずるのである。しかしこれらの不利は一時的であり、全体のために忍ばねばならぬものとされている。やがて大きな生産の増進が

めぐつてきてその不利を抹消するであろう。また、集団生活や集団福利事業から来る無形の利益も考慮に入れられなければならない。やがて自分も多数の子供を持つかもしれない、老年になつて労働力を失う日を迎えるかもしれないことも考えねばならない。—かようなことも指摘されている。

一般に半現物給与・半賃金制という分配制度は次のような長所を持つていと主張されている。⁽³⁴⁾

一、人々の基本的な生活上の需要の充足を根本的に保証し、人々を衣食の負担から解放して、かれらの労働に対する積極性を強めた。

二、現物を給与すると同時に一定額の賃金を支給し、しかも賃金は勤労者本人に支給されることとなつたので、社員が自からの生活をやりくりするに便利となつたのみならず、旧社会から残されてきた家長制に打撃をあたえ、平等の上に立つ一家の平和を招来するに役立つている。

三、いままで生活が困難であつた者が希望を持つて働くようになり、一般の社員との団結の程度を強めた。

四、従前の制度は出来高払制の上に立つており、仕事振を評定し、点数を記しておくなどの面倒があり、またいろいろな弊害があつたが、新制度は時間制の上に立ち、従前の弊害は一掃され、

財務会計と収益分配の手續が簡素化されたのみならず、公社の諸活動の發展を促進した。

五、新制度の採用以後、公社の社員と公社との關係が漸次、工人と工場との關係と同様なものになりうるにいたり、したがつて、公社が集団所有制から全民所有制に移行し、漸次に、工農の差別と城郷の差別を消滅するための条件を創造した。同時にまた農民の私有觀念を除去し、各種の資本主義的思想の殘滓を消滅し、共產主義の精神を有効に高め、また發揚するのに一段と有利になつた。

しかし欠点がないわけではない。それは怠けていても、食つて行けることである。しかし「かれらはきわめて少数で、個別的であり、かつ常に大衆の与論の叱責を受けるであらう。」と主張されている。

要するに、中国の農民はいまや月給取に変わりつつあるのである。しかも「吃飯不要錢」である。これは大きな變革であり、理想通りに実行されれば、中国の農民にとつて「地上の天国」の誕生となるであらう。敢えて註するまでもなく、新制度下の現物給与制は、物資欠乏下の配給制ではないし、またそのようなものに墮落させてはならぬであらう。

なお、人民公社における賃金制あるいは半現物給与・半賃金制

中国人民公社序説

の採用は公社の分配政策に対する國家の関与をうながし、集団所有制から全民所有制への道を開くものであることが主張されている。さらにまた半現物給与・半賃金制のうち、賃金部分は労働にしたがつて分配を受ける部分であるが、現物給与部分が必要に応じて分配を受ける部分であり、この意味において後者は共產主義の萌芽であると見られている。以上の二点については後段において再び論及するであらう。

(七) 人民公社の所有制

農業生産合作社の所有制は集団所有制であつた。したがつて農業生産合作社の合併あるいは改組によつて成立した農村の人民公社の所有制はやはり集団所有制である。しかしながら人民公社の成立にともなつて、二つの新しい事態が発生していることを注目しなければならぬ。第一は社員の私有に屬する財産部分が今までもさらにせばめられて公社の集団的所有に歸せしめられることであり、第二は農村人民公社の本来の所有制のなかに全民所有制が生成しかつ發展し、漸次に、集団所有制が全民所有制に移行してゆくことである。以下、この二点について考察する。

(一) 社員の私的所有部分の縮小

一九五八年九月十日に公表された北戴河會議の決議はおそかれ早かれ人民公社の集団的所有に移さるべき私有財産として、自家

用の土地（原語―「自留地」）、零細な果樹および出資金（原語―「股份基金」―農業生産合作社に対する農家の出資金である。―）の三者を指摘した。右の決議よりも一週間ばかり早く早くに発表された衛星公社定款の第五条は同様な性質をもつものとして自家用の土地のほかに私有の敷地、役畜、林木を挙げた。因に役畜は高級農業生産合作社においてすでに合作社の集団的所有への帰属が見られた。

社員の私有財産のうち如何なる物が人民公社の集団的所有に帰し、如何なるものがそれに帰しないかは何人にとつても重大な問題であり、したがつてこの点に関しては、当初から明確に定めて公表すべきものであつた。ところが右のように北戴河會議の決議と衛星公社定款のような人民公社の設立や経営に關し、学習の対象たるべき權威的文献がこの問題について、夫々異つたことを規定していたのである。さらに例えば「紅旗」五八年九月一日号の社説が河南省遂平県の衛星人民公社などに關連して、「集団労働の要求が日ましに高まつているし、共同食堂を全組合員が利用するようになつているので、組合員が自家用の土地を自分で経営したり、豚を飼つたりすることは、もはや不可能でもあるし、不必要でもある」と述べ、また邦文「人民中国」が人民公社のばあいには、土地などのおもな生産手段をそのまま集団的所有とするのは

もちろん、これまで組合員の手もとにのこしていたわずかな土地や敷地もしだいに公有にきりかえる。少数の家畜や家禽、果樹は自分のあいだ私有のままにしておくが、やがては公有にきりかえてゆく。」と述べ、少数の家畜や家禽についても社員の私有を否定するにいたつていた。⁽³⁵⁾ かような事情のもとにおいては、人民公社化運動の進展にともなつて、色々な紛議が発生したのであることは想像に難くないところである。例えば五八年八月十七日、青海省にはじめて成立した人民公社である樂都県紅旗人民公社の場合には、農民は椅子、テーブル、腰掛、衣類箱、小麦粉を入れる箱や袋、鍋、釜なども公社に提出したが、あとで研究の結果、返還されたという。⁽³⁶⁾ また人民公社が設けられる以前に、鶏を殺し、豚を殺し、大に食べ、大に飲み、合作社の積立金を用い尽すかあるいは少ししか残さないようにした事例もあるという。⁽³⁷⁾

かような情況のもとにおいて、例えば中共河北省委員会の人民公社設立に關する指示が公社の集団的所有に属すべき物品と永久に社員の私有に帰すべき物品とを截然と區別して発表するにいたつたのは、問題の解決に大に寄与したことであろう。この指示は自家用の土地、山間の大きな森林および耕畜の三者は人民公社の集団的所有に帰するが、「社員の家屋、家屋の周圍にめぐらした垣根の中にある土地、その垣根の傍の少しばかりの土地および若干

の零細な果樹ないし社員が飼養している豚、羊、鶏、鴨等はすべて私有に帰して動かさない。社員個人の自転車、ラジオ、家具、時計、衣服、布団等の生活資料は一律に個人の所有に帰する。これらの物品は共產主義社会になつても、個人の所有に帰するものである。」と定めている。⁽³⁸⁾ すなわちこの指示においては、北戴河會議の決議が私有を認めていない零細な果樹と衛星公社定款が私有を認めていない家屋の敷地を社員私有物の方に入れている。

一九五八年十二月の武昌會議の決議は消費資料については、今後とも個人の私有を認めることを強調して左のように述べている。いわく「大衆に対して次のように発表しなければならぬ。すなわち社員個人の所有する生活資料（家屋、衣服と夜具、家具等をふくむ。）および銀行、信用社にある預金は公社化以後においても依然として社員の所有に帰すると。社員の余分の家屋は公社が必要のあるときには社員の同意を得て借用してもよいが、しかし所有権は依然としてもとの所有者にある。社員は住宅の傍の零細な樹木、小農具、小工具、小家畜および家禽等を保留してもよく、また集団労働への参加を妨げないという条件のもとにおいて、ひきつづき若干の家庭の小副業を経営してもよい。」と。

さて、右の決議が住宅の傍の零細な樹木の社員による保留を容認したのは、北戴河會議の決議において果樹が公社の集団的所有

に帰することを定めたことに対する修正であると見られる。それよりも重要な意味を持つているのは、集団労働への参加を妨げないという条件のもとにおいて家庭の小副業を経営してもよいとしている点である。いわゆる「家庭の小副業」の内容はもとよりいろいろであるが、当面において問題となるのは農民個人による家畜や家禽の飼養と野菜の栽培である。

人民公社による家畜や家禽の集団飼養や野菜の集団栽培が個人飼養や個人飼養にとつて代えられて行つたのがこのときまでの大勢であつた。すでに社員は集団生産にせわしく、共同食堂において食うことが保証されているのであるから、自から野菜を作つたり、家畜を飼うがごときことは不必要でもあり、不可能でもあるというのがその一の理由であつた（既に指摘した「紅旗」の社説における主張を想起せよ。）いま一つの理由は集団飼養や集団栽培が個人飼養や個人栽培に比して、より大きく増産の目的を達成しうることであつた。しかしながらつとに江西省各地の人民公社では集団飼養が心ならずも期待した成果をあげえなかつたことと関連して、補助的に個人による家畜と家禽の飼養を許していた。⁽³⁹⁾ 山東省長清県の万徳人民公社が共同食堂の経営について伸縮性を發揮していることについてはすでに論及したところであるが、この公社はまた早くから公社自らが養豚場、養兎場および

養鶏場を設けて集団飼養に大にとめるとともに、公社から一部の飼料を支給して、社員が一頭ないし二頭の豚、二頭の羊および鶏、鴨、鶩鳥、兎、蚕、蜂等を飼育することを許し、また社員の住宅の傍の零細な果樹や小面積の野菜畑に対しては、自から栽培して自から食べることを許して(40)いたという。かような事例よりもその意義が重大なのは、中共中央政治局委員、國務院副総理の片書をつけた李先念氏が一九五八年十二月二十八日、全国農業社会主義建設先進単位代表会議の席上において、「積極的に多種経営を展開し、大に副食品の増産につとめよ。」という報告を行い、人民公社に対し、自給性の副食品の生産とあわせて商品性の副食品の生産にもつとめなければならぬこと、副食品の生産において、公社の集団生産の実行を主とし、社員個人の生産を補助とすべきことを強調したことである。社員個人の生産について同氏はいわく、「集団労働を妨害しないという条件のもとにおいて、社員個人をしてできるだけの方法で、少量の豚、羊等の小家畜および鶏、鴨等の家禽を飼養させ、社員に住宅の傍、家の垣根の中およびその他の空地に自から若干の野菜を栽培することを許すべきである。人民公社は肥料の収集、飼料の供給や労働力の調節の方面において、社員に対してできるだけ世話をしてやるべきである。社員の小家畜と家禽が成長したときには、自発的に契約を締結したもの

については、契約にもとづいて売却しなければならぬが、その他は一律に飼養者自身が支配するのである。これは副食品供給の補充源泉を増加するもので、この方面の作用を抹殺することはやはり不正確である。」と(41)かようにして、新中国の指導者が個人飼養と個人栽培の積極的意義を強調するにいたつたのは従来からの経過から見てもその意義は小さくないのである。

(2) 公社の集団所有制の全民所有制への移行

農業生産合作社の合併あるいは改組によつて成立した人民公社の所有制はさしあたつては依然として集団所有制であるが、しかし次第に全民所有制に移行して行くのである。

この点を明かにするためには、まず人民公社の成立にともない、その集団所有制のなかに、すでに若干の全民所有制の部分が混入し、あるいは生成しはじめることを注目する必要がある。この点に関しては、武昌会議の決議は次の四つの場合を指摘している。

- 一、農村の人民公社と基層政権の合一による場合。
- 二、農村において従前存在していた全民所有制の銀行、商店およびなんらかのその他の企業が公社に配置替されて、その管理に帰した場合。

三、公社が全民所有制の性質を有するなんらかの工業およびその他の建設事業をおこすことに参加する場合。

四、多くの県において、全県の公社を統一的に領導する県の連合社（原語―「県連社」）を設け、その連合社が各公社の適当な部分の人力、物力および財力を活用して、全県性の、あるいは県の範囲を超えた建設事業を行う場合、さらにまた多くの地方がすでにこれらの事業の進行に着手した場合。

かような事情によつて生成し發展する全民所有制の部分は時日の経過とともに次第に増大して行くであろう。また人民公社の集団所有制の部分も次第に全民所有制に代替されて行くであろう。

武昌會議の決議は人民公社の集団所有制を全民所有制に移行させるために、各県が普遍的に県の連合社を設けるようにすすめている。ただし「県の連合社は今後の若干年間に、大に生産の發展と人民の自覚の向上につとめた上で、適当なステップを採つて、漸次、公社の生産資料の全民性の部分を増加し、漸次、公社の生産品の国家による統一的分配の部分を増加し、かつ条件の成熟したときには、集団所有制を全民所有制に移行させなければならぬ。」からである。

河南省魯山県で、蘇殿選という人が領導した人民公社は若干の農業生産合作社が合併して大社となつたのち、自身で全民所有制を宣言してしまつたという。⁽⁴²⁾しかし北戴河會議の決議は「人民公社の成立以後は、集団所有制をいそいで全民所有制に改めてはな

らず、いまのところ集団所有制をとる方がよい。こうすることによつて、所有制を改める過程において不必要な面倒がおきるのをさけることができる。」と述べていた。武昌會議の決議も農村における集団所有制をあまりにいそいで否定することが不適當であることを警告しており、「集団所有制は今日の農村人民公社の生産の發展に対して、依然としてその積極的作用を持つている」ことを指摘し、「集団所有制の全民所有制への移行の遅速は生産發展の水準と人民の自覚の水準という、これらの客觀的に存在する形勢に依存する」ことを強調している。

人民公社が分配制度を改革して賃金制を採用し、あるいは半現物給与・半賃金制を実行するにともない、公社の分配政策に対する國家の統制が強化せられるにいたるが、このことはひいて、人民公社の所有制を全民所有制に移行せしめる道を開くものであることが主張されている。例えば李友九氏は人民公社における賃金制の採用に關連して次のように論じている。すなわち「國家は當然に、農業社（人民公社をさす。―筆者）の賃金水準を掌握するであろうし、生産の發展にしたがい、またはなはだ自然的に各個の社の稅收を調整するであろう。数年の工作を行つたのち、各社の賃金水準は大體上、平衡におもむき、各社の稅收も大體上、それらの經濟条件と相適應するようになる。そのときには、全民所

有制に改めようとすれば、ただ税収を上納利潤に代え、蓄積を国家投資に改めさえすればよい。たとい改めなくても全民所有制とやら本質上の差別はないのである。」と。(43) 林鉄氏も同様なことを主張している。思うに、人民公社の分配に対する国家による統制は公社による財政請負と県連合社による建設資金の各公社に対する請求の二側面からも發展しており、これらの諸事情は相まつて、李友九、林鉄両氏が主張するような結果を招来するであろう。

さて、北戴河會議の決議は農村における集団所有制の全民所有制への移行のために必要な具体的な期間について、「地方によつては比較的早く、三、四年でおわるところもあるが、地方によつては比較的におそく、五、六年あるいはさらに長い期間を要するところもある。」と述べている。なお、この場合の全民所有制の性質はまだ社会主義的なものであつて、各人はその能力にしたがつて働き、その労働にしたがつて報酬を受けるものであることをつけくわえている。

武昌會議の決議は北戴河會議の決議の右の部分を用いて、これをコンファームするとともに、新に、全中国における全民所有制の実現の問題を提出し、そのために必要な具体的な期間について論じている。全中国における全民所有制の実現のなかには、人民公社の所有制の全民所有制への移行のほか、都市における公私合

営企業や手工業生産合作社などの全民所有制への移行をも含んでいるものと考えられる。

武昌會議の決議はまず当面の中国人民の任務について述べている。いわく、「現在以降、わが国の人民の面前にならべられている任務は人民公社という社会組織形式を経過し、党が提出した社会主義建設の総路線にもとづき、高速度に社会の生産力を發展させ、国家の工業化、公社の工業化、農業の機械化、電氣化を促進し、一步一步、社会主義の集団所有制を社会主義の全民所有制に移行せしめ、したがつてわが国の社会主義経済をして全面的に全民所有制を実現せしめ、一步一步、わが国を高度に發展した現代的工業、現代的農業および現代的科学文化を具えた一つの偉大な社会主義国家を建設してしまふことである。」と。なお、決議は右の過程において、共産主義の因素がかならず漸次に増大し、物質的および精神的の二つの条件において社会主義が共産主義へ移行するため、基礎を定めるであろうことに注意を促がしている。

右の文言を受けて、武昌會議の決議はいわく、「これは一つの十分に巨大な複雑な任務である。現在の経験からみれば、わが国の具体的な条件のもとにおいて、全面的に社会主義の全民所有制を実現する期間は少しく早くなりうるであろうが、しかしまたあまり早くにはなりえない。広汎に国家の工業化、公社の工業化および

農業の機械化、電氣化を実現し、高度に發展した現代的工業、現代的農業および現代的科学文化を具えた社会主義国家を打建てるには、たといわれわれの前進の速度が比較的早くとも、必要な期間はなおはなほ長いであろう。すなわちこの過程を全部、完成するには、現在から十五年、二十年あるいはさらに若干多くの期間を必要とするであろう。」と。

さて、北戴河會議の決議に示された集団所有制から全民所有制への移行のために必要な期間——三、四年あるいは五、六年又はそれ以上——は武昌會議の前記のような決議が發表されなかつた場合には、いろいろに解釈せられたであろう。若しこれを全中国の全民所有制実現のために必要な期間として中共の指導者が予想しているものと考えた人があつても、それは無理からぬことであつた。かような見解に立てば、新中国における共産主義社会の実現の時期もこれに応じてかなり近い将来であると見込まれることとなるであろう。かように考えた人は外国はもちろん新中国にも多数に居たことであろう。私は元來、中共の指導者そのものがそう考えていたとは敢えて言わない。武昌會議の決議のうち前に引用した文章は右のような考を訂正するに役立つであろう。すなわち中国における全民所有制の全面的実現の予想時期は十五年、二十年あるいはそれ以上の将来に持つて行かれている。このこと

はまた中国における共産主義社会実現の時期をさらに遠い将来に持つて行つてゐることを意味する。

一九五五年七月、第一期全国人民代表大会第二回會議を通過した「第一期五年計画」は過渡期の総任務の実現のためには大体三個の五年計画を必要とするとして述べており、李富春氏はさらに右の計画の報告のなかで強大な高度に社会主義工業化を実現した国家をうちたてるためには今世紀の後半全部を必要すると述べた。

往年のかような事実と右述のことを考え合せるならば、中国における社会主義社会の完成の時期として新中国の当局者が考えていることは大体において大きな変化が見られないと言ひうるであらう。しかし技術革命と文化革命を打ち出し、革命における「速度」の問題を重視するにいたつてゐる現在であることに鑑みれば、これは一奇とするに足るのであらう。

それはとにかくとして、以上のごとくにして、人民公社は中国の農村が集団所有制から全民所有制に移行する場合の最も適當な形式であるとされているのである。

(八) 人民公社と社会体制

人民公社は現在の中国社会の基礎的単位であるのみならず、將來の中国の共産主義社会の基礎的な単位となるであろうことが期待されている。

一体、社会主義社会の原則は「各人はその能力にしたがつて働き、その労働にしたがつて分配を受ける。」ということである。

これに対して共産主義社会の原則は「各人はその能力にしたがつて働き、その必要にしたがつて分配を受ける」ということである。⁽⁴⁵⁾

現在の中国は社会主義社会の建設完成に努力しているものであつて、共産主義社会の実現は将来のことに属している。

農村の人民公社の集団所有制が全民所有制に移行しても、それは社会主義の集団所有制が社会主義の全民所有制に移行したのであつて、これによつて中国の農村社会が社会主義から共産主義に移行したことはないののである。そこにおいては、依然として、「各人はその能力にしたがつて働き、その労働にしたがつて分配を受ける。」という原則が行われている。全民所有制である国营工業についてもこの理は同様である。

かような段階から共産主義社会の実現をもたらすためには如何なる条件が必要であるか。この点に関し、北戴河会議の決議は次のような五つの点をあげている。すなわち、一、社会の生産物がきわめて豊富となること、二、全体の人民の共産主義的思想の自覚と道徳的品性がきわめて高まること、三、全体の人民の教育が普及しかつ向上すること、四、工業と農業の差別、都市と農村の差別、頭脳労働と肉体労働の差別がいずれも消失すること、五、

国家の職能がただ外敵の侵略に対応するだけで、国内に対してはもはや作用をはたさないようになってしまふこと、これである。

北戴河会議の決議はその末尾において、「現段階のわれわれの任務は社会主義を建設することである。」という見出しをかかげて、いわく、「人民公社をつくるのは、まず第一に社会主義建設の速度をはやめるためであり、そして社会主義を建設するのは共産主義へ移行するための準備を積極的にすすめることである。かように考えれば、共産主義がわが国に実現するのも、もはや大して遠い将来のことではなくなつてゐる。われわれは人民公社の形態を積極的に運用して、共産主義へ移行する具体的な道をさぐりあてなければならぬ。」と。この文章は既述の農村における人民公社の集団的所有制が全民所有制に移行するために必要な期間として、この決議が予想した年月——早くて三、四年、おそくて五、六年あるいはそれ以上——と相合して、中共の指導者が如何にも中国における全民所有制の全面化はもちろん、共産主義社会の実現をいそいでるかのような印象をあたえたことは否定しえないところである。

武昌会議の決議は中国における全民所有制完成のテンポについては、既述のように、新に全中国における全民所有制への移行の問題を提起し、その実現のためには、十五年、二十年あるいはそ

れ以上の期間を必要とすると主張した。共産主義社会の実現のテーマについても、北戴河会議の決議よりも慎重の議論を展開している。すなわち武昌会議の決議はまず「社会主義より共産主義に変わることは社会主義の集団所有制が社会主義の全民所有制に変わるに比べて、さらに長い期間の経過が必要である。」としており、しかしながら、その時期をはるかに遠い将来におしやつてしまふのも正しくないと主張する。けだし中国の社会には人民公社を通じて、次のような共産主義への移行を準備する条件が成熟するであろうからである。すなわち第一に人民公社が実行している

現物給与制は必要にしたがつて分配を受けるといふ共産主義の原則の萌芽をはらみはじめていること、第二に、人民公社が実行している工業と農業の同時発展と相互結合の方針は都市と農村の差別、工業と農業の差別を縮小するために道を開いていること、第三に、農村の人民公社が社会主義の集団所有制から社会主義の全民所有制に移行してしまつたのちには、その共産主義の因素が新に増進するであろうこと、第四に、全国の農工業がますます発展することにより、社会の生産物は漸次に豊富となり、人民公社の分配制度中の現物給与部分も漸次に多くなり、その給与の標準も漸次に高まつて行くこと、第五に、人民の共産主義的自覚がますます高まり、全人民の教育がますます発展して知的労働と肉休労働

の差別が漸次縮小し、国家政権の対内作用も漸次に小さくなつて行くことこれである。右のような諸要因の漸次的成熟にともない中国の社会は社会主義より共産主義に移行して行く。その過程は複雑であり、また相当に長期なものである。そして「この全体の過程において、社会の性質は依然として社会主義的なものである。」とされている。

なお、武昌会議の決議は条件がととのわないうちに共産主義を実現することの危険をいまして次のように述べている。いわく、「共産主義の分配制度は一層、合理的なものであるが、しかしこれは社会の生産物がきわめて豊富になつて以後はじめて実現するものである。この条件を欠きながら労働にしたがつて分配をうけるという原則を否定するならば、人々の労働の積極性を妨害し、生産の発展に不利であり、社会の生産物の増加に不利であり、また共産主義の実現に不利である。」と。かような見地から、今後とも、生産力の発展が至上命令であること、人民公社の社員の入中において、労働にしたがつて分配を受けるところの賃金の部分が、今後長期間にわたり、かならず重要な地位を占めなければならず、ある期間においては、あわせて主たる地位を占めるであろうことが強調されている。

ともあれ、以上のごとくにして人民公社は中国が社会主義社会

から共産主義社会へ移行する場合の最も適当な形式であるとされているのである。

註(1) 国家の財政、貿易、金融等の諸機関の下部機構が人民公社に配属されることについては後段を参照せられたい。ここには国营農場、国营農業試験場なども人民公社生成の重要な基盤となる一つの事例をあげる。一九五八年九月二日までに福建省では百三十余個の人民公社を作つたが、これらは次の三種の形式に分けられるという。

すなわち一は数個の小社が合併して一個の大きな公社に転化したもの、二は農村に設けられていた農業科学研究機構をその地の人民公社のなかに配属して公社の一部分としたもの、三は国营農場を主として周囲の小社を吸収して人民公社を設立したものこれである。

(「人民日报」五八年九月五日の記事による。)

(2) 都市に設けられた人民公社の二、三の事例をあげれば次のようである。

河南省鄭州市の鄭州紡織機械廠人民公社は五八年六月末に創立に着手したもので、既に名実ともに人民公社となつてゐる。これは鄭州紡織機械廠を中心として、この工場の周囲に居住する職員、工人の家族、この工場のために服務している各種の業界および市民、農民合計一万五百五十九人が参加している。鄭州紡織機械廠は全民所有制であるが、農業生産隊や新に設けられた工場の多くは集団所有制である。(陸笑萍「鄭州紡織機械廠人民公社的誕生」「紅旗」一九五八年十月十六日(第十期)参照)。

河南省焦作市の全市民はすでに基本的に公社化を実現したが、そのうちではじめて設立されたのは紅旗人民公社である。この公社

は元来、民生南街、民生西街、民生東街、先峰街、工人新村の五つの街道の居住民(工場、鉱山、交通、財政貿易、文教等の系統の職員、工人や家族を含む。)によつて組織された。五八年五月、大に地方工業がおこされたときに、かれらは人民公社の性質を持つ五個の生産社をつくつたが、八月十六日に合併して紅旗人民公社となつたものである。全社合計二千二百十八戸、一万七百二十八人である。中共河南省委工業部弁公室「一個街道人民公社」中国青年出版社「論人民公社」(一九五八年)所収、一八一頁。

廈門市においては、全市の人民公社化を実現した。五八年十月十五日までに市区には九個の人民公社が設けられ、六万八千二百余の居住者(十六才以上の公民の九五%前後を占める。)がそれぞれ所在地区で公社に参加している。郊区には五つの人民公社が設けられ、二万七千二十八戸(総農家の九九%以上を占める。)が公社に参加した。市区に設けられた九個の公社は鼓浪嶼が区を範圍として設けられたほかは、街道(居住地)を範圍として設けられている。これらの公社は所在地の市、区の機関、工場、学校等の単位の勤務員を含んでいる。郊区の人民公社は大部分、元来の合作社を基礎として合併され、改組されたものである。(香港「大公報」五八年十月二十六日)。

五八年九月十五日、広州の華南工学院において人民公社が成立した。この公社は華南工学院の教員、職工、学生、教員職工の家族によつて組織されたものである。(香港「大公報」五八年九月十七日)。

(3) 中共河北省委「関于建立人民公社的指示」(五八年八月二十九日公布)「紅旗」五八年九月十六日(第八期)一五頁。

- (4) 趙福基「從肇源縣人民公社看一縣一社制」『財經研究』五八年十二月十五日(第九期)一一頁。
- (5) 吳芝圃、前掲八頁。
- (6) 農業部長廖魯言氏によれば、「一九五八年初め、全国には七十四万余個の農業合作社があり、一社平均で約百七十戸、三百数十個の労働力(そのうち大部分の婦人の労働力が家庭労働に束縛されていた)、二千余中国畝であった。現在は二万六千五百余個の農村の人民公社があり、一社平均五千戸に近く、一万个前後の労働力と六千中国畝前後の土地を持つている。(廖魯言「一九五九年農業戦線の任務」『人民日報』五九年一月一日。)
- (7) 李先念「人民公社所見」『紅旗』五八年十月十六日(第十期)四頁。
- (8) 中共河北省委「關於建立人民公社的指示」、前掲、一六頁。
- (9) 林銑、前掲、二二頁。
- (10) 北京「大公報」五九年一月七日、社説「人民公社必須大奔工業」。
- (11) 「人民日報」五八年十二月二十五日所載、魏文華氏の記事による。
- (12) 香港「大公報」五八年十一月二十九日の記事による。
- (13) 「人民日報」五九年一月十日の記事。なお、「四保留」については「人民日報」五八年十二月一日に四川省鄭県の各人民公社がやはりこれを行なっていることを報じている。
- (14) 広東省の共同食堂については、香港「大公報」五八年十一月十一日、十一月二十六日、十二月二十一日の記事による。
- (15) 養老院に関するこの記述は香港「大公報」五八年十二月四日、

中国人民公社序説

- 「天下事」欄の解説による。
- (16) 「人民日報」五八年十二月十六日所載、山西省介休城間人民公社における生活の集団化と家庭問題に関する討論会の記事はこの点を取りあげており、興味深く読まれる。
- (17) Yang Kun-ling, "Family Life-The New Way," "Peking Review," Nov. 18, 1958, pp. 9-11.
- (18) 山東省高唐県公社については、北京「大公報」五八年十一月二十日、黒竜江省肇源県公社については、趙福基、前掲による。
- (19) 「人民日報」五九年一月十日。
- (20) 中共河北省委「關於建立人民公社的指示」前掲、一五頁。
- (21) 福建省閩侯縣城門人民公社においては公社の各生産隊を營に改め、全社に十五個營、百二十一個連、三百二十九個排、一千二百五十四個班に編成しているが、原生産大隊、中隊、小隊のそれぞれの長を營長、連長、排長等に任じている。(中共閩侯縣委員會「工農商學兵為一體」『紅旗』五八年十月十六日(第十期)二六頁。
- (22) 傅秋濤「全民皆兵」『紅旗』同上頁二四頁。同氏「大奔兵師」『人民日報』五八年十月三十日。同氏「在實行全民皆兵中復員轉業軍人應當發揮更大的作用」同上紙五八年十月十五日。
- (23) 「迎接人民公社化的高潮」『紅旗』五八年九月一日(第七期)一五頁。
- (24) 趙漢「四化」是民主集中制的體現」『人民日報』五八年十二月十八日。
- (25) 中共江蘇省淮陰地委財貿部工作組「如何建立人民公社的財貿體制」北京「大公報」五八年十月十日。中共新郷地委財貿部「關於七

中国人民公社序説

里宮人民公社調整財貿機構、体制、試点工作的意見」『經濟研究』五八年十月、一四—一五頁。

(26) 李遵堯「財政工作如何適應人民公社建立後的新情況」北京「大公報」五八年十月十六日。

(27) 「農村財政貿易管理體制的重大改進」『人民日報』五八年十二月二十三日社説。なお、北京「大公報」十一月二十三日には、湖南省において、公社の糧食を管理する者がなく、食糧の消費が無計画に行なわれている地方があり、中共湖南省委が糧食管理の強化を要求していると報じている。

(28) 北京西郊の石景山人民公社はこの地の公私合営商店および合作商店の全部を公社が接収してしまつた。商店の職員と店員は全部、公社の商業部と服務部に再就職させた。資本家の定息は従来通り支払つてゐる。小商人や行商人については、次の三方式で解決した。身体強健な者は工業あるいは農業生産に転職させ、体力の比較的に弱い者は商店が吸収し、老年で病身で労働力を失つた者は養老院におくつた。(張雅蓀「石景山公社の商業工作」『中央合作通訊』五八年十一月、九頁)。「人民日報」五八年十二月二十三日には、湖北省麻城県白果人民公社および陝西省武功県楊陵人民公社の公私合営商店、合作商店および合作小組に対する領導の強化について報じてゐる。

(29) 衛星人民公社が實際に如何にしてその分配制度を定めたかにつては、趙光「口糧供給制加基本工資制——遂平県衛星人民公社の分配制度」『人民日報』九月二十日が参考になる。

(30) 「河南農村実行口糧供給加工資制」『人民日報』五八年九月二

十九日。

(31) 「人民日報」五八年九月十九日。

(32) 陳淇「河南省農村人民公社建立後的財政管理」『財政』一九五八年十一月、一〇頁。

(33) 楊波「我國國民收入中積累和消費的關係」『人民日報』五八年十月十三日。同氏のいう「純收入」とは如何なるものが明かにされてゐないのは残念である。

(34) 張余三「關於人民公社實行半供給半工資制的調查」『紅旗』五八年十月十六日(第十期)三〇—三二頁。

(35) 「迎接人民公社化的高潮」『紅旗』前掲、一四頁。賀仁「中國に新しく生れた人民公社」『人民中國』五八年十一月、二二頁。

(36) 程光遠、高慶琪、李景瑞「一個人民公社的調查」『人民日報』五八年九月三日。

(37) 若干の地主、富農、反革命分子、不良分子の煽動によるといふ。劉田均「利刀斬斷私有根」『學習』五八年九月十日(第一七一—一八期)一七頁。

(38) 中共河北省委「關於建立人民公社的指示」『紅旗』前掲、一六頁。しかし、おなじ河北省でも徐水縣人民公社においては、既に家屋、林木、家畜等の公社への帰屬を發表しているが、安國縣の各人民公社においては、家屋、果樹、豚、羊はなお社員のものとしてゐる。

(39) 商業部調査班「公社商業職能和經營形式的研究」『中央合作通訊』五八年十一月、一一頁。

(40) 北京「大公報」五八年十一月十八日。

(41) 「人民日報」五九年一月十日。

(41) 「人民日報」五八年十二月二十九日。

(42) (43) 李友九「河南信陽來信」「紅旗」五八年九月一日(第七期)二三頁。

(44) 林銑、前掲、一八頁。

(45) 武昌會議の決議において、従来、「各尽所能、按勞取酬」された言葉が「各尽所能、按勞分配」に改められ、従来、「各尽所能、各取所需」とされた言葉が「各尽所能、按需分配」と改められている。

理由については張仲実「關於『按勞分配』和『按需分配』」(「人民日報」五八年十二月二十日)を参照せよ。

四、結 語

人民公社は現在の中国の社会主義經濟体制のなかに新しく生れた大規模にして集団的な、総合的にして基本的な社会単位であるが、その性格の基本的諸様相は現在のところ、前節所述のごとくものとして把握しえられる。私はここに人民公社の性格を別の角度から照明するために、人民公社類似の他の制度との比較を試み、これをもつて本篇の結語としたい。

中国の人民公社の先例をたづねるならば、革命以後若干の年月にわたり、ソ連共産党によつて農業社会化政策の一方策として採用されたコンムーナに求めることができる。すなわちこの国の共産党政府は一九一七年十月の「土地に関する布告」および一九一

八年二月の「土地社会化法」をもつて、一切の土地私有权を即時にかつ無償で廢止したが、その農業の社会化に着手したのは一九一九年二月の「社会主義的土地統制並に社会主義的農業への推移の方法に関する命令」によつてであつた。かくしてこの政府は一面、自から大規模なソフオーズ(国营農場)を經營して農民に対して大經營の模範を示し、これを教育するに努めるとともに、他面、農民に対し、従来の個人的な小農經營を結合して協同組合的組織によるコルホーズ(集団農場)を設立し、これを共同に經營するように奨励したのである。⁽¹⁾而してコルホーズには次の三種があげられている。⁽²⁾

(1) コムムーナ——これは組合員が農地のほか、自己の所有する家畜、農具、農舎等の經營資本財およびその他の全財産を組合に提供して組合の共同財産となし、組合員はかくして設定した共同農場において共同に労働し、その収益をもつて共同に生活する組織である。コムムーナの特徴は農業生産のみならず消費をも共同化することにある。すなわち各組合員の個人的家計は廢止され、組合員はすべて共同農場の収益をもつて共同の建物に居住し共同生活を営む。組合員はその家族とともに全部が共同の宿舎に居住し、炊事は婦人組合員が交代で行い、組合員は共同食堂で同一の食事をとる。故に、組合員の住宅はもちろん、炊事道具のよ

うな生活用品までが大部分コンムーナの共同の財産に移されてしまい、私有財産制度は事実上、廃止される。各組合員が小面積の土地を留保して、共同農場における共同労働の傍ら、個人的に自家用蔬菜を栽培するようなことは絶対に認められない。

(2) アルテリ——これは組合員の土地を集団化して共同農場を設定し、これを組合員が共同の資本財を用いて共同に耕作する組織であり、この点においてはコンムーナと同様である。しかしアルテリにおいては、農業生産だけを共同化するのであつて、消費の共同化は行われておらず、この点においてコンムーナと異なる。消費が個々、別々に行われるために、農業生産の方面においてもかならずしもその全部を共同化せず、各組合員が自家消費のために小面積の蔬菜園を耕作することが許されている。従つて各組合員は組合に対してその全部の土地を提供する義務がなく、自家用耕作地として多少の土地を留保しうるはもちろん、役畜、農具等の経営資本財についても、あるいはその一部分だけを共同化することとし、または全部を共同化するけれども、その所有者には優先的使用権を認める等の特典をあたえて、自家用蔬菜の耕作に便するのである。また、住宅、家具、什器等は依然として私有が認められ、コンムーナにおけるように私有財産の全廃は行われていない。要するにアルテリは農業生産の大部分を共同化する組織で

あり、したがつて土地、経営資本財および労働の大部分を共同化する組織である。

(3) トーゾ——これは「共同耕作組合」であつて、共同化の程度の最も低いもので、単に個々の農事作業、なかんづく土地の耕作だけを共同に行い、その他の作業は各組合員が別々に行う組織である。すなわち各組合員は従来通り各自の農場を個別的に経営し、ただその作業の一部、例えば耕作、播種、収穫等の特定の作業を全組合員共同の労働をもつて行うのにすぎない。従つて各組合員の土地を集団化して共同農場を設定することはなく、農地や資本財もすべて私有であり、農業収益もまた各組合員の個人所得となるのである。故に、この組合は未だ農業生産を社会化していないが、農業生産社会化への端初的形態であり、やはりコルホーゾの一種として見られている。

コルホーゾの種類とその性質は以上のごとくであるが、その収益分配法について一言しておく。まず収穫後に、その年度の総収入を計算し、そのなかからその年度の経常費および臨時費を控除して剰余金を確定し、さらにそのなかから一定割合を積立金として引去り（これはトラクター購入等に用いる）、残額を各組合員に対して、コンムーナならば各自の需要に応じ、またアルテリならば主として各自の提供した労働量に応じて適当に分配するので

ある。但し、稀には各自が提供した土地面積や資本財の価格を標準として収益を分配することもある。

コンムーナは、共産主義を徹底的に実現しようとする極端な組織であるから、当時のソヴェート政府の理想にはよく適合していた。そこで政府はこれをもつて最も理想的な農業経営形態であると認め、戦時共産主義の時期以来、主としてその設定を目標として進んだ。しかしこの政策はあまりに極端にすぎたものであり、その他色々の理由が加わつて、コンムーナの普及の成績は他の農業集団化の形態に比し不良であつた。⁽³⁾そこでコンムーナの普及に重点をおく政策は変更を加えられるにいたり、遂にスターリンは一九三〇年三月の命令をもつて、今後、コンムーナの設立を中止し、農民は専らアルテリに結成せしむべき旨を指令した。爾来、アルテリがコルホーズの中軸となり、コルホーズと言えば、大体アルテリをさすものとなつた。なお又、コンムーナのアルテリ化も行われるにいたつた。⁽⁴⁾すなわち一九三三年六月、農務人民委員部の決定によれば、コンムーナの組合員は自己の個人経営のために、牡牛、小家畜、家禽を所有する権利を認められ、またコンムーナは作業労働日に応じてコンムーナ組合員に分配するために、必要な飼料を保有し得るとしている。さらにまた、一九三四年五月、コンムーナ理事会に対し、社会化されている家畜の一部をコ

ンムーナ組合員の私用に譲渡することを許し、またその收容のための建設物の一部の譲渡をも認めている。⁽⁵⁾

以上によつて判ずれば、農業協同化の形態としてのみ考察するかぎりにおいては、トーズは中国における互助組までの集団的労働の組織であり、アルテリは中国における農業生産合作社（初級と高級を含めて）の段階にあたり、コンムーナは人民公社をのりこえた存在であると一応、言いうるのである。しかし人民公社は単なる農業協同化の組織ではない点においてコンムーナをのりこえている。以下、立入つて人民公社とコンムーナとを比較してみよう。

コンムーナは生産と消費の両側面において、農家の共同生活がそこにおいて行われるという意味において一つの社会単位を形成している。人民公社も一つの社会単位であり、この点において、それはコンムーナとその性質を等しくしている。しかしコンムーナにおける社会単位はたんにそれが農業生産の単位であることに結びついているにすぎないが、人民公社における社会単位は工農商学兵と相結合し、行政とも合一した多面的、総合的な、大規模な単位である。

コンムーナと人民公社との相異はさらに、所有、生産、消費、分配の諸側面において看取される。

コミュニナにおいては、私有財産は全部的に認められず、一切の財産はコミュニナの共有となる。ところが人民公社においては、生活資料はもちろん銀行や信用社の預金の私有を認めており、さらにまた住宅のそばの零細な樹木、小農具、小工具、小家畜および家禽等の私有をも認めている。かように、生活資料のほか、狭小な範囲においてはであるが、生産資料の私有制が容認されているのは人民公社がコミュニナと異なる大きな点である。なお人民公社の場合には、全民所有制の部分も生成し、発展し、集団所有制から全民所有制への移行が漸次的に進展するのである。

コミュニナにおいては、一切の生産は共同的に行われる。しかし人民公社においては、ごく狭い範囲ではあるが、個人の生産を容認している。すなわち集団労働への参加を妨げないという条件のもとにおいて、若干の家庭の小副業を経営することが容認されているのである。

コミュニナにおいては組合員の消費生活は一切、共同的に行われている。そこにおいては共同に食事をするだけではなく、共同に居住している。人民公社においては、共同食堂が設けられて共同の食事が配給されているが、しかし居住については、現在までのところ、共同の宿舍を持つておらず、自らの住居において、個々別々に行われている。しかも共同食堂における食事の劃一性の

欠点を補うために、色々な伸縮性のある処置が採用されていることは既に詳論したところである。

コミュニナにおける分配は「必要にしたがつて分配を受ける」という共産主義の原則の上に立つて行われる。ところが、人民公社においては、現物給与制の部分は共産主義の原則の上に立つているが、別に賃金制が行われており、この部分については、「労働にしたがつて分配を受ける。」という社会主義の原則が行われている。もちろん、人民公社は遠い将来の問題としては一元的に共産主義の原則の実現を期待している。

以上の考察によつて、人民公社とコミュニナとのあいだにはかなりの相異点があることが判明する。

かつてソ連においてコミュニナが失敗したが故に人民公社も失敗するであろうと観測する者がいる。しかしながら、コミュニナとの比較によつて、人民公社の前途を卜せんとするならば、まず両者間に存する前記のような性格の相異に着目する必要がある、さらにコミュニナを失敗に陥れた諸事情と現在、中国が当面している諸事情との相異をも顧みる必要がある。

ソ連においてコミュニナが失敗に帰した原因としては、一、農民の個人主義的性情が強烈であつたこと、二、当時のソ連経済における技術の未発達と生産の不足、三、コミュニナの成員の多く

が都市プロレタリアートであつたこと等が指摘されている。⁽⁶⁾ 中国の現段階はかような事情とは大に異なる。すなわち、一、中国の人民公社の出現の前には、幾年かにわたる農業合作化の歴史があり、このあいだに農民の個人主義的性情もかなりに変改を受けてきている。二、人民公社の出現は一九五八年における中国の農工業生産の躍進と同時に生起している。三、農村人民公社の成員は農民であり、生活に追われ、しかもユートピアを夢見る都市プロレタリアートは含まれていない。加うるに、人民公社がコミュニナに比して持つている温和な性格、さらには共産主義社会の実現を究極において目指すとはいへ、その目標達成のために、中国共産党指導者が採用している現実的にして伸縮的な行き方を思えば、中国の人民公社が失敗に帰するであろうと軽々しく断ずることはできないであろう。さればというて、人民公社の発展が何らの障害もなく、順調な道を辿るであろうと見ることもできない。けだし中国は地域が広く、地方的事情が相互に異なり、また各地方の住民の性質も異つており、農民の個人主義的性情が変改を受けつつありとはいへ、なおこれを軽視することは正しくなく、さらにまた中国の生産の発展が一九五八年の躍進を今後においても常にくりかえすであろうという保証もなく、加うるに中国の経済はなお立ちおくれしているからである。

中国人民公社序説

中国の人民公社とかなり近似しているものに一九五〇年以來、ごく短期間、ソ連において実施された農業都市 (agrourbs or agrotowns) の構想がある。⁽⁷⁾ この構想においては、コルホーズの合併、統合によつてコルホーズの大規模化をはかり、しかも散在した農村を一個所に集中するため、古いコルホーズの建物や農民の家屋をとりこわし、新しい場所に「コルホーズ村」とか「コルホーズ都市」とか「農業都市」とか呼ばれる都市を作り、またかような都市を中心として工業製品をつくる附屬企業を發達せしめるのである。伝えられるところによれば、この構想においては、やがてコルホーズ農民から自家用耕作地を取り上げることが計画されていたという。かような構想の実施の任にあつた人は当時ソ連共産党政治局員として農業政策を担任していたフルシチョフ氏その人であつた。

この農業都市化政策の發展によつて、一九五〇年のはじめ二十五万二千個を算していたソ連のコルホーズの数は一九五二年十二月までに九万七千個に激減している。かような小規模コルホーズの整理統合による大規模化はソ連の農業生産力の向上に寄与したことは疑ないが、しかし新しい都市を建設したり、農業にあわせて工業を發達させることはたちまちスターリンの反対にあつて高閣につかねられてしまつた。一九五二年十月の第十九回党大会

に対するマレンコフ報告は農業都市の提案者を批評して「これらの同志のあやまりは、かれらがコルホーズの一ばんだいな生産的任務を忘れ、そこから派生する消費者的任務、つまりコルホーズの日常生活の建設という任務を前面におし出したという点にある。」となし、農村における工業の発達については、「これは建築資材やそれらの工業製品の値段をつり上げ、しかも——だいたいなことは——農業生産の任務の遂行からコルホーズやソフホーズの注意をそらせ、農業の発展のじやまものとなつている。」と批判している。⁽⁸⁾

すなわちソ連の農業都市計画は単に農業生産の集団化、協同化を推進し、拡大するだけではなく、工業と農業の同時発展をはかり、消費生活をも集中化することをねらいとして、かなり大規模な一種の社会単位を形成することであつた。中国の人民公社はその任務がさらに多面的であり、たんに所有制の変革のみならず、社会体制の変革をも明確に意識している等の点において、ソ連の農業都市をのりこえた社会単位であるが、しかし前者が後者の構想によつて大きな示唆を受けたものであらうといふことは十分に観察できるところである。

註(1) 革命以後におけるソ連の農業社会化政策については、沢村康「ロシア農地制度史論」(昭和二十七年)第二編参照。

各種コルホーズの発展概況

	1918年	1919年	1920年	1922年	1927年	1928年	1931年
コルホーズ総数	342	6,186	10,500	11,407	17,267	33,300	211,100
百分率	トーズ	10.0	8.6	14.1	42.9	57.8	4.7
	アルテリ	58.2	73.4	71.2	48.1	34.8	91.7
	コンムーナ	100.0	31.7	18.0	14.7	9.0	3.6

古賀英正「ソヴェト農業経済論」(1949年) 87頁より採る。

- (2) 同上書、一六一—一六四頁。二六二—二六六頁。
- (3) コンムーナの発展を示す統計は、上の通り。
- (4) 沢村康、前掲書、二六五頁。
- (5) 古賀英正、前掲書、八六—八七頁。
- (6) 古賀英正、前掲書、八六頁。野々村一雄「ソ連邦の経済」(昭和二十八年)九六—九七頁。Maurice Dobb, "Soviet Economic Development Since 1917," Fourth Edition, 1957, p. 224.
- (7) ソヴェト農業の明暗「世界週報」(一九五一年十二月十一日)八—一二頁。"The Impact of Communes in China", "Far Eastern Economic Review" Dec. 4, 1958, p. 715.
- (8) 民主主義科学者協会訳編、スターリン「ソ同盟における社会主義の経済的諸問題」(一九五三年)一七五頁、一七六頁。

(一九五九年二月十日)

後進国の貿易変動と経済安定政策

— Nurkse 教授の見解をめぐって —

川 田 富 久 雄

一、序 説

後進国経済は少数の第一次生産物の輸出に主として依存しているが、これらの第一次生産物の輸出市場は極めて不安定である。そのために後進国経済も絶えず不安定の危険にさらされるのみならず、ひいてはこれが先進国経済にも影響し、世界経済の安定を阻害している。このような後進国経済の不安定性を除去または軽減することは世界経済の安定に貢献することとなるのであるが、その具体策については従来いろいろの提案が行われて来た。本稿で論じようとするのは Nurkse 教授の提唱する政策である。その構想は価格分析と所得分析とを結合したもので極めて興味深いものである。

Nurkse 教授の論文は「貿易変動と低所得国の緩衝政策」と題し、

後進国の貿易変動と経済安定政策

「第一次生産国の安定政策の探究」を論題とするシンポジウムの⁽²⁾中心論文となつたものであり、これをめぐって諸学者の議論がたかかわされている。その構成は (一) 輸出所得不安定の原因と結果、(二) 緩衝在庫政策、(三) 緩衝基金政策、(四) 輸出課税と経済開発資金及び (五) 結語となつている。この最後の結語の部分は諸学者の批判に対して同教授が自己の見解をより詳細に述べたものである。われわれは以下において同教授の論文の要旨を紹介し、且つその内容を検討して行きたいと思う。

註(1) Ragnar Nurkse, Trade Fluctuations and Buffer Policies of Low-Income Countries, Kyklos, Vol. XI-1958-Fasc. 2, pp. 141-154, pp. 244-265.

(2) The Quest for a Stabilization Policy in Primary Producing Countries, a Symposium, Kyklos, Vol. XI-1958-Fasc. 2.

(一)のシンポジウムに参加した学者は J. Adler, P. T. Bauer-F. W. Paish, M. Byé, S. Caine, J. Goudriaan, R. F. Harrod, A. Kafka, K. Kno-

rr. R. S. Porter の諸氏による。

二、輸出所得の不安定の原因と結果

一、原因

Nurkse によれば後進国の輸出所得不安定の原因は需要の側にあるものとされる。もしもその原因が供給の側にあるとすれば輸出価格と輸出数量とは逆の方向に動く筈である⁽¹⁾。然るに後進国の輸出所得の変動を分析すれば輸出価格と輸出数量とは同一方向に動いている⁽²⁾。国連の研究によれば一九〇一—一九五一年間において国際貿易の対象となつた主要第一次生産物十八品目の景気循環的な上昇及び下降の局面において、年間平均で数量の変動率は一七%、価格の変動は一四%となつている。価格の変動率に比べて数量の変動率の方がその大きさが著しいことが指摘される。

価格と数量が同一方向に動くことから、後進国の輸出所得不安定の原因は需要の側即ち工業国の固定資本投下における循環的変動にあることが推定される。工業国の固定資本投下のサイクルが第一次生産物の需要に対して及ぼす効果は在庫の変動によつて拡大される。在庫変動は投機的活動からも生じるし、また貿易や生産に対して正常な在庫を保持しようとする欲求からも生じる。要するに工業国の設備投資や在庫投資の変動によつて第一次生産物

に対する需要の循環的な変動が生じるものであると Nurkse は見ている。

二、結果

然らばこのような輸出所得の不安定は輸出に依存することが多い後進国経済にどのような影響を与えるか、これを検討するために Nurkse はまず世界を A 地域（西欧、米国、カナダ、日本など工業国）と B 地域（共産圏外の後進地域）に分類し⁽³⁾、その各地域の輸出の割合を次のように計算している。

- | | | |
|-----|-----------------|-----|
| (1) | A 地域諸国相互間の輸出 | 四〇% |
| (2) | B 地域諸国相互間の輸出 | 一〇% |
| (3) | A 地域より B 地域への輸出 | 二五% |
| (4) | B 地域より A 地域への輸出 | 二五% |

総輸出額 一〇〇%

A グループの二〇カ国はその総人口は約五億に達している。B グループの諸国の数は一〇〇カ国以上（関税単位、従属地域を含む）に達し、その人口は十億をこえている。しかしながら、A 地域の域内貿易は B 地域のその四倍である。何故に低開発国の相互間貿易はかくも少量であるのか？ その主な理由は Nurkse によればこれらの諸国が貧しいからであるとされる。低い生産性と低い購買力は低開発国の国内経済に相対的真空状態をつくり出す。

これがため低開発国の工業国への輸出（それは低開発国相互間の輸出の約二・五倍）が非常に重要な意義をもつ。そしてこの工業国への輸出が変動するところに問題がある。

A、B各グループの地域内貿易量とA地域及びB地域がそれぞれ他地域との間に行う貿易量とを比較して見ると、A地域は地域内貿易が四〇％であるのに対して地域間貿易は二五％、B地域は地域内貿易が一〇％であるのに対して地域間貿易は二五％となっている。このように両地域の貿易構造は均斉がとれていないから、A地域にとつて単にさざなみであるにすぎないような地域間貿易の変動がB地域にとつては津波のように思われるのである。

第一次生産物の輸出市場の不安定性は（一）何等かの安定的な開発政策を困難ならしめるものであり、（二）第一次生産部門への投資を阻害し、（三）「経済活動の範囲」（economic horizon）を一般的に限定し、公的計画及び私的計画において甚だ必要な連続性（continuity）の意識（sense）を破壊する。「人々は過去の経験からブラジルではブームによつて富は速かに得られることを知つた。しかし、事態が急転回すると大損失が生じることも知つた」のである。⁽⁶⁾ 輸出貿易のはげしい変動はおそらく低開発国の実業界に拡がっている投機的態度と一攫千金的（get-rich-quick）心理の主要な原因であるだろう。先進国の動態的成長は外国貿易の循環的不安

後進国の貿易変動と経済安定政策

定を通じて貧しい諸国の進歩を妨げる傾向があつたといえよう。

三、根本的対策

このような事態に対しては二つの根本的な救済策がある。その一は先進国の側に、他の一は後進国の側にある。第一の方法は景気循環を統制することである。この方向に向つて何等かの仕事が行なわれたことは勿論である。今後大不況はおこらないであろう。しかし、国際商品市場で厄介な問題をひきおこす程度の強さをもつた上昇や下降が全然避けられ得るということはあるまいことである。

今一つの基礎的な救済策は低開発国がこのような景気変動に対する抵抗力を強くすることである。このことは主として国内市場を目的とし、相互に助け合う多角的な経済成長を通じて国内経済の真空を充たすことを意味する。一言にしていえばそれは「工業化」を意味するのである。輸出品の多様化だけでも役に立つであろう。何故ならば多くの国々は余りにも狭い範囲の輸出品に依存しているからである。しかしながらこれは根本的な解決策ではない。工業化はいわば「構造的」解決である。工業化はいずれは行われるとしても、それには時間がかかる。従つて直ちに適用される応急的対策について考えねばならない。そこで考えられるのは緩衝在庫政策と緩衝基金政策である。

後進国の貿易変動と経済安定政策

註(1) 需要曲線が一定であつて、供給曲線がシフトするものとすれば両曲線の交点によつて定められる価格とこれに対応する数量とは逆の方向に動く。即ち、価格が上昇すれば数量は減少し、価格が低下すれば数量が増加するのが普通である。

(2) 供給曲線が一定であつて、需要曲線がシフトするものとすれば両曲線の交点によつて示される価格とこれに対応する数量とは同一の方向に動く。即ち、価格が上昇するときは数量も増加し、価格が下落するときは数量も減少する。

(3) United Nations, *Instability in Export Market for Underdeveloped Countries*, New York, 1952.

(4) これらの品目はココア、コーヒー、銅、綿花、大麻、黄麻、亜麻仁、石油、米、ゴム、生糸、硝酸ナトリウム、砂糖、茶、錫、煙草、小麦、羊毛などである。

(5) この分類の方法についてはAグループの中にも第一次生産が大量に行われ(例えば米国、カナダなど)、Bグループの中にも工業が盛に行われている国(例えば香港、シンガポールなど)があるので、AグループとBグループとの間の貿易をもつてこれをそのまま工業製品と第一次生産物との貿易とみることは過度の単純化をおかすことだと Sydney Caine は批評している。

(6) *Economic Growth: Brazil, India, Japan*, edited by Simon Kuznets and others, Durham, 1955, Duke University Press, p. 408.

三、緩衝在庫政策

第一次生産物の輸出市場安定のための国際的な対策として

Nurse は緩衝在庫機関 (buffer stock agencies) の設置を挙げている。

一、意義及び目的

この機関は商品の世界市場価格が予め定められた最低水準に下落すればこれを買入れ、またその価格が一定の最高水準にまで上昇すればこれを売出す。これらの公定の売買価格の間では価格は自由に変動する。支持価格(下限価格)及び天井価格(上限価格)は需給状態の長期の変化を考慮に入れて経験にてらして時々調整され得る。この調整は過去八年乃至十年間に記録された価格の移動平均を基礎として或程度までは自動的に行われる。

しかし、この方法は如何なる国も単独では採用し得ない方法である。それ故に、国際的な基礎の上に実施されねばならない。一九五一年に国際連合の専門家委員会は「国際経済安定のための施策」⁽¹⁾(委員長の名をとつてエンジェル報告 Angell Report とよばれている)と題する報告において国際的商品協定を強力に支持し、その実際的な成功の機会について幾分樂觀し、国際復興開発銀行が第一次生産物の緩衝在庫のために融資することを要請した。この報告はこのような協定の成立を促進することによつて輸入国がもつ利益を強調した。緩衝在庫制は輸入国にとつては景気後退期に買入れ、ブームの時期にさきを買入れた在庫を放出することに

よつて輸入商品の平均費用を低くすることが出来る。しかるにこの制度がないために現実の状態では輸入国は価格が高いときに最も多く買入れ、価格が低いときに買入れを停止する傾向があり、そのために損失を被つていといる。

緩衝在庫の構想は世界市場における第一次商品の売買双方の側より見て魅力のあるものであるけれども、実施の面においては全く進歩が見られなかつた。米国はこの政策に反対した。(もつともこの制度を支持するような発言がペイリー委員会報告⁽²⁾ (Paley Commission Report) その他に行われて来たのであるが、一般的に見て米国はこのような対策には反対であつた。) 一九五三年に国連によつて設置された新しい専門家委員会は「商品貿易及び経済発展」に関するその報告⁽³⁾において或る種の野心的な理論的研究を行ったけれども、全体として見れば国際商品協定については用心深い態度をとつている。同報告は「このような国際商品協定の方策はメンバーの直接的な利害に役立つたなくなるや否や直ちに破棄される傾向があると指摘した(四三頁)」。そしてまた国際復興開発銀行が緩衝在庫の融資に当るといふ示唆は銀行の歓迎するところとならなかつたことを述べている(四八頁)。

二、緩衝在庫の特質

然らば、緩衝在庫の原理それ自体に何か間違つた点があるのだ

後進国の貿易変動と経済安定政策

らうかという疑問を生じる。しかし、Nurkseは緩衝在庫の果たす安定的役割を高く評価している。即ち、遊休の商品在庫の蓄積は世界の資金の浪費的な使用——この資金はより緊急的な開発目的に必要とされている——であると非難されるかもしれない。なるほど、第一次生産物の緩衝在庫に対する資本の投下はこれだけを孤立して考察すると浪費的な不生産的な投資である。しかし勿論この投資はそれだけを切離して単に使用されない財の貯蔵としてのみ看做すべきではない。それが国際商品市場で大きな安定を達成するならば、第一次生産国の長期発展という形において相当大きな利益を生み出すものと見て差支へはない。次に Nurkse は緩衝在庫は世界における第一次商品のストックの平均保有高の正味増加とは必ずしもならないことを主張している。即ち、在庫は如何なる場合にでもある。しかし、現在の事情の下では在庫の動き(Behavior)は主として第一次商品生産者の価格及び所得の循環的な変動を激化する(accountant)ようである。国際的な商品協定は世界の在庫維持の総負担を増加することを要求するものではなくして、第一次生産物のストックの動きに安定性を与えることを主要な目的とするものである。

このように緩衝在庫は原理的に見てすぐれた政策である。それにもかかわらず、何故に緩衝在庫政策が第二次大戦後において具

体的な形態で実現しなかつたかという疑問を生じる。それに対する Nulkee の解答は緩衝在庫はブームの時期でなくして、リセッションの時期においてのみ開始されるということである。全体として見れば、過去の十年間はこのような在庫の蓄積に有利ではなかつた。この方向への如何なる試みも既存のインフレ圧力を強化したであろう。あたかも一九五〇年六月（朝鮮動乱勃発）以後の政府による戦略物資の蓄積がインフレ圧力を強化したように。インフレ圧力及び完全雇用の状態は緩衝在庫の当初の仮定については明らかに不適當である。そして恐らくこれが、第二次世界大戦以来緩衝在庫が行われなかつた理由であるとしている。

しかしながらそれだけが理由であるならば最近のリセッション期に緩衝在庫政策が強力に推進されているはずである。Harrod⁽⁴⁾もこの政策の実施を強調している。然るに現実には少数の場合を除いては緩衝在庫政策は行われていない。

Knorr⁽⁵⁾は緩衝在庫政策が実施されない理由として (一) 巨額の資金が必要であること、(二) 公正な買入価格及び売渡価格の決定が困難であることをあげている。即ち、この政策を実施するに必要な資金は数十億ドルにも達すると見られるが、このような資金を負担し得るのは米国だけである。その米国自身がこの政策に反対であること、及び公正な売買価格を決定しようとしても、売手側

と買手側との双方の「かけひき」によつてこれが極めて困難であることもこの政策の実施を阻害しているのである。

註(一) United Nations, Measures for International Economic Stability, 1951.

(二) Resources for Freedom, A Report to the President, by the President's Material Policy Commission, June, 1952.

(邦訳) 自由世界の天然資源 (上) (下) 後藤誉之助氏他訳、時事通信社 昭和二十八年、第一卷第十五章参照)

(三) United Nations, Commodity Trade and Economic Development, 1953.

(四) Roy Harrod 「後進国の経済安定策」(日本経済新聞昭和三十四年一月四日)

(五) Kraus Knorr 前掲シンポジウム。

四、緩衝基金政策

次に著者は国家的な措置として緩衝基金政策をあげ、その意義及び目的、実施の方法、その特質などを論じた後、著者独自の対策を提案している。

一、意義及び目的

緩衝基金 (Buffer Fund) 政策というのは好況時に第一次生産物の輸出に課税し、不況時にはそれに補助金を与えることである。この政策は世界市場の価格変動を減少せしめることを目的とするものではなく、第一次商品生産者の可処分所得を安定化すること

によつて価格変動が国内経済に与える衝撃を緩和することを目的とするものである。

二、実施の方法

緩衝基金政策は通常次の三つの方法の一つで行うことが出来る。

(1) 中央販売機関 (central marketing agency) が設立され、この機関が国内生産者に一定の価格を保証し、生産物は輸出市場で売れる価格で売却する。生産者に支払う国内価格は暗黙のうちに好況の年にはあたかも課税が行われたと同じように、また、不況の年にはあたかも補助金が支払われたのと同じような結果となるようにこれを定める。(輸出税や補助金の額は明示されない。)

(2) 本質的には (1) と同一種類の政策が可変的な輸出税と輸出補助金の形で明示的に運営される。

(3) 為替管理機関が輸出者の外国為替収入を買取る公定の買相場を上下させることによつて同様の政策を実施する。もしも外国為替の売レートが不変であるとすれば、為替管理機関は海外で輸出品の価格が高い時期には利益を得、その他の時期には損失を被るような方法でこの政策を実行することが出来る。

第一の方法の主要な例は現在ココア、落花生及びパームオイルなどについて行われている西アフリカのマーケティング・ボードである。⁽¹⁾ ニュージールランドは一九三六年に酪農品についてこの

制度を開始した。アルゼンチンでペロンの治政下に同じような政策が行われた。第二の方法は最近に東南アジアの種々の国々によつて広く行われている。第三の為替操作による方法はラテン・アメリカでは熟知の慣行である。

以上の三つの主要な方法の共通の特徴についていえば、これらの方法は全て一方においては海外市場の価格変動と輸出収入、他方においては国内生産者の受取る正味の価格とその収入との間の関連を遮断する傾向がある。また、これらの方法は国家的な措置であつていずれの一国でもこれを利用することが出来、国際的な協定に依存するものではない。緩衝基金制の下では輸出価格が高いときに外国為替の緩衝基金が蓄積され、輸出価格が低いときにこれが引き出される。商品の緩衝在庫と対照的に、この種の緩衝基金は世界の需要がブーム状態にあるときに発足するのが最も適当である。

三、緩衝在庫と緩衝基金の差異

商品在庫と現金保有とは市場の不確実と不安定に対処する二者択一的方法として、経済界で一般に行われているところであるが、それと同様に緩衝在庫と緩衝基金とは第一次商品生産国の安定政策の二者択一的方法である。これらは相互に代替的である。緩衝在庫の存在は外国為替準備の必要を減少せしめるものである。

(逆の場合は逆)。

倉敷料その他持越費用についても「これは緩衝基金については負(ネガティブ)であるが」相違があるけれども、両者の主要な相違点は緩衝基金は non-specific な内容をもっていること、及びいずれの個々の国もこの方策を独立的に採用することが出来るという点にある。しかし、緩衝基金を調達するために輸入を抑制するという負担があり、これは消費財のみならず資本設備の輸入が緊急的に必要である後進国にとつては非常に切実な問題である。

四、緩衝基金の運営

緩衝基金制度の下では黒字予算のデフレ的効果がブーム期における国際収支のインフレ的效果を相殺する傾向があり、不況期には逆の現象がおこる。本質的な問題は輸出スランプのときに貯蓄の引出し (dissaving) を行うために、輸出ブームのときに強制貯蓄がその国に課せられることである。

個々の生産者がブーム時代の現金収入の一部を不況時代の使用に備えて貯蓄しておくことは、一部の生産者にはこれが期待出来るとしても大部分の生産者にはこれを期待出来ないようである。その理由は生産者は長期的な見通しを持ち得ないこと、金融制度が不完全であること、或いは生産者個人が貧困であることによるものである。いずれにせよ生産者の所得の適当な処置は彼自身

ではなくして国家(或は何等かのその他の中央機関)の行動によつて実行されねばならないのである。

五、緩衝基金政策に対する批判

従来の緩衝基金政策について Nurkse が最も疑問とする点は次の点である。即ち、第一次生産物が外国市場で高い価格を得ているときに第一次品生産者に課税し、逆の場合にこれに補助金を与えることは正しいことであり得ようかということである。もしも輸出品の供給が租税又は補助金に対して少しでも感応的であるとすれば、このことは先づ第一に一国の外国為替収入を平均的に見て減少せしめないかということ、第二に、世界市場における価格の循環的変動を激化しないかということである。一国はこれと反対の措置をとつてはいけないだろうか。即ち、海外の価格が好調であるときに輸出数量を極度に増加し、輸出価格が低下したときに輸出数量を減少せしめることはいけないことであろうか。

この疑問に対する回答は事実上第一次生産物の輸出供給が価格に対して弾力的であるか又は非弾力的であるかどうかにかかっている。輸出供給が完全に非弾力的であるとすれば、即ち、輸出のための供給が受取る価格によつて全然影響をうけないものとすれば、問題は生ぜず、現在論議している政策は少くともこの点では悪い影響をもたないであろう。若しも供給が「逆に」弾力的

（“perversely” elastic）であるならば——時としてはそれが事実であるが——即ち、価格の増加が現実には供給の減少を生ぜしめるというのであるならば、最も効果的な政策はブーム期には輸出に重い課税をして農民の受取る正味価格を切下げ、また不況期には正味価格を増加するために補助金を与えることであろう。その場合には輸出向けの供給量はブーム期には増加し、スランプ期には減少するであろう。このことは世界市場の安定のためのみならず、生産国の国家的見地から見ても正しいパターンであるだろう。

現実には輸出第一次生産物の供給は必ずというのではないが、価格に関して幾分弾力的（rather elastic）である。このことは既に引用した国連の研究「低開発国輸出市場の不安定性」によつて明かにされている（本稿第二節参照）。われわれが述べたように過去半世紀の経験は世界貿易における十八品目の第一次生産物の価格変動と輸出数量との間に可成り大きい正の相関関係があることを示している。第一次生産物の供給は正常な場合においては価格に正しく反応するという事実は現在論議している政策を判断するのに明かに決定的な重要さをもつている。この政策は生産者の受取る価格を安定させることによつて輸出価格が高いときにはより多くを生産しようという刺戟（incentive）を妨害し、逆に輸出価格が低いときには輸出向け生産を維持することに役立つものである。

後進国の貿易変動と経済安定政策

この方法は生産国の輸出手取高を景気循環期を通じて極大化する方法でもないし、また第一次商品の国際市場を安定させるのに役立つ方法でもない。

西アフリカのマーケットティンダ・ボードは最近における若干の興味ある議論の主題であつた。戦後のブームの間にこれらのボードは巨大な利潤を得て、莫大な準備資金を蓄積した。P. T. Bauer と F. W. Paish は「第一次品生産者の所得変動の減少」に関する二つの長論文⁽³⁾において、このような価格固定政策が、輸出生産物の数量に及ぼす制限的效果に大いに、関心をもち、移動平均算式⁽⁴⁾を主張した。即ち、それによつてマーケットティンダ・ボードが生産者に支払う価格はそれが世界市場の趨勢に絶えず一致するよう確実に調整されるからである。

しかしながら、これら両氏でさえも、「保証価格制度」(Guaranteed price scheme)の原則について疑問をもたなかつた。

この制度は日々の価格変動の危険と不確実性を軽減すること及び農民をして投機的な仕事よりも、むしろ生産的な仕事に注意を集中させることにおいて有益であることは勿論である。しかしながら Bauer や Paish が抱くところの最初の疑問（即ち、マーケットティンダ・ボードの政策が輸出生産量を制限するのではないかという）は彼等が選ぶ算式によつて除去されるものではない。彼

等がマーケティング・ボードを課税及び強制貯蓄の機関として反対するときには彼等の非難はマーケティング・ボードをこの目的のために持続的 (persistent) に使用することに向けられている。彼等はこの機関の任務を第一次商品生産者の所得の景気循環的な安定に限定し、より広い領域に侵入することを阻止しようとするのである。細い点を度外視するならば Bauer-Pash 算式の要点は固定的な国内価格が毎年毎年過去に一定年間に実現された平均的輸出価格に等しくなるようにこれを調整することにある。

(ただし移動、平均においては最近の年のウェイトを以前の年よりも重くすることが示唆されている。) 両氏の方式においても矢張り、或年においては課税と強制貯蓄は部分的には行われるであろう。しかし、この算式によれば課税や強制貯蓄は後年の補助金供与及び負の貯蓄によつて、より確かに相殺されるであろう。両氏の方式では課税と補助金の供与が——即ち、貯蓄と負の貯蓄とが——交互に行われるが、その対象が輸出商品の第一次生産者に厳密に限定されている。これが両氏から見れば長所であるが、Nurkse の見るところではこれが正しくその基礎的な短所である。何故ならばこのような方法では、既にのべたように丁度不適当な時期に輸出生産の数量を交互に制限したり、増加したりするからである。

六、新しい提案

ここで Nurkse は次のような政策を提案する。即ち、輸出生物の国内価格は世界市場の情勢に従つて自由に変動させる。(それは毎日、毎日ではないとしても少くとも毎年毎年)。しかしながら、課税はこれを輸出第一次生産物生産者に限定せず、一般的に(内国消費税、所得税、輸出税のみならず輸入税によつて)行ない輸出ブームの時には増大し、スランプの時には減少される。このようにして財政黒字はブーム時代に達成され、所得の拡大と輸入の増加を抑制し、不況期における支出に利用されるべき外国為替の必要な緩衝基金を蓄積する。重要な点はこの場合には市場状態の変化に呼応して資源を移動させる刺戟インセンティブに対しては干渉しない点である。国民所得勘定の点から見れば、この政策は総可処分所得を安定させることを目的とするものであつて、輸出生産から生じる可処分所得だけの安定を目的とするものではないことである。確かに、一般的な課税政策をこの景気対策的な形で用いることは専ら輸出商品の価格だけに結びついている狭い形の課税(それは積極的及び消極的の両者を含む)よりもすぐれている。価格の変動は資源の配分に対して重要な刺戟的效果をもつているのであつて、これを活用することは有益である。

しかしながら、現実には次のことが認められねばならない。即

ち、多数の国においては一般的な景気対策的財政政策を行う實際的な可能性は極端に限られている。他の課税源泉が存在するとしても輸出生産物に課税することは景気対策的財政政策の最も簡単にして容易な形態である。しかし、さきへのべた輸出税及び補助金の好ましくない効果を見逃してはいけない。實際的に政府が狙い得る最善のものは一般的課税と輸出課税との妥協案であつて、ブーム期には輸出品に幾らかの課税をするが、しかも生産者の受取額が有利となるように輸出価格の一部増加をみとめ、さらにその他の財政的方法によつて（例えば高額の所得税、財産税、消費税又は輸入税さえも用いて）総可処分所得、従つて輸入需要を抑制することに努力することである。

ただし、例外的な場合として *Nurkse* は次のような事情をみとめている。即ち、労力及び資源が外国の価格変動に呼応して輸出生産へ、また輸出生産から景気循環期に移動することは——たとへ総可処分所得の安定が得られるとしても——短期的に余りに多くの構造的適応を要求することによつて国内経済の安定をくつがえずであらうという事情である。このような場合には輸出農作物の生産者が実現する正味の国内価格を安定させるといふ政策は、その国の経済生活の混乱を招くような労力及び資源の移動を制限する慎重な試みと看做すことが出来る。経済学者はこのような選

後進国の貿易変動と経済安定政策

択について苦情をいうことは出来ない。（ただし、その選択が有致適切に、即ち輸出価格が高いときに多く輸出し、輸出価格が低いときに少く輸出することが経済的に利益であることを充分にわきまえて行われる場合に限る。）

註(1) この機関の活動状況については矢内原勝「西アフリカのマーケティング・ボードの安定政策と基金」三田学会雑誌、昭和三十三年四月号及び同氏「西アフリカマーケティング・ボード下のココア買付機構の研究」慶応義塾経済学会経済学年報 1（一九五七年度）を参照されたい。

(2) ここに著者のいう「正の相関関係」なる言葉は厳密な統計学的用語として用いたのではなく、価格と数量とがその循環的変動において著しい一致を見せていることをいっているのである。（前掲論文二五一頁）

(3) P. T. Bauer and F. W. Paish, "The Reduction of Fluctuations in the Incomes of Producers," *Economic Journal*, December 1952 及び "The Reduction of Fluctuations in the Incomes of Primary Producers Further Considered," *Economic Journal*, December 1954.

(4) Bauer-Paish の算式は次の通りである。(E. J. Dec. 1952, p. 771)

$$S_t = \frac{1}{n} \left\{ \frac{P_{t-1}Q_{t-1} + P_{t-2}Q_{t-2} + \dots + P_{t-n}Q_{t-n}}{P_{t-1}Q_{t-2} + P_{t-2}Q_{t-2} + \dots + P_{t-n}Q_{t-n}} \right\} \frac{P_t}{Q_t}$$

S_t …… 生産者価格

P …… 市場価格 (トン当り純売上額)

P …… 予想市場価格 (トン当り純売上額)

Q …… 収 穫 量

Q …… 予想収穫量

$1X$ …… 今年度の予想売上高のうち (生産者に) 支払われる部分、

即ち、生産者価格の算定に含まれる部分

n …… 変動を円滑化するために平均される年数

五、輸出課税と開発資金

最後に *Nurkse* は第一次生産物の輸出に対する課税を景気循環対策としてではなく、国内経済開発 (工業化) の資金調達を目的とした恒久的な政策として考察している。

その事例として第二次大戦後のアルゼンチンの政策と、十九世紀の後半に日本が採用した政策と比較対照させて吟味している。

アルゼンチンが政府専売を通じて第一次生産物を輸出した政策は周知の通りである。⁽¹⁾ 国内の農民の受取る価格は海外で獲得された価格よりも遙かに下廻つて維持されていたので、この制度は第一次生産物の輸出に対して絶え間なく重税を課するのと等しいものであつた。その主なる目的は工業化の資本を調達することにあつた。その結果も等しく周知のことである。輸出に利用される供給は涸渇した。一九五〇—五二年にアルゼンチンの資本財の輸入は一九四七—四九年の水準よりは三七%低く、戦前の一九三七—

三九年の水準から見ても低かつた。⁽²⁾

アルゼンチンの輸出品に対する世界の需要が非弾力的であつたならば、輸出生産物に対する課税や輸出数量の減少は輸出売上高の増加を生ぜしめたであろう。しかし、アルゼンチンがその輸出する生産物の唯一の売手ではない。アルゼンチンは明かに幾分か弾力的な輸出需要に直面していた。たとえ一國がゴムやコーヒーのような商品の唯一の輸出者であるとしても、その國の輸出品に対する世界の需要が非弾力的であるのは価格変動の或る一定の範囲に限られている。若しそれが全範囲において非弾力的であるとすれば、それは世界がその所得を悉くゴム又はコーヒーによることで支出するであろうということを意味する。世界はこのようにことをするものではない。需要は限られた範囲内でのみ非弾力的であり得る。供給が制限され、価格が増大するに従つて、早晩に需要は弾力的に転化する。⁽³⁾ 一國又は共同して行動する一群の國の独占的地位の利用はそれ故に常にやりにくい仕事である。需要が非弾力的な範囲では輸出積出量の減少によつて世界市場から得る外需の量は増加するであろう。若しこのような可能性が存在するならば、その時には、輸出課税は輸出生産を抑制すると同時に輸出売上高を増加し、これを公的的目的のために充當する有効な手段であるかもしれない。その場合には輸出品に対する課税論は景

気変動の如何にかかわらず、持続的に適用される議論であつて以前に述べた「緩衝基金」モデルと特に関連のあるものではない。

しかし、繰返しているが、このような可能性は極めて限られているのが普通である。その可能性は一九四五年以後のいずれの年においても著しい程度においてアルゼンチンに対しては存在しなかつた。このような状態の下ではアルゼンチンの農業生産物の輸出に対する仮借なき課税は、工業化計画の代金を支払うことを予期された金の卵を生む鷲鳥を殺したものであつた。

さて、日本についてはどうか。日本の生糸輸出に対する世界市場の情勢は一八六七年以後著しく好調であつた。この年に工業化へのドライブが開始された。しかし、日本の政府は生糸の輸出には課税しなかつた。政府はより広い基礎において、主として「地租」を通じて課税をした。それは一八七〇年代に再査定され、且つ重課された。このようにして輸出市場が好調のときに輸出生糸の生産に対する刺戟はそのまましておかれた。しかしながら一方、この輸出より得られた外貨収入はこれを工業開発のために用いた。

国内の所得の流れにおいては、地租は輸出向に生産された生糸から農民が得た余分の所得を掬いとる手段であつた。それは強制貯蓄の方法であつた。国内の強制貯蓄に対応し、外国為替勘定に

後進国の貿易変動と経済安定政策

においては輸出収入の増加する部分を資本財の輸入のために解除した。資本財の輸入は、われわれも知る如くその数量が大いに増加した。必要な国内の「節欲」*abstinence* がないならば外国為替取引は輸入設備への投資のために利用されなかつたであらう。国内の所得の流れと外国為替勘定とは屢々二つの独立した事物としてとりあつかわれるけれども、この事例に見るように両者の相互関係は極めて密接であることを強調せねばならない。

しかし、われわれの現在の主題に対して、日本の事例が示す主要な点は租税が輸出品それ自体に課せられたのではなく、輸出価格または輸出収入とは別個の基礎の上に課せられたことである。これによつて価格の刺戟は輸出価格の順調な趨勢に充分に呼応して、輸出供給を促進するように作用することが可能となつたのである。

本質的には同一の議論が第一次商品の輸出に著しく依存する諸国の所得安定をめぐる景気変動の問題に適用されるものと思われる。景気安定の関係においては目的は資本財輸入の資金調達よりはむしろ、不況時にその国が外国為替収入を超えて生活してゆけるような外国為替の緩衝準備金を蓄積することにある。この場合もまた必要な国内貯蓄をブーム期に確保することが望ましい。その方法は輸出価格の変動が供給増加の刺戟として作用する若干の

余地（それは完全でなくてもよいが）を残しておくことである。勿論、この議論の効力は国によつて異なる。そして恐らくは生産物によつても異なる。若しも一九五三年の国際連合の研究が輸出価格と数量の循環的変動の間に、高い相関々係があることを正しく示唆するものであるならば、輸出向け第一次生産物の供給は価格変動に対して可成り敏感であると結論しても間違ひはないようである。（この点は後述の議論に重大な関係をもつものである。）もしそうであるならば、この議論は今日の後進国の輸出政策に可成り一般的な関連性をもつと考える充分な理由がある。

註(1) 拙稿「アルゼンチンの外国貿易の発展」(国民経済雑誌第九二巻第六号)(昭和三十年十二月)

(2) United Nations, Processes and Problems of Industrialization in Underdeveloped Countries, New York, 1955, p. 113.

(3) この点は次の図によつて明かとなる。いま需要曲線を $D'D'$ とし、直角双曲線 $L'L$ が $D'D'$ と接する点を P とする。しかるときは需要曲線 $D'D'$ のうちで $D'P$ の部分は弾力的であり、 PD の部分は非弾力的であり、 P 点においては弾力性は一である。 P 点における価格は P でこれに対応する数量は P より OX への垂線の足を M とすると O で M である。

いま $P'D'$ 上の任意の点 P' をとつて OX への垂線を下し、その足を M' とする。 $P'D'$ は非弾力的部分であるから売上高($P'M' \times OM'$)は M' 点が右方に動くに従つて減少し、左方に動くに従つて増加する。

売上高は M' が M と一致するときにおいて極大となる。

またいま $D'P$ 上に点 P'' をとつて P'' より垂線 $O'X'$ へ垂線 $P''M''$ を下す。 P'' は需要曲線上の弾力的部分にあるから M'' が右方に動くに従つて売上高 $P''M'' \times OM''$ は増加するが、 M'' が M に一致するとき売上高は極大となる。 M''

が M より左方へ行く(即ち数量が減少する)に従つて売上高は減少する。

以上のべたところを要約すれば需要が非弾力的である場合(即ち、

P' が $P'D'$ 上にあり、売上数量は $M'D'$ 上にある)には数量が減少する程売上高は増加する。また需要が弾力的である場合(即ち P'' が $P'D$ 上にあり、売上数量が OM 上にある)には数量が増加するに従つて売上高は増加する。売上高は M'' 、 M' が M と一致するとき極大となる。

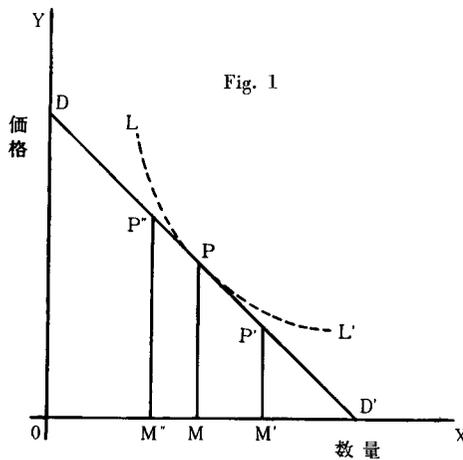


Fig. 1

六、結 語

以上に述べられた *Notes* の考え方の主要な特徴は次の二点に

加に従つて輸出売上高は $P'M \times OM$ より大となる。⁽¹⁾ OS は弾力性一の供給曲線である。新需要曲線 P'' で不変売上高曲線と接するとすれば、供給曲線 OS は最大の輸出所得を生じる。ただし、その弾力性がゼロより大で無限大より小であるいかなる供給曲線も、弾力性がゼロである $M'S'$ よりは大い輸出所得を生じることをここで繰返してのべておく。

今度は以前と逆にもし需要が $E'E'$ から $D'D'$ へと低下したとしよう。その場合に供給が非弾力的で依然として数量 ON を供給し続けているとすれば、 ON 量の売上高は OM 量の売上高よりも小となる。何故ならば新しい需要曲線についていえば、 Q 点是非弾力的部分にあるからである。従つてこの場合は供給量を縮小した方が売上高は大となる。

このように需要に対して供給を調整することによつて、そうでない場合に比べてより大きい所得が得られることが明かとなる。供給の調整には費用がかかるが、その費用が禁止的でない限り、需要の変動に対して供給を適合させることによつて何程かの利益はあるものと *Nurkse* は信じている。

第二の点については *Nurkse* 方式による、一般的な課税政策は一国の可処分所得従つて国民支出を全体として安定させることを目的とするものである。しかし、一方においては輸出生産物の国内

価格は外国市場の変動に呼応して可成り自由に変動することをみとめている。それ故に、もし、輸出部門 (export sector) の支出可能所得の循環的変動が許されるとすれば、国民貨幣支出の総体的安定のためには財政政策によつて国内部門 (domestic sector) の可処分所得に輸出部門の景気循環を相殺するような変動を生ぜしめねばならない。ここに *Nurkse* 構想の特徴が見られる。

この政策の具体的な説明として次のような算例が示されている。一九五六年には *B* グループ諸国は *A* グループ諸国への輸出によつて約二五〇億ドルを受取つた。*B* グループ諸国の純国民生産は総計一二五〇億ドル見当であつた。もし一九五七年にはげしい原料ブームが起つて輸出受取額が二五〇億ドルから三〇〇億ドルへと二〇%だけ上昇したものとすれば、*Nurkse* 方式によれば国内部門の可処分所得は一〇〇億ドルから九六〇億ドルへと四%の削減が行われる。輸出部門にも追加的課税が行われ、追加的輸出所得五〇億ドルの五分の一即ち一〇億ドルが課税徴収される。この五分の一という割合は総生産額に対する輸出額の当初の割合と同率である。(即ち一二五〇億ドル対二五〇億ドルは五対一の比率である) かくて輸出収入の増加額五〇億ドルは租税収入の同額の増加(国内部門四〇億ドル、輸出部門一〇億ドル)によつて相殺される。(ただし、この場合に政府支出の変化がないと仮定す

る。このようにして総国民支出は一定に保たれ、インフレーションは回避されるのである。

いま、過去に一般的に行われた自由放任政策 (do-nothing policy) と Niskanen 方式とを比較してみよう。自由放任政策では輸出受取高の二五〇億ドルから三〇〇億ドルへの増加は国内部門における貨幣所得を一〇〇億ドルから例えば一一五〇億ドルへと拡大するであろう。この場合には Bauer-Paisl の例に従つて限界輸入率 (marginal import ratio) を四分の一とする。この数字は可成り現実的な仮定である。B グループ諸国全体としての A グループ諸国よりの平均輸入率 (average import ratio) は約五分の一である。しかし、B グループ諸国の限界輸入率は平均輸入率よりは幾分高いようである。さて、われわれは二つの政策の国内部門における効果を比較しよう。即ち、Niskanen 方式の場合には、四〇億ドルの減少が必要であり、自由放任政策の場合には一五〇億ドルの増加となる。ここに大きな相違があり、これが Niskanen 方式の最も重要な特色である。この一五〇億ドルの増加は自動的な所得乗数によつて生じたものである。⁽²⁾

過去における輸出貿易のブームやスランプはその影響を国内市場にも拡がらせる傾向があつた。その結果として、価格の上昇や価格の下落は輸出部門に限られず、一般化する傾向があつた。こ

後進国の貿易変動と経済安定政策

ここで強調すべき点はこのような事情では価格インセンティブが作用する余地が殆どないか又は全くないことである。輸出品の価格は上昇又は下降するが、もしも国内品の費用と価格もまた殆ど同時に上昇または下降するならば、生産者が国内市場生産から輸出生産へ(或いはその逆)転換するためのインセンティブが殆どない。例えば輸出ブームにおいて、もしも国内市場もまたブームを迎えているとすれば一体何故に輸出品に転換すべきであろうか。またスランプの場合にももしも国内経済もまた不況であるとすれば輸出生産者はどこに行くべきであろうか。

このような輸出部門も国内部門も同様の価格変動を示すときは価格体系は資源を配分するその力の多くを(全部ではないとしても)失う。景気循環において価格が輸出部門及び国内部門で同様に変動するならば、その程度だけ価格変動の資源配分機能は失われるのである。輸向け第一次生産が輸出品価格の変化に対して比較的感応度が低かつたという一般的な印象は、不移動性や怠慢によつて然るのではなくして、むしろ主として生産国内におけるブームやスランプの一般化のために輸出品と国内品との相対的価格の著しい変化が妨げられる傾向があつたからである。

次に自由放任政策と可変的輸出税による生産者価格釘付け政策とを比較してみよう。後者は輸向生産物の受取価格の変動のみ

ならず、国内向生産物の価格の変動をも一般的に取り除く。それは一般的なインフレーションやデフレーションの問題に関連する不正や摩擦や緊張を排除。それによつて「経済安定」が達成される。しかし *Nurkse* はこの場合に達成される経済安定には疑問を抱く。何故ならばそれは相対価格の変動がもつ資源配分効果を削除するからである。旧式の自由放任政策や現在一般に行われている輸出生産物の国内価格釘付政策は、いずれも産出高の調整に対する価格のインセンティブを除去する傾向があるのである。

肝要な点は輸出品の価格変動より生じる貨幣所得効果が一般化することを出来る限り防止し、価格変動が生産に及ぼす代替効果を十分に利用することである。このためには財政政策を通じて国内市場の変動と輸出市場の変動とを逆行させる（少くとも理論的には）より以外に方法はない。

その際に問題となるのはこの逆行関係は（a）国内消費の面だけに止まるべきか、または（b）国内投資の面にも及ぼすべきかという点である。*Nurkse* はこの点に関しては国内消費部門の調整にだけとめて、国内投資の面に及ぼすべきでないとしている。その理由としては国内投資部門は国内消費のための生産部門より小さいのみならず、大多数の国では輸出部門さえよりも小さい。

このために国内投資部門における調整は輸出の変動に適應するた

め的手段としては効力がない。そのみか、国内投資部門の調整は後進国にとつて致命的に重要な開発の進展を妨害するからである。

以上に述べた *Nurkse* 方式においては、財政政策乃至課税の果たす役割が極めて大きいことが指摘される。現実の問題として後進国の現段階においてこのような財政政策を有効に実施するだけの行政的な能力があるかどうか大きな問題である。

また外国為替準備の不足に苦しんでいる後進国が、増大する輸入需要を抱えながら、経済安定のためという目的のために緩衝基金を保有するだけの余裕があるかどうか問題である。

従つて先進国又は国際機関による技術的援助によつて行政的職員の訓練を行う一方、これらの後進国に対して資金的な援助を与えて緩衝基金を設定を容易ならしめることが必要であろう。

註(1) この問題をいまま少し詳細に説明すれば次の通りである。

いま P' を過ぎる直角双角線（不変収入曲線）と P より横軸に平行に引いた直線 PK とが K において交るものとする。 K 点が $E'P'E$ にあれば問題が証明される。即ち $P'K$ が $D'D'$ に平行であれば K は $E'E'$ 上にあることが証明され、 K 点において PK 、 $M'M'$ 、 $E'E'$ が交ることとなる。従つて供給の弾力性が無限大のときには供給の弾力性がゼロのときと輸出収入が等しくなるのであつて、供給の弾力性が無限大より小でゼロより大の場合においては、供給の弾力性がゼロ

の場合よりも輸出収入は常に大であることが証明されるのである。

さて OS 線の勾配を m ($y \parallel mx$) とし、 P を過ぎる直角双角線を $xy \parallel k_2 P$ を過ぎる直角双角線を $xy \parallel k_2$ とする。

いま、(一) P 点の座標を求めると $x \parallel \sqrt{\frac{k_1}{m}}$, $y \parallel m \sqrt{\frac{k_1}{m}}$ となる。

(二) P 点の座標を求めると $x \parallel \sqrt{\frac{k_1}{m}}$, $y \parallel k_2 \sqrt{\frac{k_1}{m}}$ となる。(三) 次に (一) P 点の座標を求めると $x \parallel \sqrt{\frac{k_1}{m}}$, $y \parallel k_2 \sqrt{\frac{k_1}{m}}$ となる。(四) $xy \parallel k_2$, $y \parallel \frac{1}{x} k_2$ であるから

ゆえに (三) K 点の座標を求めると $x \parallel \sqrt{\frac{k_2}{m}}$, $y \parallel m \sqrt{\frac{k_1}{m}}$ となる。(四) $xy \parallel k_2$ であるから

(四) KP' の勾配を α とすると $\alpha \parallel \frac{-P'K}{PK}$ となる。これを計算する

$$\alpha \parallel \frac{\frac{m \sqrt{\frac{k_1}{m}} - k_2 \sqrt{\frac{k_1}{m}}}{\frac{k_2}{m} - \sqrt{\frac{k_1}{m}}}}{\frac{m \sqrt{\frac{k_1}{m}} - \sqrt{\frac{k_1}{m}}}{\frac{k_1}{m} - \sqrt{\frac{k_1}{m}}}}$$

分子に $\sqrt{\frac{k_1}{m}}$ をかけると

$$\alpha \parallel \frac{\frac{m - k_2 k_1}{m} - \sqrt{\frac{k_1}{m}}}{\frac{m(1 - k_1)}{m} - 1} = -m \quad \text{即ち、} KP' \text{ の勾配は } -m \text{ である}$$

次に (四) P 点における DD' の勾配を求めると $xy \parallel k_2$, $y \parallel k_1 \frac{1}{x}$ なることがわかる。

$$\frac{dy}{dx} \parallel -k_1 \cdot \frac{1}{x^2} \quad \text{これに} \quad x \parallel \sqrt{\frac{k_1}{m}} \quad (y \parallel mx, xy \parallel k_1 \text{ であるから})$$

を代入すると $\frac{dy}{dx} \parallel -k_1 \cdot \frac{1}{k_1 \cdot \frac{1}{m}} = -m$ となる。

従つて $P'K$ と DD' とは平行であることが証明され、 K は $E'P'E'$ 上にある。

かくして供給の弾力性がゼロより大で、無限大より小であるときは輸出収入は供給の弾力性がゼロの場合に比べて常に大であることが証明される。

(この証明については本学経済経営研究所片野彦二助教授の御協力に負うところが大きであった。)

(2) 輸出の五〇億ドルの増加の場合、限界輸入性向が四分の一であるので、乗数は四となり、国民所得の総増加額は二〇〇億ドルとなる。このうち輸出部門の所得増加額は五〇億ドルであるから、国内部門の所得増加額は一五〇億ドルである。

(附記) 本研究は文部省科学研究費による研究の一部である。附記して謝意を表するものである。

貿易利益の発生とその分配

片 野 彦 一一

この論文の目的は、資本主義諸国間における貿易が、労働生産性、価格、実質賃金率、利潤の間の関係を、貿易が存在しない場合、資本主義諸国の夫々の内部において存在するものに較べて、どの様に変化させるかを検討することである。

この問題は、貿易理論の歴史の上で、最初にリカードにより提出された「比較生産費原理」をどのように扱うかが解決の端緒となる。近代貿易理論は「比較生産費原理」を扱うにあたって、労働価値説から全く独立した態度をとつた。しかし、近代貿易理論の理論的、実践的意味を追求することをあえてしなくても、このことは、貿易論の発展にとつて不幸なことであつたと思う。なぜならば「経済学が資本主義社会での諸階級の経済的な関係を分析しなくてはならぬ以上、人間が自然に対する能力を示す労働生産性、賃労働者が一日の労働力を提供して受取る消費財の種類および量を示す実質賃金、資本家の利潤率の三者の関連を徹底的に明

貿易利益の発生とその分配

らかにすることは不可欠である⁽¹⁾からである。この観点より、私は前に、リカードの「比較生産費説」をどのように解釈すべきかについての論文を発表したが、⁽²⁾そこでの議論は、まだ不充分だつたと思う。それ故、この論文においては、その不充分であつた処を補足しながら、上述のより広汎な問題への発展を試みる。しかしながら、ここでの企ては、全く充分なものとは言えないだろう。というのは、議論の展開が、二国、二商品の仮定の下での限られた枠内にて行なわれるだけだから、その結論に対して、一般性を望むことは不可能だからである。この点に関しては、新しい論文において補うことにする。

(1) 置塩信雄「労働生産性と実質賃金率」国民経済雑誌、第九七巻、第二号、三八頁。

(2) 片野彦二「比較生産費差の導く状態について」国民経済雑誌、第九三巻、第一号、二九―四五頁。

この論文においては、例えば資本主義の現段階における重要な問題である独占価格については触れない。しかしながら、上述した問題は、貿易論を研究するにあたって、基本的なものであり、この意味において、独占価格などの分析のためにも不可欠のものである。それにもかかわらず、現在までの貿易論の歴史の中で、上述した問題に十分な解答を与えているものはまだ見出せない。

一、封鎖された一国の経済の内部における
労働生産性、実質賃金率、価格、利潤率
の函数関係⁽¹⁾

前提。(1) 社会は資本家と労働者からだけ構成され、所得は利潤と賃金だけである。(2) 貿易は存在しない。(3) 賃金格差は存在しない。(4) 結合生産物は存在しない。(5) 耐久的生産財は存在しない。(6) 企業格差は存在しない。(7) 生産物の種類は二個あり、第一商品が生産財、第二商品が消費財である。(8) 規模に関する収穫不変。(9) 資本の回転期間は全産業で同一。

記号。 a_{1i} : 第 i 生産物一単位の生産に要する生産財の量。 T_i : 第 i 生産物一単位の生産に要する直接労働量。 w_i : 第 i 生産物一単位の投下労働量。 T : 一日の労働時間。 \bar{w} : 時間当りの貨幣賃金率。 p_i : 第 i 商品の価格。 r : 平均利潤率。 B : 一日の賃金で購入しう

る消費財の量。

さて、第 i 商品の生産方法を

$$(1) \quad (a_{1i}, T_i) \quad i=1, 2$$

とすると、この場合の各商品の労働生産性は

$$(2) \quad l_i = a_{1i}^{-1} T_i + T_i$$

$$l_2 = a_{21}^{-1} T_1 + T_2$$

により決定される l_1 及び l_2 の夫々の逆数にて測られる。

また、労働者は、一日に T 時間働らいて、 wT だけの賃率賃金をえ、これにより B だけの消費財を購入するから、

$$(3) \quad wT = Bp_2$$

ここで $b (= B/T)$ を時間当りの実質賃金率とすると、(3)式は、

$$(3)' \quad w = b p_2$$

となる。

最後に、各部門で平均利潤率が成立するような価格状態を考えると、

$$\beta p_1 = a_{11} p_1 + w T_1$$

$$(4) \quad \beta p_2 = a_{21} p_1 + w T_2$$

但し、

$$\beta = (1+r)^{-1}$$

また、消費財を貨幣商品 (numeraire) と考えるから、

となる。

さて、上述の方程式(2)、(3)及び(4)により合計五個の方程式をえた。そこで、各商品の生産方法(1)と、時間当り実質賃金らとが与えられれば、各商品一単位の投下労働量 l_i 、生産財の価格 p_i 、貨幣賃金率 w 、及び平均利潤率 r の五個を決定することができる。上述の方程式(2)からすくに判るように、各商品の単位当りの投下労働量 l_i は、生産方法さえ決定すれば、労働日の長さや労働者の消費財の量とは無関係に定まる。これに対して、価格 p_i や平均利潤率は、生産方法の他に、時間当り実質賃金率が定まらなければ定まらない。

ところで、生産方法により各商品の投下労働時間がさまり、生産方法と実質賃金率により価格と平均利潤率がさまるといふ結論は以上では単に、方程式の数と未知数の数の照合から言っているだけであつて、上掲の方程式で定まる l_i 、 p_i 、 w 及び r が、経済学的に有意味であるように、非負であるといふ保証は何もない。しかし、置塩氏が既に示した様に、⁽²⁾生産方法が正の純生産物を齎らさない程に劣等でない限り、方程式(2)がきめる l_i はすべて正であること。また、生産方法が上述の意味で劣等でなく、かつ、実質賃金率が剰余労働を負にする程に大でなければ、方程式(3)、(4)

貿易利益の発生とその分配

がきめる p_i 、 w は正で r は負とはならない。このことは、数学的には、次の条件にて示される。

$$\begin{aligned} & 1 - a_{11} > 0, \quad 1 - a_{22} > 0 \\ (5) \quad & \begin{vmatrix} 1 - a_{11} & -a_{12} \\ -a_{21} & 1 - a_{22} \end{vmatrix} > 0, \quad a_{22} = b r, \\ & 1 - \beta > 0, \quad \beta - a_{11} > 0, \quad \beta - a_{22} > 0 \end{aligned}$$

しかしながら、我々は、資本主義経済についての分析を行つているのであるから、(5)の条件はみだされていふものとして議論を進めることは可能である。従つて、方程式(2)、(3)及び(4)は、一国内部における労働生産性、実質賃金率、価格及び平均利潤率の間の函数関係を与えることになる。

- (1) 本節は、全く、置塩信雄「労働生産性と実質賃金率」に準拠する。
 (2) 置塩信雄「価値と価格」。神戸大学、経済学部、経済学研究、年報1、二八七頁。

二、貿易と生産の特化

前提。(1)二国(A国とB国)間の貿易が存在する。(2)国際的な輸送費及びその他の附随費用は無視する。(3)その他は第一節に準拠する。

貿易利益の発生とその分配

記号。生産係数については、A国は a_{ij} 、B国は b_{ij} にて示す。その他の記号は、第一節の記号に a 及び b の脚数を附けて示す。

さて、貿易が開始された後、どのような状態が生ずるかを分析するにあたり、まづ、すくなくとも次の二つの条件はみたされなければならないことは当然である。(1) 世界全体として再生産が可能であること。(2) 各国共、夫々の特化部門間において平均利潤率が成立すること。第一の条件については、貿易が開始された後においても、貿易が開始される以前に行なわれていたと同様に、順調な再生産が持続されなければならない。この為には、どの種類の生産部門も、A・B両国の何れか、またはその双方において活動せしめられていなければならない。第二の条件については当然である。

ところで、A・B両国共に、資本主義経済の支配的な国であるから、このことより当然に、貿易は、両国の資本家にとって有利なものではなくてはならない。すなわち、貿易は、両国の資本家にとつて有利なものであるからこそ開始される。従つて、貿易が開始された後における各国の平均利潤率は、貿易開始前のそれ以上でなければならぬ。

$$(6) \quad \beta_a - \beta_a^0 \geq 0, \quad \beta_b - \beta_b^0 \geq 0$$

ここでダッシュのついた記号は貿易開始後のものを、つかない

ものは、貿易開始前のものを示すこととする。

さて、貿易が開始される以前におけるA・B両国の価格状態は、何れも次の状態にて示される。

A 国 B 国

$$\beta_a p_a = a_{11} p_a + a_{12} \quad \beta_b p_b = b_{11} p_b + b_{12}$$

$$\beta_a = a_{21} p_a + a_{22} \quad \beta_b = b_{21} p_b + b_{22}$$

ここで、 a_{ij} 及び b_{ij} により定まる p_a 及び p_b の間には、

$$(7) \quad p_a < p_b$$

なる関係があることとする。

次に、両国の間に貿易が開始されて、生産財の国際価格が定まつたとする。(これがどのように定まるかは後節にて詳述する)。

この場合の各国の利潤率状態は、

$$(8) \quad \beta_{a1} p = a_{11} p + a_{12} \quad \beta_{b1} p = b_{11} p + b_{12}$$

$$\beta_{a2} = a_{21} p + a_{22} \quad \beta_{b2} = b_{21} p + b_{22}$$

となる。ここで、各国各生産部門の利潤率の変化は、

$$\beta_a - \beta_{a1} = \Delta \beta_{a1} = a_{12} (p - p_a) p_a^{-1} p^{-1}$$

$$(9) \quad \beta_a - \beta_{a2} = \Delta \beta_{a2} = a_{21} (p_a - p)$$

$$\beta_b - \beta_{b1} = \Delta \beta_{b1} = b_{12} (p - p_b) p_b^{-1} p^{-1}$$

$$\beta_b - \beta_{b2} = \Delta \beta_{b2} = b_{21} (p_b - p)$$

となる。(1) 従つて、(7)の前提の下で、(6)の条件をみたす為には、生

産財の国際価格が夫々次の状態にある場合には、

$$\begin{aligned}
 & p < p_a < p_b \quad \left\{ \begin{array}{l} \Delta\beta_{a1} < 0 \quad \Delta\beta_{b1} < 0 \\ \Delta\beta_{a2} > 0 \quad \Delta\beta_{b2} > 0 \end{array} \right. \\
 & p_a < p < p_b \quad \left\{ \begin{array}{l} \Delta\beta_{a1} \geq 0 \quad \Delta\beta_{b1} < 0 \\ \Delta\beta_{a2} \leq 0 \quad \Delta\beta_{b2} > 0 \end{array} \right. \\
 (10) \quad & p_a < p_b < p \quad \left\{ \begin{array}{l} \Delta\beta_{a1} < 0 \quad \Delta\beta_{b1} < 0 \\ \Delta\beta_{a2} < 0 \quad \Delta\beta_{b2} > 0 \end{array} \right. \\
 & p_a < p_b < p \quad \left\{ \begin{array}{l} \Delta\beta_{a1} > 0 \quad \Delta\beta_{b1} > 0 \\ \Delta\beta_{a2} < 0 \quad \Delta\beta_{b2} < 0 \end{array} \right.
 \end{aligned}$$

となり、更に、前に述べた世界的な再生産を可能ならしめる為の条件を考えると、結局、(i) $p_a = p \wedge p_b$ の場合には、A国は生産財生産部門と消費財生産部門に特化し、B国は消費財生産部門に完全特化する。(ii) $p_a \wedge p \wedge p_b$ の場合には、A国は生産財生産部門に夫々完全特化する。(iii) $p_a \wedge p \wedge p_b$ の場合には、A国は生産財生産部門に完全特化し、B国は生産財生産部門に完全特化する。(iv) $p_a \wedge p \wedge p_b$ の場合には、A国は生産財生産部門と消費財生産部門に特化することが判る。

ところで、A国及びB国が夫々生産財生産部門及び消費財生産部門に特化すると言うことは、夫々に生産量の変化はあるが、特化という点よりみると、貿易開始前と全く異なる。そこで、かかる状態は除去して考えると、(7)の条件の下では、A国は生産財

貿易利益の発生とその分配

生産部門に特化し、B国は消費財生産部門に特化するものと考えうる。

さて、A国にとつての生産財生産部門及びB国にとつての消費財生産部門は、何れも、(9)より、次のような性格をもつものであることが判る。夫々、相手国における貿易開始前の均衡価格を代入した場合に、平均以上の利潤率を収めうる生産部門であること従つて、ここで我々は次のように言うことができる。夫々、相手国における貿易開始前の均衡価格により生産が行なわれたと考える場合に、平均以上の利潤率を持つことのできる生産部門が、その国にとつての、貿易開始にあつての特化部門となるものである。⁽²⁾

(1) 各国の資本家にとつての「貿易」による利益は、 γ_i によつて測られる。ところで、このような形の貿易による利益は、 $\Delta\beta$ により測ることも可能である。 β の定義より明らかになうに、 $\Delta\beta$ の符号は、貿易による利益のそれと一致する。しかし、その変化は、線型対応を示さないことに注意しなければならない。すなわち、

$$\begin{aligned}
 \Delta\beta &= \beta - \beta_i \\
 &= (1+\gamma)^{-1} - (1+\gamma_i)^{-1} \\
 &= (\gamma_i - \gamma) / (1+\gamma)^{-1} (1+\gamma_i)^{-1}
 \end{aligned}$$

となり、 $\Delta\beta$ は、 γ_i の増加関数ではあるが、線型関数ではないからである。

貿易利益の発生とその分配

(2) ここで示された命題は、モデルの二国二商品の前提に縛られて、一般性を甚だしく欠いている。この一般性を多少なりとも取り戻してゐる命題は、H. Katano, *Rate of Profit and International Specialization of Production*, Kobe Economic & Business Review 5 により与えられてゐる。ここでは二国三商品の前提の下で、各国にとつて特化可能な生産部門は、(1) 各国が、夫々、相手国における貿易開始の均衡価格により生産を行うとした場合、平均以上の利潤率を持つことのできる生産部門、または (2) 共に平均以上の利潤率を持つことのできない部門、であることを明らかにした。そして、この命題は、多くの一般性を持つてあることが予想される。

三、貿易と労働生産性

前節において考えたように、資本主義諸国間に行なわれる貿易は、必ず、貿易に従事する国の利潤率を、貿易開始前のそれ以上にならしめる。ところが、このことは、各国における実質賃金率が不変に保たれている場合においてすら妥当するものであるから、結局、貿易という世界的な生産の再編成の過程において、貿易開始前において各国が生産していた以上の剰余価値が生産されなければならない。

さて、各国における各生産物の価値は、

A 国

$$t_{a1} = a_{11}t_{a1} + \tau_{a1}$$

B 国

$$t_{b1} = b_{11}t_{b1} + \tau_{b1}$$

$$(11) \quad t_{a2} = a_{21}t_{a2} + \tau_{a2} \quad t_{b2} = b_{21}t_{b2} + \tau_{b2}$$

により定められる。また、各国共に、貿易開始前において、剰余価値は正の値をもたされている。

$$(12) \quad \begin{aligned} m_{a1} &= \tau_{a1}(1 - b_{1a2}) \\ m_{b1} &= \tau_{b1}(1 - b_{1b2}) \end{aligned} \quad i = 1, 2$$

これらの内の何れかが、貿易開始後においてこの水準より大となる為には、 t_{a2} または t_{b2} の内の何れかが、貿易開始後において、貿易開始前よりも小さくなればよい。すなわち、

$$(13) \quad \begin{aligned} t_{a2} &\nless t_{a2}' \\ t_{b2} &\nless t_{b2}' \end{aligned}$$

但し、等号は同時には成立しないものとする。このことより、我々は次のことが言える。各国の消費財についての労働生産性の内、すくなくとも一個は、貿易開始後においては、貿易開始前のそれより大とならねばならない。

ところで、(7)の前提の下では、各国が完全特化をする状態を考えると、A国は、生産財生産部門に完全特化し、B国は消費財生産部門に特化することは、前節に示した通りである。貿易のバターンをこのようなものとする、貿易開始前において、(11)により定められた各国各生産部門の生産物の価値は、貿易の開始後において次のように変化する。A国はB国より消費財を一単位輸入す

る為に生産財を ρ^{-1} 単位だけ輸出するものとする。かくして A 国における貿易開始後の消費財の価値は、 t_{a2} ではなく $\rho^{-1}t_{a2}$ となる。また、B 国は、A 国より生産財一単位を輸入する為、消費財を ρ 単位輸出する。かくして、B 国における貿易開始後の生産財の価値は貿易開始後の消費財の価値の ρ 倍である。しかし、この貿易開始後の消費財は、輸入生産財を用いて生産されるから、結局、貿易開始後の B 国の消費財の価値は、

$$t_{b2}' = b_2 \rho t_{a2}' + \tau_{b2}$$

により定められる。

$$t_{a2}' = \tau_{a2}(1 - \rho b_{21}')^{-1}$$

従つてまた、貿易開始後の生産財の価値は、

$$t_{b1}' = \rho \tau_{b2}(1 - \rho b_{21}')^{-1}$$

となる。以上を一括して表示すると次のようになる。

	貿易開始前	貿易開始後	
A 国	生産財	t_{a1}	$t_{a1}' = t_{a1}$
	消費財	t_{a2}	$t_{a2}' = \rho^{-1} t_{a2}$
B 国	生産財	t_{b1}	$t_{b1}' = \rho \tau_{b2}(1 - \rho b_{21}')^{-1}$
	消費財	t_{b2}	$t_{b2}' = \tau_{b2}(1 - \rho b_{21}')^{-1}$

さて、ここでは、各国共に完全特化の状態を考えているから、

(13) の条件は何れも不等号のみとなる。まづ A 国について、A 国に

貿易利益の発生とその分配

における生産財の価値は、貿易開始の前後を通じて不変である。また消費財の価値は、

$$t_{a2} \searrow t_{a2}'$$

次に B 国について。消費財の価値は、当然に、

$$t_{b2} \searrow t_{b2}'$$

従つてまた

$$t_{b1} \searrow t_{b1}'$$

(14) となる。

従つて、各国共に完全特化の場合については、貿易の開始は、各国各生産物の労働生産性を上昇せしめる。

$$(14) \quad \begin{matrix} t_{a2} \searrow t_{a1}' \\ t_{b1} \searrow t_{b1}' \end{matrix} \quad i=1,2$$

次に、A 国が不完全特化、B 国が完全特化となる場合について考える。この場合においては、B 国における貿易開始後の各商品の価値は上述の通り t_{bi} であるが、A 国については若干異なる。A 国は、生産財を輸出して、その代償として消費財を輸入するが、輸入消費財以外に国内にても消費財を生産する。従つて、貿易開始後の消費財の価値は、 t_{a2} と t_{a2}' との x_{2n} と x_{2m} を加重値とする加重平均である。

$$(15) \quad t_{a2}' = \frac{t_{a2} x_{2n} + t_{a2}' x_{2m}}{x_{2n} + x_{2m}}$$

貿易利益の発生とその分配

ここで、 x_{2h} 及び x_{2m} は、A国における消費財の国内生産量及び輸入量である。この様にして定められる t_{22}^* は、

$$t_{22} \geq t_{22}^*$$

である限り、

$$(19) \quad t_{22} \geq t_{22}^* \geq t_{22}^i$$

である。また、この場合も、A国における生産財の価値は不変である。

最後に、A国が完全特化、B国が不完全特化となる場合には次の通りである。A国における、貿易開始後の各商品の価値は t_{ai} であるが、B国については異つてくる。B国は、消費財を輸出して、生産財を輸入する。しかしこの他に国内でも生産財を生産する。従つて、貿易開始後の生産財の価値は、 t_{b1} と t_{b1} との y_{1h} と y_{1m} を加重値とする加重平均である。

$$(17) \quad t_{a1}^* = \frac{b_{a1}y_{1h} + b_{b1}y_{1m}}{y_{1h} + y_{1m}}$$

ここで y_{1h} 及び y_{1m} はB国における生産財の国内生産量及び輸入量である。この様にして定められる t_{a1}^* は、

$$t_{a1} \geq t_{a1}^*$$

である限り、

$$(18) \quad t_{a1} \geq t_{a1}^* \geq t_{a1}^i$$

である。また、この場合におけるB国の消費財の価値は、

$$(19) \quad t_{22}^* = b_{21}t_{a1}^* + \tau_{22}$$

である。かくしてまた t_{22}^* は、

$$(20) \quad t_{22} \geq t_{22}^* \geq t_{22}^i$$

である。

従つて、各国共に完全特化の場合、及び何れかの国が不完全特化を含む場合についても、貿易の開始は、各国生産物の労働生産性を上昇せしめる。と云うことができる。

$$(21) \quad t_{ai} \geq t_{ai}^* \geq t_{ai}^i \quad i=1,2$$

$$t_{bi} \geq t_{bi}^* \geq t_{bi}^i$$

(1) 消費財の価値を定める方程式は、

$$\text{貿易開始前} \quad t_{a2} = b_{21}t_{a1} + \tau_{22}$$

$$\text{貿易開始後} \quad t_{a2}^* = b_{21}t_{a1}^* + \tau_{22}$$

この二個の式を辺々引算すると、

$$(t_{a2} - t_{a2}^*) = b_{21}(t_{a1} - t_{a1}^*)$$

更に、 $b_{21} > 0$ であるから、左辺と右辺の符号は同じである。

従つて、

$$t_{a2} \geq t_{a2}^*$$

であれば、必ず、

$$t_{a1} \geq t_{a1}^*$$

である。

(2) 以下の三個の方程式より、

貿易利益の発生とその分配

$$a_{11} \cdot a_{11}^{-1} x_1 + b_{21} (1 - b_{11})^{-1} y_2 + \eta' = a_{11}^{-1} x_1 \quad (23)$$

$$a_{12} \cdot a_{11}^{-1} x_1 + b_{22} (1 - b_{11})^{-1} y_2 + \xi' = (1 - b_{11})^{-1} y_2$$

となり、世界全体としての剰余生産物は、

$$\eta' = a_{11}^{-1} (1 - a_{11}) x_1 - y_1 \quad (\text{生産財}) \quad (24)$$

$$\xi' = -a_{12} a_{11}^{-1} x_1 + b_{21}^{-1} (1 - b_{22}) y_1 \quad (\text{消費財})$$

となる。

ところで、この様な状態が、実現可能である為には、

$$\eta' \geq 0$$

$$(25) \quad \xi' \geq \eta + \xi$$

でなければならない。更にまた、この様な状態が、実際に実現される為には、ここで造り出される剰余生産物に対して完全に一致する需要がなければならない。従つて、 $\eta = 0$ の場合ならば、両国共に従来と同じく単純再生産の持続も可能であるが、 $\eta < 0$ であれば、両国の内、何れかは単純再生産から脱して、拡張再生産への途を進まなければならない。

次に、この様な、両国共に完全特化を保つような状態は、たとえ実現可能であつても、需要の面より実現が阻まれる場合について考える。まづ、生産財に対する需要が不足する場合にはどうなるか。この場合には、A国が完全特化の状態を脱して、生産財の生産と併行して消費財の生産を始めることになる。B国は、その

まま、消費財生産部門に完全特化を保つものとする。

さて、A国において、消費財生産部門は、貿易開始前の水準の $(1-\lambda)$ だけの水準で活動せしめられるものとする。ここで λ は、 $0 < \lambda < 1$ の範囲にて変化し、 $\lambda = 0$ は貿易のない状態を、 $\lambda = 1$ は完全特化の状態を示すパラメーターであるとする。この場合、A国における生産財の生産量は $[\lambda + a_{11}(1-\lambda)] a_{11}^{-1} x_1$ であり、消費財の生産量は $(1-\lambda) x_2$ である。かくして、この場合における、世界全体としての剰余生産物は、

$$\eta' = \lambda (1 - a_{11}) a_{11}^{-1} x_1 - y_1 \quad (26)$$

$$\xi' = (1 - \lambda) \Delta_{22} a_{21}^{-1} x_1 - \lambda a_{12} a_{11}^{-1} x_1 + (1 - b_{22}) b_{21}^{-1} y_1$$

となる。このひ

$$\Delta_{22} = \begin{vmatrix} 1 - a_{11} & -a_{21} \\ -a_{12} & 1 - a_{22} \end{vmatrix}$$

である。ここでも、この様な状態が実現可能である為には、

$$\eta' \geq 0$$

$$(27) \quad \xi' \geq \eta + \xi$$

でなければならない。また、(27)をみたした上で、A国の不完全特化の深化の程度を示すパラメーターがどの水準で定められるかは、それに対応する需要との一致によつてのみ与えられることである。次に、消費財に対する需要が不足する場合について。ここに

いては、A国は完全特化の状態を保つたまま、B国が消費財の生産に併行して生産財の生産を始めることになる。そこで、B国においては、生産財生産部門は、貿易開始前の $(1-e)$ だけの水準で活動せしめられるものとする。ここで e は、 $0 \leq e \leq 1$ の範囲に変て化し、 $e=0$ は貿易のない状態を、 $e=1$ は完全特化の状態を示すパラメーターであるとする。この場合、B国における生産財の生産量は $(1-e)y_1$ であり、消費財の生産量は、 $(eb_{11} + (1-b_{11})) \cdot (1-b_{11}) - y_2$ である。かくして、この場合における、世界全体としての剰余生産物は、

$$(28) \quad \eta''' = -ey_1 + (1-a_{11})a_{11}^{-1}x_1 \\ \xi''' = e(b_{11}(1-b_{22}) + b_{12}b_{21})b_{21}^{-1}y_1 + \Delta b_{21}^{-1}y_1 - a_{12}a_{11}^{-1}x_1$$

となる。この

$$\Delta_0 = \begin{vmatrix} 1-b_{11} & -b_{21} \\ -b_{12} & 1-b_{22} \end{vmatrix}$$

である。この Δ_0 の様な状態が実現可能である為には、

$$(29) \quad \eta''' \geq 0 \\ \xi''' \geq \eta + \xi$$

でなければならず、また、(29)をみたした上で、B国の不完全特化の深化の程度を示すパラメーター e がどの水準で定められるか、はそれに対応する需要と一致することによつてのみ定められる。

貿易利益の発生とその分配

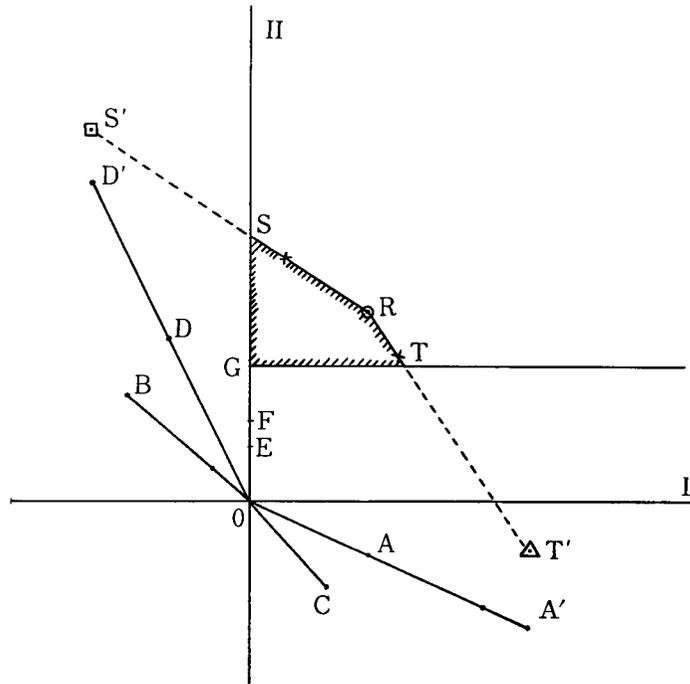
(1) ここでは、生産財の量的制限のみが有効なものとして考え、労働の量については、常に充足が可能であるとして扱っている。すなわち、産業予備軍よりの召集及びその解除は、常に資本家の意思のままであると考ええる。

以上により我々は次のように言うことができる。特化のパターンの決定は、(1)その特化が剰余生産物を増産しうる程に有利なものであり、(2)更に、そこで生産された剰余生産物が、完全に需要されるように決定される。すなわち、特化のパターンを決定するものは、(1)各国各生産物の生産方法及び実質賃金、(2)各国の貿易開始前の生産水準、そして(3)各国の貿易開始後における発展の方向である。

次に、以上本節で述べて来たことを図示してみよう。(2)式は次のように変形しうる。

$$(22') \quad \begin{pmatrix} 1-a_{11} \\ -a_{12} \end{pmatrix} x_1 + \begin{pmatrix} -a_{21} \\ 1-a_{22} \end{pmatrix} x_2 = \begin{pmatrix} 0 \\ \eta \end{pmatrix} \\ \begin{pmatrix} 1-b_{11} \\ -b_{12} \end{pmatrix} y_1 + \begin{pmatrix} -b_{21} \\ 1-b_{22} \end{pmatrix} y_2 = \begin{pmatrix} 0 \\ \xi \end{pmatrix}$$

このベクトルの第一要素を横軸にとり、第二要素を縦軸にとることにする。A国についての式の左辺第一項は $\rightarrow OA$ 、第二項は $\rightarrow OB$ 、



右辺は \vec{OE} にて示され、B国についての式の左辺第一項は \vec{OC} 、第二項は \vec{OD} 、右辺は \vec{OF} にて示される。これらはすべて、第二・三節を充たすように配置される。

次に $\vec{OE} + \vec{OF} = \vec{OG}$ なるような点Gを定め、Gを原点とする非負象限を考える。この非負象限部分に頂点を持つような剰余生産

物ベクトルが存在すれば、その時の特化のパターンは、少なくとも実現可能である。

さて、(23)式は次のように変形しうる。

$$(23)' \begin{pmatrix} 1 - a_{11} \\ -a_{12} \end{pmatrix} [a_{21}x_1] + \begin{pmatrix} -b_{21} \\ 1 - b_{22} \end{pmatrix} [(1 - b_{11})^{-1}y_2] = \begin{pmatrix} \eta' \\ \xi' \end{pmatrix}$$

この式の左辺第一項は \vec{OA}' 、第二項は \vec{OD}' 、右辺は \vec{OR} にて示す。この場合にはRは上記の非負象限の内部にあるものとしておく。

また、A国が不完全特化となり、B国が完全特化を保つ際に、

$\vec{v} = \vec{0}$ となった場合の剰余生産物ベクトルを \vec{OS}' 、B国が不完全特

化となり、A国が完全特化を保つ際に、 $\vec{v} = \vec{0}$ となった場合の剰余生産物ベクトルを \vec{OT}' 、とする。 $S'R$ と縦軸の交点をS、 RT' と横軸の交点をTとする。この様にしてつくられる閉じた領域GTRSは

A国及びB国の二国が貿易を行うに際し、特化可能な領域となる。すなわち、Gは両国共に貿易を行なわない状態に対応し、Rは両

国が完全特化した状態に対応する。また、A国が不完全特化、B

国が完全特化になる状態の内、有効なるものは必ずSRの上の点に対応し、⁽²⁾A国が完全特化、B国が不完全特化になる状態の内、有効なるものは必ずRTの上の点に対応する。⁽³⁾

更に、この領域が、 \vec{OA} 、 \vec{OB} 、 \vec{OC} 、及び \vec{OD} の四個のベクトル

の一次結合により構成されるものであることを考えれば、この領

域の内部の点は、すべて、両国共に不完全特化を保つ場合に対応することが容易に判ることとなる。

以上のことより、我々は次のことを言うことができる。特化のパターンの決定にあたり、両国共に不完全特化を保つことは、貿易よりの利益を完全に享受することにはならない。なぜならば、その場合においては、需給の均衡を保ちながら、より大きな剰余生産物を生産しうる特化のパターンに移行しうるからである。この移行は、何れか一方の国が完全特化につきあたるか、または双方の国が共に完全特化を実現するに到るまで継続しうる。これを逆に言えば次のようにも言える。何れか一方、または双方の国が完全特化を保つ場合こそが、貿易よりの利益を最大限に享受している状態である。

(2) ベクトル $\vec{O}S'$ は次の様に示される。

$$OS' = \left(\frac{-y_1}{(1-b_{22})b_{21}y_1 + \Delta a_{21}x_1} \right)$$

従つて、直線RSは

$$y = - \frac{a_{12}a_{11}^{-1} + \Delta a_{21}x_1}{(1-a_{11})a_{11}^{-1}} x + (1-b_{22})b_{21}y_1 + \Delta a_{21}x_1$$

$$- \frac{a_{12}a_{11}^{-1} + \Delta a_{21}x_1}{(1-a_{11})a_{11}^{-1}} y_1$$

にて示される。ところで、 $(\sigma_{11}^A, \epsilon_{11}^A)$ にて示される点がこの直線上にあることは容易に理解しうる。更に、Gを原点とする非負象限において、 $(\sigma_{11}^A, \epsilon_{11}^A)$ が非負の値をもつことが、A国不完全特化、B国完

貿易利益の発生とその分配

全特化の状態の内では有効なものとするれば、点Rが、上記非負象限内にある限り、有効点はSR上にある。

(3) ベクトル $\vec{O}T'$ は次の様に示される。

$$OT' = \left(\frac{(1-a_{11})a_{11}^{-1}x_1}{\Delta a_{21}y_1 - a_{12}a_{11}^{-1}x_1} \right)$$

従つて、直線RT'は

$$y = \frac{\Delta a_{21} - (1-b_{22})}{b_{21}} x - \frac{1-a_{11}}{a_{11}} \left(\frac{\Delta a_{21} - (1-b_{22})}{b_{21}} \right) x_1$$

$$+ \Delta a_{21}y_1 - a_{12}a_{11}^{-1}x_1$$

にて示される。ところで、 $(\sigma_{11}^A, \epsilon_{11}^A)$ にて示される点がこの直線上にあることは容易に理解しうる。更に、Gを原点とする非負象限において、 $(\sigma_{11}^A, \epsilon_{11}^A)$ が非負の値をもつことが、B国不完全特化、A国完全特化の状態の内では有効なものとするれば、点Rが上記非負象限内にある限り、有効点はRT'上にある。

五、国際価格

次に、国際価格が、どの様にして決定されるかを分析する。

国際価格は、貿易による利益が、各国に対しどのように分配されるかの決定因子である。上記諸節においては、貿易による利益がどのようにして発生し、それが、どのような因子をパラメータとし、どの様な機構に従つて、各国に分配されるかを示した。そのパラメータは国際価格であつた。

まづA国・B国共に夫々の優位生産部門に完全特化している状

貿易利益の発生とその分配

態における価格の決定から分析する。言うまでもなく、A国は生産財生産部門に特化、B国は消費財生産部門に特化している。

この場合、A・B両国における価格・利潤率の関係は、

$$(30) \quad A \text{ 国} \quad B_{a1}P = a_{11}P + a_{12}$$

$$(31) \quad B \text{ 国} \quad B_{b2} = b_{21}P + b_{22}$$

である。この二個の関係だけでは、 r_{a1} 、 r_{b2} 及び P の三個を決定することは不可能である。更に一個の関係を附加しなければならぬ。

ここで考えるのは「国際收支均等」を示す関係である。A国における生産財輸出量を x_1 、B国における消費財輸出量を y_{2a} とすると、この関係は、

$$(32) \quad P x_1 = y_{2a}$$

にて示される。

以上の(30)、(31)、及び(32)の三個の関係により r_{a1} 、 r_{b2} 及び P の三個は決定できるようにみえる。しかしもうすこし吟味する必要がある。すなわち、(32)の関係は、上記においては、世界全体としての、物質的な再生産の一環として考えられなければならないからである。

そこでまづ、貿易の開始後も、世界全体としては、単純再生産が保たれるものとしてみよう。この場合には、A国の輸出する生産財は、B国における同一規模の生産水準を維持するにたる生産

財補填にあてられるし、B国の輸出する消費財は、A国における労働者の生活資料と、利潤のすべてを消費する資本家の生活資料からなる。従つて(32)は、

$$(32') \quad b_{21}P y_2 = a_{11}x_1 + r_{a1}(a_{11}P + a_{12})x_1$$

となる。ところが、この(32')は、価格 P から全く独立した関係である。⁽¹⁾従つて、(30)、(31)、及び(32')からは r_{a1} 、 r_{b2} 及び P は決定できないことが判る。

それでは(32)の形式の関係以外に、何か有意な関係を導入することが必要となるが、我々の現在の前提の下ではそれは不可能である。⁽²⁾従つて我々は、次のように言うことができる。各国共に全特化が行なわれ、世界的に重複産業がない場合、貿易開始後において、世界的な単純再生産が行なわれるならば、国際価格を一意的に決定することはできない。

この場合には、国際価格は、上限 P_0 と下限 P_a の間の何れかに置いて定まる。

$$(33) \quad P_0 \leq P \leq P_a$$

しかし、この範囲の何処で定まるかは不確定である。従つて、この場合における、貿易による利益の各国への分配を決定することは不可能である。

(1) (32')の関係は、直ちに、

$$p(1-a_{11})x_1 = p^2 a_{21} y_2$$

と変形しよう。これは、価格とは無関係に常に成立しようる関係である。

(2) 本論文における、(そしてこの部分の問題に関する) 必要な前提は、次の二個である。(1) 価格の決定は生産費説による。(2) 資本の国際移動は認めない。

第一の前提の為に、従来よくしられた「相互需要理論」の援用は不可能である。従来の理論においては、このような場合における国際価格の決定は、直ちに、相互需要の均等によつた。しかしながら我々は、このような主観主義理論を、科学としての経済理論の内に認めることはできない。従つて「相互需要理論」の援用を断つのは、単に、前提の故だけではない。

第二の前提を除去することにより、我々は、両国における利潤率が平均する状態を考へることが出来る。このことにより、(30)及び(31)は、

$$(30) \quad p p = a_{11} p + a_{12}$$

$$(31) \quad p = b_{21} p + b_{22}$$

となり、単にこの二個の関係より、 r と p の二個が決定される。これは、一国の内部において生産財と消費財が生産される場合と全く同一である。(第一節参照)。従つて、各国における生産方法が正の純生産物を齎らさない程に劣等でなく、且つ、実質賃金率が剰余労働を負にする程に大でなければ、上記により定まる p は正で、 r は負とならない。即ち、

$$1 - a_{11} > 0 \quad 1 - b_{22} > 0$$

貿易利益の発生とその分配

$$\begin{array}{l} | 1 - a_{11} - a_{12} > 0 \\ | - b_{21} \quad 1 - b_{22} > 0 \\ 1 - \beta > 0 \quad \beta - a_{11} > 0 \quad \beta - b_{22} > 0 \end{array}$$

の条件を充たしていればよい。しかしながら、これらの条件は、各国が資本主義的な経済である限り、当然に充たしているのだから、我々は、 p が正、 r が非負であると、常に考へてよい。

次に、貿易の開始後における世界全体としての再生産が、単純再生産ではないものとすればどうなるか。すなわち、A国における生産財の輸出が、B国において、従来の生産水準の維持の為に補填と、資本家の利潤よりの新投資にあてられ、B国よりの消費財の輸出が、A国においては、労働者の生活資料と、資本家の新投資をした後での消費の為の生活資料にあてられる場合にはどうなるか。この場合には、(32)は、

$$(32)'' \quad p b_{21} y_2 + s r a_{21} (b_{21} p + b_{22}) y_2 = a_{12} p x_1 + (1 - s a_{11}) r a_{11} (a_{11} p + a_{12}) x_1$$

となる。ここで s_a 及び s_b は、両国における資本家の貯蓄率である。そして、この関係は、価格 p から独立とはならない。従つて、我々は、(30)、(31)及び(32)の三個の関係より r 、 a_{11} 、 $r a_{21}$ 及び p の三個を決定することができる。ここで我々は次のように言うことができる。

各国共に完全特化が行なわれ、世界的に重複産業がない場合、貿易開始後において、世界的な再生産が単純再生産でないならば、

国際価格は決定できる。この場合における国際価格の決定因は、各国の生産方法、実質賃金率、生産水準及び貯蓄率である。なお、上記の三個の関係により、三個の未知数 r_{a1} 、 r_{b2} 及び p が決定され、 p が正で、すべての r が非負である為には、生産方法が正の純生産物を賣らさない程に劣等でなく、且つ、実質賃金率が剰余労働を負にする程に大でない、という二個の条件に加えて、資本家は、利潤以上に投資は行なわない（ \wedge ）ことが保証されればよい。しかし、これは当然のことであるから、資本主義の下では、上記三個の関係より、正の p と、非負の r が定まるものと考えてさしつかえない。

次に、A・B両国の内の何れかが不完全特化の状態にある場合を考える。

まず、A国が不完全特化状態にあり、B国が消費財生産部門に完全特化している場合を考える。この場合には、A・B両国における価格・利潤率状態は次の通りである。

$$\beta_a p = \alpha_{11} p + \alpha_{12}$$

(34)

$$\beta_a = \alpha_{21} p + \alpha_{22}$$

$$\beta_{b2} = b_{21} p + b_{22}$$

ここでは、この三個の関係より、直ちに、 r_a 、 r_{b2} 、及び p の三個は決定される。しかも、(5)及び(6)より明らかのように、 r_a と p

は(34)の二個により決定されるから、ここでは、

$$(35) \quad p = p_a$$

であり、更に、 r_{b2} は、(34)にて定まった p_a に従つて定まる。換言すれば、A国における、価格・利潤率の関係は、貿易開始前のそれと全く同一であり、B国のそれは、A国の価格に従つて定まる。

更に、(34)及び(35)の三個の関係より定まる p が正ですべての r が非負である為には、両国における生産方法が正の純生産物を生産しえない程劣等なものでないこと、及び、実質賃金が、剰余労働を負にする程大でないこと、の二個の条件が充たされればよい。すなわち、

$$1 - \alpha_{11} > 0, \quad 1 - \alpha_{22} > 0, \quad 1 - b_{22} > 0$$

$$\begin{vmatrix} 1 - \alpha_{11} & -\alpha_{12} \\ -\alpha_{21} & 1 - \alpha_{22} \end{vmatrix} > 0,$$

$$(37) \quad \begin{vmatrix} 1 - \alpha_{11} & -\alpha_{12} \\ -b_{21} & 1 - b_{22} \end{vmatrix} > 0$$

$$1 - \beta_a > 0, \quad 1 - \beta_{b2} > 0$$

$$\beta_a - \alpha_{11} > 0, \quad \beta_{b2} - b_{22} > 0$$

を充たせばよ。

同様にして、A国が生産財生産部門に完全特化し、B国が不完全特化の状態にある場合には、両国の利潤率と国際価格は、

$$(38) \quad \beta_2 p = a_{11} p + a_{12}$$

$$\beta_3 p = b_{11} p + b_{12}$$

$$(39) \quad \beta_2 = b_{21} p + b_{22}$$

の三個の關係により定まり、これにより定まる p が正、すべての r が非負であるには、

$$1 - a_{11} > 0, \quad 1 - b_{11} > 0, \quad 1 - b_{22} > 0$$

$$\frac{1 - a_{11} - a_{12}}{-b_{21} \quad 1 - b_{22}} > 0$$

$$(40) \quad \frac{1 - b_{11} - b_{12}}{-b_{21} \quad 1 - b_{22}} > 0$$

$$1 - \beta_{21} > 0, \quad 1 - \beta_{22} > 0$$

$$\beta_{21} - a_{11} > 0, \quad \beta_{22} - b_{22} > 0$$

を充たしておれば、必要にして充分である。

以上により判るように、兩國共に完全特化の状態におかれていた場合とは異つて、ここでは、國際收支均等の關係の導入なしに國際價格を決定しうるから、貿易開始後の世界的な再生産の状態とは無關係に國際價格は定まる。従つてまた、次のように言うことができる。何れか一方の国が不完全特化の状態にあり、世界全体として、唯一個の重複産業のある場合には、各国の平均利潤率及び國際價格は、各国の生産方法と、實質賃金によつて決定され

貿易利益の發生とその分配

る。しかしながら、この様にして定まる状態の下では、國際收支が均等する為には、各国の貯蓄率の間には一定の制限が加えられることになる。

本論文においては、A・B兩國共に不完全特化の状態となる場合については扱かわない。この状態は、別の機会に、保護貿易について論ずる時に詳論する。

以上において、A・B兩國の夫々の特化状態に対応して生ずる國際價格の決定機構について考えた。そこでこの結論を第二節に述べた結論と結びつけて考えると次のように言うことができる。

(1) 何れか一方の国が不完全特化の状態にある場合には、その国は、貿易よりの利益は全く分配されず、貿易よりの利益は、すべて相手国の完全特化をした国に与えられる。(2) 何れの国も完全特心をなす場合には、そこで与えられる國際價格に従つて、兩國に利益は分配される。

人口を通した南米諸国の一研究

山 崎 禎 一

一、人口 総 数

南米の人口は国際連合の世界統計年鑑によれば、一九五五年に一億二五〇〇万で、世界全人口二六億九一〇〇万の四・六％に過ぎない。世界全人口の過半はユーラシア大陸に住んでいるので、アメリカ大陸の人口は全部合せても世界全人口の僅かに一三・五％で、アングロアメリカ（北米）とラテンアメリカ（中南米）に分けると、ほぼ同じ割合になる。従つて面積の小さい中米の人口密度は最も高く、一平方秆当り二人で世界の平均人口密度一平方秆当り二〇人を少し上廻るが、北米の人口密度は一平方秆当り九人で極めて低く、南米の人口密度は一平方秆当り七人で更に低く、オセアニアの一平方秆当り二人よりは高いが、アフリカとは同じ位の人口密度を示している。

時代をさかのぼる程、正確な人口を推定することが困難である

人口を通した南米諸国の一研究

が、一九二〇年以降の大地域別の人口を比較すると、この三十五年間の人口増加は、南米が最も著しく、二倍強の増加振りで、中米がこれに次いでほぼ二倍の増加に近いが、他は著しく増加率は低い。即ち南米の人口はその絶対値は小さいが、世界人口に対する比重は著しく大となりつつあるということが出来る。

二、人口分布と密度

南米大陸は全域に互つてセンサスが実施されているので、ほぼ正確な人口を知ることが出来る。南米の十国のうち、ウルグアイ（一九〇八年）、ペルー（一九四〇年）、アルゼンチン（一九四七年）の三国のほかにいづれも一九五〇年以後にセンサスを実施している。最近のセンサスから最も年代のたつているウルグアイでは一九五七年七月三十日に新センサスが実施された筈であるから、やがて新しい結果も知ることができよう。なおイギリス領ギアナ

人口を通じた南米諸国の一研究

は一九五四年、スリナム（オランダ領ギアナ）は一九二一年、フランス領ギアナは一九五四年、イギリス領のフォークランドは一九五三年にいずれもセンサスが実施されている。

国別に一九五五年の推定人口を見ると、ブラジルが約五八四五万で最も多く、南米の全人口の半分近くを占める。次いでアルゼンチンが約一九一〇万、コロンビアが約一二六五万で、この三国が一〇〇〇万以上であるが、他は小さくペルー（九三九万）、チリ（六七六万）、ヴェネズエラ（五七七万）、エクアドル（三六七万）、ボリビア（三一九万）、ウルグアイ（二六一万）の順となり、最小はパラグアイの一五六万である。しかしブラジルの面積は非常に大きいので、その平均人口密度は一平方糎当り七人に過ぎない。人口密度の最も高いのは一平方糎当り一四人を示すウルグアイとエクアドルで、次いでコロンビアの一人が高く、他はいずれも一平方糎一〇人以下で、チリが九人、ペルーが八人、ブラジルとアルゼンチンが七人、ヴェネズエラが六人で、パラグアイは四人、最小はボリビアの三人となつてゐる。

かくの如く国によつてその粗密の度を異にするが、いずれの国をとつてもその国内に於ける人口分布の状態を見ると、一方には人口が相当集中して大都市の発達を見る地域が存在するが、他方には人煙極めて稀れな地域が見られ、人口は著しく不均一に分布

している。人口密度を経済地理的研究に於ては最も重要な指標であると考える筆者は、すでにアジア大陸に於て試みたように、行政的な区劃に基いて人口密度を算出し、地形、気候等の自然的

Table 1.

国名	行政区劃	面積	人口	1平方糎当り人口密度	資料
Argentina	P	平方糎	1955推定	計算ズミ	S・Y
Bolivia	D	平方糎	1950センサス	計算ズミ	S・Y
Brazil	S	平方糎	1950センサス	—	S・Y
Chile	P	平方糎	1952センサス	—	S・Y
Colombia	D	平方糎	1951センサス	—	S・Y
Ecuador	P	平方糎	1955推定	計算ズミ	1956推定人口ありと採用せず S・Y
Paraguay	D	平方哩より換算	1950センサス	—	面積 L・G 人口 D・Y
Peru	D	平方糎	1956推定	計算ズミ	S・Y
Uruguay	D	平方糎	1953推定	計算ズミ	S・Y
Venezuela	S	平方哩より換算	1950センサス	—	面積 L・G 人口 S・Y

- (註) (1) P: Province.
 (2) S: State.
 (3) D: Department.
 (4) S・Y: Statesman's Year-Book 1957.
 (5) L・G: Columbia Lippincott Gazetteer of the World 1952.
 (6) D・Y: Demographic Year-Book 1955. United Nations.

条件を勘案して、地理的な人口密度を見出すことに努めて来た。

本稿に於ても同様に、先づ各国に於ける州乃至省 (State, Province or Department) 別の人口密度を計算した。

次に、稍々繁煩となるが、その計算の過程について述べることにする。州或は省別人口密度は主として The Statesman's Year-Book 1957 によつた。人口の年次は国によつて一致しないのは止むを得ないが、大体一九五〇——五六年の数字で、センサス人口のあるものはこれを採用した。面積が平方哩単位のものより見出されない場合は、平方杆に換算した。(第一表)

こうした場合行政区划の面積には非常な広狭がある。国土の全面積の小さいウルグアイが十九省に分れているので、その省の面積は四〇〇〇——五〇〇〇平方杆の小さいものとなるが、パラグアイは小国でもグランチャコの地域の省面積は大きい。東部の省の面積にはもつと小さいものがある。エクアドルにも比較的小面積の省がある。パラグアイで見たように、各国共概して未開発地域ほどその省又は州の面積は大きく、従つて人口密度は極めて稀薄となつている。ブラジルは例外に属する方で、一五八万平方杆余のアマゾナス州を最大として、一〇〇万平方杆をこえる州はマツトグロッセ、バラと計三省もある。ブラジルでは一〇万平方杆以下の州を数える方が少くて容易な位で最小が二二、〇二七平方杆のセルジプ州である。アルゼンチンでは心臓部にあたるパン

人口を通した南米諸国の一研究

パス地方の省が比較的面积は大で、サンタフェ、ラ・パンバ(もとのエヴァ・ペロン)コルドバ三省共一〇万平方杆以上でプエノス・アイレス州は実に三〇万平方杆をこえている。そのほかで二〇万平方杆をこえる省はいづれもバタゴニアにある。ボリビアでは東北部のアマゾン盆地に属するベニ川流域のベニ州が約二一萬平方杆、東南部のグランチャコの一部を占めるサンタ・クルース省の面積は実に三七万平方杆余で国土の面積の約三分の一に当る。それと共に人口の集中するラ・パス省の面積は大きく一三・三万平方杆である。チリでは北部乾燥地帯のアントファガスタ省と南端のマゼラネス省とが共に一〇万平方杆をこえている。コロンビアではアンデス以東のアマゾン流域の四地区 (1 Department と 3 Comisariats) のみが各一〇万平方杆をこえている。エクアドルでもアンデス以東の省が大きい。パラグアイでは前述の如く北部のグランチャコのボケロン州が一六・八万平方杆で全面積の四一%強を占める。ペルーでも東部にあるロレト州(主都アマゾン上流の港イキトス)は三〇万平方杆をこえて最大で、ボリビアに隣る東南部のマドレ・デ・ディオス州も一五万平方杆をこえる大きさである。なおアンデス山中のクスコ省も大きく一四・四万平方杆もある。これに対してウルグアイは全面積が一八・七万平方杆に過ぎない。ヴェネズエラではギアナ山地を占めるポリバル州が

二三・九万方料で最大で、最南部に突出したアマゾナス地方も一七・六万方料で大きい。

このように行政区劃には極めて著しい広狭の差があるが、一応州乃至省別人口密度を計算した結果、これを地図上にモザイクとして表現しようとした。

(註) 南米十国の行政区劃別人口密度一覽表と行政区劃別人口密度図は紙幅と印刷の都合で省略する。

しかし広狭様々の行政区劃別人口密度のモザイクよりも、これを多少まとめて、特色ある地域別の地理学的に意義ある人口密度を見出すことに努めた。これによつて筆者がアジアに於て、モンsoon平原などに於て求めた人口密度値とも比較できるからである。それには、省のいくつかを合せ、適当にグループイングをして、出来るだけ、地形区乃至は氣候区と一致せしめるようにして、例えばアマゾン流域の熱帯森林地域、バタゴニア東部の半沙漠などの景観

Fig. 1.
Landscape division of South America
南米の景観地域区分 (1958 山崎)



単位別の人口密度を計算した。この場合アマゾン盆地のように、国境をこえてひろがっている場合には、一応国別に計算して比較することも試みた。これは同様の自然条件の地域に於ても、国によつてその開拓の方向、方針、様式を異にするために、そこに開発度を異にし、それが人口密度に反映すると考えたからである。しかし結果に於ては同じ自然条件を有する地域に於て、著しい人口密度の差を示す場合は決して多くなかった。

南米の地域区分は、シュミーター O. Schumider の南米地誌にある景観地域区分を基礎にして前記人口密度計算の結果から相当修正したが、ブラジル台地東部では資料の関係から少々簡略にした。その地域と人口密度を示せば、次の如くである。

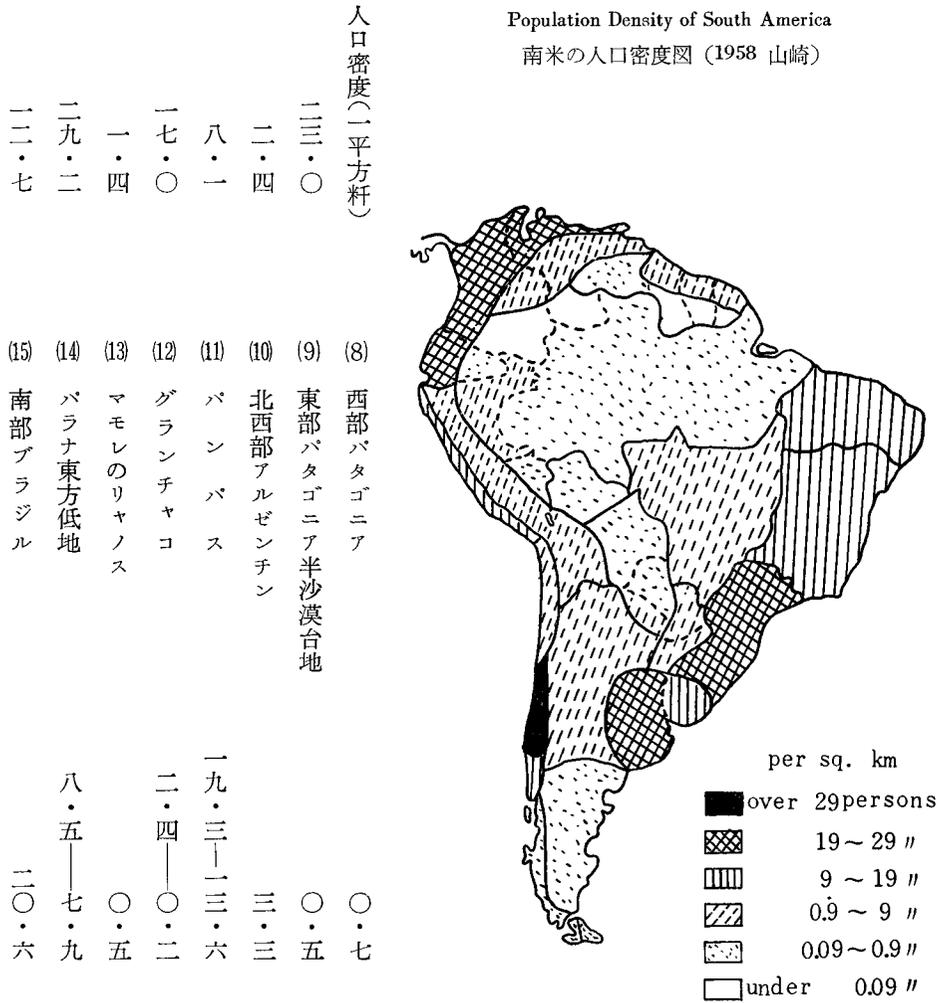
(第一図・第二図参照)

- 景観地域
- (1) 北部アンデス
 - (2) オリノコのリャノス
 - (3) 中部アンデス
 - (4) ペルー海岸
 - (5) 北部チリ乾燥地
 - (6) 中部チリ地中海性気候地域
 - (7) 南部チリ

人口を通じた南米諸国の一研究

Fig. 2.

Population Density of South America
南米の人口密度図 (1958 山崎)



- | | | |
|------|----------|----------|
| (16) | 東部ブラジル | 一五・〇 |
| (17) | 北東部ブラジル | 一二・九 |
| (18) | 中部ブラジル台地 | 〇・九 |
| (19) | アマゾン盆地 | 〇・五以下 |
| (20) | ギアナ山地 | 〇・〇六—〇・四 |
| (21) | ギアナ海岸低地 | 四・〇 |
- (附) 島 嶼

三、人口密度詳説

人口密度を景観地域毎に詳しく検討すれば次の如くである。

(1) 北部アンデス

ヴェネズエラの北部・西部からコロンビアを経てエクアドル西部を占めるアンデス部分を北部アンデスとする。シュミーダーの区分ではエクアドルのアンデスは中部アンデスに入れてあるが、エクアドルとペルー国境に人口密度の断層があるので、ここを北部・中部アンデスの境界とする。その平均人口密度は二三人である。先づヴェネズエラでこの地域に属する十二州 (States) の平均人口密度は一平方軒二一・七人とかなり高い。これはコロンビアとの国境からマラカイボ湖の南を北東へ走り、首府カラカスの南方に及ぶアンデスの支脈コルディレラ・デ・メリダ以北のマラカイ

ボ湖畔からカリブ海沿岸平野までを含む。この中では人口密度の最高は首府カラカスのある連邦地域の三六六・三人で、これを例外とすると州別ではヴァレンシアを主都とするカラボボ州の五二人が最高で、その東のアラグア州 (主都マラカイ)、更にその東でカラカス南方のミランダ州が三〇人位となつてゐる。ヴェネズエラの人口稠密地はカラカス—ヴァレンシア地区で、その東の延長のスクレ省は三〇人に近い。マラカイボ湖南東端から東に抜がるトルセリヨ州は三六・八人と高く、コロンビアとの国境付近の州も人口密度は三〇人近い。要するにこのアンデス支脈でもその山間盆地が最も重要な経済空間であることを示している。マラカイボ湖南岸の熱帯平野部のズリア (主都マラカイボ)、その東のファルコン (主都コロ) 両州の人口密度は一〇人程度で山地部より遙かに低い。

コロンビアではアンデスは西部・中部・東部の三つの山脈に分れ、その間にカウカ川とマグダレナ川の谷が深く入り込んで、その流域が主要経済空間となつてゐる。その十六省 (Departments) 一地区 (Intendency) の平均人口密度は二〇・八人でヴェネズエラ国内より稍々低い。省別人口密度には大きな開きがある。マグダレナ川川口の港バランキラを主都とするアトランティノ省は面積も最少なので、一二三・四人の最高人口密度を示す。次いでマ

グダレナ川上流のマニゼレスを主都とするカルダス省(七九・八人)と首府ボゴダのあるクンディナマルカ省(六八・八人)、カウカ谷上流のカリを主都とするヴァレ・デル・カウカ省(五二・八人)が高い。マラカイボ湖の西方ではほ国境をなすシエラ・デ・ペリハの北端のゴアヒラ半島を占めるゴアヒラ地区が三・一人と例外的に低い人口密度で開発の遅れていることを示している。その南西に隣るマグダレナ省はマグダレナ川下流右岸の大きい省で、人口密度九・二人で東に隣るヴェネズエラ西北部のマラカイボ湖岸の熱帯海岸地区と同じ位の人口密度である。コロンビアでは太平洋岸の北部を占めるチョコ州(アトラト川流域、主都キブド)が北部アンデス地域最低の人口密度二・八人である。

エクアドルでは東部アマゾン上流の二省とガラバゴス島を除く十五省(Provinces)が入り、その平均人口密度はその北のコロンビアの北部アンデスより少し高く二三・五人である。国内では中部のカナール(主都アゾグス)、チンボラソ(主都のオバンバ)、コトバクシ或はレオン(主都ラタクンガ)、ポリバル(主都ガランダ)の諸省は四〇人位で最も高く、南部のロハ州は面積が他の省に比して著しく大きいのでその人口密度は九人と飛び離れて低く、これが全体の平均を相当低下させている。

(2) オリノコのリャノス

人口を通した南米諸国の一研究

ヴェネズエラ中部を占めるオリノコ中下流のリャノスの八州(States)の平均人口密度は僅かに二・九人である。中でも前述のトルヒリヨの東方の北部アンデス山地とリャノスの境にあるボルチュゲサ州(主都ガナール)は最高の八人、下流のモナガス州(主都マトウリン)が六人で次いで高く、その西のアンツォタエギ州も五・四人である。デルタ・アマクロ地方は〇・八人で低いが、一般に西方、上流へ行くほど人口密度は小となる。

オリノコのリャノスは更にコロンビア国内に延びる。コロンビアの東端のヴィチャダ地区(Commissary)はアマゾンのセルヴァスとオリノコのリャノスの中間地域に当るので、その人口密度〇・一人はリャノス地域の最低であるが、南に隣るセルヴァス地区の〇・〇六人よりは高い。その北西のアラウカ、西のメタ兩地区ではヴェネズエラより少々低い〇・七人位である。アラウカとメタの中間のボヤカ省は省域が西部でアンデスに及ぶので一二・四人の高密度となつている。

結局、オリノコのリャノスの平均人口密度は二・四人となる。

(3) 中部アンデス

ペルー西部からポリビアで幅広くなるアンデスの部分を中部アンデスとする。その平均人口密度は八・一人で北部アンデスより相当低い。

ペルーでは海岸線をもつ十一省 (Departments) と東部のアマゾン上流を占める二省を除いた残り十一省がこれに属し、その平均人口密度は九・六人と北部アンデスより著しく低下する。これは海岸地方に居住する人口がアンデス地方に居住する人口より多いからである。国内では北部のカハマルカ省が二三・二人で最も高く、首府リマの東部にある省の人口密度は平均を上廻つて一七人位に達している。アマゾナス州は主都がチャチャボヤスでアンデス山地から東方のアマゾン低地にまたがるので、その人口密度も三・三人とずつと低くなつてゐる。

内陸国ボリビアでは西部のアンデス高原の面積は全面積の約四〇%を占め、六省 (Departments) が属し、その平均人口密度は更に低下して五・七人となる。省の中ではコチャバンバの八・八人とラパスの七・一人が高い方で、オルロの三・九人、南部のトリハの三・四人は低い方で、大体北部は首府がある關係から南方より人口密度は高い。

中部アンデス全体としても概して南方ほど人口密度は低下してゐる。

(4) ペルー海岸

ペルーの海岸線をもつ十一省の平均人口密度は一七人で、背後のアンデス地帯の平均より高い。カリヤオ区でその人口密度四、

五三一人は別として首府リマのある省は四〇人に近い。その北方ではリベルタドやランバエケなど二〇人をこえる人口密度の省がある。しかし南部ほど人口密度は小となり、チリとの国境付近では三人位に減小する。

(5) 北部チリ乾燥地

チリ北部のタラバカ・アントファガスタ・アタカマ三省の沙漠地帯では人口密度は非常に低下して一・四人となる。チリ硝石採取の最盛期を過ぎて、むしろ人口は減少している。

(6) 中部チリ地中海性気候地域

コキンボ省は北部の乾燥地帯との漸移帯に当るのでまだ人口密度は低くて六・五人であるが、これを含めたこの地域十三省の平均人口密度は二九人強で南米の最高である。ここはチリの心臓部で、省の面積も平均して狭いが、中でもサンティアゴとヴァルパライソ両省では一〇〇人を少し越える高さで、コンセプシオン省の七二・一人がこれに次ぐ。しかしその他の省では大体二一——一八人で、地域内での高低の開きはかなり著しい。

(7) 南部チリ

ビオビオ省以南の湖沼と森林地帯の南部チリは六省平均の人口密度が一・七人と低くなる。カウティン省 (主都テムコ) では二一人と高く、鉄道の終点プエルトモントのある最南のランキフ

エ省は七・六人の低さとなる。

(8) 西部バタゴニア

チリ最南部の島とフイヨルドの多いチリ領バタゴニア(西部バタゴニア)に來ると急に人口密度は低下して、その三省平均は〇・七三人となるが、それでもアルゼンチン領の東部バタゴニアよりは面積がずつと狭いので、平均人口密度は少し高い。中でも北部のチロエ島は最も高く四・二人で、従つてティエラ・デル・フエゴ方面への出稼が行われている。その南の新設のアイゼン省は〇・三人、最南部のマゼラネス省はティエラ・デル・フエゴ島の西半部をも含んで、その平均人口密度は〇・四人である。

なお一九四〇年と五二年のセンサス人口を比較すると、チロエでは一・三%の減少を示すのに対して、アイゼンは約五〇%の激増、マゼラネスも一三%の増加を示している。

(9) 東部バタゴニア半沙漠台地

アルゼンチン南部のコロラド川以南はバタゴニアの半沙漠台地で、その五省の平均人口密度は〇・四七人で、南米ではアマゾン盆地に次ぐ人口稀薄地域である。最北部のリオ・ネグロ省では灌漑農業も行われているので〇・八七人と最も高く、次は中部にあつてアルゼンチン第一の油田のあるコモドロ・リヴァダヴィア省の〇・七一人で、南米本土の最南端を占めるサンタ・クルース省

人口を通した南米諸國の一研究

の〇・一六人は南米の最低に近い。南部のティエラ・デル・フエゴ省は面積も小さいが〇・四九人と案外高い。フエゴ島は東半のアルゼンチン領は西半のチリ領より少し狭いが、人口はチリ領の約九倍もある(後述の島の部参照)。

(10) 北西部アルゼンチン

アンデス山脈東側の山麓地帯にあたるアルゼンチン北西部のチャコ・アウストラルに属するチャコ省(主都レシテンシア)を含めた十二省の平均人口密度は僅かに三・三人である。この中では省面積の最も小さいツクマン省が三二・八人の例外的な高さを示すが、平均を上廻つてゐるのはブエノスアイレスの西方にあたり、横断鉄道の通るメンドサ省と、西北端のジュジュイとコルドバの北のサンティアゴ・デル・エストロの三省が共に四・二人で、これに次ぐのはサン・ジュアン省である。低い方はこの地域南端にあつてバタゴニアに接するネウケン、ラ・パンパ(もとのエヴァ・ペロン)と北のラ・リオハとカタマルカなどの省で一・一——一・七人である。

(11) パンパス

南米第一の大都市ブエノスアイレスを中心としたパンパスは南米第一の農牧地帯で人口一三二七万(アルゼンチン全人口の六九%強)を包括している。その平均人口密度は一九・三人で割合に

低い。パンバスの人口密度一九人は、チリ中部には及ばないが、北部アンデスやブラジル南部と共に南米の中では人口密度の高い地帯である。ブエノスアイレスを除くパンバスの平均人口密度は一二・六人と低下する。自然・産業の点からもアルゼンチンパンバスと全く同性質のウルグアイはその平均人口密度は一三・六人、人口約六〇万の首府モンテヴィデオを除くとその平均人口密度は約九・四人で、共にアルゼンチン部分より少し低い。

(12) グランチャコ

パラグアイ川の西、アンデス山麓に及ぶこのサヴァンナと湿地に島状の密林のあるグランチャコはパラグアイを中心に、アルゼンチンの北部とボリビア南東部に及んでいる。アルゼンチンのベルメホ川以南のチャコ・アウストラールでは六人でもかなり高い。人口密度の点からは、チャコ・アウストラールは北西部アルゼンチンに入れるべきである。フォルモサ省に属する北端のチャコ・セントラルでは二・四人となり、パラグアイに入ると〇・二人となる。パラグアイでもパラナ川東部低地(オリエンタル区)ではこれより高く八・五人であり、パラグアイのオクシデンタル区であるチャコ・ボレアルは南米の最低人口密度地域で、自然条件にもよるが、南米で最も未開発地域であることを示している。この延長にあたるボリビアのサンタ・クルース省の人口密度は〇・七七人

少々高い。

(13) マモレのリャノス

ボリビアのチャコにつづくベニ省は、ブラジルのマット・グロツソ台地の西にあつて、アマゾン水系のマデイラ川の支流マモレ川の上流になるのでマモレのリャノスと呼ぶ。その人口密度は〇・五二人である。ボリビア東部の低地では南東のチャコから北方アマゾンのセルヴァスの密林に向うほど人口密度は低下している。

(14) パラナ東方低地

アルゼンチンのメソボタミア(パラナ川とウルグアイ川との中間の土地)の北部のコリエンテス・ミシオネス両省をこれに入ると、その平均人口密度は七・九人で、その北のパラグアイのオリエンタル区はそれより少し高く八・五人である。後者の人口は近年相当増加したが大体同程度の人口密度と考えてよい。そのつぎのブラジル領のパラナ上流域の人口密度は残念乍ら算出できなかつた。それはブラジルでは州別の人口密度しか知ることができなかつたからである。

(15) 南部ブラジル

ブラジルでは州面積に非常に広狭の差があるが、州をまとめて(15)——(19)の五地域とした。これはブラジルで一般に使用されている地域区分に従つたものである。

サンパウロ、バラナ、サンタカタリナ、リオグランデドスル四州を含む南部ブラジルの平均人口密度は二〇・六人で、ブラジルの五地域中では最高で、南米でも高密度地域の一つである。ここはブラジルでも温帯気候の部分で、またコーヒー産地が含まれ、ブラジルの経済活動中心地域の一つである。中でもサンパウロ州の人口密度は三七人で、州別で第三位の高密度を示す。

(16) 東部ブラジル

ブラジル台地の東部を占めるミナスジェラスとバヒアの二大州と、大西洋岸の小さいセルジプ州、エスピリトサント州、リオデジャネイロ州と、首府のある連邦地区を含む。ここも今日ブラジルの活潑な経済活動地域であるが、その人口密度は稍々低く約一人である。リオデジャネイロ州は五四人で州別最高密度だが、鉱業的發展の著しいミナスジェラス州で一三人強、その北のバヒア州は八・六人の低さである。

(17) 北東部ブラジル

ブラジルの東北端の早く開かれた部分で、従つて州の面積は概して小さい。この地域の平均人口密度は一二・九人で、東部より稍々低い。南米としては可也開けた地域であることを示している。州別ではアラゴアス、パライバ、ベルナンブコの三州の人口密度は非常に高い方で三〇——三九人でこの国の歴史を物語つて

人口を通した南米諸国の一研究

いる。西よりの面積も大きいマランハン、ピアウイニ州を含むので、この二州の約四人という低人口密度がブラジルのこの地域の平均人口密度を相当低下させている。

(18) 中部ブラジル台地

ブラジルの地域区分では中西部と呼ばれている。マットグロソとゴイアスの二州であるが、面積は広く、人口は少いので、その平均密度は〇・九人で低い。ゴイアス州の人口密度は約二人であるが、サヴァンナをなす広いマットグロソ州は〇・四人の密度でまだ開発が進んでいない。

(19) アマゾン盆地

ブラジルの地域区分の北部六州をアマゾン盆地のうちブラジル領域内のものとすれば、このセルヴァスの大森林地域の平均人口密度は〇・五人で、予想した如く南米ではパタゴニアと並ぶ最低人口密度地域である。併し州別では相当の開きがある。ベレムを主都とする下流域を占めるバラ州が〇・九人と最も高い。次いでペルー国境に接する小さいアクレ州が〇・七五人で高く、中流域を占めるアマゾナス州(主都マナウス)とアマゾン川口左岸の小さいアマバ州が共に約〇・三人で、マデイラ川上流を占める新しいロンドリナ州が〇・一五人、北部のギアナ山地の間に入り込んだリオブランコ州が最も低い〇・〇七人という無人の境に近い人

口密度を示している。

アマゾン水系の上流部は国境をこえて、ヴェネズエラの南西部、コロンビア、エクアドル、ペルー、ボリビアの諸国の東部を占めている。その場合、却つて上流部で人口密度が高い場合もある。

殊に本流の上流部でイキトス港を主都とするペルーのロレト州の人口密度は一・四人で割合高い。マデイラ川をさかのぼつてもロンドリナ州よりマモレのリャノスの人口密度の方が高い。しかし一般には人口密度は相当低い。オリノコ水系とアマゾン水系が結んでいるヴェネズエラのアマゾナス地区の人口密度は〇・〇六人で、その東に接するブラジルのリオブランコ州の人口密度と同程度である。ヴェネズエラのアマゾナス地区の西にあるコロンビアのヴァウベスとその南のアマゾナスの両地区 (Comisaries) も〇・〇六人である。

エクアドル東部では人口数ははつきりしないが、大体人口密度は〇・一七人位らしい。

ペルーのイキトスを中心とするロレト州は前述したが、ボリビアの北西部に接するペルー南東部のマドレ・デ・ディオスは人口密度〇・二人で、セルヴァスとリャノスとの漸移地帯にあることをよく示している。

(20) ギアナ山地

ヴェネズエラ南部からギアナ内陸地方に及んでいる。ヴェネズエラのボリバル州が大部分を占めるので、その平均人口密度を見ると、〇・五人である。主都シェーダード・ボリバルはオリノコ川畔の町であるので、リャノスに入れるとしてその人口を除いて、概算すると、〇・四人に低下するが、実際は更にそれ以下と思われる。ギアナの海岸低地を除いた部分では更にずっと稀薄と考えられる。仏領ギアナの内陸部のインニ地方 (一九三〇年分離、四六年再合併) の人口密度は〇・〇六人で、これが未開発のギアナ山地の人口密度を代表すると考えてよいと思う。

(21) ギアナ海岸低地

英領ギアナの平均人口密度は二・二人、スリナム (オランダ領ギアナ) は一・五人、面積最小のフランス領ギアナは〇・三人の低さである。しかしその人口は殆んど海岸低地に集中している。仏領ギアナのインニ地方をギアナ山地とし、それが海岸低地とはほぼ同面積を占めるので、この割合を英領とオランダ領にも適用してその南半の面積をギアナ山地として除き、ギアナ海岸低地の平均人口密度を計算すると四人となり、相当高くなる。しかし英領ギアナとスリナムはボーキサイトの産地として知られ、その主都ジョージタウン (人口約九・七万) と、バラマリボ (約九・四万) (いづれも一九五五年) はどちらも十万近い都市に発達している。

(附) 島 嶼

南米の大陸には附屬島は少い。行政区劃を別にして、島群の人口密度の分るのは次の如くである。

ヴェネズエラ東部のスクレ州の沖、カリブ海にあるマルガリータ島などを合せたヌエヴァエスバルタ州の人口密度は六五・七人の高さである。コロンビア領のサン・アンドレとプロビデンスシアの二島はニカラグアの東沖、カリブ海にあるが、面積が小さいので人口密度は一〇三人となつてゐる。

カリブ海を囲む西インド諸島の中にはこれに劣らず高人口密度の島がある。最高はフェルトリコ島の二五一人、ジャマイカ島一三三人、ハイティは一二六人(島の東半のドミニカは四八人)などいづれも高い。なおキューバ島は大きいので平均人口密度は五人である。

これに比べると、太平洋にあるエクアドル領のガラバゴス島の人口密度は僅かに〇・二人である。チリ南部の多島海の中で大きいチロエ島は前述の如く四・二人でかなり高い。最南部のティエラデルフェゴのチリ領とアルゼンチン領の人口を合せて島の平均人口密度を出すと〇・二五人となり、極南の島としては高い。なおイギリス領のフォークランド諸島の人口密度は〇・一八人でその属領のうちフェゴ島の東にあたる南ジョージア島のみは定住人

人口を通した南米諸国の一研究

口をもつてゐるが、その人口密度は約〇・〇六人の低さである。

四、都市人口とその分布

南米の大都市の数は、アジアやヨーロッパに比べればずっと少く、北米よりも少い。これは人口総数も少いからであるが、アメリカに較べると稍々その数は多い。

人口一〇〇万以上の巨大都市は、Urban area もしくは Metropolitan area を含めたものを採ると、ブエノスアイレス、リオデジャネイロ、サンパウロ、サンティアゴとABC三強国の首府を含むほか、ブラジルで近年發展の著しいサンパウロが加つて四市となる。

ブエノスアイレスは南半球最大の都市で三三六万(一九五二)を数え、リオデジャネイロは二三〇万、サンパウロは二〇一万である。サンティアゴは一四五万(一九五二)といわれる。ベルーの首府リマは一九五六年の推定人口では一〇〇万を突破している。五〇万——一〇〇万の大都市はモンテヴィデオ(ウルグアイ首府)、カラカス(ヴェネズエラ首府)、ボゴタ(コロンビア首府)、レシーフェ(ブラジル)の四都市とロザリオ(アルゼンチン)の人口は五〇万に近い。ここではヴェネズエラの首府人口の著しい發展が注目される。

人口を通した南米諸国の一研究

二〇——五〇万の都市数は、アルゼンチン六（うちブエノスアイレスの衛星都市三）、ブラジル六、コロンビア三、エクアドル二、ボリビア・チリ・パラグアイ・ヴェネズエラ各一となる。小国パラグアイの首府アスンシオンの人口は二〇・五万（一九五〇）で相当大きく、南米十国の首府で二〇万以下の都市はない。

一〇——二〇万の都市数は、アルゼンチン八（うちブエノス

Table 2.

Distribution of Cities in South American Countries

国名	Over 1 million	0.5~1 million	200~500 thousand	100~200 thousand	Total
Argentina	1	1	6	8	16
Bolivia			1		1
Brazil	2	1	6	5	14
Chile	1		1	1	3
Colombia		1	3	4	8
Ecuador			2		2
Paraguay			1		1
Peru	1			2	3
Uruguay		1			1
Venezuela		1	1	1	3
Total	5	5	21	21	52

イレスの衛星都市四）、ブラジル五、コロンビア四、ペルー二、チ

Table 3.

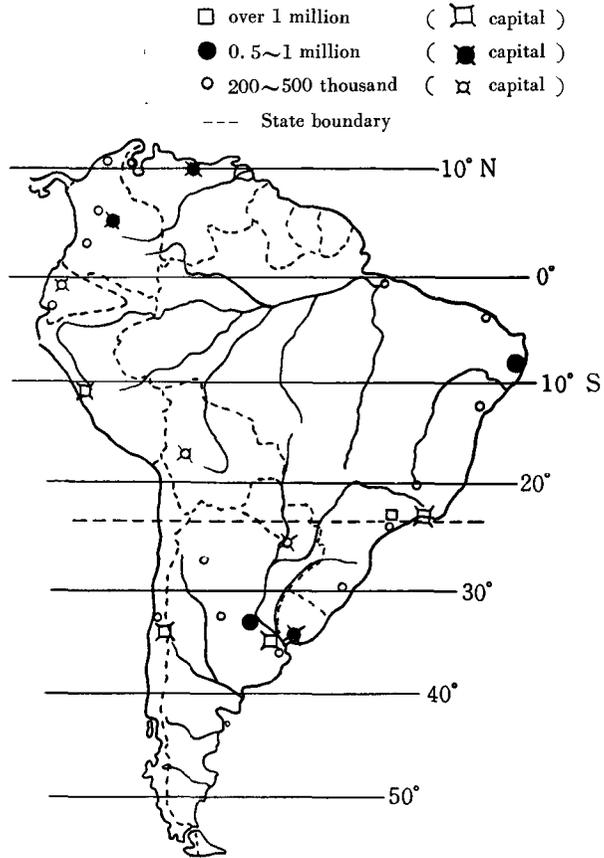
Sites of Cities (over 200 thousand pop.) in South America

Site	Population			Total
	Over 1 million	0.5~1 million	200~500 thousand	
Sea Port	2	2	8	12
Atlantic	2	2	6	10
Pacific	0	0	2	2
River Port	0	1	3	4
Amazon	0	0	1	1
La Plata	0	1	1	2
Lagôa dos Patos	—	—	1	1
Inland	3	2	10 (3)	15(3)
Andes	2	2	4	8
Brazilian Plateau	1	0	1	2
Pampas	0	0	5 (3)	5(3)
Total	5	5	21 (3)	31(3)

リ・ヴェネズエラ各一となる。アマゾン中流の河港のマナウスは人口一一万でこの中に入っている。

五——一〇万の都市になると、都市人口数を大陸全体に亘つて

Fig. 3.
Distribution of Cities in South America
南米の都市分布



得ることが相当困難になるので、一応筆者の種々な資料から得た数を暫定のものとして次に掲げる。

ブラジル二〇、アルゼンチン七（一九四七のセンサス結果の都市人口を入手できなかったたのでこの数は相当疑問がある）、チリ六、ペルー四、ヴェネズエラ三、コロンビア・ボリビア・ウルグアイ各二、エクアドル一となり、ペルー東部のアマゾン最上流の港市

人口を通じた南米諸国の一研究

イキトスが漸く姿を見せる。ボリビアの古都スクレは四万でこれに入らない。しかし英領ギアナの主都ジョージタウンとスリナムの主都パラマリボもこの中に入る。

二〇万以上の都市数を国別に見ると（第二表）、アルゼンチンが一六で最も多く、ブラジルは一四で、これに次ぎ、この二国が圧倒的に多い。

第三位はコロンビアの八で、チリが案外少くサンティアゴとバルパライソのほかにコンセプションがあるが、後者はこの付近の重工業の発展に基いている。ペルーはインカの古い文

化の中心であるが、ヴェネズエラの三都市は首府カラカス、石油の中心マラカイボ、コルデイエラ・デ・メリダとリャノの境にあるバルキシメトである。バルキシメトは農牧地域の中心で工業も行われ、交通の要衝である。ヴェネズエラでは石油ブームによる発展がよく都市に反映している。

〔位置〕人口二〇万以上の都市を港市（海港・河港）と内陸都市

とに分けると第三表の如くなる。

南米の都市は内陸に位置するものが多いといわれているが、二十万以上の都市では港市とほぼ同じ位である。

内陸都市の多いのは、南米大陸の大部分は熱帯にあるので、アンデス諸国の首府はいづれもアンデス山中にある。アンデス山地の都市で首府でないのは、コロンビアのメデリンとカリである。

ブラジル台地にあるのはサンパウロとベロ・ホリゾンテとで後者はミナスジェラス州の主都で、一九四〇——五〇年間の人口増加率は七〇%強でその発展が著しい。パンバスの都市ではコルドバとツクマンのほかは、ブエノスアイレスの衛星都市のアヴェラネダ、サンマルティン、ラナスの三都市で人口二四——二七万である。

河港ではアマゾン水系の一つはベレムで、ラブラタ水系のは、ロザリオとバラグノイの首府アスンシオンの二つである。ポルトアレグレレはバトス瀉畔にあつて直接大西洋岸の港ではない。

海港都市は圧倒的に大西洋岸に多いが、太平洋岸の港市は人口二〇万台のエクアドルのグアヤキルとチリのヴァルパライソの二港のみである。

五、結 論

以上で人口密度を稍々詳しく、また都市人口とその分布についても考察して来たが、人口増加の問題にはふれることはできなかった。しかしここで一応、人口を通した南米諸国の研究に一応の結論を出して置こう。

第四表の一に国別に首府への人口集中度(Ⅰ)、一〇万以上の都市への人口集中度(Ⅱ)、都市人口の全人口に対する割合(Ⅲ)、人口一人当りのエネルギー消費量(Ⅳ)を示す。この各項目をABCの三階級に分類して示したのが第四表の二で、これによつて、ABCの数から考慮して一応の結論として南米十カ国の仮りに文化程度とも称すべきもので序列をつけると第六表のようになる。

これは地域別人口密度に表現されているものから引出し得る結論と大体に於て一致する。温帯気候に位して肥沃なパンバス草原を占めるアルゼンチンが有利で、チリは好条件の部分が狭い。ブラジルは殆んど大部分が熱帯で、南東部を除いて人口稀薄で開拓の進んでいないことによつて下位となつている。ヴェネズエラの上位は石油資源の開発が大きいことは勿論であるが、第三次産業人口の割合の多いに驚かされる(第五表)。オリノコ流域が鉄鉱のみならず、農牧も発展せしめられれば前途の躍進はまだまた

目覚しいと思われる。
 エクアドルをボリビアより下位とするのは、人口密度から見れば不適當で逆にした方がよいと考えた。産業別人口構成(第五表)を見ても第一次産業人口の最も多いのはボリビアである。エクアドルの第二次産業人口の多いのは主として手工業人口と考

人口を通した南米諸国の一研究

Table 4-1

Country	I Capital pop Total pop (%)	II Pop of Cities (over 100 thousand) Total pop (%)	III (1) Urban pop Total pop (%)	IV Energy Con- sumption per catita(11) (metric tons)
Argentina	24.2	37.1	62.5(2)	0.89 (1955)
Bolivia	10.6	10.6	33.6(3)	0.16 (1954)
Brazil	4.4	14.8	36.2(4)	0.36 (1955)
Chile	24.4	16.9	59.9(5)	1.02 (")
Colombia	5.6	17.7	36.3(6)	0.47 (")
Ecuador	6.5	14.6	28.5(7)	0.14 (")
Paraguay	15.3	15.3	34.6(8)	—
Peru	11.0	13.4	—	0.30 (1955)
Uruguay	32.8	13.7	C. 84.0(9)	0.81 (")
Venezuela	13.7	16.6	53.8(11)	2.03 (")

Table 4-2

Country	I	II	III	IV
Argentina	A	A	A	A
Bolivia	B	C	B	C
Brazil	C	B	B	B
Chile	A	B	A	A
Colombia	C	B	B	B
Ecuador	C	B	C	C
Paraguay	B	B	B	—
Peru	B	C	—	B
Uruguay	A	C	(A)	A
Venezuela	B	B	A	A

られる。
 ブラジルが三位より下つてはいるが、首府への人口集中度を見る
 とブラジルの最低の約四・四％に過ぎない。人口二〇〇万をこえ
 る巨大都市を二つもつてはいるのであるが、サンパウロと合せても
 全人口の八％強になるに過ぎないのでCとなる。しかし新大陸の

- (註) (1) Demographic Yearbook 1955, United Nations. より
 (2) 1947, 人口 2,000 以上の市町村
 (3) 1950, 行政中心都市
 (4) 1950, 行政, 人口中心, suburban zone を含む
 (5) 1952, urban 性格をもつもの, 人口制限なし
 (6) 1951, 行政中心の人口 1,500 以上のもの
 (7) 1950, 行政中心都市
 (8) 1950, 行政中心の政治境界内
 (9) South American Handbook 1955/6 より
 (10) 1950, 行政中心の人口 1,000 以上のもの
 (11) Statistical Yearbook 1956, United Nations より

Table 6.
Degree of Culture and Racial Composition of
South American Countries

順位	国	大体の種族構成
1	Argentina	白人(大部分), 混血(2%以下)
2	Chile	混血(大部分)
3	Uruguay	白人(大部分), 混血(10%)
4	Venezuela	混血(大部分)
5	Brazil	白人(61%), 混血(27%), 黒人(11%)
6	Colombia	混血(40%), 白人(30%)
7	Paraguay	混血(大部分)
8	Peru	白人+混血(53%), インディアン(46%)
9	Ecuador	混血(41%), インディアン(39%), 白人(10%)
10	Bolivia	インディアン(53%), 混血(32%)

(註) Statesman's Year-book などより摘記
混血はメスチゾを指す。

諸国の特徴として人口が都市、殊に位置の優れた州や省の主都に集中してここから開発が進められた結果は、首府が大人口を擁することとなつた。ブラジルは人口密度図で見たとように南東部から東部、北東部にかけては相当開発されているが、南米大陸で面積最大の国で、しかも北部のアマゾン大盆地と、ブラジル高地の内部に広大な未開発地をもつてゐることが、こうした結果となつた。しかしそれだけに将来発展の余地は極めて大きい。

大体の傾向として、第六表の如く白人人口の%の高い国ほど上位で、逆にインディアン人口の%の大なるものが下位となつてゐる。

Table 5.
Economically Active Population by
Industry in South American
Countries

国	第一次産業 0 %	第二次産業 1-5 %	第三次産業 6-9 %
Argentina	25.1	28.3	46.6
Bolivia	64.1	20.9	15.0
Brazil	[0-1] 60.5*	[2-5] 13.0*	26.5
Chile	30.0	29.3	40.7
Colombia	—	—	—
Ecuador	49.4	26.5	24.1
Paraguay	55.3	19.2	25.5
Peru	—	—	—
Uruguay	—	—	—
Venezuela	41.3	18.3	40.4

(註) Demographic Yearbook 1955, United Nations. Economically active population by industry.

- 0 : 農牧, 林, 漁業
- 1 : 採鉱及び採石
- 2-3 : 製造工業
- 4 : 建設工業
- 5 : 電気, ガス, 水及び衛生サービス
- 6 : 商業
- 7 : 交通, 通信, 倉庫業
- 8 : サービス業
- 9 : その他

* ブラジルのみは分類基準が少々異なるのでこのままで他国と比較できない。

人口を通じた南米諸国の一研究

移住者と協同組合

—「文化移植」に関する一研究—

齊藤 広志

—本稿を、終生協同組合運動に尽力したブラジル移住者の先輩、故下元健吉氏の靈に捧ぐ—

内 容

序論 「文化移植」の概念

I コチア地方の邦人入植

風土と歴史的背景—住民と階層—邦人入植者の集団—

II 農耕と生活の変化

借地農の始まり—現地住民との接触—定着への段階—

III 移住者社会の形成

バタタ学校の発生—日本人会の機能—村と学校—集団制裁の発現—

—行動様式の変化—外界との関係—

IV 組合の成立条件

生産部面の調整—最初の試み—組合の成立—組合法の適用—市場との関係—発展と現況—

結 語

移住者と協同組合

序 論

本稿では文化移植 Culture transplantation の一つの事例として、ブラジル国サンパウロ州における農業協同組合の発生をとりあげる。同州農村の組合運動は邦人移住者の手によつて創始され推進されたものであるが、組合の発生の状況並びにその後の展開の過程は、これと併馳して、移住者社会 Ethnic community の形成過程と、移住者集団と現地住民との接触 Contact を観察することなしには、理解することができない。ここに、文化移植の概念を導入するわけがある。

アメリカ大陸の現住民は、もとをただせば、かつて移住者であつた者の子孫であるか、又は移住者そのものである。「原住民」

移住者と協同組合

の名で称ばれるインディアンにしても、旧大陸から新大陸に移住してきたのは、人類の歴史から言えば、さして古いことではない。四世紀ばかり前にヨーロッパ人、特にポルトガル人がブラジルに移住し、次いで、自らの意志ではなかつたにせよ、多数のアフリカ黒人が奴隸として移り住んだ。これらインディアン、ポルトガル人、黒人を基調としていわゆるブラジル文化が形成された。そして前世紀中葉からヨーロッパ各国の移住者が、また今世紀の初めから日本人が移住した。

移住者はそれぞれ母胎社会 Home society から「文化の手荷物」 Cultural baggage をになつていく。形こそ「手荷物」であるが、その内容は母胎社会の雛型であり、母胎文化の miniature (縮図) でもある。移住者は、可能な範囲において、移住者社会を形成し、そこに手荷物として携行した母胎社会—文化を再現しようとする。この再現のプロセスは、入移民国社会の構造又は組織というコンテキスト (文脈) において、幾多の変異を生ずるのである。このような文化的及び社会的再編成は移住者にとつて社会的生存のための死活問題であるが故に、再編成の過程が「正常」に行われることは移住の目的を達成する上の根本的な要請でもある。

再編成の過程において移住者になつて行つた文化の様式、複合、要素などのうち、あるものは現地社会にとつて適合性があり

有用性に富んでいるが故にそのまま受容されるであろうし、他のものは適応のための調整又は再評価を経過するであろう。更に他のあるものは、適合もせず、再評価の対象ともならず破棄され、消滅していくことであろう。この過程はとりもなおさず、文化変容 Acculturation の一様相であり、一過程である。

ここでは日本人移住者が担つていつた農業協同組合 (当時はまだ産業組合とよばれていた) の文化複合 Culture complex が、ブラジル農村に根を下すために、どのような過程を辿つたか、どのような変化を経過したか、ということ、文化移植という観点から一つの事例として記述する。いうまでもなく協同組合は日本文化の始原的な要素ではない。それは欧米諸国から日本に「文化移植」されたもの——それも多分に政策的な意味をもつて——であるが、それを更に邦人移住者はブラジル農村において再現したのであつた。

本稿は筆者が一九五三—五四年にわたつてサンパウロで行つた調査の報告の概要である。⁽¹⁾ この調査を終始指導された恩師ピアースン教授 (Dr. Donald Pierson)、また研究を援護してもらつたブラジル教育省高水準要員養成委 (略称 CAPES)、並びに母校サンパウロ大学社会政治学院 (Escola de Sociologia e Política) に謝意を表す。

註(1) 欧文の報告¹⁴⁵ Hiroshi Saito, *O Cooperativismo na Região de Cota : Estado de Transplantacao Cultural, Escola de Sociologia e Politica, Sao Paulo : 1956, 154p.*

I コチア地方への邦人入植

コチア産業組合は一九二七年十二月に、コチア地方在住の邦人移住者八三戸によつて設立された。⁽¹⁾もつとも、同地方への邦人の入植は一九一六—一七年ごろから目立つたので、入植後約十年を経て、組合設立を見たわけである。設立に先立つこの十年間が、いわばコチア地方における邦人移住者社会の形成期にあたる。いま入植地の風土、現地住民及び初期の邦人入植の概況をみてみよう。

風土と歴史的背景

組合設立の地となつたコチア Cota 郡モインニョ・ヴェーリヨ Moimho Velho 部落は、サンパウロ州の首都からバラナー州首都クリチーバ Curitiba へと走る街道に沿つて、サンパウロ市の外れから約二十五軒のところに位置する。この街道が建設されたのは今世紀に入つてからで、邦人が入植した一九一五年頃は僅かに牛車の通行できる小道が、この部落とサンパウロをつないでいた。

移住者と協同組合

この地方は海岸山脈^{セラ・ド・マール}に接する高原地帯で、標高は七八〇〜八七〇米のあいだである。丘陵の間を数多くの小川が流れ、かつ谷間から丘の頂きにいたる中腹はかなりの勾配をなしている。一年は四季に分れ、三〜五月初、六〜八月が冬、九〜十一月春、十二月が夏に当るが、住民はむしろ降雨による季節わけを使つている。春夏に降雨が多いので「雨季」とよび、秋冬は乾燥するので「乾季」とよぶ。降水量は年間を通じて一、三〇〇ミリ内外である。気温は六月が最も低く、この月の平均一六・五Cで時々降霜をみる。高温は二月で、平均二一・九Cを記録する。

土質は丘の頂上にいたるほど地味が痩せており、中腹の斜面これに次ぎ、水流に沿つて狭く或は広く横たわる低地が最も腐植土に富んで肥沃である。古い記録をみても、この地方には海岸山脈にみられるような熱帯性の森林はなかつた。むしろ植生はカンボ(草原)型に属し、丘の頂上は草原や灌木に覆われ、谷間に森林があつた。すでに二世紀以上も農牧の営まれた現在では、原始の森林は全く見られず、諸所に雑木林や植林のユーカリ林をみるのみである。

郡役場の所在地コチア町は更に西方へ約八軒を距てている。部落の南方は植民期の時代から土民の教化部落として知られ又現在ではその古い寺院で有名なエンブー部落と接する。東方、サンバ

ウロ寄りのカラピクイーバ部落もまた十七世紀ごろはインディアンの教化部落として有名であつた。このような位置から判るように、モインニョ・ヴェーリヨ部落も、十七世紀ごろまではほとんどインディアンが居住し、イエス会の僧侶の手で教導されていたものと思われる。十六世紀末葉から十七世紀にかけて、サンパウロを中心に環状にイエス会による伝道のための土民教化部落や、或は海港への通路を保護するための砦を兼ねた部落が形成されたが、モインニョ・ヴェーリヨ部落もこの環状の地域内に包含されていた。

十八世紀のはじめ、バンデイラ *Bandeira*⁽²⁾ として功勞あつた者がセズマリャ *Sesmaria*⁽³⁾ の慣行によつてコチア地方の土地を分割、占有することになつた。こうしてコチア地方の農耕がはじまつた。農耕と言つても、食料自給を主軸とした極めて原始的な農耕と牧畜であつた。農牧経営の方式も技術も、その後二世紀のあいだ停滞を示して、ほとんど改変されることがなかつた。十八世紀の中葉、ブラジルの南部草原に^{パンプ}牧畜がおこり、ここで繁殖した牛馬を、サンパウロを経由して鉱山地帯や農業地帯におくつた時代、つまりブラジル経済史でいう「驢馬時代」を現出したときにも、コチア地方は牛馬市への通路となつたが、それは人馬のための駅亭ができたのみで、この地域の生活様式を変えるには到らなかつた。

サンパウロの経済史に重要な局面を占めた十八世紀の砂糖産業も、次いで興つた十九世紀のコーヒー栽培もコチア地方とはほとんど無縁のものであつた。コチアは、たまたまこれら新興経済地域へ運ばれる牛馬の通路に當つて、僅かに駅停の機能を果したにとどまつた。つまり、コチア地方は十八、九世紀にサンパウロ州を揺ぶつた開拓の鼓動の局外におかれ、その後も邦人移住者が入植するまでは、未だ曾つてフロンティア（開拓前線）となつたことがないのである。

十九世紀の後半から、コーヒー経営の展開と共に近代化の波がサンパウロから内陸へと向つた時にも、コチア地方はこの波に取残された。鉄道や蒸汽機関はコーヒーや綿花のあとを追つたからである。政府は、しかし、幾度か、この地方の開発を図つた。サンパウロ市の發展と共に、僅か数十軒を距てながら未開発の狀態に放置されていた近郊地域の殖民を企てた。このため、一八二七—一八年には、コチアに隣接するイタベセリーカ *Itapevica* 郡にババリア、プロシア出身の移住者を中心とするドイツ人の集團が導入された。間もなくドイツ移民の大部分は、交通の便もなく産業も興らないこの地域を放棄して他地域へ転住し、残留した一部のドイツ人はインディアン系の現地住民と混血して、全く「カポークロ」⁽⁴⁾ 住民と化した。今日では、ドイツ流の姓と若干の者に金

髮青眼の形質を残しているのみで、ドイツ移民の面影は全く残っていない。

コチア地方がセズマリアで分割され、少数のポルトガル系の勢力家が大農場を占有したのは一七二〇年前後のことであるが、それから二世紀のあいだ、主として遺産の均分相続による農地の細分化が行われ、それと共に農民の階層分化が見られた以外には、生活様式も農耕技術も改善されなかつた。「ごく少数の家畜が飼われていた。牛、豚、羊、家禽など。それも自家用であつた。作物としては、とうもろこし、フェイジョン豆、落花生、草棉、稲、マンデオカ、さとうきび——これから黒砂糖と火酒を製した——などを小規模に栽培したが、もちろん自給農業である。」⁽⁵⁾これはやはり開拓前線から取残された一部落の、十八世紀の農業であるが、これと同じような営農形態がコチア地方でも十七世紀から十九世紀初葉まで続いたと思つてよい。しかも農業技術と言つては、ほとんどがインディアン文化を受継いだもので、焼畑耕作であり整地、蒔付、収穫ともに手労働で牛馬耕を知らなかつた。

現地住民は人種的にはインディアンの混血が多く、いわゆるカポックロ型であつた。黒人はごく少数が奴隸として使役されたが、地方の住民構成に影響を与えることはなかつた。同じように住民の地域的な移動性も低く、邦人が入植した一九一五年当時でも若

移住者と協同組合

干のポルトガル人を除くと、外部からこの部落に移り住む者もほとんどなかつた。

住民と階層

前述のようにこの地方はセズマリアで分割占有されたが、それも幾世代もの間に細分化され、邦人入植のころはすでに大農場とよばれるものは存在しなかつた。サンパウロ州における農地所有形態の標準でいえば、おそらく小農場（シチオ *sítio*）地帯とよべるであろう。もちろん、小農場と言つてもその面積は大小さまざまであるが、おおむね一〇アルケール^{〔二・四五ヘクタール〕}から一〇〇アルケールの所有者であつた。住民の移動が少ないので均分相続による農地の細分化は必至であつた。今日でもコチア地方は州内でも最も小農家の多い地域となつている。⁽⁶⁾農地細分化のために貧農となつた者は、地主に労力を提供し、そこに従属関係が生じて、アグレガード（*agregado* 隷屬農）となつた。出稼ぎや都市労働者への転向はずつと後年のことである。また雑木林を利用しての炭焼きや、この地帯に産する良質粘土を利用した煉瓦工場の労働者として生計を立てることも一九一五年ごろは考えられなかつた。それほどこの地帯は都市化、工業化から取残されていた。

移住者と協同組合

モインニョ・ヴェーリョを「部落」とは呼んでも、住家は集落を形成している訳ではなく、水流に沿って散在していた。住民は好んで小さな丘陵の上か、水の利用に好都合な緩かな斜面に住居を建てた。井戸はないので川水を使用した。民家は屋根は瓦ぶき土壁で、家のまわりは牛馬の放牧場とした。蜜柑、バナナなど数本の果樹を裏庭に植え、バラナ松 *Araucaria brasiliensis* がそびえて日蔭をつくる。このような民家は現在でも多く見ることができ、水流を挟んで、両側の丘陵の斜面に民家が並んでいる、と言っても水流が曲折し谷間はジグザグ状を呈するから、いわゆる「線状集落」でもない。丘の中腹を牧場にするので畑は谷間の低地か、頂上に位置する。

住民は大雑把にいうと三つの階層に分れていた。いわば地主層にあたる「大百姓」*sitiantes grosseos*、自作層にあたる「小百姓」*Sitiantes pequenos* と下層のアグレガード（隷屬農）農家である。「大百姓」は昔セズマリアの所有者であつた地方での旧家に属し、「大百姓」相互の間は親族関係で結ばれているか、そうでない時でも共通の利害につながつて、地方の政治勢力をにぎつていた。こういう「大百姓」はコチア郡内でも僅かに十指に余る小数であつた。「大百姓」は農地の外に売店 *Venda* と牛車と、そして往々トロップ *Tropa*（駄馬隊）を所有していた。農地にはアグレガー

ド（前掲）を使役し、売店はおおむね地主の息子の一人がその管理に當つた。牛馬やトロップ（前掲）もまたアグレガードにやらせるか、又は地主の家族がその指揮にあたつた。

売店では日常の必需品を売つていたが、売店主と顧客との関係は単なる売手買手の関係ではなかつた。コチア地方の邦人移住者として最も早く売店を経営した某氏は次のように述べている。

『百姓たちは売店の主人を自分の親分のように尊敬していた。

何か仲間や隣同志で揉めごとが起ると、売店のバトロンのところへ持込んだ。夫婦ゲンカの仲裁をたのむことすらあつた。ところが面白いことに日本人が売店を居抜きで買つてその店主におさまつてからも付近の百姓の態度は変らなかつた。かつてのバトロと同じように新しい日本人の店主を親分扱いにする。そして鶏でも豚でも何か生産物を売店に持ちこんで、その代りに自分にとつて必要な石油、塩、布類のような日用品を買つていく。買値も売値もそれを決めるのはバトロの方だが、カポークロ農家は売店を交えることをしない。何時も同じバトロんと取引する。だから日本人が店を買つても、店つきのお客がいたわけで何の苦勞もなかつた』

まだ商品経済の浸透していなかつた一九一五年ごろのコチアでは、売店と顧客との関係は、むしろ地主とアグレガードの人間関

係で規制されていた。こうして物々交換の形式で売店に集荷された家畜や農産物は、売店の経営者が所有する牛車や駄馬隊を使ってサンパウロの市場に搬出された。「大地主」は住居の構えも大きかつたし、外出には調練の行届いた馬に乗った。その家族の婦女子は外出用に四輪馬車「Trole」を使った。

「小百姓」は同じ自作農層といつても、かなり貧富の差があつた。豊かな「小百姓」は自家労力で耕作するに十分な農地を所有し、余剰の農産物は売店に売り、又牛車を持つている場合は直接サンパウロまで搬出して販売した。貧しい「小百姓」は自己所有の農地のみでは生計が立たないので、家族の一部が「大百姓」の許で牛車の御者をしたり、駄馬隊トウマに傭われて働いた。下層のアグレガード農家は何らかの理由で農地を所有しない貧農で、この層は「大百姓」に全く従属していた。従つて地主との従属関係から見れば、「小百姓」の下層とアグレガードとの間には、従属関係の強弱の度合こそちがえ、劃然とした一線を引くことはできない。これら「小百姓」下層とアグレガードとが、後に邦人移住者への労力供給者となつたのである。

邦人入植者の集団

モインニョ・ヴェーリヨ部落への日本人の入植は一九一三—一

移住者と協同組合

四年ごろ始まり、一九一六年には約三〇世帯の邦人農家が在住したと推定される。⁽⁷⁾当時の状況からみるとコチアにおける邦人移住者の集団は、日本人のブラジル移住史上、ごく当初のものに属する。日本人の入国は一九〇八年（明治四十一年）に創始されたとは言え、その後四年を経た一九一二年までに千余世帯、人員にして四千五百名強が入国したに過ぎない。⁽⁸⁾これらの移住者はそのほとんどがサンパウロ州内陸のコーヒー農場に契約労働者として導入され、言語の不通、習慣の相異、契約条件の食違いなどで各地で騒擾や脱耕事件が頻発した。一部は高賃銀を求めてアルゼンチンに移動した。他の一部は耕地を脱出してサンパウロに集つた。しかし過半の者は何とか配耕先のコーヒー農場に留つて契約の年限を働いた。

耕地を脱してサンパウロに集つた者も、斡旋機関や救済機関が当時ではなかつたので容易に定職を見出すことができず、下層労働者となつて貧苦と戦わざるを得なかつた。又コーヒー農場で契約年限を働いて若干の貯蓄を得た者も、コーヒー地帯では独立農への道程を辿ることができなかつた。コーヒー地帯は大土地所有制度がまだ残存して、小農の独立できる余地がなかつたのだ。こうして、契約期間を満了した移住者の家族たちは、借地農、歩合作（刈分）農など独立への途を求めて他の地域へ移動した。コーヒ

移住者と協同組合

一の栽培にも適せず、砂糖景気も棉花ブームも起らずに、開拓地帯から取残されていたサンパウロの近郊農村はこれら移住者にとつて独立への機会を与えた。そこでは、日本人の移住者が、何十世紀ものながいあいだ祖先から継承してきた集約農法を活用することができた。内陸の輸出農業とちがつて、サンパウロの近郊は蔬菜園芸の農業であつたからである。

このように、コチア地方に邦人集団地が形成された頃、同様な集団地はサンパウロ州内に僅か数カ所を算するのみであつた。リベイラ河流域のレヂストロ Registro 植民地、アヴァレー Avaré 地方のモンソーン Mongão 植民地、マイリポラン Mairiporã (ジュネリー)、タイバス Taipas などである。このうちレヂストロは日本の移民会社が自作農養成のために創設した移住地であつたし、モンソーンは同様の目的で州政府が経営した農場であつた。マイリポランとジュネリーとは何れもサンパウロ近郊に位置し、コチアと同様な発生過程を経た邦人集団地であつた。⁽⁹⁾

一九一五—六年までにモインニョ・ヴェーリヨに入植した邦人約三〇家族は、⁽¹⁰⁾その前歴からみると三つのグループに區別できる。

(イ)「町組」とよばれた十家族は何れも内陸のコーヒー農場に配耕されながら、耕地生活に順応できないでサンパウロ市に出てきたもので、その出身県、前歴もまちまちであつた。市では大工、

皿洗ひ、庭師、雑役夫などの仕事に携わつていたが賃銀は安く、就職先も安定がなく、貧窮な生活を送つていたので、コチア地方へ移住することになつた。

(ロ)「ピラジュー組」とよばれたのは五家族で、ソロカバナ沿線ピラジュー Pirajú から移動してきた。一九一四年、ピラジューのコーヒー農場に配耕された福岡出身一三、熊本出身六、高知出身五、計二四家族の一団のうち、一年の就働ののち、高知四、福岡一がコチアへ入植した。

(ハ)「グワタバラ組」というのはアララクワラ沿線グワタバラ Guataparã 農場から移動した十七、八家族の一団で、全部高知県出身であつた。

ピラジュー組やグワタバラ組の移動の動機となつたのは、やはり高知県出身の一家族が一年ほど前にコチアに入植して、同郷の者に呼びかけたからであつた。こうして、当初に入植したグループは高知県出身の者が圧倒的に多かつた。このことは、後年同郷の newcomer 移民を呼寄せるのが慣わしとなつてから、なおさら高知出身者がコチア集団地で数的に優勢となる傾向を強めた。⁽¹¹⁾

註(一) 組合の名称は Cooperativa Agrícola de Cotia という。当初、産業組合とよんだので、戦後日本で農業協同組合と改称されても、コチア組合はもとのままの名称をつづけている。

(2) 十六―八世紀にかけて、ブラジルの南部、とくにサンパウロを拠点として内奥へ侵入した探検隊のことをバンデイラという。バンデイラは初めインディアンの捕獲と奴隷化をその主な目的としたが、十七世紀に金・ダイヤの発見があつてからは、もっぱら宝石・貴金屬のあとを追つた。こうしてサンパウロから内陸へ向つて進発したバンデイラは、南方では現在のウルグワイ、西方ではボリビヤにも達し、結果としてはポルトガル王室のためにブラジル南部の領土を拡張し確保することになつた。

(3) 王室又は総督の名で分与されたセズマリアは、時代によつて幾らか差異があるとは言え、大体セズマリアの大きさは一レグア四方つまり間口約六キロ、奥行約六キロの面積であつた。セズマリアはその後遺産の均等分配によつて漸次細分化を辿つた。セズマリアでは、その荘園的な性格をのこし大農場の形態を保存して今日にいたつてゐる例は極めて少ない。

(4) *Emilio Willems, A Aculturacao dos Alemoes no Brasil, Sao Paulo: 1946, p. 214.* カボークロ Caboco とは人種的にも文化的にも初期のポルトガル植民者とインディアンとの混血児で、今でも内陸の農村にはこういう型の農民がみられる。自給農業を主として、その生活程度も低く、いわば folk culture の担ひ手である。

(5) *Donald Pierson, Cruz das Almas, A Brazilian Village, Washington, Smithsonian Institution: 1951.*

(6) 一九五〇年の国勢調査に依れば、コチア郡の農地所有は次の通りである。すなわち郡内の農地所有者一、五五七のうち、二〇アルケール未満の農地が一、三八二、二〇―五〇アルケールが二三四、

移住者と協同組合

五〇―一〇〇アルケールが三二、一〇〇以上の農地が八となつてゐる。二〇アルケール未満の農家が八八・八二%を占めてゐる。

(7) 横浜正金銀行のリオ・デ・ジョネイロ駐在員が一九一七年にコチアを訪れたときは、一つの大きな農場に日本人二四家族が在住したと報告してゐる。

(8) 一九〇八―一二年の五カ年間に於ける日本人移住者の入国は次の通りである。

年次	船名	世帯数	男	女	計
一九〇八	笠戸丸	一六八	五九三	一八六	七七九
一九一〇	旅順丸	二四七	五一八	三九一	九〇九
一九一二	巖島丸	三六七	?	?	一四三二
一九一二	神奈川丸	三五七	?	?	一四一九
計		一三三九	—	—	四五三九

(9) コチアと同様な経路で成立したマイリポラン(ジユケリー)集団地ではコチアよりやや遅れてジユケリー組合ができた。コチア、ジユケリーの両組合が後年ブラジル有数の協同組合に成長したことは興味ぶかい。

(10) コチア郡モインニョ・ヴェーリョ部落に初めて日本人が入植したのは一九一三年のことで、独身青年数名の一人であつたと伝えられるが、本稿は歴史的な記述を目的としないから、入植についての詳しい経緯は省略する。

(11) 「コチア組合は高知出身が多いからあれはコーチャ(高知屋)だ」というシャレが新聞に載つたこともある。高知出身でも仁淀川流域、とくに高岡出身の者が多かつた。同地方では古くから楮(こ

移住者と協同組合

うど)、三極(みつまた)を栽培し、和紙の手漉きが農家の重要な副業となっていたが、明治末期から大正初期にかけての工業化はこの地方の農家から手工業を奪った。この余波で移住する者が相ついでなのである。詳しくは拙稿「移住者の母村——高知県伊野町勝賀瀬の調査報告」、国際経済年報Ⅷ号所収、を参照。

Ⅱ 農耕と生活の変化

邦人農業者の誘致を図つたのは、コチアのカトリック寺院の司祭であつた。日本人を誘致してコチア地方の農業生産を改良しようと考えた司祭は、一九一三年ごろサンパウロから数名の独身青年を誘つて、広大な教会所有農地に入植させた。種苗や生活費を借し、農地の借料も収穫払いという好条件であつた。青年に続いて、グワタバラ―農場から高知県出身の一族も移つてきた。青年たちは落着かなかつたが、家族の方はコーヒー農場の生活経験があつたので、コチア地方の農業を有望と考え、同郷人の入植を勧誘した。こうして、一九一六年まで入植した三〇家族の大部分は教会所有の農地に入つた。

一九一七年にコチアを視察した横浜正金銀行の駐在員が報告したところによると、

教会の所有地は一千町歩(？)もあるが、今までに開墾されたところは七十町歩を出てない。地味肥沃で農耕に適した農地は、このうち約百町歩と見積られ、あとは傾斜が激しかったり、土地が瘠せているの

で農業に不適である。邦人在住者の大部分は一九一六年の六、七月に入植したもので、交通の便や地味を考へて各自その農地を選定した。次いで仮小屋を建て、そこに住んで野菜の生産を始めている。この地方は馬鈴薯と玉葱の栽培に適している。とくに馬鈴薯は年間三回の作付ができ、一作でアルケール当り一五〇俵以上の収穫をあげている。玉葱の栽培もまた結果良好で、邦人の生産物はすでに市場でも定評となりつつある。

と当時の状況を伝えている。やがて入植者の増加と共に教会の所有地では間に合はず、同じ司祭の斡旋で隣接の地主が農地を貸すこととなつた。

借地農の始まり

コチア地方に入植した邦人農業者は一九二五年頃まで専ら借地農として農業生産に従事した。一族当りの耕作面積は二ないし三アルケールで、借地料ははじめ口契約で取極め、かつ収穫払いとした。その後入植者が増加すると共に借地料も上つた。そして借地契約は口頭から書式へと変つた。借地料の支払も契約と同時に一年分を前払ひすることになつた。このような変化が起つたのは当初の入植から数年を経た一九二〇年頃のことである。

主作は馬鈴薯と玉葱であつたが、他に自家消費用として稲やその他の雑穀の作付も行つた。数年を出でずして、玉葱の栽培を止

め馬鈴薯の単作へ移つた。又現金収入の増大に伴つて自家消費用の稲作も顧られなくなつた。日本人入植者がこのように馬鈴薯単作農へ漸次転化して行つたのは、栽培技術の改善とそれに伴う収益の増大に因つたものと思われる。

邦人入植の以前も、小規模ながら馬鈴薯の栽培が現地住民のあいだで行われていた。その農法はいわゆるカボークロ農法であつた。先ずインディアンの慣習から採入れたコイヴァラー *Coiyará* (焼畑)の方法で整地を行い、蔴付は種子を下すところだけ鋤の先で穴を掘る。すなわち彼らは耕耘を行わなかつた。日本人農家は、現地住民に倣つて整地はコイヴァラーを行つたが、そのあとを日本から携行した田鋤、ミツ鋤などで耕し、下種も一定の間隔をおいて浅い溝を掘り条播とした。邦人移住者にとつて、ごく常識的な耕耘ということが、犁を知らぬ現地住民にとつては、おどろきであつた。

馬鈴薯の品種も現地住民は昔から知られた一種のみを用い、毎年自家産の種薯を下した。邦人入植者は先ず品種改良を試み、隣接の地方を視察しては良さそうな種薯をあさつた。品種改良の結果、反当り収量は増大し、コチア産の馬鈴薯はオウロ種 *Ouro* (黄金)としてサンパウロの市場でも評判となつた。この頃から「いのコチアか、コチアのいもか」と歌われるようになった。

移住者と協同組合

生産された馬鈴薯は牛車⁽¹⁾ *Carro-de-boi* に積んでサンパウロの市場へ搬出された。牛車は市場までの二五軒を往復するのに二日を要した。

一九一八—二〇年頃になると、栽培技術は一段と向上した。當時化学肥料はまだ一般に使用されず、市販もされていなかった。コチア地方の邦人農家は一九一七年ごろから屠殺残物を使用した。三〇余軒を距てた屠殺場まで出かけて直接購入し、牛車で運んだ。当時のことを旧地主の老いたブラジル人は次のように語っている。

「ニッポン人がこの地に現われたころ、村でも馬鈴薯を作つていたが、作付は少なかつた。われわれは無肥料で作つた。肥料はニッポン人が持つて来た。われわれは畑仕事に馬を使うことを知らなかつたし、犁もなかつた。これもニッポン人が持つてきた。それでもわれわれが馬鈴薯を収穫できたのは、その頃は土地も肥えていたし、日射も今のようになつたからだ。ブラジル人はいろいろなことをニッポン人から教えられた。」

初めて化学肥料が試用されたのは一九二一年ごろで、サンパウロのドイツ系商社が輸入し、初めの一回は、宣伝のためにコチア在住の邦人農家に無償で提供した。それからは屠殺残物に化学肥料を混用し、肥料の使用は隣接の諸部落にも数年のあいだに普及した。肥料の普及は先ず驚くべき速度をもつて邦人農家にいきわ

移住者と協同組合

たり、その後は徐々に同じ地域のブラジル人農家も肥料を使用するようになった。邦人間における普及が速かつたのは、もちろん技術を受入れるための素地があつたことに外ならない。

農薬品の場合も肥料とほぼ同じ経路を辿つた。初めて馬鈴薯畑の病害防除にボルドー液が使用されたのは一九一九年であつた。この場合も、材料は専門店で購入されていなかったので、硫酸銅は薬局で買求め、生石灰は建築材料屋で求めて、それを医師の実験室で試験を行つた。最初の年は青年会を中心に薬剤を試用したが、邦人入植者の中にはボルドー液の使用に応じない者も出た。しかし次年度からは大部分の入植者が競つて使用した。

農器具もかなりの変遷を経ている。先ず、初期の移住者が日本から携行した農具類は、鍬、鎌、唐箕などであつたが、コーヒー農場で働くうちに漸次現地の農具を使用するようになった。稲作に必要な鎌や唐箕はずつと保存された許りでなく、現地住民のあいだでも使用された。⁽²⁾コチアでも初め田鍬、ミツ鍬で耕していたが、一九二〇年ごろ大工職あがりの移住者が鍬の刃先を利用して犁を製作した。犁を牽かせる鞍も作つた。これが馬耕の初まりであつた。一九二五年頃になると、現金収入が向上したので一部の農家がプラウやハローを購入して本格的な馬耕が行われるようになる。

衣食住の改善は農業技術の改善や農具の改良ほど迅速に行われなかつた。年と共に生活は向上したが、生産技術の向上との間にはズレがあつた。入植と同時に邦人農家が建てた住居は、屋根は草ぶき、土壁の掘立小屋で、間口六〜八米、奥行三〜四米、長方形の切妻造りであつた。屋内は二室に仕切り、一室を寢間とし他の一室は納屋にあてた。裏に突出しを作つて炊事場とした。家具らしいものはなく、寝台も丸木造りの手製であつた。やがて数年を経て経済的に余裕ができると、寝台に板を用い、土壁が板壁に代つた。煉瓦造り、瓦ぶきとなるのは農地を購入してからのことで、これは一九二五年以後にならぬと見られない。衣服は初め日本から携行した衣類の縫直しであつた。ごく少数の婦人がモンベを使用した、それを着つくして了うと綿布を購入したが、ミシンがないので手縫いであつた。外出着として絹や毛織物が登場するのは、やはり一九二五年以降である。

食生活の切換えはほとんどの入植者が前任地のコーヒー農場で経験していた。当時サンパウロ州内ではまだ米食が普及していなかつたので移住者たちは現地住民の食品を採用した。フェイジョーン豆、フバー Fuba (とうもろこし粉)、ファリンニャ類 Farinha (マンチオカ及びとうもろこしより製した粉)、干鰯、肉などを使用した。調理法はまちまちであつた。とくにファリンニャ類は

コーヒーと混ぜて、かきそばのようにして食べた。コチアに移動したのちも、このような麥則な食生活がつづいたが、低湿地を拓き稲作を始めてから、米の消費が可能となつた。コチアには精米工場がなかつたので、粃は堅白又は踏白にかけて白米とした。後にコーヒー農場の労働を経験せずに、直接コチア地方に入植した新米移住者たちは、この麥則は食生活に当面して、かなり衝撃を受けたようである。一九二四年にコチアに到着したある移住者は、

『最も驚いたのは食物でした。着いた翌朝、コーヒーとフアリンニヤが出ましたが何とも奇妙な食物でした。その家の主人からこれが常食だといわれてガツカリしました。お昼はフェイジョン豆と馬鈴薯の煮物に、添物のように少し米飯がついてました。こんな物だけ食べてやつて行けるかと不安になりました。』

と述懐している。米食の代りにとうもろこしやマンデオカを使用することで主食の切換えはあつたが、それに伴つて現地住民の食生活のように、肉や油脂の採用が併行しなかつたところに麥則性があつた。時と共に白米が再び主食となり、味噌や醤油などの調味料もできたので食生活もやや豊富となつた。

現地住民との接触

入植者の増加と共に、初め教会の所有地に集中していたのが、

移住者と協同組合

隣接の諸農場に分散入植するようになった。こうして現地住民との関係が生じた。

邦人移住者と現地住民との接触は、二つの型又はレベルに區別することができ、一は地主層の「大百姓」との関係であり、他は自作層の「小百姓」及びアグレガード（隸屬農）との関係であつた。

(イ) 地主層との関係 地主は邦人入植者にその所有地の一部を貸した。又地主一族の経営する売店から生活必需品の前貸しを收穫期払いの条件で行つた。生産物の搬出には地主の所有する牛車や駄馬隊が動員された。このように邦人農家は地主層に対して、かなり強度の依存関係にあつたが、それは例えば地主対アグレガード（隸屬農）の場合におけるように、人間的な従属関係に転化することはなかつた。現地住民の文化では「口約束」が重んぜられ、重要な価値観をなしていた。とくに地主層ではこの傾向が強かつた。「日本人は口約束を守る」という評判が地主層に生れ、このことが地主層と邦人農家との接触を有利にしたのであつた。従つて農地の貸借、商品や金銭の前貸しもほとんど「口約束」で取極められ、書類は作製されなかつた。地主によつては書類を交換することを、「相互的な不信の表明」としてむしろ忌避する傾向すらあつた。

移住者と協同組合

こうして、農地・売店・牛車及び駄馬隊など重要な生産手段の所有者である地主「大百姓」層と日本人農業者との接触は、そこに何らの衝撃・競合又は葛藤を生むことなく成立したのであった。

(四) 自作農層及びアグレガードとの関係 この関係は主として雇傭関係であつた。自作農の「小百姓」でも比較的貧しい者は、農繁期になると邦人農家に傭われて働いた。自給農業を主体とした自作農ではこの賃銀労働から生ずる現金収入が商品購入に当てられた。又アグレガード（隸屬農）は邦人農家にとつて恒常的な労働力提供者となつた。これは日本人農家対アグレガード関係には、地主対アグレガードのような人間的従属を伴わなかつたので、むしろ彼らは日本人の常傭労働者となることを欣んだ。こうして多くの貧農は従来のアグレガードの地位から、より近代的な賃銀労働者へと転化して行つた。

一方、日本人農家と現地住民との関係で注目すべきことは、日本人の地位（Status）についてである。コチア地域における現地住民の社会は、既述のように folk society 的な特徴を与え、その社会構造は比較的安定していた。そこには明確な階層制があり、各階層間の社会関係も確立されていた。そういう地域に日本人移住者の集団が入植した。これら新来の移住者たちは自集団内部では独自のコミュニティ形成を行いながら、しかも集団の外

延的（又は外周的な）な面では現地住民のより大きなコミュニティとの接触を調整した。従つて、このような立場におかれた日本人移住者の、現地住民社会における Status は初め甚だ不明確であり、浮動的なものであつた。そこで両集団は、対応するような様式がないままに、それぞれの行動様式で特定の状況に処した。

例えば日本人が用件をもつて地主の住居を訪問すると、その家の主人は日本人を「来客」として扱い、屋内に招じ入れた。これは自分と同じ地主層の者又は親族——洗札による擬似親族コンパドリーオ *Compadio* を含め——と同じ待遇である。アグレガードが用件をもつて地主を訪ねても屋内に招じ入れずに、戸口で応対するのが慣わしである。

これと反対に、日本人とアグレガードとの関係では日本人の行動様式が優先した。日本人家は傭人であるアグレガードを「家族並み」に待遇した。食事の時間には家族の者は傭人たちと同じ食卓で同じものを食つた。作業においても雇主と傭人との間に全く差別がなかつた。このような点から、アグレガードは地主よりも日本人に傭われることを好んだ。

邦人移住者が一九二五年ごろから定着の傾向を示し、農地を購入しはじめた頃になると、両集団の関係は急激に変化するようになった。「大百姓」の場合にはなるべく自己所有農地の分割を避け

る。農地の外に売店や牛車・駄馬隊を所有したから遺産の分配は必ずしも農地の細分化を伴わなかつた。これが自作農家層の「小百姓」となると均分相続は多くの場合農地の分割という形態で行われた。こうして農地の分配にあずかつたものはその土地を日本人に売り、自分はその農地に住みついたらそのまま新しい所有者である日本人の労働者として働く、という事例が多くなつた。両者の役割が反転するわけである。ところが、薪炭の生産・搬出が可能となり、森林の商品価値が生じてから、この関係は更に複雑な操作を要した。「小百姓」がその所有地を日本人に売ろうとする時、その土地に森林があれば先ずこれを薪炭として処分する。次いで同じ土地を日本人農家に借地させる。何年か継続借地ののちに、土地を売りわたすのである。このような生態学的競争の過程でも、概して葛藤や集団間の反目を招くような事態は起らなかつた。初期の入植者で、現在までコチア地方に定住している一日本人の話は、この関係を端的に表している。

『この辺のカポークロ農民は別に日本人に対して反感も何も抱いていません。日本人は彼らに出来ないことをしたのだから、好運に恵まれるのは当たり前だ、従つて彼らの土地を日本人が買ったのも不思議ではない、ということです。私にこの土地を売つたもの地主は、私のところでもう二〇年間も働いています。この二〇年のあいだ、彼の家族と私との間には全然問題はなかつたのです。それどころか、私は彼の子

移住者と協同組合

供たちの洗礼親になつていますし、彼の娘が結婚したときも私も夫婦が仲人をつとめました。又私の息子がこんどコチアの郡会議員に立候補したときも、彼の家族が熱心に選挙運動をやつて当選させてくれました。』

定着への段階

以上、邦人の入植から集団地形成にいたる期間を通じて、農耕と衣食住の生活に起つた変化を見てきたが、これを概括すると次のようになる。

(イ) 一九一五—一七（邦人の入植期）

借地形態は口頭の契約で収穫期払い。住居は草ぶき土壁、丸木組の手製寝台。携行衣料を縫直した作業衣。食生活は現地自給の食料に日本式の調理という変則性。作物としては馬鈴薯、玉葱を主作とし、他に自給用の穀類の作付。屠殺残物を肥料として使用開始。自家労働力を主とし、現地住民の雇傭少し。

(ロ) 一九一八—二四（定着期）

借地形態は口頭契約から書類交換へ変り、借地料も前払いとなる。住居は屋根はまだ草ぶきだが、壁と寝台には板を使用。衣料は綿布を購入。食生活は米食にもどり味噌醬油もあらわれる。農業は馬鈴薯を主作として種薯の改良が進む。化学肥料を用いポルドー液による消毒を開始。農具も自家製の犁からブラ

移住者と協同組合

ウ、ハローの購入へと移行。労働力として現地住民の自作農下層及びブアグレガード農の大量雇傭がはじまる。又新来の後統移民も重要な労働力となる。

(イ) 一九二五—三〇（組合形成期）

農地を購入して借地農から自作農へ転ずるものが続出する。土地所有者となつた邦人の住居は瓦ぶき、練瓦建てとなる。衣料も外出着は毛や絹ものとなる。トラクターやトラックが登場する。トラックの出現によつて牛車はその機能を失し、現地住民の地主層と邦人農家のあいだに地位の交替（又は逆転）がはじまる。

註(一) 牛車はトロッパ（駄馬隊）とならんでトラックが出現する前の重要な輸送機関であつた。現在でも内陸農村では牛車を使用している地方がある。牛車を索く役牛の数は、四頭びき、六頭びきが普通だが、多いのは八頭もつける。四輪の荷馬車がヨーロッパから入つたのはコーヒー栽培が興つてからで、それも四輪荷馬車の使用はコーヒー地帯に限られた。もつともサンパウロ以南の諸州ではドイツ、ポーランド移民がほろのついた四輪車をひろめた。

(2) 筆者は一九四六年にリベイラ流域を調査したとき、ここではドイツ系移住者の子孫が唐箕を使用していることを知つた。同流域に入植した日本人の農具が伝播したものであつた。

III 移住者社会の形成

馬鈴薯の生産方式が確立され、コチア地方の邦人移住者の経済生活が安定に向つた一九一八—二四年の時期は、また移住者によるコミュニティ形成の時期でもあつた。そしてコミュニティ形成にあずかつた諸要素及び諸集団を、その機能についてみると、これを二つの型に分類することができる。(a)はコミュニティ内部の統合性を高め、対内的社会統制の機能を具えた要素及び集団であり、(b)は移住者コミュニティと「外界」との関係を調整するための要素及び集団であつた。もちろん、a型・b型の要素及び諸集団のあいだには機能の重合 overlapping があつた。a型の代表的なものはいわゆる「バタタ（馬鈴薯）学校」であり、b型の中心的な存在は「日本人会」であつた。邦人移住者の社会再編制の過程はこれら両極をなす諸集団及び諸要素をめぐつて展開されたと言つてよい。

「バタタ（馬鈴薯）学校」の発生

邦人移住者間における階層形成への第一歩は、初期（一九一五—一七）に入植した「旧移民」と、その後の第二期（一九一八—二四）入植者である「新移民」とのあいだの経済的な依存関係か

ら始まつた。初期の入植者は、入植の時期もほぼ同時であつたし、その後の資本・経験の累積でも同じような条件にあつた。これに引代え、第二期入植の「新移民」は、これが親類縁者による呼寄せ移住であつたにせよ、あるいはコチアの評判を聞伝えて来植した者にせよ、第一期のものとは入植条件が全く異つていた。第一に「新移民」には初めから一本立て馬鈴薯栽培ができるような知識や経験が欠除していた。第二に現地労働力の雇傭や自立農に必要な資金もなかつた。

従つて「新移民」は何らかの形で「旧移民」に依存せねば一本立の農業者となれなかつた。そこで「新移民」の家族は「旧移民」のところまで二、三年間賃銀労働をしたのち、「旧移民」の援護で独立するという慣行が生れた。この慣行のことを「新移民を仕込む」といふ又「バタタ(馬鈴薯)学校」とよんだ。世話をする方の「旧移民」を「バトロン」Patricio とよび、世話される方の「新移民」をカマラーダ⁽¹⁾ Camarada とよんだ。年と共に、かつてカマラーダであつたものが独立して、「新移民」の家族を呼寄せると自らは「旧移民」のバトロンとなり、カマラーダを抱えることとなる。こうしてバトロン⇨カマラーダ関係は、横のひろがりのみでなく、また縦の関係が伸長していつたので、きわめて錯綜した様相を呈することとなつた。又一方ではバトロン⇨カマラーダ関係

は義理や先輩・後輩意識によつて一つの序列を生出したので、親方・子方的な従属関係を張りめぐらすこととなつた。

バトロンは次々とカマラーダを抱えることに依つて労働力を確保し、作付反別を増やそうとする。独立して行つたカマラーダはバトロンとなり、新たにカマラーダを養成する。そこには生産の拡大という要因が、バトロン⇨カマラーダ関係を確立する上の背景となつた。無事に二、三年の間カマラーダを勤めあげた者が「独立」する時には、バトロンは農地を借りてやり、肥料や種子はもとより、時には生活資金の面倒もみてやつた。従属関係はカマラーダが独立したあとも持続された。年末には元バトロンの家へご歳暮としてビンガ酒【さとうきびか
ら製した火酒】その他を届ける。蒔付・收穫などの農繁期には自家の仕事より先に元バトロンの畑仕事を家族全員で手伝う。元バトロンの住居新築が始まると何日間も手伝いに出る。こうして元カマラーダの数が多し程、そのバトロンの威信が高かつたこと、もちろんである。

カマラーダ家族の賃銀は、婦女や子供の場合半人前であつた。一人前の賃銀を貰う資格は收穫の時に六〇キロ入俵を肩に担いで運べるのが目安とされた。

経営上の不手際や不作などでバトロンが不況に見舞われることがあつた。バトロンの窮境はカマラーダ達の窮境を伴う。或る程

移住者と協同組合

度までの貧窮ならカマラーダも黙つて耐えるが、賃銀の遅滞はもとより、食料の配給にも欠いて飢しい思いをするとなると、カマラーダはそのバトロンから離れて、他のバトロンに援護を求めざるを得ない。つまり、バトロンは転落して、バトロンの地位を失うわけである。

バトロン⇨カマラーダ関係の危機は、すでに組合が結成された後の、一九二九―三〇年のバニックと共に訪れた。もともとバトロン達は多くのカマラーダ家族の生活や事業の面倒を見るための自己資金をもつていたわけではない。肥料・種子・農器具などは、サンパウロ市内のブラジル人商人から期限つきで借りていた。コチア地方における馬鈴薯栽培の勃興と共に、サンパウロの種苗商、肥料農薬商、農器具商たちは農地を所有しないバトロン達にも信用貸を行つていた。トラックの購入も分割払いで行われていた。馬鈴薯そのものは食料だからバニックが来ても市場販売が激減した訳ではないが、不況は先ず商人を襲つた。商人はバトロン達から取立てようとした。バトロンはカマラーダから取立てる訳にいかないで支払いができない。ここにバトロン⇨カマラーダ関係の破綻がやつてきた。窮地に迫込まれたバトロンはカマラーダ家族もろとも、家財道具をトラックに積んで夜逃げする者が続出した。⁽²⁾夜逃げしない者も支払い不能は同様である。信用貸をしてい

た商店の多くが破産に瀕し、閉店する結果となつた。

この一九二九―三〇年の経済恐慌の結果、コチア地方の馬鈴薯栽培に従事していた邦人農業者は隣接の諸地域に分散した。そして彼らは移動先の地域で依然として馬鈴薯を作つた。農具もなく、経験にも乏しい「新移民」のカマラーダはバトロンから離れては生活が成立たないので多くはバトロンと共に移動した。元のバトロンの許から離散した者も、転任した先で新しいバトロンについた。つまりバトロン⇨カマラーダ関係は或る程度の結合を維持しながら地域的な移動を行つたわけである。少数ではあるが、バトロンから離れて無力となつたカマラーダ達が集つて、大農具も生産資金も要らない野菜の栽培に着手した。これは邦人移住者による青物栽培の端緒となつた。

結果から見ると、一九二九―三〇年の経済恐慌を機として、コチア地方の邦人農家の分散が起り、やがてサンパウロ近郊の諸地域に、いわば多くの「小コチア村」が再現されることとなつた。これらの「小コチア村」が、後年コチア産業組合が急激な膨脹をとげるための有力な背景となつたことは興味ぶかい。

「日本人会」の諸機能

上述のように「バタタ（馬鈴薯）学校」が移住者コミュニティ

内部の階層・序列をあらわす結合関係であつたのに比し、日本人会は多分にコミュニティの渉外的機能を果たした集団であつた。

日本人会が発足したのは一九一七年前と推定される。ある日、在住邦人の全家長と青年が集まつて共同作業を行い、その日のうちに日本人会の会館が建つた。会館とは名ばかりで、街道に近く建てられた草ぶき土壁の小屋であつた。屋内には、何れも丸木製の卓と腰掛けが設けられた。集会の席上では必ずビンガ酒（前掲）を飲んだので、一名ビンガ会ともよばれた。会設立の趣旨としては、(イ) 現地住民との接衝に当る機関を必要とすること、(ロ) 子等の教育を推進する必要があること、などが強調された。

コチアに入植以来、邦人移住者は絶えずブラジル人との接衝に悩まされた。借地料の交渉や牛車の備入れは現地の地主と掛合ねばならぬ。労働者を備入れるにも先ず接衝の必要が生じる。生産物の販売、生活必需品の購入にはサンパウロの商人と取引せねばならない。ところが移住後間もない者が大部分であつたから、このような現地住民との接衝を行うにも言語の不便がある。単なる取引ならまだ接衝も容易であるが、ときには借地人対地主、生産者対仲買人の関係において諸種の問題が生じる。従つて事ある毎に言語が達者で、現地住民との接衝に長けた者を、邦人集団の「代表」として選ばねばならなかつた。

移住者と協同組合

子供の教育はもう一つの悩みであつた。モイニョ・ヴェーリオの部落には学校がなかつたので児童を就学させることができない。学令期の児童は未就学のまま成長する。かと言つて繁忙な父兄は家庭で教えることもできない。そこで会館ができてから数ヶ月後には、日本の外国語学校出身の教師を備つて、塾のような学校を開き、日本語とポルトガル語を教えることになつた。

やがて移住者コミュニティの形成が進行するに伴つて、日本人会の機能も多岐にわたることになる。コミュニティ成員の集団行動が必要な部面 *Sector* や場合には日本人会が活動する。「日本人会」が行つた主な事業としては次のものがあげられよう。

(イ) 肥料の共同購入 既述のように馬鈴薯の肥料として屠殺残物が使用され始めたのは一九一七年前後のことであつた。初めは友人や近隣同志が組んで、代表に選ばれた者が三〇余軒ほど距つた屠殺場にかけた。個別に購入するよりもこの方が手数はぶけ、運賃も安上りだつた。そして量がまとまれば格安となつた。日本人会が結成されてからは、肥料の共同購入は会に移管された。

(ロ) 労働賃銀の統制 入植者の増加と作付反別の拡大に伴つてアングレガード労働者の備入れが活潑となつた。コチア地方の現地住民のみでは労働力が不足し、後には隣接の諸地域からも季節

労働の形でアグレガードや貧農の者が働きに来るようになった。そこで当然労働者の傭入れに競争が起り、賃銀の値上げを招来した。過当競争や賃銀吊上げを防止するために、日本人会が取極めを行い、その実行を監視した。

(イ) 輸送手段の統制 同様に馬鈴薯の増産は生産物を搬出するための牛車や駄馬隊の不足を招来した。收穫期が同じだから、一時に大量の牛車が必要となる。コチア地域の牛車や駄馬隊だけでは足りないのので、收穫期となれば隣接の地域からも牛車が出稼ぎに來た。そこで、距離に応じて標準運賃を日本人会で取極めた。又各戸の作付反別に応じて、牛車の配車日程を定め、日本人会がこれを監視した。

(ニ) 植付期日の制限 輸送の統制と関連して馬鈴薯の植付期の問題があつた。一九二〇年頃、馬鈴薯栽培者のあいだには「早蒔き競争」という現象があつた。隣人より一日でも蒔付を先んじた者はそれだけ有利な生産をあげた。それは早蒔きによつて、隣人に先んじて生産物を搬出すれば有利に販売できること、隣人の畑より先に收穫すれば、それだけ病害を免がれることに因るものであつた。そこでお互いに早く蒔付を終ろうと競争になつたが、早蒔も度が過ぎるといろいろの不都合が生じた。なかでも霜害の脅威が怖れられた。コチア地方における馬鈴薯雨季作

蒔付適期は初春にあたる九月ごろとされていたが、早蒔き競争の結果八月上中旬に蒔くようになった。ところが八月は年によつて霜害を被ることがある。そこで日本人会では、現地住民の経験に照して八月中旬以後は降霜のないことを確かめ、八月十五日以前の蒔付を禁止した。蒔付制限の可否については會員の間に異論があつた。制限反対の者はたとえコチア地域で蒔付期日制限をやつたところで、他地域の栽培者は無制限であり、むしろコチアの制限のため漁夫の利を占めるではないか、と主張した。蒔付制限をめぐつての論争は結局コミュニティ内部の派閥行動の表面化であつた。論議の末、蒔付制限を実施することになり、これは約十年間にわたつて持続された。後で述べるように、蒔付制限をめぐる派閥の対立はコミュニティの社会統合を試すためのテスト・ケースとなつた。

「村」と学校

初めは学校というよりも塾として発足し、一九一七年から日本人会々館で授業を開始した。年を追つて生徒数と教師の数が増し、以來四十余年にわたつて維持されてきた。⁽³⁾ 邦人居住者は「コチア小学校」とよんだが、後に公認校となつてからはノーヴァ・エスペランサ Nova Esperanza 小学校と名づけられた。邦人の設立に

なる学校としては最も古いものに属する。コチア小学校の変遷を辿つてみることは、一方においてコチア地方の邦人コミュニティの形成過程を辿ることであり、他方移住者の生活意識と態度の變化を知る上の手蔓でもある。

間もなく学校は会館から離れて、近くの高地の上に移転した。

一九二四年にはオ・エスタード紙(サンパウロの一流新聞)に広告を掲げて、新校舎建築の入札を行つた。こうして出来上つた新校舎は煉瓦建、瓦ぶきであつた。建設費は一部を在住者の寄付行為に仰ぎ、一部は在サンパウロ日本総領事館の補助によつた。敷地は初め付近の地主から借地していたものを、のちに日本人会の共有資産として購入した。そして日本人会の集会も新校舎で行われた。のみならず、学校は在在邦人にとつて社会生活の中心でもあつた。知名の士がコチアを訪れる時は校舎が歓迎会場となつたし、秋に催される慰安運動会、新年や天長節などの祝賀式もここで行われた。一九一七年から二七年に至る間、学校の維持は日本人会又はその附属団体である父兄会が当つた。維持費はその大部分を父兄会でまかない、不足分は日本人会の負担とした。

村と学校との関係を、他のヨーロッパ系移住者、例えばドイツ人についてみると興味ぶかい。日本人にしても、ドイツ人にしても、移住者コミュニティにおいて学校を重要な施設とみなし、学

校の維持に大きな努力を払うという点では共通している。併し日本人はドイツ人に比べてより性急である。ドイツ系移住者はブラジル側政府機関の補助と援護とを期待し且つその実現を俟つて学校の設立経営を行うが、日本人移住者の場合は多くの移住地において政府当局のイニシアチヴを俟たずに学校を設立した。これはヨーロッパ系移住者のコミュニティが、旧教にせよ新教にせよ、教会を中心とし学校を一つの補助施設とするに比べて、日本人移住者の場合は学校それ自体がコミュニティの中心的施設であり、社会結合の中核をなすためではないかと考えられる。言い換えれば、宗教に根ざす道徳観を基調とする西欧諸国文化と、明治維新以降は学校教育を基本的な価値の一つとして採入れた日本文化との、文化様式の違いでもある。

問題は、このように政府教育機関とはほとんど無関係に、移住者自身の発意と行為によつて次々と設立された日語学校が後年さまざまな困難と障碍に当面したことである。サンパウロ州における日系人経営の学校の多くは一九三〇—四〇年間に次のような推移を辿つた。すなわち、当初の設立は移住者のイニシアチヴで行われる。後に州の教育官庁が同一地域に学校を施設する場合には日系学校は「私立」として認められる。さもなくば、日系学校の施設を教育官庁に接收し、更めて公官立学校として改造され

る。殊に一九三〇年代の末期に、当時のヴァルガス政権が次々とナショナリゼーション政策を実施して、初等科児童に対する外国語教育が禁止されてからは、それまで非公認の私立学校にすぎなかつた日語学校は或は閉鎖を命ぜられ、或は強制的に私立公認校へ改造された。そのため、日本人経営の学校は非常に混乱に陥つた。それ許りではない、一九三〇年以後、日本政府はサンパウロ州における日系子弟教育の積極的な干渉——指導という名の——を展開していたので、これはブラジル政府の学校教育方針と正面から衝突することになった。一方でブラジルのナショナリゼーション政策に圧迫され、他方日本の国家主義的な指導を押しつけられた移住者の集団は、二つの文化の谷間に陥ちたような状態を呈した。この時から第二次大戦にかけて、移住者は文化的な相剋 Cultural Conflict に悩んで暗い日々を送ることになる。

コチア小学校の場合は私立から公認への転換がきわめて順調に行われた。一九一七年に設立、十年後の一九二七年に私立学校として公認され、定期的に視学の巡視をうけた。日本語と並んでポルトガル語を初めから教えたが、現地住民の子弟の入学を認めたのは一九二五年以後であつた。一九三〇年には四年制（ポルトガル）小学校として認められた。その頃、パニックの結果邦人住居者の隣接地域への移動・分散がはじまつていたので、遠距離地域の邦人子弟を学

ばせるために寄宿舎を併設した。一九二七年まで教員の任免は日本人会で行い、学校の諸方針も日本人会役員の意見で左右されていたが、同年日本の師範出身の教員が指導するようになって教育方針は大きく転回した。彼は学校を増やし、積極的にブラジル人子弟を入学させる方針を採つた。同時に日本人教師とブラジル人教師との協同を促進した。このような方針を確定したことが、後にナショナリゼーション政策によつて致命的な打撃を蒙ることなく、学校を経営維持できたことは否めない。

子弟教育に対するコチア地方の邦人移住者の態度は、入植当初と組合設立後においては、かなりの相異が認められる。言を換えれば、これは邦人移住者コミュニティにおける学校の機能的な変化でもある。次にこれを三つの局面 Phase に分けて見よう。

(イ) 教育は言語習得の観点から価値づけられる。移住者はその経験によつて言語に堪能なことが如何に「成功する」ための必要条件であるかを痛感する。そこでポルトガル語習得に重点がおかれる。児童には併せて日本語も教えるが、夜間は成人のためのポ語学校が開設された。一九二四年にはコチア小学校で成人ポ語講座が開始され、多数の青年が通学していた。

(ロ) 次いで教育は子弟の「カポークロ化」⁽⁶⁾を予防する最良の手段として考えられる。年月の経過と共に、移住者は「一携千金」

「錦衣帰郷」の夢が薄らいでいき、子弟の教育を真剣になつて考へはじめた。「子供がカポークロとなつたら大変だ」という考へ方がこの時期には支配的となる。一、二の例を引こう。

(a) 『近くのエンブー部落にドイツ系の木樵が何家族が住んでいた。恐らくドイツ移民の三世か四世かたろうと思われたが、彼らの生活は全くカポークロと寸分違わない。違つている点は金髪の手主だというにあつた。私はそのうち一家と識合いになつたが、家族全員が朝から晩まで木を挽いている。挽くときの癖が習性となつたのか、彼らは歩くときも、話している時も、首から上が一方に曲つていた。もし教育をしてやらないと自分の子供や孫もやがてあんな惨めな生活をするようになるか、と思うとゾツとした。』

(b) 『われわれは移民で来たのだから言葉や教育の点でブラジル人の良家に追いつくことはできない。しかしこの土地で生れ、そして育つたわれわれの子供は、ブラジル人より高い教育を与えてやらねばならない。でないと、われわれの子供たちが良家出身のブラジル人の社会で伸びていくことはできないのだ。』

この風潮を反映してか、当時の邦人移住者の経済生活はまだ安定に達していなかつたにもかかわらず、初期のコチア小学校出身の子弟には上級学校へ進む者が相続いた。例えば一九二三年―二六年間に同小学校を卒えた約五〇名の生徒の中から後に法科二、医科三、工科二、商科一、計八名という大学卒業生を出している。

移住者と協同組合

(c) 一九三〇年ごろを境として、学校には新たな「使命」が与えられる。それはブラジル文化との接触が深まり、移住者の文化変容が進行するに伴つて芽生えてくる文化相剋の端緒といえるかも知れない。移住者のマージナル的傾向は更に数年後には日本とブラジル両国の相対するナシヨナリズムの激流によつて強められる。移住者自身の立場の矛盾を解決する途として、学校に対して新しい「使命」が要請される。一九三二年にコチア小学校が子弟指導要綱として起草した一文には、三つの使命をあげている。

a―ブラジル在任邦人の理想に適い、かつブラジル国家に対して忠誠な市民を育成すること。

b―日本精神の中核を堅持し、健全な世界観の涵養に努めること。

c―日本人ブラジル人を問わず、コチア全住民の教育を高め、学校をして社会教育の中心たらしめること。

相対する二つのナシヨナリズムの谷間で、コチアの移住者たちは、育ちつつある新しい世代の教育に「和魂洋才」、「伯主日従」という問題を真剣に考へた。それは抗しようもない激流に対する儂ない反抗ではあつたが、このようなコチア在任者の悩みはそのままブラジル在任の邦人移住者の姿でもあつた。

集団制裁の発現

コチア地方に形成された邦人移住者のコミュニティは、いわば日本農村の村落組織を多分に再現したものであった。従つてかなり高度の社会統合性 *Social integration* を保持していた。そのあらわれの一つに集団制裁 *Collective sanction* がある。

例えば日本人会の取極めを守らず、個別的な違反行為を犯した成員に対しては、当然集団制裁が適用された。一九二〇年頃、日本人会では集団秩序の攪乱者に対して罰則を定めた。もし日本人会の会員であつて、会の取極めを遵守せず、他の会員に物質的・精神的損害を与えた者はこれを除名処分に付して会から追放するという要旨であつた。会からの追放は絶交を意味し、かつ他の会員の邦人は全員例外なしに日本人会々員であるから、一度追放された会員はコミュニティからの追放を意味する。かと言つて、まだ現地の風俗習慣になじまず、まだ「異邦人」の域を脱しない移住者が孤立して生活することは不可能であつた。つまり除名処分は地域的・社会的追放を意味したわけである。このような制裁の発現は、日本の村ハチブ又は村ハズシの再現であつた。日本の村ハチブと違う点は、コチアではそれが日本人会の決議という合法的

な手続きによつて成文化された点であろう。

最初の追放事件は牛車の分配にからんで起つた。既に或る会員に配車されていた牛車を他の会員が使用した。日本人会では直ちに、牛車の不法使用を行つた会員を除名処分に付した。この会員の家族は、全く孤立状態で生活すること約一年ののち、隣人を介して再三謝りを申入れ、会ではこれを認めて再加入を許した。

次いで馬鈴薯の植付時期制限について、一部の会員は、これに反対の意を表明し、会が制限の設定を決議したのちも、この決定に従おうとしなかつた。日本人会は臨時總會を召集して、これら植付時期の制限を守らなかつた会員を糾明した。この時は除名まで進展しなかつたが、その翌年も反対論者の或る者が、前年と同じように植付時期の制限を無視するという事態が起つた。これを知つた日本人会は、再び臨時總會を開催し、その決議に従つて会員たちは各自鋏を肩にして違反者の農地に押寄せ、せつかく蒔付けた許りの種子を掘起すという処置に出た。この時、違反者は他の会員が集合したところで陳謝の意を表し、再び誤りを犯さないことを誓つてようやく赦免されたのであつた。

このような制裁はまた、その効果を倍加させるために、後には新聞紙上に除名広告を掲載するところまで行つた。制裁の適用はおどろくべき周到さをもつて準備された。すなわち日本人会が除

名処分について決議文を採択する時には、その決議が満場一致をもつて可決されたことはもとより、決議は全員の実行責任の下に実行されること、将来除名処分を受けた者の家族が己れの態度を反省、改悛のうちに会への復帰が認められることがあつても共同責任の事実には些も変化がないこと、万一共同責任を棄るような行為があつた場合その会員は如何なる罰則に処せられても不服をいわざること、などを定めている。こういう申合せをしたのちに日本人会の名において除名広告が新聞に掲載される。除名広告は氏名の外に、その者の出身地名をあげる。

一たん広告が掲載されると、除名広告の取消し又は撤回には面倒な手続きが要る。制裁を受ける側は調停を村の老人に依頼し、老人は「年寄の顔に免じて」赦免してくれるよう日本人会の役員に申入れる。会では再三会合を重ねたのちに除名処分の撤回に同意し、除名を解かれた者が差出した酒を受取つて手を打つ、という手続きを要した。年寄の仲裁といい、酒を買うことと言ひ、このような制裁が村ハズシの再現であつたことは明らかである。

行動様式の変化

邦人移住者の入植期（一九一五—一九一七）及び定着期（一九一八—一九二四）を通じて、日本人が現地住民から受入れた文化要素又は

移住者と協同組合

様式のうち、とくにムチローン及びコンバドリオーをあげる必要がある。ムチローンもコンバドリオーも、日本人と現地住民との、異つた二集団の社会的な相互関係をそれぞれ象徴したところに共通性がみられる。すなわち前期（入植）の Symbiotic な関係の次元においてはムチローンが、そして後期（定着）により緊密な接触が行われるようになってからはコンバドリオーが、これら二集団のあいだの接触の段階を示している。

ムチローン *Mutiroa*⁽⁸⁾ は日本農村のユイ又はモヤイにも比すべき隣保集団の協同形態である。現在ではムチローンはよほど内陸の農村にいかないと見られないが、当時は頻繁に催された。邦人移住者は入植後一〜二年で現地住民のムチローンに参加するようになった。伝統的な形態では、ムチローンは家建て、とうもろこしやフェイジョン豆など畑地の除草のとき催される。日本人の場合、馬鈴薯の蒔付け、家建てなど早急に作業を終らせたい時にムチローンを採用した。その日は隣人や親族を含め、部落の者が十余名ないし数十名も参集する。作業中はムチローン特有の囃し歌をうたい、昼食を振舞い、早仕舞いの夕食には酒が出る。日本人は招かれると現地住民のムチローンに参加し、又自家で催すときはその「お返し」を受けた。

邦人入植者が増加してからは馬鈴薯の蒔付けはほとんどこのムチ

移住者と協同組合

ローン形態の共同作業で行われた。日本人の場合は作業を分業とし、条溝を切る者、種薯を下す者、肥料を運ぶ者など、幾組もに分れて働いた。

このようなムチローンの外に、日本人の間ではもつと相互的性の強いトロッカ・ディーア Troca-dia を行つたが、これは手間替えに該当する。

コンバドリーオ Compatrio はカトリック教の洗礼の儀礼に根ざす擬似親族の文化^{コフレクス}複合である。この習慣も日本人は早くから採入れた。何の家でも子供たちの何人かはカトリックの洗礼を受け、現地住民のブラジル人を洗礼親に持つた。この場合、洗礼親の選択標準は、おおむね地域社会における日本人の社会上昇に併行している。すなわち、初期（入植）においては部落の地主や自作農の中から日本人子弟の洗礼親が選ばれたが、後期（定着）になるとサンパウロの商店主、コチア郡の役員などが洗礼親選択の対象となつた。コチア小学校が公認校となつてからは、邦人子弟間の洗礼はぐつと増加した。

ムチローンにせよ、コンバドリーオにせよ、移住者の集団を現地住民の集団に接近させる上に重要な役割を果たしたことは明らかである。

「外界」との関係

邦人移住者のコミュニティと「外界」とのコミュニケーションは幾つもの回路を介して行われた。コチア地方においてこそ、日本人と現地住民との関係は年を逐つて緊密となつたが、より大きなブラジル社会との接触は生産物の販売、消費材の購入など極めて狭隘な経済関係に限定されていた。むしろブラジル社会との接触は、サンパウロの日本人社会（移住者社会）を仲介として間接的に行われたと言つてよい。もつとも組合が結成され、組合の活動がやがてコチア地域から他の隣接諸地域へと拡大されるに伴つて、コミュニケーションの拡大が行われる。

当時サンパウロ市では二紙の日語新聞が発刊されていた。コチア在住の邦人はほとんど各戸でこれらの新聞を購読していた。母国のニューズも、ブラジルの情勢も新聞を通じて接し、逆にコチア地方の邦人の動静も新聞を介して一般在邦人に報道された。新聞がまた除名広告の掲載など、コミュニティ内部の社会統制に利用されたことも既述のとおりである。

日本政府の在外公館、とくにサンパウロの総領事館はいろいろな意味でコチアの邦人コミュニティの影響を与えた。総領事館との形式的な関係は日本人会が担当した。いま、この関係を具体的な事実について辿つてみると、

(4) 一九二三年、コチア小学校の敷地購入について領事館が地主との接衝を斡旋した。又同校々舎新築の際は経費の一部を補助金として下付した。

(四) 一九二四年、いわゆるイジドーロ革命に際しては、コチア地方の在住邦人の食料確保を援護するため、総領事館は日本人会に資金を貸与した。

(イ) 領事館に農事部（のちに勸業部）が併設されてからは農業技術面の指導が活潑に行われた。

(二) 一九二七年、組合設立にあつては、条件付ではあつたが、創立資金の重要な一部が補助金として日本政府から下付された。

勿論このような総領事館の補助は母国政府の方針を表したもので、コチアに限らず他地域在住の邦人集団に対しても行われた。

しかし母国政府の保護策が自作農育成、協同組合結成促進、農業技術面の指導など、生産方面に集注された間は確かに効果的であつたが、のちに日系子弟の教育指導にまで介入するに及んで、移住者を混乱に陥れるという逆効果を招いたことも事実である。

註(1) パトロンは奉公人が雇傭主を指す場合の「旦那」又は「主人」にあたる。同時に「保護者」をも意味する。カマラーダはもともと「同志」を意味したが、ブラジルでは転じて「日傭人夫」、「使用人」などを指す。

(2) 当時すでに協同組合は設立されていたが、未だ経済的に弱体で組合員の負債を整理してやることは思いも及ばなかつた。組合の解

移住者と協同組合

体を防ぐことにせい一ばいであつた。又、組合法も無かつた当時では、政府の援助を期待することもできなかった。

(3) 設立後十五年間におけるコチア小学校の児童と教師の数は次の通りである。

年度	生徒	教員	年度	生徒	教員
一九一七	九	一	一九二五	二三	一
一九一八	一一	一	一九二六	二九	一
一九一九	一一	一	一九二七	五六	二
一九二〇	一二	一	一九二八	九六	三
一九二一	一四	一	一九二九	一六四	四
一九二二	一二	一	一九三〇	一三七	四
一九二三	一九	一	一九三一	一四四	五
一九二四	二一	一	一九三二	一六〇	五

(4) この点については、Emilio Willems, *A Acolturação dos Alenteanos no Brasil*, São Paulo: 1946, pp. 381-382 を参照せよ。

(5) 前掲註(3)の表を参照。

(6) 「カポークロ化」Acabocamento、つまり知的水準の低いカポークロ住民と化する現象をいう。通念としてはカポークロ化は退嬰的、頹廢的なもの、原始生活への逆行、という様なステロタイプを含んでいる。

(7) 当時サンパウロで発刊されていた有力な日本語新聞が二紙あつた。「日伯新聞」と「ブラジル時報」がそれで、それぞれ一九一六、一九一七年の創刊である。

(8) ムチロンの地方的異称としては *muxirão*, *putirão*, *puxirão* などがあげられるが、この制度はブラジル全国を通じてみられる。

IV 組合の成立条件

コチア地方の邦人移住者は、当初の入植期（一九一七）を経て、漸く農業生産が増大し、生活が安定に向つた定着期（一九二四）を過ぎる頃には、すでにコミュニティ形成の過程を終ろうとしていた。現地住民の地域社会と重合した移住者コミュニティの形成は、一方において現地住民との関係を設定し、地域社会の社会条件に適応しつつ、他方では母胎社会の諸要素・諸結合形態の復元をめざす社会的再編成を行うことによつて成立した。

このような状況において、協同組合は一九二五年ごろからその設立の動きが始まり、二年後の一九二七年に到つて実現された。協同組合の結成は、既存のコミュニティ組織の上に更に今一つの要素が「追加」又は「添加」されたものではない。それはコミュニティを構成し統合する全体的なものの部分として発生したものであり、従つてコミュニティ組織を基盤としてのみ、その発生と展開が可能であつた。いわば協同組合の結成は、その意味において、移住者集団の社会再編成の「仕上げ工程」といえるものであつた。

生産部面の調整

農産物の市場出荷がもつばら牛車や駄馬隊によつて行われた頃は、このような輸送手段を保有しない日本人農家は現地住民の地主層や売店主に依存した。ところがトラックの出現によつて状況は一変した。すでに商品経済の生活を営んでいた邦人移住者はトラックの現金購入が現地地主より容易であつた。これに引代え、地主の保有する広大な土地は多数の牛馬を飼育して牛車や駄馬隊を維持するには適していたが、トラックへの切換えを早急に行うことはできなかつた。

一九二三年には邦人のうちに農業を止めてトラック運送業に転ずる者が出た。翌二四年にかけて多数の邦人農家が自家用と賃稼ぎを兼ねてトラックを購入した。目先の利く地主の中には、その所有する牛車や駄馬隊を売払い、代りにトラックを購入する者もあつたが、それでもトラック運送で日本人と競争することは不利な結果に終つた。

輸送力の革命的な改善は幾多の新たな問題を生んだ。牛車はサンパウロ市内ビニエイロス Pubeiros 市場まで馬鈴薯を運搬するのに往復二―三日を要した。ところがトラックは、同じ距離を毎日二回往復ができ、しかも積載量において牛車の比ではなかつた。ところが輸送力の増大は市場に混乱を生じた。市場の取引は午前中に限られていたので、午後から夜間にかけて搬出された農産物

は、市場の近傍に積んで翌朝市場の取引再開まで待たねばならぬ。これにつけ込んで、仲買商人が勝手な行為をすることになった。当時のビニエイロス市場の状況を或る人は次のように伝えている。

『メルカード〔市場〕の仲買商人は全く泥棒よりひどかった。奴らは我々が言葉に通じないことにつけこみ、弱点を利用してどんなことでもやつた。取引のときは早口でまくし立てるので我々にはさつぱり通じない。こつちが売るとも何とも言わないうちに独り合点で、カレガドール〔ポーター〕を指図して、どンドン薯の袋を運ばせてしまう。メルカードの監督や警官に訴えてみてもどうにもならない。我々がくどくど説明する前に、商人の方は巧妙に弁解して監督や警官を説得してしまふ。なかには何人かの仲買人が組んで、その一人が我々とカケ合っている間に、他の者はさつさと薯の袋を運ばせてしまふ。追つかけてその行為をなじつても、間違つたといわれればそれまでだし、その間にも何俵かは見失つてしまふ。』

又別な邦人農業者は、一九二四年の日記で、このようなビニエイロス市場の統制欠除と設備不全のために、コチア在住の日本人が蒙つた損害を次のように見積つている。

『仲買人は牛車一台分の積荷約二〇俵について、その代償に五ミルreis以下の端数が出たらこれは支払わない。その損害は年間十八コントを下らない。メルカードで盗まれる積荷も馬鹿にならないが、これを一年間十俵の被害とみて四十八コントとなる。又市場の経営

移住者と協同組合

が悪いために空袋の盗用や粉失が続出する。その被害を年間各戸当り百枚と見て三十六コントとなる……』

不良仲買人を懲らすために、日本人生産者は幾度か警察官の介入を要請したが、それも期待するような効果はあがらなかつた。日本人が言語に通じないことが何よりの障碍であつた。こうして、日本人生産者とビニエイロス市場の仲買商人との対立は、正常な経済的競合の域からそれて、漸次葛藤 Conflict の特徴を具えていつた。市場との関係を調整するためには、日本人生産者のより効果的な集団行動が要請されたのであつた。

最初の試み

協同組合設立の最初の試みは一九二一年のことであつた。当時まだトラックは使用されていなかったが、組合設立の気運は、

(イ) コチア地方で生産される馬鈴薯はすべて市内ビニエイロス市場に搬出されるが、不良仲買人の横行で生産者は多大の損害を受ける。これら仲買人に対して共同戦線を張ること。

(ロ) 市場付近に倉庫を設け、生産物の輸送と販売を調節すること。

(ハ) 現在の牛車用の通路を改修して自動車道路となし、機械力輸送を導入すること。

などを目的として具体化した。この案はコチア在住の全邦人家

移住者と協同組合

族が支持するところとなり、具体化の第一歩として持株を募り、倉庫建設用の敷地購入まで話が進捗したとき、もう夏も近いという十月、季節外れの大霜が下りて馬鈴薯畑が全滅に瀕した。このため、組合結成を見送ることとなった。そのうちに、一九二二年にはモインニョ・ヴェーリヨ部落から近接の街道まで自動車道路も通ずることとなり、翌年からはトラック輸送が始まったので、組合設立案はおあずけとなった。

次いで組合の結成が企図されたのは一九二五年のことであつた。当時、日本政府の在外公館は、移住地における自作農育成を目的として移住者による協同組合の結成を要望していた。そして、そのためには資金の調達、補助金の下付を斡旋するという方針を取っていた。同年、コチア日本人会の役員の一部は総領事館と折衝し、定款の草案も総領事館で作製してもらい、創立総会を開催するところまで漕ぎつけた。一九二五年五月五日付のブラジル時報紙は、

馬鈴薯の生産地として知られたコチアの在住邦人は五月一日に産業組合を設立した。……組合定款は内地の組合のそれに準じ、総領事館が提供した雛型に基いて作製された。定款は長文のもので幾つかの章に分れ、販購買など通常の経済活動の外に、子弟の教育、道路の開設、修理など他の方面での活動についても定めている。

旨を報じた。すなわち、当時の発案者の構想には、経済団体とし

ての協同組合の活動以外に、教育・親睦・渉外など社会的な活動分野が織りこまれていた。この特色は後日実現をみた組合にも受け継がれ、今日に及んでいる。

ところがここまで具体化した組合設立も発起人達がコミュニティの全面的な支持を受けなかつたために、遂に流産に終つた。創立総会に出席し、持株の申込を行つた者はコミュニティ全員の約三分の一に止まつた。この事情の裏には、集団内の派閥行為が潜んでいたものと思われる。一九二二年の第一次試案時には発起人も違つていたし、全員の支持があつた。一九二二―二四年ごろは村ハズシその他の形態で集団制裁が実効をあげたほど、コミュニティの統合性は高められていた。にも拘らず一九二五年の第二次試案は全員の支持が無かつた。

そこで発起人たちは次の試案として農業倉庫建設の計画を立てた。当時日本農村では政府が組合の補助機関として農業倉庫の建設を奨励していたから、この動きに刺戟されたものと思われる。

この案に対して総領事館は積極的な援護を約したが、総会の席上反対意見が続出して計画案はついに潰えてしまつた。発起人中の有力者はなおも諦めず、こんどは私営事業として倉庫経営を企図したが、その時はもう公館の支持も集団内の賛意も得られず、結局机上案として解消せざるを得なかつた。後に組合の設立が実現

してから、この発起人有力者を中心とする数家族が、コチアから他の地域へ移動したことは、ついに同派閥が弱体化し母集団から離脱せざるを得なかつた事情を示しているようである。

組合の成立

一九二二年、二五年と二回の試みが失敗したあと、一九二七年に到つて組合設立の実現をみた。組合成立の内的な条件としては、生産物の輸送・貯蔵の方法を確立すること、市場や商人との関係を調整して生産物の販売を有利に導くことなどがあげられよう。外的な条件としては、移住者の集団地に組合を設立するための気運が動いていた。それは日本政府が在外公館を介して、移住者を指導するためには、組合のような自治団体を各地に成立させることが捷徑でもあつた。自作農育成、若干の移住地にみられた財政困難の打開を目ざして、在外公館が積極的な動きをみせた。又この動向を反映して日語新聞は活潑な報道を行つたので、組合設立の気運が一般的に動いていた。

何れにしても、成立の根本条件は、コチアに入植した邦人移住者の大部分が農業組合の経験者であり、その経験と知識とを母国から担つてきたという点にある。既成の組合が存在せず、又組合に関する立法も無かつた当時のブラジルにおいて、もし邦人移住

者が農業組合に関する知識や経験を持合せていなかつたとすれば、在外公館の指導奨励のみで成立したとは考えられない。この意味において、組合の成立は邦人移住者にとつて新たな「経験」ではなく、むしろ移住者集団の社会再編成の一過程をなすものであつた。併し、日本農村では、かつて、政府の地方行政上の政治的な企図によつて、天下り式に普及された組合運動が、コチア地方においては移住者集団のイニシアティブによつて、自発的に再現されたことに、移住者の創立にかかわる諸組合の特殊性が存在する。

一九二七年たおける組合の設立運動は、かつてコチア日本人青年会の中核を成した二五〜三十才の、青壮年の一グループによつて展開された。このグループのリーダー格で、のちに組合の幹部として終始した某氏は、一九二五年に妻帯のため一時郷里の高知に帰つたが、その時の感想を次のように述べている。

『私が一九二五年に一時帰国をしたときは、日本では政府が躍起となつて組合の普及を行つていた。農林省は全国津々浦々の農村に組合を結成させようと、ほとんど強制的な手段を實行していた。これは第一次大戦を契機として崩壊した講の代りに、信用組合を普及させようと狙つたものだつた。コチアでも日本とそっくりの組合を作るのはやさしいが、良く考えると、この種の組合をコチアで作つても決してうまく行かない、それどころか信用事案だけでは水統せずに組合が潰れる

移住者と協同組合

だろうと思つた。我々は必要としたのは、先ず焦眉の急として、生産物の販売を確保し、組合員のために購買事業を推進するような組合であつた。信用事業はまず販購事業の基礎が定まつてから着手すれば良い。そう思つて、日本から帰つてくると間もなく、組合設立を推進することになつた。』

若干のグループが設立運動の先頭に立つたことは、いろいろの点で有利となつた。第一にこのグループは政治的に中立の立場を取つたので、かつての失敗にみられたような派閥行為の派生を回避することができた。第二に、この政治的な中立を利用して、コミュニティの政治勢力を握つていた各バトロンの説得に成功した。バトロンが支持すれば、そのバトロンの依存するカマラーダがついて来る。つまりバトロン⇕カマラーダ関係を利用することに成功したことである。

こうして、一九二七年九月にコチア日本人会の臨時総会が開催され、創立準備委員会が選出された。委員会は直ちに倉庫建設用の敷地購入を進める一方、定款の起草を行つた。次いで同年十二月、コチア小学校において創立総会を催した。集まつたもの八十三家族、定款草案を可決し、理事会を選出した。こうして「有限責任株式会社コチア馬鈴薯生産者組合」 *Sociedade Cooperativa de Responsabilidade Limitada dos Produtores de Batata em Coia* *Sociedade*

de Anonima という長たらしい名称の組合が発足した。株式の形式をとつたのは後述のように組合法がなかつたからである。

資本金としては組合員の出資約三百コントスの外に、総領事館が約百コントスの補助金を出した。もつともこの補助金には、もし組合が創立後十年以内に解散するような場合には総領事館に返還する、という条件がついていた。十年以上、組合が存続する場合は組合の資産となるわけであつた。

組合法の適用

コチア組合の定款は、もともと日本の産業組合の定款を雛型とし、これに若干の修正を施した。組合関係のブラジルの法規と言へば、一九〇七年の法律第一、六三七〇号があつたが、これは業種別の同業組合を対象としたもので、農業組合は該当しなかつた。そこで、コチア組合は商法に基いて株式会社組織をもつことになつた。

一九〇七年の法律第一、六三七〇等が改正され、農業協同組合について明確な立法があつたのは一九三二年の大統領令第二二、三三九号が初めて、これはコチア組合設立五年後のことであつた。次いで一九三四年から一九四五年にかけて、ブラジルの農業協同組合法は幾度か改正を重ねているが、結局現在では一九三二年の

それに戻つた。⁽²⁾

コチア組合の定款もその後法律改正と共に修正を加えられたのは当然であるが、一九三三年改正の際に、コチア産業組合 *Cooperativa Agricola de Coitia* と改称された。同時に株式会社社の名称が略された。しかし、改称や定款一部改正にも拘らず、コチア組合の現行定款は基本的には創立当時の原則を持ち、組合の機構・運営方法もまた、当初の性格を失つてはいない。

更に協同組合法では原則として、一地域一組合主義を採択したが、この法規が施行された当時、すでにコチア組合は幾つもの地域にその出張所や倉庫を開設していたので、地域については法の適用を受けないことが認められた。その後コチア組合がサンパウロ州に止らず隣接の諸州にもその活動範囲を拡げることができたのは、このような既得権によるものであつた。

市場との関係

組合の設立によつて、コチア地方の馬鈴薯生産者は市場仲買人に対して攻勢に転じた。その第一歩は包装の規格統制であつた。

それまでビニエロス市場では馬鈴薯の一俵は正味七五キロが標準重量とされた。⁽³⁾ところが七五キロに入り袋は重過ぎるといふことと、この規格に合う空袋が不足するところから、実際には五三

移住者と協同組合

キロ入袋が用いられた。つまり一・五俵で標準重量に達する。仲買人は五三キロ袋で買つて詰替を行つたのち、空袋を生産者に返却する建前だつたが、前にも述べたように、空袋の返却が遅れたり紛失も起る。詰替の手間もかかる。併し仲買人はこの方法の方が有利なので改善しようとしなかつた。一九二八年になつて、生産者は組合の名において、以後は六〇キロ入袋を規格とすること、空袋は売買価格に含めて取引することを仲買人に通達した。六〇キロ規格はその後サンパウロ市内の各市場で採用され、ために生産者は各市場の商人と自由に取引することができた。

第二の問題は、倉庫の建設によつて出荷を統制し、馬鈴薯の消費市場を拡張することであつた。一九二八年当時、コチア地方の馬鈴薯生産は年間一〇万ないし一五万俵に達した。収穫の最盛期ともなればビニエロス市場のみでは捌き切れず、余剰生産量はリオ・デ・ジャネイロ市場へ転送された。ところがビニエロス市場の仲買人はもともと小資本のものが多くのでコチア産馬鈴薯を大量に買付けることができない。馬鈴薯の出荷量が一時的にせよこれら仲買人の買付能力を上廻るときは、相場が急に低落した。そこで組合としてはビニエロス市場のみでなく、リオ・デ・ジャネイロを初め他の諸市場に出荷する必要に迫られ、そこで大規模の倉庫経営、出荷統制並に共同販売の方法確立が急務となつた。

移住者と協同組合

設立の翌々年ごろから、組合は馬鈴薯の品質管理を行つて格付制を実施するなど、共同販売の確立を図つた。これは世界バニックとその後の不況時にも努力が継続された。そして、一九三八年には、当時カナダの林檎生産に用いられていた共同計算制（プリーング制）を採用した。

第三は購買事業の拡充であつた。とくに農業資材——肥料、農薬品、農機具等——の共同購入を優先的に強化し、次いで生活必需品の購入に及ぼした。一九二八年、コチア地方の馬鈴薯生産者は年間に約五万俵の化学肥料を消費していた。共同購入による利便は、格安な買入れということより、むしろ品質の吟味にあつた。肥料の生産・販売がまだ企業化していなかつた当時は、劣悪な商品が混入される恐れがあつたからである。

こうしてコチア地方の邦人生産者は、組合活動を通じて、市場との調整を着々と実行した。組合の攻勢がサンパウロ市内でもビニエイロス市場にのみ限定されていた間、仲買人、一般商人の反撥は微弱で問題とするに足りなかつた。ところが生産の増大と共に、組合活動がサンパウロ市内の他の市場をはじめ、リオ・デ・ジャネイロ方面にまで拡大されるに及んで、商人の組織的な反攻が開始される。

その後の発展と現況

コチア組合は一九二七年の創立から今日にいたるまでの三〇年間に急速な発展を上げた。その発展の跡を辿ることは、サンパウロ州農業の発展過程を識り、且つ同州農界における邦人農業者の位置を知ることでもあるが、ここでは組合の成立を促した基本的な諸条件を分析するのが目的であるから、詳細な歴史的記述を行ういとまがない。

組合はその設立後間もなく世界経済バニックの痛撃をうけた。いま一九二九年当時におけるコチア地方邦人生産者の概況をみると、

在住邦人は一四三家族、人員一、一七八名であつた。邦人の耕作面積は一、二一四アルケール、このうち約三分の一の四〇二アルケールは、農地所有者二家族の所有となつていた。これら一四三家族が保有した農機具は、トラクター六、洋犁四五七、トラック九一台、乗用車五台であつた。家畜は馬と驢馬七〇七頭、豚四四七頭、山羊四一頭、家禽二、九四六羽を保有した。一九二八年における馬鈴薯生産は、一八六、四二三俵（六〇キロ入俵）であつた。

トラクター、トラック、乗用車などは分割払いで購入したもので、このことは或る程度肥料、種子、農薬剤についても同様であつた。設立後日の浅い組合はまだ、このような貸付けを行うだけの資力がなかつたので、サンパウロの商人が貸付けを行つていた。

この事實は却つて組合がバニックに因つてうけた打撃を緩和する結果となつた。その代り、既述のバトロン、カマラーダ關係を通じて、多額の貸付を行つていた商人は相次いで破産に瀕した。

バニックの結果としては、先づ二つの現象をあげねばならない。

(イ) 邦人生産者が隣接の諸地域に向つて移動・分散したこと、(ロ) 馬鈴薯栽培の外に他の蔬菜栽培が起つたこと、である。バニックを契機として多くの生産者が隣接の諸地域——例えばサン・ロックケ São Roque、ヴァルゼン・グランデ Vargem Grande、イビウーナ Ibiuna、サント・アマール Santo Amaro など——へ向つて移動し、そこで馬鈴薯の栽培を始めた。従つて生産者の分散は、農業技術の普及と共に、また組合活動の地域的な拡大を伴つた。といふのはコチア地方で形成された移住者コミュニティの諸結合關係は、成員が移動・分散したのちも持続されたからである。

他方、転住に必要な資金のない者、とくにバトロンから離脱したカマラーダ、農地所有者で土地の処分の出来なかつた者などはコチア地方に残留した。ところが残留しても従前のように馬鈴薯の単一栽培にたよらず、他の蔬菜の栽培を試みることとなつた。かくして一九三〇年ごろからコチアではトマト、キャベツ、茄子、胡瓜など蔬菜が生産されはじめた。貧農が大分部を占めるこの残留集団では共同で輸送を行うこととし、蔬菜出荷組合を結成した。

移住者と協同組合

約三〇家族のものがトラック一台を運営した。やがてこの出荷組合もコチア組合に合併された。

バニックの打撃からようやく起上つたとき、コチア組合の急激な発展がはじまつた。一九二七—二八年に八三家族で創立された組合は一九三一—三二年に二四一家族、一九三五—三六年度は九三二家族へと膨脹した。組合員の増加と共に組合の活動地域も拡大され、組合はその諸事業をサンパウロ市内ビニエイロス区の本部事務所に集中させた。又、販信三事業部門の外に、一九三六年以降は利用部を創設し、ここに医療部を設けた。出荷・販売の統制が強力に推進され、サンパウロとリオ・デ・ジャネイロの間に組合専用のトラック輸送が開始された。

組合による市場統制が強化されるに伴つて市場商人の組織的な抵抗があらわれた。一九三四年、サンパウロ市各市場の仲買人は結束して組合生産物のボイコットを行つた。組合が出荷する馬鈴薯は一俵も買わないというのである。これに対抗して組合は一切の出荷を止め、組合員の抜売りを防止するためにピケ隊を配置し、その間に対策をたて、組合直営のトラック隊と組合員私有のトラックを動員して生産物の直接配給を開始した。一週間後には仲買人側が折れて妥協案を出したので、ここに双方が妥結した。

一九三六年には養鶏部を設定、鶏卵の取扱いを始めた。又組合

移住者と協同組合

員が多く居住する地域に出張所を設けて、地方出張所と本部との間に「共同運搬事業」を開始した。

ブラジル人組合員の加入は最初の十年間はきわめて少かつた。これは組合が積極的にその加入を促進しなかつたからだ。一九三四年には全組合員五八〇に対してブラジル人組合員が二四、翌三五年には同じ比率が九三二に対して五一に過ぎなかつた。ところが一九三五―六年、つまりボイコット事件のあとブラジル人の加入が目立つて増加した。これはボイコット事件によつて組合の存在が広く知れわたつたこと、組合側においても積極的にブラジル人の加入を実現させようと図つたからであつた。かくして、一九四〇年には全組合員一、八三三に対してブラジル人が二四六、一九五一年年には四、九六〇に対して二、一二四と増加した。なお一九四六―五四年におけるコチア組合員の国籍別実数は下表の通りである。

第二次大戦には日本とブラジルとの間に戦時状態が発生したので、それまで全く邦人移住者によつて設立、運営されてきた組合の方針に若干の転換がみられた。それは組合が敵性資産と見なされ、或は利敵行為を行うかのような疑惑を避けるために、組合の理事会構成にブラジル人を加えたことである。こうして戦争中の臨時措置として考えられたブラジル人理事の選任は、その後も継

国籍・出自	年次			
	1946	1949	1951	1954
本世ル	2,580	2,773	2,836	2,670
ニシヤ	—	—	—	238
ブラジル人(日系を含む)	800	1,009	1,441	1,509
イタリヤ	10	14	22	39
マニヤ	49	44	59	53
ニツア	10	8	12	20
マイニヤ	68	34	38	30
ストパニヤ	28	36	49	28
ポルトガル	20	19	29	15
スラビヤ	41	37	44	41
ユーゴスラ	11	9	11	8
その他	53	47	68	117
不	—	—	351	—
計	3,671	4,030	4,960	4,868

続されて今日にいたつてゐる。又ブラジル人選任と共に、日系ブラジル人(二世)の理事も登場した。

いま調査を行つた当時の、一九五四年現在の組合の概況をみよう。⁽⁴⁾ 同年における組合員実数四・八六八家族のうち、経済調査を施行した三・六八〇家族、つまり八一%を見本として、前記四・八六八組合員の推定状況は次の通りである。世帯の大きさは平均五・四三名。組合員家族による雇用家族労働者三・〇五四世帯、

同じく雇用単身労働者八・七五三名となる。組合員のうち土地所有者と非所有者との比率は前者が六二・三%、後者が三七・七%である。土地所有者のうち、二五ヘクタール未満のもの七三・八%、二五〜一〇〇ヘクタールが一九・三%、一〇〇ヘクタール以上が六・九%となっており、コチア組合員の大部分が小農家であることを明らかにしている。

組合員の農業生産は、その生産高順にあげれば、馬鈴薯、鶏卵、トマト、バナナ、茶、棉、とうもろこし、キャベツ、薄荷油等を主としている。又、組合現在の事業をその四部門についてあげれば、

- 一、販売事業Ⅱ馬鈴薯、トマト、鶏卵、バナナ、果物、野菜、穀類、薪炭の各課
 - 二、購買事業Ⅱ仕入、肥料、容器、家畜飼料、種苗、燃料、食料、呉服、反物、雑貨の各課
 - 三、信用事業Ⅱ農業資材、融資、前払、預金の各課
 - 四、利用事業Ⅱ医療部、技術建築部、運搬部、機械修理部、木工部、孵化場、原種鶏場、農事試験場、映画と刊行物、講習会の各部門
- 一九五四年現在の組合従業員は、職員・雇員・臨時傭を含めて九六九名で、これを国籍・出自からみれば、職員七八七名のうち、ブラジル人五一八（日系を含む）、帰化人（日系）五、日本人二六四となつてゐる。又組合の管理職についてみると、理事から係長

移住者と協同組合

クラスにいたる管理職の者の出自は次の通り。

	理事	局部長	課長	係長
ブラジル人	二	一	三	三
日本人	五	四	一四	三四
日系ブラジル人	二	一	四	一二

すなわち管理職は局長、課長クラスにおいて日本人がほとんどを占め、実務の係長水準では日系ブラジル人（二世）が目立っている。平従業員でも下層にいくほどブラジル人が多く、まだ組合の運営が日本人の手に掌握されていることを示している。

組合の機構と運営については、例えばコミュニケーション・システム、命令システム、カリズマチック・パターンと合理化・官僚化の問題など、興味ある点が少くないが、本稿の目的から逸脱するので何れも省略する。

註(1) 本稿は歴史的な記述を主題としていないので、組合の設立にいたる経緯、その後の発展についての詳しい事情は省略する。もしコチア産業組合の発展史及び現況について興味ある方は同組合の諸種の刊行物を参照されるようすめたい。

(2) ブラジルの協同組合関係の立法については左の文献を参照されたい。Valdki Moura, *Noticias do Cooperativismo Brasileiro*. São Paulo: 1948; Fabio Luz Filho, *O Cooperativismo no Brasil e sua Evolução*. Rio de Janeiro: 1939.

移住者と協同組合

- (3) 七五キロはポルトガルの伝統的な度量衡によれば二アルケールに該当する。昔風の単位をその儘用いていた訳である。
- (4) 現在は組合員・従業員ともに増加し、又事業分量も増大しているが、数字はすべて著者の調査施行当時のものに拠つたことを断つておきたい。

結 語

一九二七年にコチア地方在住の邦人移住者八三家族によつて結成されたコチア産業組合は、それから三〇年を経たこんにち、ブラジルはもちろん、南米でも最有力といわれる協同組合としての発展をとげた。コチア組合の設立とそれにつづく発展過程を辿るとき、われわれはそれが移住者コミュニティ形成と密接に関連している事実を見のがすことはできない。移住者の社会的再編成のプロセスを経て形成されたコミュニティは、現地社会の諸要素を加味したものであると言え、その基底において日本の社会構造とくに農村の村落構造を再現したものであつた。そして協同組合はこのような村落構造を基盤として成立し、発展した。協同組合の活動地域の拡大は、いわば村落構造の地域的拡大——あるいは村落構造の地域的増殖——を伴つて行われた。

このことは組合現在の地域活動をみても判然とする。組合は理

事会その他の執行部門の外に、決議機関として評議員会をもつてゐる。一九五四年には評議員会は、約六〇の「部落」Bairro を代表する評議員から構成されていた。実は Bairro という名称そのものが日本語の「部落」の訳語であり、もともと Bairro という概念は「部落」にそのまま該当するものではない。各「部落」はまた「区」Sectoro に分れる。部落内には区長があり、区長がいる。評議員がふつう「村長さん」と呼ばれるように「部落」は日本農村のムラに当り、「区」はクミに該当するようである。評議員は「部落」の公選による。組合員の多い「部落」には組合の倉庫・出張所が開設され、又「部落」の経営に依つて出荷組合が運行されている。倉庫・地方出張所主任は本部理事会の任命によるが、「部落」それ自体は地方の自治単位をなしている。「部落」の地域は、行政区分とは無関係に決定される。つまりブラジルの地方行政区分であるムニシールピオ Município と「部落」とは必ずしも地域的に重合しない。しかも「部落」とは、同じ地域に居住する住民のなかで、組合に属する者のみの集団である。コチア組合の地域的な発展は、このような「部落」組織の増殖によつて可能であつた。

移住者集団の結成した協同組合は、ほとんど政府機関の援護・干渉をうけることなしに成長した。組合に関する立法や政府の保

護奨励政策は、このような協同組合の成長に有利な条件であつたと言えるかも知れないが、必要かつ十分な条件ではなかつた。より重要な条件は、移住者集団が形成したコミュニティと、そのコミュニティにみられた高度の成全作用 *Integrative action* であつたと思われる。

今一つはコチア組合の成立と発展とが、サンパウロを中心とする地域の工業化・都市化の発展と併馳していることである。サンパウロ市近郊に起つた蔬菜園芸農業——それはほとんど日本人移住者の貢献に負うものであるが——は、サンパウロ市とその衛星諸都市によつて形成されつあつた *Metropolitan area* の住民の食習慣を大きく改変せしめた。

一九一五年ごろからコチア地方に始まつた蔬菜農業は、それまでサンパウロの州内で行われていた農業形態と異つていた。それ

はコーヒーを主体とし単一作・巨大農場・商品生産を特徴とするプランテーション農業と対照をなすものであつた。又自給生活を基本とし、焼畑・粗放・低技術を特色とするカポークロ農業とも違つていた。更にそれは、半ば自給農業で、半ば商品生産を行う *Sitios e sítios* の農業（自作農業）よりも、より集約的で、より商品生産的であつた。コチア地方に発生した新しい形態の農業は、やがてサンパウロ近郊の各地域に興り、ついに「近郊型農業」として、「奥地型農業」に対比される新農業にまで発展した。

このような新しい形態の農業が従前の農業と異り、新たな技術と組織力とを必要としたことも明らかである。しかし、考えてみると、この新しい農業形態は、協同組合がそうであつたように、やはり日本人移住者が母胎社会から担つてきた、*Cultural baggage* の一部をなすものであつた。

後進国開発投資政策の基準

— ブラジルの投資計画に關説して —

藤 田 正 寛

目 次

- 一、序 説
- 二、投資基準についての理論的系譜
- 三、投資諸基準の検討
- 四、後進国に於ける投資政策のタイプ
- 五、ラテン・アメリカに対する投資基準についての一般的考察
- 六、ブラジル経済に於ける投資計画とその基準
- 七、結論的覚書

一

戦争による世界経済の構造変動は後進国乃至低所得国或は未開発地域の開発をもたらした。

即ち世界経済の構造的不均衡は高度資本主義国家による投資の拡大が之等の地域へ行われて之等の地域に経済的覚醒を与えたと

後進国開発投資政策の基準

も云える。それは資本主義体制そのもののもつ必然的帰結としての資本移動が大量に及んだのであるが、戦後の所謂国際投資には政府間の借款、国際的信用供与機関を通ずる貸付、援助、政府の対外政策の貨幣的乃至金融的側面として、例えばポイント・フオア計画、コロンボ計画等が見られ、亦、眼を公的 (Official) 資本移動より民間 (Private) 資本の移動に転ずるならば所謂資本提携の形での資本投下が進んでいる。

純粹金融的には高利潤と利子率の格差を求め、国際的高所得水準圏の貨幣的購買力が移動するのであるがホット・マネー、資本逃避等の形のものを除くならば、理解しうる国際的資本移動は低開発国乃至後進国への投資である。ここでは勿論、所謂経済協力の形式での技術進出、設備投下は実物的資本移動と解することに
するが、資本輸入国に於いては、その輸入の基準が奈辺に存する

やに關係し、資本輸出国に於いては、その投下の基準が問題となることは重要なことであろう。

従つて投資基準の問題は主体的に資本を投下する側でも亦、受入れる国でも論ぜられているが本稿は両者に代表的な所説をとり上げ、更にブラジルに於ける投資計画に及びたい。投資政策の計画化は社会主義国では当然のことであるが、資本投下国側でも受入国側でも有機的連関に於いてとり上げられている。之に対して資本主義国にあつては經濟の成長に伴い漸次、資本投下も計画化され受入側に於いても、従つて外資導入を効果的に工業化に注ぐために計画が樹てられているが、その投資政策の基準が近次頻りに論ぜられるのは理の当然である。

ここでは社会主義国の國際投資、例えばソ連圏内部の投資政策ヤソ連の東南アジア、中近東、ラテン・アメリカ、特に南米に対する投資政策に於ける考察はしばらく措き、専ら資本主義的に先進国といわれるアメリカを中心とする自由世界と俗に分類されている各国の國際投資政策が主として後進国に対して推進される場合を問題にすることが妥当であろう。

後進国は一樣に工業化計画を急速におし進めているが資本蓄積の低いことから工業用の諸種の資本材の絶対的不足を輸入に俟たねばならず、自国の輸出産業が所謂幼稚産業であり而もモノカル

チュブに根ざすものである時、近代化の槓杆となる重工業建設に必要な莫大な資本量は、資本の回転期間が長くなるため収益の低下が生じ、民間資本のこの面への供給は消極的となり、勢い、国家資本による資金の動員に頼る外はない。外国資本の後進国への円滑な導入それ自体が、この資本の安全性、収益性を保証すべき政治的、經濟的背景を要請され国家による強力な計画という形で經濟への強制を結果するのである。

更に後進国という名に於ける固有な環境即ち前資本制的生産關係が重工業化という近代化のプロセスを経過する間に生ずる結果が投資政策についても具体的影響を与えていることは印度や東南アジアに於ける商品經濟の發達による新しい生産關係の展開を促進していることにも見られるところである。

さて、投資政策については、その投資の優先度即ち投資基準と、一つの投資計画の中での配分とが重要であるが、前者は部分分析を強調するに對し、後者は、この欠点を補完する一般分析ともいえる。

本稿で主として考察したいのは、むしろ前者であるが、之については戦後、ボラック⁽²⁾が之を先づ、とり上げ以後、ケインジアンによつて受けつがれ英、米の学界が一斉に問題とし、国連等の研究機關でも研究され、ブキャナン⁽³⁾、カーン⁽⁴⁾、チェネリー⁽⁵⁾、ガレン

ソン及びライベンスタイン⁽⁶⁾、ライベンスタイン単独の見解⁽⁷⁾、エク
 スタイン⁽⁸⁾、セン⁽⁹⁾、ランイ⁽¹⁰⁾、ドップ⁽¹¹⁾、ラーナー⁽¹²⁾、ヴァイラー⁽¹³⁾、マサ
 チューセッツ工業大学国際研究センターと社会科学調査会議が一
 九五四年十月、共催で行つた「投資基準と経済成長」⁽¹³⁾をめぐる会
 議に提出された論文の中に於けるティンバーゲン⁽¹⁴⁾、ローゼンスタ
 イン・ロダ⁽¹⁵⁾、ハーシユマン⁽¹⁶⁾、ヘーゲン⁽¹⁷⁾、グロスマン⁽¹⁸⁾、フェルナ
 ーの見解⁽¹⁹⁾、ハーシユマンの他の場所に於ける見解⁽²⁰⁾、シヤッツ⁽²¹⁾、バ
 ウア及びイエミイ⁽²²⁾、ロストウによる見解が陸續と展開されて居り、
 後者についてはチエネリの別の論文⁽²⁴⁾、ドルフマン⁽²⁵⁾、アレン⁽²⁶⁾、マン
 ランビス等⁽²⁷⁾が更に更にブラジル等の南米についてのものとして
 国連ラテン・アメリカ委員会の報告がある。

註(1) 傍島三三「国際投資の諸問題」。

- (2) J. J. Polak, Balance of Payment Problems of Countries Reconstruct-
 ing with the Help of Foreign Loans, Quarterly Journal of Economics,
 1943.
- (3) Norman S. Buchanan, International Investment and Domestic Wel-
 fare, N. Y. 1945.
- (4) A. E. Kahn, Investment Criteria in Development Programs, Quarterly
 Journal of Economics, Feb. 1951.
- (5) H. B. Chenery, Application of Investment Criteria, Quarterly Journal
 of Economics, Mar. 1953.
- (6) Walter Galenson and Harvey Leibenstein, Investment Criteria, Pro-

後進国開発投資政策の基準

- ductivity and Economic Development, Quarterly Journal of Economics,
 Aug. 1955.
- (7) Otto Eckstein, Investment Criteria for Economic Development and the
 Theory of International Welfare, Economics, Quarterly Journal of Economi-
 cs, Feb. 1957.
- (8) Anartya Kumar Sen, Some Notes on the Choice of Capital-Intensity
 in Development Planning, Quarterly Journal of Economics, Nov. 1957.
- (9) K. N. Raj, Application of Inverment Criteria in the Choice between
 Projects, Indian Economic Review, Vol. III. No. 2. 1956.
- (10) H. Leibenstein, Economic Backwardness and Economic Growth, N. Y.
 1957.
- (11) M. Dobb, A Note on the Discussion of the Problem of Choice between
 Alternative Investment Projects, in his "on Economic Theory and Sociali-
 sm, London, 1955."
- (12) A. P. Lerner, On the Marginal Product of Capital and the Marginal
 Efficiency of Investment, Journal of Political Economy, Vol. LXI. Feb.
 1953.
- (13) H. H. Villard, Investment Criteria, Productivity and Economic Deve-
 lopment, Quarterly Journal of Economics, Vol. LXXI. Apr. 1957.
- Center for International Studies, Massachusetts Institute of Technology,
 Investment Criteria and Economic Growth, 1954.
- (14) Jan Tinbergen, The Relevance of Theoretical Criteria in the Selection
 of Investment Plans. (in Investment Criteria and Economic Growth 1954).
- (15) Paul N. Rosenstein-Rodan, Programming in Theory and Italian

Practice.

- (16) A. O. Hirschman, Economics and Investment Planning: Reflections Based on Experience in Columbia. ditto. 1954.
- (17) Everett E. Hagen, The Allocation of Investment in Underdeveloped Countries: Observations Based on the Experience in Burma. ditto. 1954.
- (18) Gregory Grossman, Suggestions for a Theory of Soviet Investment Planning. ditto. 1954.
- (19) William Fellner, Individual Investment Projects in Growing Economies: General Characteristics of the Problem and Comments on the Conference Papers. 1957.
- (20) A. O. Hirschman, Investment Policies in Underdeveloped Countries, American Economic Review, Sept. 1957.
- (21) S. P. Schatz, Inflation in Underdeveloped Areas, American Economic Review, Sept. 1957.
- (22) P. T. Bauer and B. S. Yamey, The Economics of Underdeveloped Countries, 1957.
- (23) W. W. Rostow, The Process of Economic Growth. 1953.
- (24) H. B. Chenery, The Role of Industrialization in Development Programs, American Economic Review, May, 1955.
- H. B. Chenery, Application of Industrial Analysis to Problems of Economic Development, in Barnard ed, The Structural Interdependence of the Economy, Rome, 1954.
- H. B. Chenery and K. S. Kreschmer, Resource Allocation for Economic Development, Econometrica, Oct. 1956.

- (25) Dorfman, Samuelson and Solow, Linear Programming and Economic Analysis, N. Y. 1957. Linear Programming 及びその発展 Chipman の編文が参考。
- (26) R. G. Allen, Mathematical Economics, London, 1956. (特に Chapt. 17. Programming of Activities: Allocation of Resources.)
- (27) P. C. Maharanobis, The Approach of Operational Research to Planning in India, Sankhya, Vol. 16. 1955.
- (28) U. N. Economic Commission for Latin America, Preliminary Study of the Techniques of Programming Economic Development, General E/CN.12/292, 15 Mar. 1953.

— 1 —

翻つて、投資の基準点即ち最適投資量の決定を考察するならば、結論的にはケインズのいうように投資は投資需要者に於いて資本一般の限界効率が市場利子率と等しくなる点迄進められ、私的投資の規模は両者の均等する点で決定される訳で、この点が、いわば、投資の最適点であるといえる。ケインズのこの投資最適点は、⁽¹⁾ フィットシャーの費用超過収益率（即ち、すべての費用の現在値とすべての収益の現在値の計算に使われるこの二つの率を均等化する率）と利子率の均しい点とも云い直すことが出来る。フィットシャー流にいえば新投資は費用超過収益率が利子率を超過した場

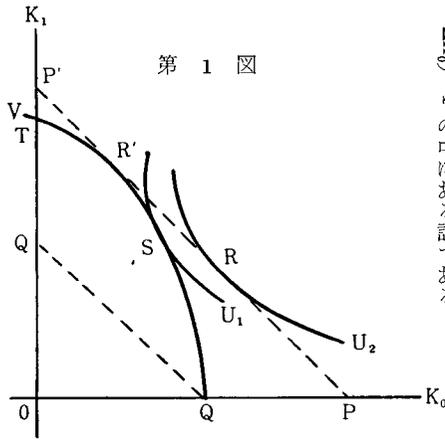
合に行われることになる。

フィッシャーの投資決定論を、ここで立入る必要はないが一般的な投資機会の決定についての彼の所説の簡単な要約を試みる。

フィッシャーは借入利率と貸付利率の関係について両者の均等の場合と然らざる場合とを考へる。

両者の均等なる場合（借入利率と貸付利率 i ）は生産投資計画は生産機会（productive opportunities）の軌跡即ち生産機会カーヴ（productive opportunity curve or productive transformation curve）上にあるということとなる。（別図1では $QSTV$ ）。

生産投資計画は次の範囲即ち productive rate of return $= (\Delta K_1) / (-\Delta K_0) - 1$ の中にある訳である。



第 1 図

後進国開発投資政策の基準

ここに云う K_0 は0期の現実の所得、 K_1 は1期の現実の所得、 T 及び P は initial income が、0期でも1期に於いても、すべて集まる点であり、 W 及び S' は、同様に一部分の集まる点である。

投資者は所得選択機能をもっている（0期

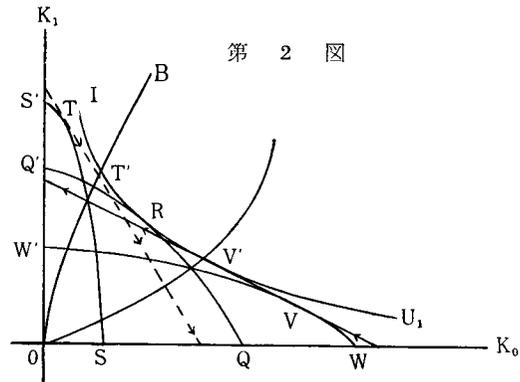
とするか1期とするかについての）が普通常識的な方法による場合に無差別曲線 U_1 及び U_2 上で機能する。フィッシャーは投資機会 investment opportunities（例えばリアルな投資即ち種子栽培用投資）と市場機会 market opportunities（貸付市場で相殺される貸付、借入を通ずるもの）とを区別しており、 QQ' を市場線 market line（この場合のスターティング・ポイント）は Q, Q' に平行な P をスターティング・ポイントとする市場線を PP' とする。

この場合、生産機会曲線 $QSTV$ が移動して U_1 カーヴと切点 S と市場線 PP' と $QSTV$ の切点 R' とを比較するならば R' が生産投資を追加する場合に望ましい点であり、投資者としては更に最適と考へる投資点というのは考へられるものとしては、市場線に沿つて時間選好を満足し貸付市場で融資をうけても尚、最適点であるのは U_2 の市場線 PP' との切点 R ということが出来る。

市場線はかくて $C = K_0 + (K_1)/(1+i)$ で示される。

貸付利率と借入利率の異なる場合は別図2の示す如く貸付線（ WVW' ）と借入線（ STS' ）の関係から U_1 カーヴ上の OB 及び OL によつて規制される点 R が最適点となる。

フィッシャー流の最適投資点の研究は二つの時期間の分析をモデルとしており而も両利率均等乃至コンスタントとして出発し、纏て多時間分析に入つては、いわば投資の限界生産力均等を考へる従来の理論が収益最大点とした点を出るものではない。⁽²⁾



第 2 図

費用超過収益率という概念に内包されている現在価値法則は金融によつて補正されるところはあつても投資決定の理論としては可成り広い意味で正しさをもつものと思われる。更に完全な資本市場が存在すると前提するならば現在価値原理は非常に広汎な適用性を

もつものとなるであろう。

フィッシャー流の投資決定論はその後の投資理論の発展に可成りの影響を与えているが、現実の投資決定については多数時間モデルに加え、投資者についても多種が考えられねばならない。

さて、このようにフィッシャー、ケインズによつて個別的投資家の投資の基準点が理論的に分析された近代理論は、その後一層精緻化が進められているが、後進国を対象とする投資政策という面に於ける投資基準は国民経済的なデメーションで捉えられね

ばならないことは、いう迄もないことである。

前述した如くボラックをはじめとする投資政策の基準論は約言するならば、回転率基準 (Rate of Turn over Criterion)、社会的限界生産力基準 (Social Marginal Productivity Criterion)、再投資基準 (Reinvestment Criterion) 及び時系列基準 (Time Series Criterion) の四つの類型に分けることが出来る。

第一の類型即ち回転率基準に入れられるものにボラック⁽⁵⁾やブキ⁽⁶⁾の理論があり、第二の類型に入るものとして社会的限界生産力説のカーン⁽⁷⁾、チエネリー⁽⁸⁾がある。更に第三の類型である再投資基準を強調する論者にガレンソン及びライベンスタイン⁽⁹⁾があり、時系列基準を主張する第四の類型に入る人にセン⁽¹⁰⁾がある。

之等を立入つて検討することは之亦、本稿の目的ではないので要約によつて、その論点を紹介するならば、次の如くである。

投資政策を推進するに當つて、その基準を必要とするという考えはボラックが既に一九四三年の論文で戦後の復興の投資基準を国際収支の健全化を前提とするならば、輸出品又は輸入代替品生産部門への投資に優先順位が与えられるべきだとしている。そして、国内市場又は外国市場に、国産品に代替して国内市場に売られる財及び国内市場に追加的に売られる財の生産部門への投資を重視せず、亦、之と共に投資基準となる重要なものとして資本回転率

の優秀さ或は高度な生産部門への投資を考えている。

ブキアノンの主張もボラックに見られた投資基準についての萌芽的考え方を確認したものであり、高い資本回転率こそ投資政策を進める場合、何よりも重視すべしとする。併し、之等の論点は資本の優秀さ或は高い利潤性を改めて強調した素朴な考え方に根ざしているに過ぎない。

之に対しては資本回転率が高いことは結局は、減価償却率の高いことを必然的とするために生産性は勢い、左程高度でなく、むしろ低いことさえ考えられること、又労働の生産費即ち雇用費が抜けていること等が指摘されている。⁽¹¹⁾

カーンは投資態度を決定するものは、投資の社会的限界生産力 *Social Marginal Productivity (SMP)* であるという。SMPなる概念は限界生産力均等法則を社会全体に拡張したものであり、一定量の投資のもたらす産出量の最大条件を示すものである。

チエネリーも同じく、社会的限界生産力を投資基準と見做す一人であるが、彼はカーンのSMPを肯定し、SMP算出のために定式化を行っている。そこで、カーンは限界生産力均等法則に於ける、私利利潤函数を社会的限界生産力均等法則の場に於いては社会的効用函数におきかえて、限界投資単位当りの社会的効用函数の増分をSMPとした。

後進国開発投資政策の基準

チエネリーは社会的効用函数の増分を ΔU とし、 ΔY を投資の生産力効果、 ΔB を国際収支効果、 r をウエイトとして、前述のSMPを社会的効用函数の増分として次の式を示している。即ち、

$$SMP = \Delta U = \Delta Y + r\Delta B$$

社会的限界生産力説に対しては、現在所得を中心としていることから、現時点の生産高を最大にするものとして投資基準となるものであることには何等の反論も不必要であるが、事実、現に各国に於いては失業が存在しており、国際収支についても堅調のものが多いことを考える時、チエネリーの定式も資本回転率基準を重視する立場に近いものとなる。まして、現実の各国経済は経済成長を指向して居ることを考え合すならば、やはり静態的なものから動態的な所得成長即ち所得増加を通じて更に投資がなされる面の考慮が必要とならざるをえないことを痛感する。

この要請を自ら解決せんとして動態的な投資基準を考察したが、ガーレンソン及びライベンスタインの論文である。

この論文では労働の生産性が増加すると資本配分の増加即ち投資が増大し、労働生産性の増大と人口の増加が後進国の経済発展に及ぼす影響が考察されている。

当然のことであるが、この論文ではボラックやカーン、チエネリーの所論に看過あるいはゼロとされていた雇用費が考えられて

いる。

($t+1$)年の雇用を E_{t+1} とし、当初年の雇用を E_1 、機械一単位当りの生産高を P 、機械一単位当りの労働者の数を e 、実質賃銀率 w 、機械一単位当りの費用を c とする⁽¹²⁾、

$$E_{t+1} = E_1 \left(1 + \frac{P - ew}{c}\right)^t$$

雇用の増大による所得増分が再投資されて行く訳で動態的分析によつて再投資率(r)を得る⁽¹³⁾。即ち、

$$r = (P - ew)/c$$

再投資率を最大にすれば成長率を最大にすることが可能となる。

エクスタインはチエネリーのSMPに代るものとして限界生長寄与 Marginal Growth Contribution という概念MGCを考えて、これを投資基準とせんとしている。

彼によれば⁽¹⁴⁾ V を年々の産出高(価値)、 C を利子及び負債償還を含む年々のコスト、 K を投資総量とする時は $SMP = \frac{V - C}{K - K}$ で表わされ、更に t 年に t 計画(投資計画)によつて生ずる純所得を Y_u とすると $V_t - C_t = Y_u$

$$Y_t = Y_t(K_t) \quad (t=1, \dots, n)$$

$$SMP = \mu / \sum_{t=1}^n \frac{1}{(1+t)^t} = \frac{aY_t}{aK_t} = \frac{aY_t}{aK_t} \cdot \frac{aC_t}{aK_t} \quad (1)$$

更に再投資が t 期になされたとすると K_{Rt} となり、

$$Y_{Rt} = Y_{Rt}(K_{Rt}), \quad (t=1, \dots, \infty) \quad \frac{aY_{Rt}}{aK_{Rt}} = \beta$$

(1)式との関係から

$$\mu = \frac{aY_t}{aK_t} \left\{ \sum_{t=1}^n \frac{1 - a_t}{(1+t)^t} + \frac{a_t(1 - ar)}{ar} \right\} \cdot \left[\sum_{t=1}^{\infty} \frac{(1 + ar\beta)^{t-T}}{(1+t)^t} \right]$$

$$\mu = MGC = \frac{aY_t}{aK_t} \sum_{t=1}^n \frac{1 - a_t}{(1+t)^t} + \frac{aY_t}{aK_t} a_t(1 - ar) \cdot \left[\frac{(1+t)^{t-1}}{t(1+t)^{t-1}} \right] \frac{\beta}{1 - ar\beta}$$

が得られて、社会的限界生産力に代る動態的な投資基準としてのMGCが明らかとなるがエクスタインは、実際に数字を入れて、この定式の意味を説明する。

相異なる数個の投資計画に関するMGC基準に対する利子の影響は次の如くである。

第 I 表

有効な計画 高度の再投資計画
 $al=0, \frac{\partial YI}{\partial KI} = 30$ $al=30, \frac{\partial YI}{\partial KI} = 10$

利子率 (%)	MGC	MGC	有効部分	再投資部分
2	5.21	∞	1.74	∞
3	4.76	∞	1.11	∞
4	4.38	9.00	1.02	7.98
5	4.04	4.27	0.94	3.33
6	3.74	2.94	0.87	2.07
7	3.48	2.26	0.81	1.45
8	3.25	1.85	0.76	1.09

第 II 表
MGCに対する成長可能性と
再投資資本の効果

	MGC 再投資資本の成長可能性		
	低度 ₁	中間 ₂	高度 ₂
利率 3%			
有効計画	4.76	4.76	4.76
高度の再投資計画	4.89	∞	∞
利率 5%			
有効計画	4.04	4.04	4.04
高度の再投資計画	1.83	4.27	∞
利率 8%			
有効計画	3.25	3.25	3.25
高度の再投資計画	1.22	1.85	4.51

1. $\alpha = .10, \beta = .10$

2. $\alpha = .15, \beta = .20$

3. $\alpha = .20, \beta = .30$

エクスタインはこのような計算によりMGCを明らかにしているが、彼は更に今迄の封鎖体系での一国経済の分析から進んで開放体系の経済を考え、国際収支に対する全体効果をB, 'true opportunity cost' に対して為替につけらるべきプレミアムをrとして

$$SMP = \frac{Y}{K} - \frac{C}{K} + r \frac{B}{K}$$

之はチェネリーの定式を修正したものであり、チェネリーは南イタリの開発投資を考え、rをゼロとして（為替不足が深刻でない場合）いるが、エクスタインは一般には投資計画の進行過程ではrの値が種々変化し、外国為替の保有高の变化のみに依存する

後進国開発投資政策の基準

ものではないと云う。

ライベンスタインやエクスタインの立場は再投資基準説であるがその濃淡は既に見た如くである。

エクスタインはSMP基準は理想的なものとは、ほど遠く、又非常に広汎な前提をおいて、はじめて妥当するものであるとし、更に投資水準及び投資計画のために妥当する利率は同時に決定さるべきであり、相対的に低い投資水準が相対的に低い利率を要求すると云う。彼は更に、次の諸点を指摘する。即ち、(一)彼の考えに立つと、利率は消費財生産高の成長率及び純粹時間選好率に結びつき、逆に人口成長率に応じて変動し、(二)もし政府が財政措置により満足な投資水準を達成することが出来ない場合は、計画は相対的に大量の再投資を仰がざるを得ず、(三)上の場合に於いては、投資基準は資本蓄積の有効性と寄与とを反映せねばならず、特に後者の資本蓄積への貢献部分は、もし現実の投資水準が望ましい投資水準を遠く距る場合にのみ、顕著であろうといふのである。

時系列基準はセンが、今迄に挙げた諸種の基準が夫々、欠点をもっていることに対して回復期間という概念によつて今迄の基準を時系列によつて位置づけようとするものである。

回復期間(T)と政策者の考慮している期間(u)との間の関

係により、とるべき技術が変化することを示している。 $n=1$ から $n=8$ 迄の条件が分析されてこそ現実の経済に対する政策を考えることが出来る訳である。

資本回転率基準が戦後経済復興の場合の外資導入に当り、先進国の援助投資又は資金援助の基準となり、再投資基準は所得増分を媒介とするため当然に、先進国側を中心とした場合の投資基準であることから注目せねばならない。

併し、ここに考察をして来た四つの類型に見られる投資基準は均しく、「他の条件にして一定ならば」という前提がある訳である。静態分析にせよ、又精密化された動態分析にせよ一様に部分分析であることにかわりないと云わねばならない。一つの投資計画は各部門への投資の配分方法により各部門の投資の有利性は異なる。投資配分に当り、この前提を克服するために産業連関分析及びリニャー・プログラミングの方法がとられているが、チェネリーの別の論文がそれである。⁽¹⁵⁾この論文では所謂、部分分析より一般分析への深化が試みられているが、⁽¹⁶⁾ここでは立入らない。

註(一) Irving Fisher, *The Theory of Interest*, N. Y. 1930.

- (二) J. Hirschleifer, *On the Theory of Optimal Investment Decision*, *Journal of Political Economy*, Vol. LXVI. Aug 1958. pp. 329-336. pp. 351-352.
- (三) Friedrich and Vera Lutz, *The Theory of Investment of the Firm*. 1951. T. Soltovsky, *Welfare and Competition*, 1951.

A. A. Alchian, *The Rate of Interest, Fishers' Interest Rate of Return Over Cost, and Keynes' Internal Rate of Return*, *American Economic Review*, XLV. Dec 1955.

(4) Amartya Kumar Sen, *Some Notes on the Choice of Capital-Intensity in Development Planning*, *Quarterly Journal of Economics*, Vol. LXXXI. Nov. 1957.

(5) J. J. Polak, *Balance of Payments Problems of Countries Reconstructing with the Help of Foreign Loans, Readings in the Theory of International Trade*, 1950. pp. 459-496.

(6) N. S. Buchanan, *International and Domestic Welfare*, 1945.

(7) A. E. Kahn, *Investment Criteria in Development Programs*, *Quarterly Journal of Economics*, Feb. 1951.

(8) H. B. Cheney, *The Application of Investment Criteria*, *Quarterly Journal of Economics*, Feb. 1953.

(9) W. Galenson and H. Leibenstein, *Investment Criteria, Productivity and Economic Development*, *Quarterly Journal of Economics*, Aug. 1955.

これには邦訳「投資基準、生産性及び経済発展」通産省官房調査課経済分析十九号がある。

(10) Amartya Kumar Sen, *Some Notes on the Choice of Capital-Intensity in Development Planning*, *Quarterly Journal of Economics*, Nov. 1957.

(11) Amartya Kumar Sen, *op. cit.*, pp. 560-564.

この論文については新野幸次郎「開発計画と投資基準」国民経済雑誌九七の六に詳しく。

(12) $E_{t+1} = E_t \left(1 + \frac{p - ew}{e}\right)^t$ を導くペロセスは次の如くである。

$I = P - E_{\infty}$ I は投資総量、 P は粗価値附加 (gross value added)

n 実質賃銀率、 N 総実質労働補償費

$$cAN = N(P - ew) \quad \Delta N = \frac{N(P - ew)}{c}$$

$$\Delta E = c\Delta N \quad \Delta E = \frac{cN(P - ew)}{c} \quad \Delta E = \frac{E(P - ew)}{c}$$

$cr = ew$ a は機械当りの賃銀コスト一単位

$$\Delta E = \frac{E(P - v)}{c} \quad \Delta E_t = E_t \left(\frac{P - v}{c} \right)$$

$$E_{t+1} = E_t + \Delta E_t = E_t \left(1 + \frac{P - v}{c} \right)$$

$$E_t = E_1 \frac{E_2 E_3 \dots E_t}{E_1 E_2 \dots E_{t-2} E_{t-1} E_t}$$

$$E_t = E_1 \left(1 + \frac{P - v}{c} \right)^{t-1}$$

$$E_{t+1} = E_1 \left(1 + \frac{P - v}{c} \right)^t$$

$$\therefore E_{t+1} = E_t \left(1 + \frac{P - ew}{c} \right)^t$$

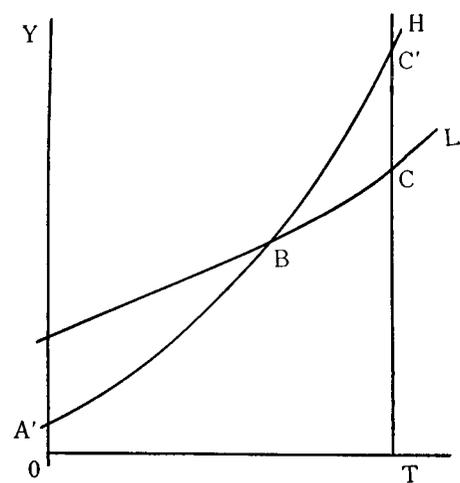
- (31) John Moes, Investment Criteria, Productivity and Economic Development, Quarterly Journal of Economics, Vol. LXXI, Feb. 1957, pp. 161-163.

- (14) Otto Eckstein, Investment Criteria for Economic Development and the Theory of International Welfare Economics, Quarterly Journal of Economics, Vol. LXXI, Feb. 1957, pp. 56-85.

- (15) H. B. Chenery, Application of Interindustry Analysis to Problems of Economic Development. (in Barua ed, The Structural Interdependence of Economic, Rome, 1954).

H. B. Chenery, The Role of Industrialization in Development Programs, American Economic Review, Supplement, 1955.

後進国開発投資政策の基準



この図に見るような関係が基本的となりエクスタインの定式が導き出される。

投資基準に関する諸説を四つの類型に分けて概観したが、現実の具体的な個々の国の例について投資基準及び投資配分についてはマサチューセッツ工業大学国際研究センターの報告と国連ラテンアメリカ委員会の討議報告があることは既に指摘しておいた。⁽¹⁾前者は「投資基準と経済成長」⁽²⁾という論文に構成メンバーである六人の学者が研究報告を発表し、後者は「経済発展の計画立案技術に関する準備的研究」⁽³⁾という四〇〇頁に及ぶ報告に詳細に論

せられているが、ここでも、その要点をとり上げることにする。先ず前者について紹介を試みるが、六人の一人であるティンバーゲンは投資計画を決定する場合に重要なことは、使用される理論の内容であるとして投資の理論的基準もひとえに之如何にあるという。

彼は、その理論的基準としてアカウンティング・プライス (Accounting Price (いわば均衡価格)) で計算された総コストに対する純収益の比率を挙げる。

総費用には資本的費用だけでなく運転費用も含める。

古典的立場に於いては利潤極大部門が最も投資効率の高い部門であり、完全競争前提にあつては、投資は自動的に市場価格機構を通じて資本投下が行われるとするのであるが、現実の経済では市場価格機構の自動的調節作用は社会的間接資本形成のための政府の介入、独占体の存在、外部経済の存在という攪乱要因が存在するために古典的投資配分は行われていない。

古典的投資配分によれば第一次利潤又は私的利潤が専ら追求されて、社会的利潤即ち社会の厚生を極大にする社会的効率最大を目的とする第二次利潤は含まれない訳である。

そして又現実の経済に於いては、この二つの利潤は後進国でも先進国でも相距つており、乏しい資源や資本を最高効率化し、社

会福祉最大化を達成するためには諸々の攪乱要因があることは既に指摘した。この攪乱要因を除くものこそ価格機構であるのでティンバーゲンはアカウンティング・プライス機構を考へるのである。

アカウンティング・プライスの測定には一国更には全世界の發展についての動態モデルが必要であるため非常な困難を伴うが、ティンバーゲンはアカウンティング・プライスを定義して「均衡価格とも云うことが出来るが、この意味で生産要素又は生産物の本質的価値又は真の価値を示す価格である」とし「この価格は地理的に相隔つた地域及び異つた職業について夫々異なるのと同様に、異つた時期についても異つたものとなるかも知れず、市場価格から乖離することもあり得る」と云つている。

更にアカウンティング・プライス決定についての彼の主張を掲げるならば、もとより、この価格はある種の生産要素又は産出物(その市場が、議論されている計画が実施されないならば不均衡に陥る)の需給を均衡させる水準にあると想定し、厚生 of 最大値を決定するのであるが、投資計画に対してアカウンティング・プライスを適用する場合、適用部門が明らかになれば、この価格の評価は試行錯誤と、やや組織的方法との二つによつて行えばよい。

前者は夫々のアカウンティング・プライスに対する任意の価格

を仮定し、次にこの価格の適用さるべき投資計画の優先数字を計算し、更に関係ある市場で均衡の回復の有無を見出すことである。もし均衡が未回復の場合は別の組のアカウントイング・プライスがとられ均衡回復ははかられるが、この場合の市場は労働市場、外国為替市場が考えられている。

更にそれ等を多数の計画即ち労働に対する時間的区分、地理的区分、職業的区分に分ける必要がある、この区分が多数になる程、組織的取扱いの必要が増大するという。このことは関係ある産出物についての補完的需要供給を表わすというが、そこで総需要を総供給に均衡させるためにアカウントイング・プライスに夫々代数的記号を導入していることから明らかであると述べている（この場合の総需要とか総供給とかは既存の総需要又は総供給及び関係ある投資計画が達成された結果としての補完的需要又は供給を意味する）。

アカウントイング・プライスの推定がたとえ大まかなものであつても各種の投資計画についての優先順位の数字がこの価格の変化に敏感であることを示すから、政府が一連の継続的投資計画の実施について之を援用する意義は、産出物がある状態の下で魅力的グループ及び特定の緊急状態だけ魅力的グループに分類することの出来るという接近の中に見出すことが出来る。

後進国開発投資政策の基準

ティンバーゲンは所謂後進国をとり上げず、オランダを対象として、このトゥール（手法）を用いて投資配分を分析しているが、之はオランダにのみ固有な分析方法ではなく、広く後進国の投資計画についても援用可能である。

併し、オランダに於いては、投資計画は分権的に行われており、その量は全投資の七〇%（一九五〇—五二年）、政府の補助金又は融資をうけている部分は八%を、純公共部門へは全投資の三〇%が注入されている事実がある。そしてオランダでは公共的な建設事業計画には中央計画局が一般的基準を決定して、この基準によつて計画を遂行しているが、ティンバーゲンの試みている基準も採用されて来てはいるが、私企業の投資基準としては複雑な計算機構を必要とするティンバーゲン方式は尚、全面的採用迄には至っていない。

このティンバーゲン方式に対して一定の修正を加えた上に於ける利潤誘因を投資基準とするのがフェルナーである。フェルナーはティンバーゲンの云う私的利潤と社会的利潤との乖離から生ずる攪乱要因を修正するが、アカウントイング・プライスで計画されたコストに対する純収益の比率と相異なる点が奈辺に存するかが問題となる。フェルナーの見解をたずねるならば、資本ストックが他の生産要素の供給より相当高率で増大しているにも不拘、資

本ストック一単位当りの産出高 $\frac{0}{Y}$ (0 産出高、 V 資本) 即ち資本比率は長期的に見れば現状維持或は上昇しているということは全面的な組織的又は技術的改善は長期的には収益の減少を大いに補っていることを示すに外ならない訳である。

資本節約及び労働節約に対する改善効果は投資に対する収益率の動向と実質賃銀の関係に表れる。投資に対する収益率 $\frac{P}{Y}$ (P 投資家の税引前所得、 V 資本) は $\frac{P}{Y} = \frac{0}{Y} \cdot \frac{P}{0}$ であり $\frac{0}{Y}$ が低下してゐる限り $\frac{P}{Y}$ の長期的動向は $\frac{0}{Y}$ の長期的動向程、有利でないために完全に収益は確保されていなく。

然るに改善が労働節約的、土地節約的效果をもつてゐることは、西欧諸国の投資家の巨大な新投資量に対して、収益率が相当程度而も一貫して低下することを防止することが出来るのである。

資本に対して稀少性をもつ労働は慢性的余剰又は過剩状態に対応せず、改善の労働節約的性格の行過ぎは見られず、実質賃銀は上昇をつづけているというのが西欧諸国の経済発展の様相であるとされている。

このような場合の投資の私的利潤獲得力は、所謂二重経済⁽⁵⁾の進行による政府投資の増大と共に第一次接近ではあつても社会の厚生最大という方向への投資が盛んとなり純粋私的利潤獲得性から乖離して来ている。

それにも不拘、投資の動機的組織の核心は利潤誘因 (profit incentive) である。未開発地域の開発投資の場合に私的利潤動機が一つの障害となつてはいても、未開発地域では利潤誘因が弱く企業家は危険を引受けねばならないことを考えねばならない。

そしてフェルナーはこのような原理を考えた上で西欧経済はその産業社会としては次の如き配分組織に立脚しているという。即ち、

(一) 資源配分は第一に利潤動機により方向を与えられてゐることである。利潤誘因を実現するにはイデオロギー的側面、社会的力関係の側面、法律的制度的側面というプロセスがあり、利潤経済の「純粋」概念さえも、組織それ自体を支える行政上或は防衛上の要求迄は政治的配分を含めて解釈すべきであること。

(二) 吾々が関心をもつ配分組織は、利潤誘因のもとで純粹に得られるような結果を修正したものと特徴づけることが出来、この修正は、一部では互に補完し合うが、一部では互に圧迫し合うに違いない理由のために望ましいものと考えられて来ている。それは第一に余分な負担の分配を認め得る範囲に抑えようとして社会の構成員は個別的に負担を引受ける計画よりは、より少い時間選好のプレミアムと、より少い危険負担のプレミアムをもつた特定の計画を選ぶ傾向がある。第二には、所得分配は政治権力の配分

により交互に相当影響をうけるが一般的平衡概念に適應せねばならなかつた。第三はある領域では自由放任経済は独占に対して行きすぎと考えられる程の制限を招いている一方、他の領域では競争制限政策が必要になるほどの競争の見られることであり、最後に、純粹な外部経済及び外部不経済は特定の活動のもつ社会的効用は私的利潤誘因の示す効用と殆んど差違はないという信念を導くに至つてゐることである。

フェルナーは完全雇用政策や景気循環の不安定性を減退させる問題（勿論投資計画に連関をもつ問題であるが）を、この場合にとり上げていない。

フェルナーのいう投資誘因はこのように考える時、テインバーゲンの投資基準であるアカウンティング・プライスで計算された総コストに対する純収益比率と本質的には差違がないということが出来よう。

又この両者の説が均しく西欧の先進国又はアメリカ、イギリス等の高度資本主義国に対して中進性をもつ資本主義国に於ける事情を念頭においたものであることに注目すべきではあるが後進国への資本輸出の基準として考える場合にも適用度の広いものである。併し乍ら、先進国に於いてはアカウンティング・プライスを計算することは諸種の困難があるにしても各種の統計の整備状態か

ら可能であるのに対して、後進国に於いては経済構造の後進性が直ちに政治構造にも反映し、統計その他の資料が整備されていない場合が非常に多いためにアカウンティング・プライスの計算は不可能に近い。又、先進国では全体計画を策定し、之との関連で前記のアカウンティング・プライスを測定することに意味を認めることが出来るのに後進国では、この点についても甚だ悲觀的といわねばならない。

さて以上、テインバーゲン、フェルナーの見解の要点を検討し、その投資基準についての系譜を探つたが、国際研究センターの六人の学者の報告のうちでハーシュマンはコロンビア、ヘーゲンはビルマをローゼンスタイン・ロダンはイタリア特に南部イタリアというイタリアでも後進地域に於ける投資計画についての経験の理論的解明を試みており、一様に所謂、後進国を対象としている。

後進国を対象とした理論的な基準については既に第一節、第二節に於いても多少、抽象的にポラック等の所論に耳を籍したのであるが、以下に於いては差当りラテン・アメリカの一国であるコロンビアに焦点をおいたハーシュマンの見解に則して、投資基準を考える。

尚、ビルマについてのヘーゲン⁽⁷⁾、ソ連についてのグロスマン、イタリアについてのローゼンスタイン・ロダンの報告は別の機会

後進国開発投資政策の基準

を論ずることにする。

註(1) Papers Presented at Conference Sponsored Jointly by the Center for International Studies and the Social Science Research Council, Investment Criteria and Economic Growth, Oct. 15, 1954.

之はマサチューセッツ工業大学の国際研究センターと社会科学調査会議が共同して行つた一九五四年十月十五日よりの三日間の会議の成果を示すものである。通産省官房調査課「経済分析」二五号とそのうちのある部分の紹介がある。

(2) Economic Commission for Latin America, Economic and Social Council United Nation, Preliminary Study of the Technique of Programming Economic Development, General E/CN.12/292, 15. Mar. 1953.

一九五四年四月、リオ・デ・ジャネイロに於いての国連ラテン・アメリカ委員会(ECLA)に提出された報告の二部十一章に達する迄大なるものである。

(3) 六人の学者とはティンバーゲン、ローゼンスタイン・ロタン、ハーシマン、ヘーゲン、グロスマン、フェルナーである。

Jan Tinbergen, The Relevance of Theoretical Criteria in the Selection of Investment Plans.

Paul N. Rosenstein-Rodan, Programming in Theory and Italian Practice.
Albert O. Hirschman, Economic and Investment Planning: Reflections Based on Experience in Colombia.

Everett E. Hagen, The Allocation of Investment in Underdeveloped Countries; Observations Based on the Experience in Burma.

Gregory Grossman, Suggestions for a Theory of Soviet Investment

Planning,

William Fellner, Individual Investment Projections Growing Economics, General Characteristics of the Problem and Comments on the Conference Papers.

(4) この報告書は次の内容をもつて構成されている。Part one

Outline of Technique of Programming.

I. The Principal Problems of the Technique of Programming.

II. Some General Projections Derived from the Experience of Latin America in the Last Quarter Century.

III. The Application of the General Projections.

IV. Projections of Alternative Hypothesis of Growth, by Sectors.

Part Two

Application of Projections by Sectors in a Specific Case.

I. Presentation of a Hypothesis of Development of the Economic of Chile.

II. Integration of External Trade in the Programme of Development.

III. Agricultural Production.

IV. Manufacturing Activities.

V. The Construction Industry.

VI. Energy.

VII. Transport.

(5) A. O. Hirschman, Investment Policies and "Dualism" in Underdeveloped Countries, American Economic Review. XLVII. No. 5. Sept. 1957.

二重螺旋のこころに於ては A. H. Hansen, Fiscal Policy and Business Cycles, 1941. 邦訳(野留重人)「財政政策と景気循環」に十分な説明が見

られる。

(9) Ragnar Nurkse, *Problems of Capital Formation in Underdeveloped Countries*, 1953. 邦訳(土屋六郎)「後進諸国の資本形成」板垣与一「後進国経済社会の構造的特質」中山博士記念論文集。

南部イタリーの農業計画のSMP

	道 路				灌 漑				洪水防止			
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
資本 (100万リラ) ($\frac{K}{100}$)	18	39	50	27	105	53	114	150	40	49	31	13
(a) 資本収益率($\frac{V}{K}$)	0.25	0.17	0.14	0.30	0.96	0.66	0.75	0.57	0.77	0.41	0.32	0.40
(d) 附加価値($\frac{V-C}{V}$)	0.6	0.6	0.6	0.6	0.2	0.15	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
SMP = (a) × (d)	0.15	0.10	0.08	0.18	0.19	0.10	0.15	0.11	0.15	0.08	0.06	0.08

(註) 通産省官房調査課「経済分析」25号, p.80より。

後進国開発投資政策の基準

(7) ヘーゲンによればビルマに於いては投資は純粹に経済的な投資基準(それは根底には利潤誘因をもつている事は勿論)によつてだけ決定されるものでなく、投資の望ましい量は経済的な範囲をこえて政治的勢力関係に依存していることを挙げて後進国投資計画遂行上の最も大きい障害を示している。之はビルマの政情が非常に不安定な事情にあること外にならず、独立以後今日の軍政戒厳令下迄の経

過が何よりも如実にこの間の実情を物語つているといえる。

(8) 後進国(後進国は他の生産要素に対する資本及び企業家の比率は相対的に低い)が、その反面、追加資本が有利に投下されるという可成り良好な見通しをもつような国家又は地域とマクロレオドはいつているが一つの見方である(A. N. Meleod, *Trade and Investment in Underdeveloped Areas*, *American Economic Review*, June 1951, p. 411)。

開発投資についてのSMPについてはローゼンスタイン・ロダンは南イタリーについて考えているが、チエネリーは南部イタリーの農業計画のSMPについて計算をしている。

H. B. Cheney, *The Application of Investment Criteria*, *Quarterly Journal of Economics*, Feb. 1953.

ローゼンスタイン・ロダンは先に後進国問題については東南アジアの工業化について所論を発表している。

P. N. Rosenstein-Rodan, *Problems of Industrialization in Eastern and South-Eastern Asia*, *Economic Journal*, Vol. LIII, 1943.

そして後進地域では私的な価値又は私的なコストは社会的なコストとは非常なかけ離れていることが一般に認められるということを示す。明らかになっている。

四

コロンビアの経験について考察したハーシュマンは投資計画の立案について経済専門家と技術家或は政治家の間には主導的立場をとるべきかについて先づ考察する。

結論的には彼は後進国開発計画に於いて経済専門家の果すべき

役割は全体的な総合計画の立案にあるのではなく、出来る限り妥当な個別計画を樹立することであるという。

総合的開発計画はむしろ政治家の政策的立案の領域内のものとも見ているようである。

ハーシュマンは経済専門家は彼等自ら個別問題の事実関係に耽溺して、これから行動をはじめる場合に、向くべき方向の中、最も好ましいものを判断するために最善を尽くすことを本務と考える。

後進国は言う迄もなく、投資水準が低位にあるだけでなく投資効率も極めて貧弱・低度に止つている地域である。このような欠点は彼によれば一つは一国経済が実際に堅実化するに必然的に伴う誤つた出発点から出発することであり、今一つの原因は現実的で、役立つような万般の方法を検討して出来上つた特定の投資計画を樹立する技術者、農学者、経済専門家が後進国には見つけ難いことであるという。

高度の投資計画が之等の障害を克服して立案された場合は当然、重要視され投資計画遂行に伴うインフレ的危険を考えて尚、この計画を完全に実施する可能性が出てくる。之に対して、現実はこのような考えを許していないところに問題があるといわねばならない。

先進国の後進国現地への資本投下に当つては準備的研究調査の

不徹底さが現地経済を混乱させる原因となつていふことも看過出来ない要因の一つである。

経済専門家と呼ばれる経済学者は後進国に派遣されて開発計画の立案に参加するが、その場合、滲透した貧困と非能率に直面して組織と方法の改善を試みるとか或はその経済組織の多方面で現地国民の能力と努力を使用する計画や方法を考えるよりは外国の専門的、技術的、資金的援助の結果としてその実施が保証される僅かの大計画の立案に努力をする場合が多い。

このような国際的貸付機関の決定に参画するような仕方ではなく、その国の経済計画の中で、例えば最も根幹となるものが電力計画であれば電力発電計画について火力発電とのコストの比較、発電事業の進行に伴う石炭鉱夫の賃金への影響の計算等が最も意味ある計画参加方法である。

後進国に於いては資本、それも開発資本乃至工業化のための資本が不足している。この資本不足国の主要な稀小資源、即ち資本を節約することが、この場合は最も重要である。ここでは資本の粗放偏在性 (extensiveness) の基準が尊重されねばならない。

次に、殆んど維持を必要としないか又は、それがなくなると非常に高価な代償が必要なため (産出物の量及び質が徐々に減価するか又は事故により資本が失われて了う) 維持しなければなら

い投資及び産業及び技術的進歩に優先を与えるべしとの基準を示している。

後進国では資本不足も問題であるが現在資本の不円滑な、いわば下手な使用が見られるからこのような基準が必要となるのは首肯されることである。

欠点のある資本維持という基準は産業の技術的プロセスの選択にとつても有益であることは言を俟たぬところであろう。

次に後進国にとつて今一つの投資基準となるものがあげられる。それは第二次生産の第一次生産への衝撃である。後進国では経済を自立化するためには、一様に工業化計画を樹て之に必要な資本を国内ではもとより、資本不足国として当然のことながら外資に仰いでいる。抑々、一国の経済の生産活動は自国の第一次生産に基礎をおく産業を發展させることが、その出発点であるが、前述の通り、輸入原料を基礎に高度の工業化を行っていることはコロンビアもその例外でなく、コロンビアの三主要工業である織物、ビール、タイヤは完全に輸入綿花、大麦及びゴムを基礎としている。入超に悩んだコロンビアでは、綿花、大麦の自給を目標にして第一次生産に乗り出しプランテーションを基礎とするゴム生産も軌道にのりつつあるが、第二次生産から第一次生産への逆転した発展の型が見られる。

後進国開発投資政策の基準

コロンビアについて考えさせられることとしてハーシュマンは次の如く云う。即ち、農業と工業の均衡的發展達成のため、最初に工業を、特に最初は輸入原材料に頼り乍らも、潜在的国内収穫の潜在的な大量購買者である工業振興が最もいい方法である。併し、独立的に生産される国内原材料にだけ只管、依存せねばならぬ工業の振興計画を樹てる場合は輸入を全然、停止せぬことが肝要と指摘する。

コロンビアでは工業の確立と同時に工業活動のための国内第一次生産を適応、拡大させるのは御多聞に洩れず困難をきわめており、野菜及び熱帯果実の罐詰のような食品加工工業が仲々發展を見せていない。

ハーシュマンは生産費、労働者及び原料の利用可能性、市場への接近性と規模に対して経済学者が後進国の経済的社会的現実の基礎的考察から投資の基準を導き出すというが、彼は投資の將來の冒険は上述の伝統的観点から調べらるべきであるとは考え乍ら更に次の質問を提出するという形式で論を補っている。⁽¹⁾ 即ち

一、利用可能な択一的プロセスに比較して、使用しようとしている過程の資本の粗放偏在性(extensiveness)は何であるか？
一、急速な技術変化の局面にある産業では、投資計画がなされるか？

一、設備維持に失敗したことには、どんな代償があるのか？
 一、純粹に技術的な熟練性に対立するものとしての管理的熟練性の役割如何？

一、種々の工業計画の第一次生産に対する潜在的衝撃如何？

このような設問の形式からも、彼の投資基準についての経済学者の貢献度は特定の目的に役立つような特定計画を経済学者に与えた場合は、問題となつては目的は計画によりスムーズに到達可能か否かを判断するであろうし、又、計画の有効な実行方法を勧告するに違ひないことである。又択一的計画については、計画と択一的方法の価値を比較するために、少くともある場合は市場価格よりも社会的アカウンティング・ブライスをを用いるようになることである。

ハーシユマンの考える経済学者とは数個の計画を同時に評価することは稀で、単一の計画の検討を仕事としてしているものである。というのは彼の分析が後進国であつたからである。先進国の場合は政府が指導的で色々な計画をもつてに反し、後進国に先進国の計画を機械的、公式的に援用、実験したならば結局はいかに優れた計画であつても、単にその計画の効率を引下げて了うことが注目されねばならない。

尚、ハーシユマンは一国内に於いても異つた産業に於いて立地

条件が変動する場合に投資政策は資本と労働に特別の關係をもたらしているといひ、又特に之を後進国について考察しているが⁽²⁾ここでは立入らない。

又、投資（公共投資）⁽³⁾が後進国に行われた場合に生ずるインフレ効果についての分析は別に論ずる機会をもちたいがインフレ過程を通じて工業化が進展して経済の發展が徐々に前進すると見ていひ。

註(1) A. O. Hirschman, *Economics and Investment Planning: Reflections*

Based on Experience in Colombia. 之については通産省官房調査課「経済分析」第二五号、第三五号「経済学と投資計画——コロンビアの経験を顧みてのハーシユマンの考察——」に紹介がある。

(2) A. O. Hirschman, *Investment Policies and "Dualism"* in Underdeveloped Countries, *American Economic Review*, Vol. XLVII, Sept. 1957.

(3) S. P. Schatz, *Inflation in Underdeveloped Areas*, *American Economic Review*, Vol. XLVII, Sept. 1957.

五

以上の分析に於いて投資計画の基準となるものが各々、その国の個別的事情、経済の發展段階、民族性、経済的資源等に応じて具体的に異つてゐることを知つた。

投資は経済発展のために最も頻繁に行われるものであり、それが直接投資の形をとる場合と間接投資の形をとる場合とその資金の側面は自ら異なる。所謂政府間の借款による投資形態、援助の形態、又現地に資本を進出する場合、直営と合弁との差からその効果も自づと制約をうける。

経済発展計画を立案するについても、この立案技術如何により大きく後進国開発の有効性は左右される。モノカルチュア型のラテン・アメリカ経済が今や均しく工業化を急速に達成しようとしている時に国際連合ラテン・アメリカ委員会では一九五三年四月、第五回委員会をリオ・デ・ジャネイロで開催し、ラテン・アメリカ諸国の開発計画の詳細な検討を行つた。その報告書には経済成長と開発計画について第一部で検討がなされ、第二部に於いてはチリーの実情が分析された後、貿易、農業生産、工業活動、建設業、動力業、運輸業についての調査が含まれているが、ここでは、その一部について考察する。

経済成長率については成長のためには投資が必要でありラテン・アメリカについては一九三五年以降の経験からの推計は総生産物に於いて一%の増大をもたらすための資本ストックの維持及び償却のために相殺さるべき投資（資本ストックの二・五%と推定される）は、その生産物の二・一%で、これが新しい純資本投資

後進国開発投資政策の基準

に当てらるべき量を示すのである。

これを投資係数とすると、次に貯蓄係数についてはラテン・アメリカでは総生産物の分配の型は高所得群では実際に存在するよりも遙に高い貯蓄係数を示す傾向があるに不拘、消費水準は低い。外国資本流入は国内の貯蓄係数を増大させるために有利な状態をつくり出すことが目的であり、高い成長率達成のために外国資本で貯蓄を補うことは資本蓄積の低い後進国では必要な手段であることは言う迄もないことである、

初期の外国からの投資係数を、望ましい発展率の増大に対して十分な国内貯蓄係数に変えるために過渡期間が必要である。外国資本の必要量を規定する場合に、次のことが考えられねばならない。即ち、外国資本が継続的に而も、無期限に増大する形で導入されるという仮定と、外国資本に頼らずに発展を独力で押し進めるために消費制限をする仮定との中間項として過渡期間中に別にとつておかねばならない総生産物の増加分の割合に依存することである。この割合が高く、一国の国内貯蓄が一層高い投資係数に対応した貯蓄係数の水準に早く到達する程、所要外国資本の量は少なくて済むといわれている。

国内貯蓄係数は加速された経済発展率に必要な投資の調達のために引き上げられる必要があることもいえる訳である。

国内貯蓄係数引上げの方策のうち、財政政策のうちで最も重要なものは私的投資のうち、収入の分配よりもこれを留保する会社又は企業の再投資への減税措置である。

国内貯蓄係数が、外国資本導入により増大する総生産物の成長率とプロポーショナルに引き上げられないならば、外資導入効果はなくなることも考えられる。

又この報告によれば、資本財生産に対する強い刺激がラテン・アメリカでは存在するが、ここでは全投資に関連した資本財の輸入係数は、全消費に関連した輸入係数より遙に高いことと、輸入についてはラテン・アメリカでは資本財をはじめとして輸入能力の限度に近づいていることが述べられている。

このことはラテン・アメリカでは貯蓄の増大と資本財輸入のための貯蓄による貨幣資本の海外移転が消費財の国内需要を不足させて、必然的にその生産を減退させて入超に対応し、輸入は輸入資本財に向う投資需要に等しく増大する結果となつていて、貯蓄率の引上げを策しようとしても益々入超の激化という事態がこれをひき離して行くことを物語つて余りあるといえる。

次に需要の予測が成長率との関連でなされて各部門の投資必要量の計算が可能になるが、これについては将来の需要が現在の消費と比例して拡大するならば一般的予測の成長率を各部門に適応

させれば十分な訳である。併し粗生産物 (Gross products) の増分が与えられると各種の財及び用役に対する需要の拡大の強さは相異り、財及び用役の主要グループ毎に必要な弾力性が計算されねば十分でない。統計の不備なラテン・アメリカではこの仕事は至難に属する。

必要資本量の計算から投資量を決定し、而もこれについて基準を劃することは仲々容易でないことが分る。

次に研究されねばならないのは労働生産性と配置転換であると、この報告では指摘する。

ラテン・アメリカの第一次経済活動は輸出活動を除けば豊富な人口、資本不足、低生産という特長がある。今日、この地域では労働の大部分は第一次活動に従事している。技術が進歩すると労働人口、工業、商業、運輸及びサービスへと移動する。即ち生産性の低いところから高い方へ労働が転換し、経済全体としては平均的な労働生産性は上昇する。技術進歩が大きくなると第一次活動に従事している労働のうちで、各種部門の産出量間の関係に不利な影響を与えずに配置転換させられる割合は限界に達する。

第二の段階では労働の移動による生産性の急激な増加はなく、個別部門の労働の熟練の改善と労働者一人当りの資本の存在量の大きさの変動が起る。

ラテン・アメリカの国の中には第一段階即ち前述の第一次活動からの移転の最終段階のものもあれば、第二段階に入っているものもあるが、殆んどどの国では第一段階に位する。

経済発展を制約するものは資本存在量を増大することにより、労働力を低生産性活動から解放し、次に他部門の生産性を上昇するのに必要な資本であるとされている。

尚、この報告では労働生産性と配置転換についての問題は本質的には次のこととしている。

即ち、「諸経済活動に於ける需要の拡大の可能性と、資本存在量を増加することによつて、各経済活動で達成される生産性増大の可能性が与えられると、活動別の労働力の配分や、実施さるべき移転、移転労働力を吸収する方向と方法を決定することの必要」である。

このように経済開発計画立案の場合に考慮せねばならぬことは多い。

資本は労働の生産性の高い部面即ち、労働者一人当りの産出高の大きい部面でも、資本一単位当り産出量の高い部面へ投入されるが、経済的には技術進歩の最終目的は労働者一人当りの労働量を累積的に増大し、産出量単位当りの労働量を減少させることとされる。即ち労働強化傾向が経済学的考察として進む。

後進国開発投資政策の基準

例えば、之を組合せという観点から考えると①労働者一人当りの産出量は資本量より大きな程度で増加し、資本単位当り産出量も増大する。②労働者一人当りの産出量は資本と比例して増大し、資本単位当りの産出量は一定（コンスタント）、③労働者一人当りの産出量は資本よりもゆつくり増大し、資本単位当りの産出量は減少する場合がある（勿論、この場合、労働者一人当りの期首の資本量は同一が用いられ、資本単位当りにも労働単位当りにも共に、同一の単位産出量が生ずると前提する）。

経済発展にとり、最も望ましいのは第一の型であるのに、技術の高度に発展した国では第二、第三の場合が発生する。後進国であるラテン・アメリカの場合、多くの場合に、国内消費向けの農業と手工業とで一般的にそうであるように、労働者一人当りの資本が非常に小さい初歩の段階の生産技術では産出量対資本比率は相対的に高い。

近代技術の普及と共に、このプロセスが反復され労働生産性増大のために産出量対資本比率を下げる必要ありと報告されている。農業機械化の場合、相対的に少い資本で土地単位当り及び労働単位当りの産出高を増加する訳である。

ラテン・アメリカの労働生産性については一人当り産出高（平均総生産物）の現状は（一九五〇年価格で一人当り二四五ドルと

計算されている)一八四〇年のアメリカのそれに等しい低さである。

ラテン・アメリカの資本家は各国の開発計画の中で高度の労働生産性即ち利潤性のものへの投資を魅力的なものとしていることは他の地域の各国の場合よりも甚しいといわれる。このような環境の中にあつては、開発計画の立案技術についても当然に中立性が要求されねばならない。

第一の中立的段階は可能な発展率の議論と、この成長率を達成するために外国資本を導入する可能性の有無と、その場合、導入程度(その量)の決定である。

中立的段階は、次に、もし外国資本を用いぬ場合の消費量制限の程度が問題となる。

外国資本の導入は粗生産物の附加価値に関連して投資との関係で消費を拡張することを外国資本の量の程度によつて決定すべきである。

中立性の保持ということは立案当事者が国民経済の発展について虚心であるべきことを意味し、投資係数の上昇は一応目途とすべきであるが、労働賃銀カットや労働強化方策に出でぬこと等が要請される。後進国の外資導入を主軸とする開発投資計画が動くとも政治的に中立的に実施される見込や保証は恐らくないにひと

しいことが注目されて然るべきである。

註 本節は ECLA, Preliminary Study of the Technique of Programming Economic Development (General E/CN.12/292). Mar. 15 1953. ○ Part I 及び United Nations, Analyses and Projections of Economic Development, An Introduction to the Technique of Programming, E/CN.12/363 1955. pp. 1-17. によるものが多く。

尚 エコノミの Preliminary Study of the Technique of Programming Economic Development. Mar. 1953. は形を変えて次の国連の報告に更に詳細に掲載された。 United Nations, Analyses and Projections of Economic Development.

- (I) An Introduction to the Technique of Programming. 1955. p.p. 1-52.
 - I. The Main Problems of the Preliminary Technique of Programming.
 - II. Some General Projections Arising from Latin-American Expenditure during the Last Quarter of a Century.
 - III. Nature and Methodology of the Aggregate Projections.
 - IV. Projections by Sectors.
- (II) The Economic Development of Brazil. E/CN.12/364. Apr. 1956. p.p. 1-165.
 - Part One Projections for a Development Programme.
 - I. Macro-Economic Analysis of Development since 1539.
 - II. The Basic Elements of a Development Programme.
 - III. Projections of Demand for Final Products.
 - IV. Integration of Foreign Trade.
 - V. Utilization of the Capacity to Import.

VI. Production for the Domestic Market.

Part Two Projections in Different Sectors of Activity.

I. The Projections of Exports.

II. The Coffee Problem.

III. Transport

IV. Projections for the Road Sector.

六

ラテン・アメリカのうち近代化を特に意気込んで、すすめている国にアルゼンチンとブラジルがあるがアルゼンチンについては既に他の機会に触れたので、ここでは専らブラジルに於ける開発計画に於ける基準の援用の可能性について闡説して見ることにする。

後進国の経済発展の指標となるものについてスピーゲル⁽²⁾は次のものを列挙している。

即ち、人口の成長、生産性の上昇、資本の成長、工業化、厚生
の増進である。

ブラジルについて簡単な分析を試みるならば人口については最近の年間増加は一〇〇万人と見積られる。一九四〇年の国勢調査時四一八九万人であつた人口は一九五〇年の国勢調査では五一九七万となつて居り一九五五年は五八六三万といわれ、五年間の増

後進国開発投資政策の基準

加は七〇〇万に及び増加率は加速化している。

このことは出生率の増大にのみよるものではなく、移民の増加も与つているといわねばならない。

一九一二年 Bryce が三十年後にブラジル人口は五〇〇〇万に達すると推定したが、この推定は一九四二年の現実の人口が四二〇六万に止まり、予想に反した。それにも不拘、十五年後には完全に予想を超える人口に達し、その年間増加率は他のラテン・アメリカ諸国で自然増加率が二%であるのに対して、その倍額を示すに至つた。

一九四五年移民制限が緩和され、イタリー移民二万八〇〇〇、ポルトガル二万三〇〇〇、スペイン一万二〇〇〇、日本五〇〇〇、ドイツ三〇〇〇の割当が決定したが四七年より移民が再開されてから五四年迄の合計は四一万人を超え、その中、日本人は四八〇〇人となつている。一八二二年より一九三四年迄は無制限に移民が導入され、三四年より従来の実績の二%制限が実施され今回の再開もこの制限内である。一九四二年より四三年迄は移民を中絶している。現在外国移民の総数は一〇八万であり人口の〇・二五%に過ぎない。ブラジルの人種構成はポルトガル及び南欧移民を根幹としているが、古くアフリカからの黒人と白人の混血があり白人約六五%、白黒混血二〇%、黒人一五%である。人口密度は

平方軒当り六・一人であることも広大な国土の未開発の状態がうかがえる証拠となっている。

生産力の拡大については経済成長の指標の重要な一つであり、生産性の上昇は有業人口当りの生産高の上昇が設備の改善、技術の採用、生産組織の合理化によつて達成された時に、経済発展の動機として作用する。

この基準は、結局は、労働の生産性の向上に集約されるが、有業人口の少いブラジルでは労働そのものが一種の稀少生産要素であり資本的な意味をもっているから労働者一人当りの資本の使用の増大となつて表れる生産力の増大は、他の人口豊富な国の場合

とは本質的に様相を異にする。

資本の成長については、ブラジルでは税制の面からの企業資本の保護が計画されていることは他に論じた。⁽³⁾

ブラジルに対する外国資本の直接投資を促進するために諸種の金融的措置（伯銀に対する協力措置）があり、又長期投資については SUMOC 登録を行つて

第1表
資本当りの年平均成長率(%)

	生産高	利用可能財及び用役	所得	消費
1940-45	0.3	0.7	1.2	1.3
1946-49	4.0	6.2	4.8	4.3
1950-54	3.8	4.5	4.7	4.9
1940-49	1.9	2.8	2.6	2.4
1940-54	2.4	3.4	3.3	3.2

便宜を与えると共にその促進を図っている。ブラジルに於ける外国資本の導入は資金の送金と技術及び設備投資、融資の形である。一九五五年に於けるブラジルの新投資の三分の一は外国資本によつて賄われており（一九五二年二四%、五三年一七・三%、五四年二五・五%）他の三分の一が政府資本であり、残りが国内民間資本となつていることはアメリカの政府当局にとつても重要な汎米政策への警告となり、アメリカの資本進出は今や激烈なものがある。

第2表 ブラジルの reproducible
資本の平均生産係数

	資本(1)	生産高(2)	生産率 資本率
1939	410	200.3	0.49
1940	421	200.3	0.48
1941	432	210.0	0.49
1942	443	203.5	0.46
1943	451	209.0	0.46
1944	458	219.4	0.48
1945	470	234.6	0.50
1946	477	257.7	0.54
1947	492	278.3	0.57
1948	519	294.1	0.57
1949	561	302.1	0.54
1950	593	324.1	0.55
1951	627	346.5	0.55
1952	667	360.9	0.54
1953	713	376.1	0.53

(1)(2)は1952年価格による。
単位 10億クルゼイロ

ブラジルに対する外国の直接投資は今や一〇億ドルを突破し、その中でアメリカ資本の比重は極めて大きい。更に国際開発銀行及びワシントンの輸出入銀行の貸付も七五〇〇万ドルに及んでいる。

之等の投資乃至貸付資本はブラジルの工業化に利用されているが主として運輸施設及び動力（水力電気の開発）等に注ぎ込まれている。

人口の成長、資本の成長、工業化の進行が相俟つて経済が拡大して国民の厚生福祉が増大し、更に一層の経済の発展が期待される（厚生を増大には教育の普及、健康管理の向上というような所謂人的資源の資本化効率の増大が含まれている。）

人口増大には国民分配分の増大による生活の安定と社会保障の確立による出生率の増大と、移民の導入を大規模化することが捷徑であり、この増大した労働力を雇用の面に吸収してその労力の生産性を増大することが肝要であるが、労働生産性の増大には都市の雇用の増大が直接に効果をもっている。都市化と工業化とはブラジルに於いては平行して強力に進められねばならない問題である。

都市の雇用労働者の生産性が農業のそれより高いからと云つて都市化のみに偏重してはならず、農業の雇用も引つづき増大を図るべきであることは勿論であるが、平均した労働の生産性は都市化と工業化があつてはじめて、より高まることである。

農業に於ける労働の生産性も過去に比し急速に向上しているが、ブラジルの経済成長を達成するには都市化と工業化の平行による

後進国開発投資政策の基準

農業との平均した生産性の向上を要求している。

資本成長についてブラジル政府のとつている公共政策は既に見た通り、外国資本に魅力的ならんとつとめているが、やはり経済自立という国策のためには経済的ナショナルリズムの見地からするブラジル資本の位置乃至分野というものを確実なラインに保持する必要がある、その分野は経済自立ということからも動力部門が

第3表 ブラジルの外資の状況

	イギリス	ドイツ	ポルトガル	スペイン	アメリカ	カナダ	日本	その他	合計
1952	647	424	50	83	1559	—	5		4084
1953	251	225	100	9	1892	4	10		3790
1954	1235	1005	5	11	2771	68	17		7502
1955	878	632	2	10	2534	41	57		8774

単位 百万クルゼイロ

望ましいが、ここを自国資本の開発に委ねた場合にこの開発速度が期待以下となると同時にシレンマがある。合併資本に対する関税政策や輸入に対する直接統制が工業化促進の有力な手段となつてはいる。

ブラジルに於いては政府が育成する若干の産業、例えば綿紡や鉄鋼業は輸出市場同様、国内市場に対しても、サーヴィスすること、プラスになるような基幹産業としての活動をせねばならない。

このようなブラジルに於ける外国直接投資は主要なものは近年どのよ

うな変化を示しているだろうか。

アメリカの資本の生産したブラジルでの成果（アメリカ人所有の会社）は一九五五年では販売額総計は三億五五〇〇万ドルで、その中、三分の一は食品生産物で残りが薬品、ゴム製品、電気機械、自動推進物である。

アメリカからの工業製品のブラジルへの輸入は一九五五年では二億ドルであり、この数字はブラジルに於けるアメリカの工業（製造）投資の四分の三に相当する。このことはアメリカ資本によるブラジルの地方工業生産の方がアメリカより輸出した額より大きいことを示している訳である。

ブラジルにあるアメリカ資本だけで資本設備の輸入額は一億五〇〇万ドルに達するがアメリカからのブラジルへの輸出は問題にならぬ位、ブラジルの外貨不足のために小さい。

ブラジルに於ける公共事業への投資はアメリカがカナダやキューバよりも大きく、この面でのブラジルの収入は二七〇〇万ドル、アメリカの会社が地方で賃銀、税金、原料購入等に支払う金額は一九五五年には六億ドルで、この中で税金八〇〇万ドル、賃銀八五〇〇万ドル（九万四〇〇〇人がアメリカの企業に雇用されている）で、あとの残りは現地調達物資の購入費等であるからブラジル経済への所得効果は頗る大きい。

アメリカの会社の資本的支出は一九五五年には六〇〇〇万ドルであるが、その中、四〇〇〇万ドルはプラント及び設備用で二〇〇万ドルがインベントリ増加のための支出であり、これを別の面から見れば三〇〇万ドルが工業会社に投資され二〇〇万ドルが公共機関に投資されている。

第二次大戦後のアメリカのブラジルへの直接投資はヴェネズエラを除き甚しいものがある。

ブラジルへの直接投資は一九二九年二億ドル、一九四〇年三億ドル、一九四二年四億ドル、一九五〇年七億ドル、一九五二年一〇億ドルを経過し一九五六年には十二億ドルに達しているが、その半額は工業投資（石油施設、公共機関へのものを含む）となっている。

ブラジルへのアメリカの投資の急増は汎米政策の一環としての意味がつよく、今迄見て来た投資基準に専ら依存しているという色彩のものではない。ブラジルに於ける投資率は次の表の如きものであり、回転率その他の基準の関連で興味深いものがある。

投資率に関連して投資量の指数を見ればブラジルに於ける、ここ十数年の投資の推移が第四表との総合的分析として投資の性格も明らかになるであろう。

ブラジルに於ける投資を考える場合は利潤誘因が大きく作用す

第4表 ブラジルの投資率

	粗投資	減価償却	純投資	純投資率
1939	6.2	3.3	2.9	8.0
1940	6.3	3.4	2.9	7.5
1941	7.1	3.7	3.4	7.6
1942	7.9	5.2	2.7	5.4
1943	11.2	7.2	4.0	6.4
1944	15.2	8.4	6.8	8.4
1945	13.9	9.3	4.6	4.8
1946	20.5	9.6	10.9	8.8
1947	26.5	9.7	16.8	10.5
1948	25.9	11.1	14.8	8.2
1949	33.6	11.7	21.9	10.6
1950	36.7	12.2	24.5	10.2
1951	52.8	16.0	36.8	12.7
1952	65.6	19.3	46.3	13.6
1953	64.0	22.7	41.3	10.4

単位 10億クルゼイロ

ることはいう迄もないが、雇用吸収基準、国際収支基準がSMP
 や再投資基準以上にウェイトをもつものと思える。

アカウンティング・ブライスの測定は、ここでは全く困難であり
 而も、不可能に近く、時系列基準については№8の場合とい
 うことが考えられる。

投資基準については素描したすべてがこの国でもオベレートに
 するであろうが、特に前述の如きウェイトをもたすべきものが存
 在するように思われるのである。

社会厚生を増進という事を終局的に目ざす投資効果は期待すべ
 きではあるが今日の外国資本の導入は政治的な解決を求めるも

後進国開発投資政策の基準

第5表 ブラジルに於ける投資量指数

	資本財輸入	メカニカル 産業の生産高	建築業	合計
1940	59.3	107.5	120.2	96.5
1941	70.0	96.2	145.7	106.3
1942	37.0	78.0	143.6	89.3
1943	46.4	84.0	133.6	90.5
1944	53.4	132.6	158.5	116.3
1945	82.5	117.0	187.1	321.1
1946	147.4	169.6	255.7	194.8
1947	237.9	235.9	264.9	247.5
1948	219.3	200.8	234.2	219.5
1949	257.4	243.2	230.3	243.0
1950	351.5	271.0	240.7	286.0
1951	346.3	364.6	288.7	329.9
1952	311.6	419.3	348.6	357.1
1953	160.4	438.2	352.0	314.3
1954	214.1	500.0	286.2	319.0

(註) ここでは輸入32.9, メカニカル産業29.3, 建築37.8
 計100.0ということにウェイトをつけたものとして index
 を計算している。

の多いのは純粋経済理論にとつて大きな障壁である。
 開発計画はブラジルに於いても種々のものがとり上げられて、
 ブラジル経済の自主化のために改廃を重ね乍ら今日に及んでいる
 が、改廃変更を余儀なくせられるところに投資政策が、前記の
 諸基準をこえたものに規制をうけていることを悟るのである。

ト・フォア計画に基づきアメリカ側とブラジル側の経済研究合同
 ブラジルに於ける開発投資計画のさきがけは一九四八年ポイン

委員会がブラジルで経済の現状を分析した報告即ちアーピング報告により一九五一年七月に出来たアメリカ・ブラジル混合委員会構想である。

この委員会が立案又は採択した四十二の開発計画は鉄道計画一八（所要経費は三億八七三二万九〇〇〇ドルの外貨と伯貨一四三億六九九四万クルゼイロ）、電力計画九（所要経費は外貨一億二九七四億ドル、伯貨四六億クロゼイロ）、及び道路計画二（所要経費は外貨六六六万ドル）更に、港湾計画四（所要経費は外貨三七八二万一〇〇ドル、伯貨一〇億八〇九八万クルゼイロ）、海運（河川を含む）計画四（所要経費外貨二九一四万ドル、伯貨四億一七〇〇万クルゼイロ）農業計画三（所要経費は外貨二七一二万五〇〇〇ドル、伯貨二億六〇〇万クルゼイロ）、工業計画二（所要経費は外貨一〇八六万ドル、伯貨三億八七三二万九〇〇〇ドル）の内容をもつ所要経費総計、外貨三億八七三二万九〇〇〇ドル、伯貨一四三億六九九四万一〇〇〇クルゼイロに及ぶ龐大なものであつたが外貨三億ドルの一部は一九五三年にアメリカの輸出入銀行より借款という形で融資された。一九五三年末アイゼンハワーはブラジルへの援助を打ち切り、この委員会は解散されたため、一九五三年九月には独伯混合委員会、五四年一月に仏伯混合委員会が出来て、ブラジルの開発の主導権は西欧側に移つてゐる。

この計画と共にブラジルの工業開発の総合計画としては一九五〇年に出来た一九五〇—五四年の五カ年計画であるサルテ（S A L T E、厚生保健、食糧、運輸、電力の略であるが、このサルテが上記四つのものの頭文字の示す通りこの四つ計画が中心）計画がある。

この所要経費は二〇〇億クルゼイロに達したために、この調達には国家予算と公債の発行、ブラジル銀行の貸付という形をとつた。このために膨大な財政資金とその他の融資資金の放出は財政インフレを惹起して経済の不安定を招いたために、政府は均衡財政の維持とインフレ抑制のために一九五二年になると早くも経費の削減となり、サルテ計画は小規模なものとならざるを得なくなり、後一九五四年十一月、大統領が現実在即せずとの裁断により中止されたのである。

一九五一年七月にブラジルの工業開発の優先順位を決定する基準を工業開発委員会が決定し、電力の増産、交通通信施設の開発増強、資本の導入と金融制度の改善、労働管理の改良と技術者養成を主眼とし、工業を最重要工業、基本工業、製造工業（イ、重工業—生産財製造、ロ、軽工業—消費財製造）に区分して燃料、電力、モーター、電気資材の生産工業に第一位の優先を認め以下製鉄、化学工業、紡績業、食品工業、ゴム及び類似製品工業、皮

第6表 S A L T E計画の計画予算

収 入	1950	1951	1952	1953	1954	合 計
一般予算	1900	2200	2400	2550	2600	11650
保健衛生	—	340	310	335	365	1350
公債	1000	1000	1000	1000	1000	5000
貸付	500	450	400	350	300	2000
合 計	3400	3990	4110	4235	4265	20000
収入の部の単位 百万クルゼイロ						
支出の部の単位 クルゼイロ						

支 出		回 転 基 金	800,000,000
保健衛生	2,640,056,410	小 計	20,709,076,410
食糧供給	2,733,400,000	利息その他出費用準備金	590,923,590
運輸力	11,345,620,000	小 計	21,300,000,000
電 小 計	3,190,000,000	1949年度使用分控除	1,300,000,000
	19,909,076,410	合 計	20,000,000,000

革、毛、機械工業、建築材料工業、光学材料工業と順位を決定した。

今一(は)ラフェール計画(Lafar)と呼ばれるものである。ブラジルの港湾施設、鉄道の改善、農業機械の購入のためにアメリカの輸出入銀行と国際開発銀行より一九五一年九月、アメリカ・ブラジル混合委員会の勧告で五億ドルの借金が成立したが、ブラジル国内でも所要資金が百億クルゼイロと計算され、このために所得税追徴の形で調達することになりラフェール蔵相が立案した計画である。

個人所得税年間一万クルゼイロ以上の者から五二年より五六年迄一五%、法人には未配当利潤の三%を追徴して毎年二〇億クルゼイロ、五カ年で一〇〇億クルゼイロを調達し、国民には五カ年間、追加所得税の一五%に相当する二十年年賦償還の公債を交付し、之でも二〇億クルゼイロを一年間に調達出来ぬ場合は保険会社や連邦貯蓄銀行から必要資金を吸収する政府の権限を与えることにしたのである。

ラフェール計画はサルテ計画実行予算削減による不足分を補っていたこともあり、この両者により五四年迄ブラジルの工業開発計画が実行されていた訳である。

クビチュック大統領の出現により経済開発銀行が大統領の命令

により立案したものが現在実施中の経済開発五カ年計画で一九五六年十一月立案されている。

この計画は電力部門では五カ年後に五〇〇万キロワットを生産目標とし、道路部門は一萬キロメートルの道路の建設と三〇〇〇キロメートルの舗装を目ざし、鉄道部門では現存鉄道の再整備と一五〇〇キロの新線敷設でその所要資金は前者が一二六億クルゼイロ、後者が一一九億クルゼイロであり、更に港灣及び浚渫計画が五カ年で四七億クルゼイロとされ、海運部門六二億クルゼイロと見積る計画を内容とし五カ年計画の所要資金の合計は外貨で一億ドル、ブラジル貨で一五〇〇億クルゼイロにのぼる大規模なものが既に動き出している。

外資といつても西独、イギリス、アメリカの場合は資本構成は非常に確かで自己資金が大部分を占め、借入金も日本の企業より少く技術にしてもブラジルでは永い伝統が西欧やアメリカのそれに対する信頼を大きくして居る。

日本の海外投資のうち、ラテン・アメリカに対するものは株式取得の形のもが総投資額の五八%⁽⁴⁾で大規模な合弁事業が多い。

例えばミナスの製鉄やブラジルに於ける毛紡織、ディーゼル・エンジンがそれである。

日本の合弁形式による投資は西欧との競争で非常な困難に直面

しているが特に現地人の労働生産性の低さと労働意欲の消極性とブラジルの労働立法（例えば十年以上の勤続者の解雇禁止）、現地の民族的慣習、現地人の日本的商法への信頼の不足等の原因が大きいものと見られている。

ブラジルが近代的な国家完成の努力をつづけながらも、広大な国土と近代と古きものとの混在に悩み外国資本の好箇の市場として国際資本の圧制下にあることは自立と従属の矛盾の同時的な存在に外ならない。

ブラジルの経済成長の理論的分析については他日を期したい。

註(1) 拙稿「激動するアルゼンチン経済—プレビッシュ報告に寄せてその意義を探る」南米研究・三号、拙稿「アメリカの対ラテン・アメリカ投資政策の検討」南米研究・五号。

(2) H. W. Spiegel, Brazil: The State and Economic Growth, (in ed. by Simon Kuznets, Wilbert E. Moore and Joseph J. Spengler, Economic Growth: Brazil, India, Japan), 1955, pp. 422-429.

(3) 拙稿「国際金融政策の一断面—後進国投資の効果の事例的研究」国際経済研究Ⅷ

(4) 朝日新聞、昭和三十三年十二月八日

本節の主たる参考文献は次のものである。

United Nations, Analyses and Projections of Economic Development, I An Introduction to the Technique of Programming, E/CN. 12/363, June, 1955.

United Nations, *Analyses and Projections of Economic Development*, II
The Economic Development of Brazil, E/CN.12/364 Rev. 1, Apr. 1956.
United States Department of Commerce, U. S. Investment in the Latin
American Economy, 1957.

七

以上の論述から特に後進国開発投資政策の中軸となるものを把握出来たようである。資本回転率基準、再投資基準、社会的限界生産力基準、時系列基準の四つの外に利潤誘因、アカウンティング・ブライズ、更に国際収支効果⁽¹⁾(Balance of Payment Effect) 国際収支に対する投資のマイナス効果は強調するに値する重要性をもつか、又国際収支効果は多くの場合、投資優先度を決定する要素となるかについて肯定)、社会的費用(Social Cost) 社会的利潤獲得力について)が基準として考えられたが更に今一つ雇用吸収基準(Employment Absorption Criterion)を挙げねばならない。

それはライベンスタインによつて主張されているところであるが、この基準を正当化するものは次の二つである。一つは偽装失業が後進国では相当に存在し、更にこの失業者の一部が雇用されて仕事につくならば一国の経済にとつて最も大きな利益をもたらすことが確信されることである。そこで後進国では一般に資本が

後進国開発投資政策の基準

稀少であるので資本の限界生産力は大で、労働の生産性は小である。ここへ適当な生産技術を与えると十分な労働と少い資本との相關関係が生ずるが、経済過程に吸収される労働の範囲は他の生産要素の適応性と弾力性如何にかかってくる。但し最も適応性の高い資本ストックは総産出量附加を極大化する必要はない訳である。

一般均衡状態を保持出来ぬ後進国経済を考える。資本財の相対価格が生産力とプロポーションアルでないとして、二つの資本財 A、B が同量、同数の人の仮定で投資が行われて生産が夫々増大する時に、A が資本財生産に於いて B と同一量の労働で二倍の能力をもつとする(投下労働一〇〇)。

A 財の生産に最大一〇〇人を要すると B 財の場合は一五〇人を要し A 財の一〇〇人より生産量小となる。

この例ではライベンスタインは雇用の極大化を最終目標としなだけなら A 財の生産に投資するよりもむしろ B 財の生産に投資することを選ばぬだけであるという。

このことは生産力の高い資本は必ずしも労働供給増加に強く適応し又弾力的である資本と関係ありと信ずる根拠はないということの意味している。労働吸収基準は人口過剰地域に於ける労働節約という技術の導入を全然認めない。

このような投資の行われる効果は労働の超過吸収力を増大することにあり、これを強調しているが新しい基準とはいえ、再投資基準と遠く離れるものではあるまい。

回転率基準については欠点が指摘された。社会的限界生産力基準についても考察するところがあつたが、尚、二、三点を附加することが出来るであろう。投資政策の基礎として社会福祉や経済厚生を主導するものは私的限界生産力よりも社会的限界生産力という限界原理によることは度々、ふれたが、この場合の一般的仮定は社会的生産力と私的生産力は、ある場合に不一致があつても大部分は一致するものとして生産力の測定は市場価格で行うことである。

併し、ここに問題がある。即ち後進国では価格体系が経済全体に滲透する迄に至つて居らず、失業の存在、通貨の過大評価、その他の価格構造を乱す要素が現に見られ、社会的状況に対応して市場価格の上下の変動が大巾になる程、一層社会的限界生産力測定にはアカウンティング・プライス (Accounting Price) やシャドウ・プライス (Shadow Price) に頼ることになるが、之等のプライスそのものに又検討すべきファクターの存在することは既述の通りである。このようにして投資決定に当り、決定的な影響を限界原理分析がもつとは実際にはいい切れぬ根拠がここにある訳で

ある。

限界生産力接近は投資について資本集約接近法の実際的有效性をもつ場合もあるようである。

後進国に於いても、やはり政府は資本集約的投資を助成、敏返し、特に重工業は（鉄鋼、綿紡というような近代産業発展に不可欠のもの）労働量を少くして大量の資本を投入することは再投資率を大にするという理由から重工業化に力点をおいていることは周知の事実である。

重工業の建設が漸次、軌道に乗り、その結果、機械、工具、その他の製品が輸入品よりも安くなる見透しが可能となると社会的限界生産力基準に基づいて投資計画はその引上げを含むものとなることは容易に予想されるのに対し、重工業の建設が一時的にしても地方産業保護という色彩の強い、生産性の比較的低い、費用（コスト）の高いものであると、之等の産業の育成に高い再投資率を望める訳はないことから当然に、その不利益をカバーするため、その産業への再投資率を引き下げると見ねばならない。

後進国の産業投資についても、やはり産業への再投資率に問題があり又消費財産業と資本財産業の成長率を測定し、之を助成するにしても均衡した関係が必要となる。

後進国で育成が望まれ又現に資本が大量に投下されている（外

資を中心とする)重工業部門に現地の生産性の低い労働が雇用されて相対的に高賃銀が支払われると、この労働者の所得増大より消費財需要がデモンストレーション効果を伴つて現出する。このことが価格体系をインフレーションの圧力で混乱させ、ひいては本源的蓄積の低い後進国の資本蓄積が益々等閑視されて資本不足は深刻化し、結局、又当初導入資本より遙かに大量の外国資本の導入を求めねばならなくなり、後進国の先進国資本への結びつきを深めて行くことに落づくに過ぎない。

ベルショウは⁽⁴⁾アジア諸国の工業化と、之に対する投資について考察した結果、工業化計画を進める場合の正しく且つ、望ましい計画の順序は、第一が軽消費財の生産、第二に中間的工業、最後に重工業の建設計画であるという。この計画の順序は単に後進国の資本と労働の相対的利用可能性 (relative availabilities) を基準としていただけでなしに、消費材供給増大の集約的効果を示すものであり、この順序こそが後進国開発の段階的前進を指し示し、現在から将来への市場の移行を物語つていると見ることも出来て傾聴すべき多くのものが含まれている。工業化を余りに急ぎ過ぎるよりは緩慢乍ら後進国に於いては消費財の供給増加を行つて民生の安定を実現させて、消費性向の育成を待ちつつ工業化へ移る方法も考へべきことであることを示しているのである。

後進国開発投資政策の基準

併し、後進国投資計画の順序はベルショウもいうようにすべてこの方式に則るべきではなく、やはり例外もある筈である。それは、後進国そのものが固有にもつ各地域、各国の特殊な環境に即応した原則の変更であり、各民族のもつ経済的慣習や地域社会の伝統等、民族的、社会的、心理学的な考慮が経済分析に入つて来るのは当然である。単に風土、気候のような自然地理学的条件に対する適応から上述の如き種々の特殊条件に対する適応までも必要となる。これが投資計画順序についての一般的原则の重要な例外と考へて差支えないものである。

経済成長は天然資源の開発と現在の科学的知識の利用から生み出される収入と諸種の傾向の相互作用によつて決定されるといわれているが、この場合に、その傾向乃至性向を次の如くに観察しているのがロストウである。⁽⁵⁾

即ち(一)純粹科学を發達させる傾向、(二)経済に対して科学が適応する応用科学化傾向、(三)技術革新を受入れる傾向、(四)物質的進歩を求める傾向、(五)消費性向、(六)子供をもつ傾向(出産傾向乃至人口増大傾向)を数えている。

経済成長は叙上の傾向が与えられ、収入の増大が生ずると起つてくるものであり、収入の変化と色々の傾向の変化の相互的作用から生ずるといふのは、例えば日本では之等諸傾向の移動が持続

的経済成長を阻む主要原因であると見られるし、オーストラリヤやニュージランドでは、新しい利潤獲得可能性の突然の出現が主たるブレーキとなつていよう、やはり二つの要因の同時的・同方向の変化又は増大が成長にとつて必要であるといふのである。このことは日本とオーストラリア及びニュージランドについて見られるだけでなくラテン・アメリカや東南アジアでは、二つの要因の双方の独立的变化が同時に見られても方向の異なることがあるといふ具合で、成長を阻止或は緩慢にしていることから容易に理解出来る。

ロストウのこのような見方はガールンソン及びライベンスタインの投資政策の基準の説明に於いても重要なポイントとなつてい^(?)る。彼等は資本集約的投資は消費性向、人口増大傾向（子供をもつという）に効果を及ぼすといひ、之等の性向は将来、一人当りの所得がいよいよ増大することが後進国では期待される限り、大きくなる事は必至であり、資本集約投資が増大することはこのよ^(?)うな効果を通じて結局、経済成長を促進することになると考へる。資本集約投資政策は、尠くとも短期的には、少数の人々には影響を与えるようであるが、経済を近代化させようとして一国経済に近代部門を導入している反面、その国の伝統から独自の伝統的古典的部門も尚存在している後進国のすべてに見られるデュアリ

ズム即ち二重経済を誇張するような影響を与える。この場合は技術革新受入傾向と物質進歩を求める傾向が働いている。資本を少数の人々よりも非常に広範囲に而も、部厚く資本を拡大し、おし広げる政策より一層強い範囲に投資の影響を与えるといふことに後進国投資の場合の資本集約投資の特質が見られるといつていい^(?)だろ^(?)う。

教育と訓練の機会が与えられる結果、少数の人々（経済の近代部門以外に残されている他の連中）は多かれ少かれ、敏速に而も十分に産業環境の中に吸収されて行き、即ち雇用量が増大し、之等の人々が新しい生活方法の趣味を享受する相当の機会が十分に与えられるべきである。このことは当面の問題に関連した適切な諸傾向に公平に影響を与えるといふ見方からも十分望ましいことであるとの論は当然のことといえる。

之に反して、不公平な物質状態即ち生活状況の下に、もつと漸進的に之等の影響を多数の人々に与えるのが望ましいかという点では貧困と不公平な分配をいつ迄も与えておくことは決して後進国経済の発展のためにプラスではない。むしろ、新しい産業環境に吸収すること即ち雇用量増大を図るべきである。

以上、投資基準について、その素描を各節に亘り行ひ、且つ、検討を加えて来たが資本制経済を前提とする資本の国際的移動即

ち国際投資は受入国の経済環境改善よりは輸出側側の資本の利潤性を重点とする現実より一步進んで、受入国の経済環境即ち工業化計画進行による諸々の影響、即ち赤字財政によるインフレーション、生産の跛行性による経済発展の停滞経済の不安定による政治の動揺等の改善を第一義的とせねばならない。

その資金的側面も亦国際的金融資本による寡頭の支配という形の強行でなく、国際的資金協力が為替の安定より通貨の安定を目標とする例えば、ラテン・アメリカに対する複数レートの単一化、正常化への資金的援助という方向へ向けられることが何よりも要請される。

上述の投資基準は少くとも資本制的発展にとり又資本制的企業資本の発展にとり有意義であり、而も必要なものであつた。未開發地帯は単一生産構造にある上に輸出産業が農業及びその周辺産業にのみウェイトをおいていることを考えるならば各国の投資政策は上述の基準以上に社会的厚生にウェイトをもたさねばならない。

社会主義国家による投資は之等の基準とは全く異なるものが考えられるのは当然であるが、この投資量は年々増加の勢を見せていることも世界経済の均衡を左右するものとして注目されねばならない。

後進国開發投資政策の基準

註(1) ポラックの考えが投資基準の萌芽であることを既述して第一の分類即ち回転率基準に入れておいたがチェネリーの如く国際收支重視という見方からこの面を強調した基準を認めるならばポラックは勿論この類型に入れられる。

J. J. Polak, *Balance of Payment Problems of Countries Reconstructing with the Help of Foreign Loans, Readings in the Theory of International Trade*, 1950. pp. 459-496.

(2) H. Leibenstein, *Economic Backwardness and Economic Growth*, 1957. pp. 259-261.

(3) チェネリーの社会的限界生産力測定についてのティンバーゲン方式によるアカウンティング・プライスや彼の方式のシャドウ・プライス決定についての困難さはギリシャの産業計画、南部イタリーの開発計画についてなされた分析で明らかとなつたところである。

H. B. Chenery, *The Application of Investment Criteria*, *Quarterly Journal of Economics*, Vol. LXVII, Feb. 1952.

(4) H. Belslow, *Population Growth and Level of Consumption*, with *Special Reference to Countries in Asia*, 1956. pp. 190-191.

(5) W. W. Rostow, *The Process of Economic Growth*, Oxford, 1953.

(6) W. W. Rostow, *The Process of Economic Growth*, Oxford, 1953. p. 70.

(7) Walter Galenton and Harvey Leibenstein, *Investment Criteria, Productivity and Economic Development*, *Quarterly Journal of Economics*, Aug. 1955.

三井海運業の生成

佐々木誠治

はしがき

昨夏編纂刊行を見た三井船舶株式会社史「創業八十年史」は多方面にわたる実地調査と資料の蒐集整理にかなりの日時と労力を費やして完成されたものであつて、ただにわが国最古の一海運企業の発展過程を刻明に記録説明しているばかりでなく、近代海運業のわが国における発達一般についても広汎且つ貴重な論証を試みている甚だ有益な海運史書である。いままでに発行された海運会社々史と言へば、「日本郵船株式会社五十年史」・「同七十年史」と「大阪商船株式会社五十年史」のいわゆる「社船」関係のものに限られ、それ以外には殆んど見るべき海運企業史のなかつたわが国で、最近にいたつて、いくつかの海運会社々史が編纂され或いは目下編纂中であることは、海運史研究上まことに喜ばしいことであるが、なかんずく、「社外船」の指導者といわれ、その最

三井海運業の生成

も代表的な存在と目される三井船舶（三井物産船舶部）の歴史が今回完成したことは、われわれ海運研究者の期待に最もかなうものであり、裨益するところすこぶる大きいと言つてよからう。

ところで、郵・商両社に比して毫末も遜色ないばかりか、より古くからの伝統と実績とを誇り得る三井海運業の歴史を「創業八十年史」と銘打つて公刊したのは、三井物産の創立された明治九年（一八七六年）七月一日より起算して八十年「以上」をかぞえ得るためであること勿論だが、より具体的・内容的には、「創業の当初から」「三井物産の部門として船舶業務も発足した」という自己認識に基づいたものである。⁽¹⁾このこと、もとより、社史発行者たる三井船舶株式会社の判断・決定すべき、またできることがらであり、他よる異議を唱うべき筋合毛頭存しないであらう。事実また、同社史本文中にも、その起源について、「……従つて三井家として海運業務に染手したのは、三井物産の

三井海運業の生成

創業以来のことであつた。この意味に於て、三井海運業の始期は当然に三井物産に於ける海運業務の着手に求めるべく、具体的に明治九年、長崎・口之津に於て萌芽の発生を見たものとすべきである。⁽²⁾

と述べ、或る程度の具体的根拠を指示してその妥当性を考証しようとして試みている。

ただし、若干の裏話的事情を述べることを許してもらふならば両三年ほど前、三井船舶の故青木勝常務（社史担当重役）・社史編纂担当者高橋威氏等より三井海運業の起源について筆者に下問があり、その際、筆者は、「会社としての立場・見解から明治九年七月三井物産創立の時をもつて始期とされることに何等異論もなく、それ自体かなりの妥当性もあろう」⁽³⁾。ただし、純粹に学問的な考察をした場合、現存資料によれば、明治九年三井物産創立と同時に厳密な意味における海運業務がはじまつたと断ずるのは些か尚早・根拠薄弱気味に思われる。私見としては、二、三年あとの明治十一年か十二年に三井物産の海運業務が成立したと考える⁽⁴⁾。旨答弁し、筆者が何処かに寄稿するつもりでものした一文を参考に供したことがある。これに対して、青木常務から大綱において私説と同意見であるとの親書をいただき、高橋氏も学問研究の見地からは私説と全く同見解であるといわれた。

今日、すでに「創業八十年史」は刊行され、且つ、それでは、上記のごとく、三井物産創立時をもつて海運業の始期とされている。これは、同社独自の判断・社史編纂方針に拠られたものと了解している。そして、これに対して、門外者の敢えて反論すべき必要はなからうと考える。

だが、こうした一会社企業が自らの見解に基づいて自らの社史をつくる立場とは別に、海運研究者が自己の研究方針に従つて当該海運会社の発生・發展史を考察することはもとより自由であるべく、且つ、その間に、若干の不一致・差等を生じて止むを得ぬであろう。三井海運業史のごとく、わが国海運史研究上、極めて大きな比重・重要性をもつと考えられるものの場合、色々な角度・見地から検討を加えて、より適切な・より信憑性に富むものを追求することは、同社にとつても、海運界一般にとつても、また学界にとつてもむしろ望ましいであろうし、特に筆者の場合、自己の研究成果に基づく私論を發表することは、日頃の研究面において多大の援助・便宜をあたえてもらつている同社に対して、却つて一種の報恩となるであろう。けれど、今後百年史編纂のときまでに、相互に一層の資料調査を行なつて、より完全な社史のできるよう協力しましょうという同社史編纂担当者各位との約束もあるのであるから。ここに、上記一文を再考加筆して一般の批

判教示を求める所以である。

註(1) 三井船舶株式会社「創業八十年史」社長序。

(2) 同書二〇頁。

一、三井海運業の発生基盤

三井物産会社がその会社定款中に、始めて、「海運業」なる営業目的を追加記載したのは、合名会社組織に改めてから五年目の明治二十九年十一月三十日であつて、これに基づき、社内機構として「船舶掛」なる一掛が翌明治三十年九月八日東京本店外国課内に正式設置された。⁽¹⁾同掛は三十一年五月十四日「船舶課」と改称ののち、明治三十六年四月二十九日「船舶部」に昇格(最初は門司に設置)し、ここに、世間周知の「三井物産船舶部」の海運活動即ち三井海運業の一大発展のスタートが切られることとなつたのである。しかるに、かかる重要且つ明確な歴史的諸時点が存在するにもかかわらず、通常、三井海運業の発生時期は、より古い年代に求められ、その歴史はより早い口付をもつて語られはじめるのがつねである。このこと、事実上における三井海運業務の成立が、右の諸時期よりもつと前の時代に求められ得るがために外ならない。しからば、その時期と当該海運業務発生の基盤とは幾時・如何なるものとして把握さるべきであらうか。まず、従来

三井海運業の生成

における通説的見解をうかがうに、「神戸海運五十年史」は次の如く述べている。

「三井物産会社が初めて船舶に手を染めしは明治七年政府の申込に依り、当時政府の経営に係る三池鉱山の石炭を上海に輸出するに当り、帆船使用を以て第一著歩とす。⁽²⁾」

また、「海運興国史」は

「三井物産会社が海運に手を染めた最初は明治七年政府の命により石炭を輸出した時にある。当時政府所有の三池鉱山産出炭を上海に輸送する為政府並に覇城会社所有帆船其他を借受け目的を果した云々⁽³⁾」

と記している。両書の記述に若干の精疏・異同ありとはいへ、三井海運業務が、三井物産会社の三池炭上海輸出という貿易業務に附随して、明治七年頃より発生したという点において全く一致している。

もつとも、両書のみならず、その他一部文献⁽⁴⁾に示される「明治七年」三井海運業務発生というのは、凡らく、「明治九年」の誤りと言うべく、会社の設立(明治九年七月一日)および、同社による三池炭委託販売の開始(同年十月一日)に先立つ明治七年に、かかる貿易・海運業務が三井物産の手で行なわれる筈は絶対的にあり得ない。

三井海運業の生成

三井物産会社船舶部自身の手によつて編纂された最古の三井船舶史と言ふべき「三井船舶部之沿革」の叙述

「抑も、我三井物産会社が、海運業に手を染めたるは、明治九年、当社創立当時よりの事にして、即ち、政府及び霸城会社所有帆船其他を借受けて、当社取扱商品の内地沿岸輸送、並に当時の官營三池鋳山の石炭を、上海へ向け積出し、之を同市場にて、委託販売するに至りたるに初まる。」⁽⁶⁾

乃至「三井読本」⁽⁶⁾、「三井コンツェルン読本」⁽⁷⁾の所説の方が、前掲海運史書のそれより、少なくとも、より妥当な根拠をもち得るであらう。

三井物産会社（私盟会社）は、「皇国物産ノ有餘ヲ海外へ輸出シ内地需用ノ物貨ヲ輸入シ普ク宇内万邦ト交通センコトヲ欲ス」という創立目的を掲げて、明治九年六月三日、東京府知事楠木正孝宛に会社設立願書を提出し、同年七月二十三日附で認可指令を受取つた。会社自身としては、予め、七月一日を開業の日と定めており、事実上同日より三井物産会社としての営業が開始された。言うまでもなく、同社は「三井組国産方」と「先収社」——明治七年三月井上馨・益田孝・馬越恭平・木村正幹等により設立——との合併体であり、両者の営業を継承したものである。従つて、「三井組国産方」とその前身——明治八年以前は単に「国産方」と称す——或は「先収社」の時代に、海運業務の発生・実行ありとすれば、三井海運業の起源は明治九年以前に求められても差支えない筈である。けれども、「三井組国産方」の時代、

海運業務の発生を可能ならしめ得るほどの貿易業務の発展はなく、一般的に見て、極めて微々たる商売をいとなんだに過ぎないといわれる。⁽⁸⁾

三井家家祖高利の遺した「三井家家憲」中にうたわれている「長崎に出でて外国と商売取引すべし」という一項目は、明治に入つても、容易に実現をみなかつた訳で、当時における「三井の宰相」三野村利左衛門の意図せる外国貿易会社「東京商社」の設立計画も明治二年挫折した。かくて三井組は、伊豆七島の物産および内地米の販売を中心とする「内国商売」に従事し、それすら、あまり大なる成績のものではなかつた。明治八年頃にいたり、「三井組国産方」の内部に「輸出掛」なる一掛が設けられたとも言われているが、せいぜい、外国貿易へ進出しようという悲願をこの窓口を開くことによつて実現の途につかせようと考えた程度とみるべく、また、明治三年設立の我國最初の汽船会社「回漕会社」と「三井組」との関連、なかんずく、「回漕取扱所」（明治四年一月、回漕会社の後身として設立）に対する三井の手代吹島四郎兵衛の参加等の歴史的事実も、三井海運業務そのものの成立とは直接的關係をもち得ない。総じて、三井物産会社設立にいたるまでの三井の商業活動は、極めて小規模且つ国内的なものであつて、それにより、海運業務の発生を導くが如き活潑なものではなかつた。他方「先収社」の側について見ても、たとえそれが外国貿易を目的として出発し、何程かの実績をもつとはいへ、いまだ、海運業務をあわせ営むがごとき大きな発展を示したとは到底認められがたい。

すでに見てきたように、沿革的に、三井海運業は三井物産会社の本来的業務である貿易業務、なかんずく、三池炭の上海向け輸

出業務に関連して発生したというのが、これまでの支配的・一般的な解釈である。ところで、三井物産は、設立当時、官營三池炭坑産出炭の輸出業務のみをいとなんだわけではない。三池炭の販売と同時に、否、事實上、より早期に、他の物産売買をいとなんでいたのであつて、「三井組国産方」および「先収社」時代に染手された貿易業務、特に、政府米の輸出と国内物品交易とは、上記三池炭の上海輸出業務が開始され發展の軌道に乗るまでは、むしろ三井物産会社の最も大きな・重要な業務であつたといえよう。それでは、こうした政府米の輸出或いは国内物品交易に関連して海運業務が発生し得たのではあるまいか。

「当社の創設と同時に、国産方は廃止され其の業務を継承した。当時当社の業務は主として大蔵省の委託に基く内地米の買付及び海外輸出並に鉱山局より一手販売を引受けた三池炭の販路拡張にあつた。而して米を外国帆船を以て倫敦へ積送るのに際して上乗りとして人を彼地に派遣したが、これが当社対英貿易の端緒であつた。」⁽⁹⁾

右の敘述は、すこぶる興味ある一文である。もしも、一般的定説のほとんどが示しているように、三井海運業務が、いわゆる「傭船」によつて開始され得たと見做すことができ、従つて、船腹の引合業務それ自身が、すでに、海運業務の萌芽であつたというの

三井海運業の生成

であれば、こうした政府米輸出業務に伴なう船舶手当は、時期的にも決して三池炭輸送に遅れるものでないだけに、より評価さるべき性質のものであるかもしれぬ。⁽¹⁰⁾ けれども、かかる政府米輸出に伴ない三井海運業が発生したとの立論を見聞しない。それが三井物産会社の貿易業務の發展過程上、はなはだ重要な契機であつても、海運業務の發達史上、さほど決定的な契機とは認められていない。思うに、当該政府米輸出に関連せる船舶手当とその輸送は、今日においても認められるがごとき貿易業者のシッピング業務と異ならず、三井物産会社が取扱業務上関与し得る範囲は「輸送米の買付、荷造り及び本船積込に限られ」ていたこと明白なるがためであろう。

今一つの業務、すなわち、国内的物産取扱と海運業務との関連については、さきに引用せる「三井船舶部之沿革」はこれを自認して、三池炭輸送と内地沿岸輸送との両者を併記している。けれども、かかる「当社取扱商品の内地沿岸輸送」に関する具体的資料は欠如しており、とりわけ、万一それら沿岸輸送が事実存在し得たとしても、それをもつて三井の海運業務であることを証明するに足る材料はほとんど見出しがたいであろう。しかも、従来、こうした内地沿岸輸送を端緒とする三井海運業務發生論は主張もされず、重要視されてもいない。けだし、三井物産会社の設立に

三井海運業の生成

よつて、国内的物産取引が大規模に展開され得たのならばともかく、「三井組国産方」時代のままのような内国商業では、いまだ、海運業務を発生・成立せしめるに足る基盤とはなりがたかつたと見られるがゆえであろう。

以上要するに、明治九年夏に設立された三井物産会社は、設立当初、若干の国内または国外貿易業務を営んだとしても、それらは、なお、三井物産会社に海運業務を直ちに成立せしめるには不十分な基盤でしかなかつた。従来通説の如く、三井海運業務は主として、同社による三池炭の上海輸出業務の成立・発展を基盤として可能となつたと見てよからう。しかれば、三池炭の上海輸送は、果して、同社創立と同時に生起したであらうか、また、当該輸出業務によつて成立せしめられた三井海運業務は如何なる性格・特徴をもち、如何ように発展して行つたであらうか。これが検討が本稿以下の目的である。

注(1) もつとも、三井物産会社は、日清戦争中、それまで船舶事務の主務店とも言うべき役割を果していた上海支店が一時閉鎖されたため、明治二十七年十月、東京本店外国課内に「臨時船舶掛」を設置し、藤田誠一郎を主任に命じた。これは船舶部最古の淵源と言い得る。三井物産会社船舶部が大正十二年末に編纂せる「三井船舶部之沿革」五頁参照。

(2) 神戸海運業組合編「神戸海運五十年史」(大正一二・四)七四頁。

(3) 畝川鎮夫「海運興国史」(昭和二・七)七三〇頁。もつとも別冊の「同附録」には明治九年とあり。同二二四頁。

(4) 例えば「通信事業史」第六卷九四三頁。

(5) 「三井船舶部之沿革」一頁。

(6) 増尾信之編「三井読本」(昭和一八・五)二二二頁および四八一頁参照。(同書二二四頁の船舶課設立年月は不正確なり)

(7) 和田日出吉「三井コンツェルン読本」(昭和一二・二)一二〇頁参照。

(8) 「三井読本」一一八頁。

(9) 同書 二二二頁。

(10) 明治五十七年の第一回政府輸出米は横浜居住の米人ウォルシュホール(Walsh Hall)が単独で引受け、第二回政府輸出米(明治九一一年)にいたつて「三井組国産方」が英人ワトソン(C. B. Watson)と特約して約五十万屯を引受け、これを三井物産会社が継承した。「男爵益田孝伝」(草稿のまま未発表)によれば、

「政府輸出米を当社が取扱ふ範圍は、輸出来の買付、荷造り及び本船積込に限られ、積取船の傭入れとか、歐洲に米を販売する仕事は前掲横浜在住英人ワトソンが政府の命を受けて一人でやつていた。」と。

第三回目(明治十一年)の政府輸出米は三井物産会社が単独で引受けた。再び「男爵益田孝伝」によればその事情次の如し。

「次に第三回政府輸出米(明治十一年)に就て、当社は大蔵省より取扱の委託を受け、偶々三菱会社の風帆船(蒸気船の誤りなるべし——引用者)新潟丸及び高砂丸が修繕のため倫敦に回航するこ

となつていたのを利用して、右の輸出米を積込み、日本人と日本船による日本米の歐洲輸出を始めて成し遂げた。これは当時としては実に破天荒のことであつた。第三回輸出米は明治十年二月十日横浜を出帆した新潟丸の約一万石積出しを始めとし、同年四月十一日出帆の高砂丸の一万石があり、その他、外国船による積出しも、引つづいて各港に於て行はれ、十年中の積出しは当社取扱の分を合せて始は十六艘、後、船腹取極をなした結果総数二十七艘の多きに達し云々。」

二、三池炭委託販売権の獲得過程

三井物産会社は、明治九年七月一日から「三井組國産方」および「先收社」の業務を継承して開業するにいたつたとはいへ、いまだ確たる營業基盤を有するものではなかつた。されば、何とかして、自己の發展基礎となるべき新しい・大規模な貿易業務を探し出す必要にせまられていた。外ならぬ、官營三池炭山産出の石炭輸出業務の獲得が、当時最大の努力目標であつた。

三池炭山は、明治六年四月、維新政府が金四万円をもつて買収し、工部省鉱山寮三池炭山支庁の管理下に經營されていたが、もともと、特異な炭質を有する三池炭の販路はむしろ極めて狭小であつた。明治六年七月大浦坑の拡張を機会に、同炭山産出量は年々増大して行つたとはいへ、同産出石炭に対する需要は、三角灣

三井海運業の生成

一帯の瓦製造用および塩田燃料用から、ようやく、中国・四圍等の瀬戸内海塩田の燃料用に拡大され得たにすぎなかつた。外貨の獲得という政府財政上の理由から企てられた三池炭の外国向け販売は、明治八年十月、ワシントンの博覽會に石炭およびコークスの見本を送つたことを最初とするが、それは、ほとんど、何等の反響も引き起すことなかつた。

翌明治九年六月、同炭山支庁主任小林秀知は、知人たる上海總領事品川忠道にあてて、上層塊炭・磐下塊炭・コークス各百斤を送り、同地における販路開拓方を懇請した。⁽¹⁾これ三池炭の上海に渡つた最初である。述べるまでもなく、これは、三池炭山支庁すなわち政府自身の手によつて行なわれたもので、三井物産会社は何等これに関与するところがなかつたはずである。けだし、それは三井物産会社の設立以前のことであるから。

しかるに、右の三池炭見本の上海到着と同じ明治九年六月の十五日に、三井物産会社は、三井養之助代理益田孝の名をもつて次の如き「三池炭委託販売許可願」を工部省鉱山寮に提出した。

「以書附奉願上候

御寮御所轄之三池炭礦當今其産出弥増加仕候趣弊社之儀兼而支邦印度地方トノ貿易ニ着手仕居候処昨今大ニ其途相開ケ候ニ付何卒石炭売捌之儀御委任被成下候様奉願上候 願之通御聞届被下置候ハ、直チニ

三井海運業の生成

長崎島原両所ニ出張所相設ケ内外之船舶ヨリ相引合売捌ヲ仕尚其産出ノ高ヲ斟酌シ上海及天津ヘモ出張彼国政府之設置セル蒸氣船会社ヲ始メ諸外国船問屋トモ約条広ク致売捌且ツ運送等都而担当正実ニ取扱専ラ支那印度ノ需用ニ供シ候様可仕候 従而官之御手致一切相省ケ極而御辨利ニ可相成奉存上候 就而者其取扱振概略別紙ニ取調此段奉願上候以上

三井物産会社

三井養之助代

明治九年六月十五日

益田 孝

鉦山 寮

御 役 所

(2)

これは、まことに注目すべき資料であり、三井物産会社が如何に三池炭委託販売権の入手に真剣・熱心であつたかを如実に物語つてゐる。いまだ、正式に会社設立にいたらぬ創設準備期にあつて、早くも、かかる出願を敢行せることは、単に、機敏さや熱心さのあらわればかりとは見られない。一説に、当時の工部卿伊藤博文が益田孝の三井入りを聞いて、いわば、餞別として、三池炭一手販売権を与えんとしたことに端を發すとも言うが、たしかに三井物産会社の三池炭委託販売権獲得の裏面には、隠された政商と政府高官との「なれあい」が存在したと思われる。三菱財閥と薩摩藩閥（なかんずく・大久保利通・大隈重信）との密着と同様、

三井は長州藩閥なかんずく井上馨と極めて特殊な連繫を有していた。「総括」なる役名の下に、いまや、三井物産会社を統率するに至つた益田孝は、再び政府入りさせるこの井上と特に親しい間柄であり、さらに、工部卿伊藤博文にしても、三池炭支庁主任小林秀知にしても三池炭の委託販売乃至上海輸出に直接・間接のつながりをもつ政府役人の中に、多くの長州人がいたということは充分注目すべきであらう。

それは、とも角、三井物産会社が願ひ出た三池炭委託販売は、「可嘉之好事」として首尾よく鉦山寮の許可を受け、同年九月十六日正式契約が締結された。これによつて、三井物産会社は、明治九年十月一日以降、三池炭の一手販売権を獲得し、ひとり三井物産会社事業の發展基盤たらしめたばかりでなく、全三井事業の大發展をもたらす原動力ともならしめたのである。述べるまでもなく、本稿主題たる三井海運業務もまた、これを唯一の最大の母胎とした。

ところで、右の如き明治九年十月以降における三井物産会社による三池炭委託販売許可という歴史的事実の存在は、形式上、同年度中における三池炭上海輸出貨務の成立可能性、従つてまた、それに伴う三井物産会社の海運業務發生の可能性を暗示し得る。事実また、明治九年七月一日から同年十二月末までの三井物産会

社創業半年間における販売決済高の中には、「石炭 上海輸出 七
七六屯 三、八三七円」なる一項目が見出される。かくして、「三
井船舶部之沿革」中における次の敘述は、それ自身、全然、無根
拠なものであると言い得ない半面をもっている。

「而て、三池炭の輸出に就ては、初め、当社長崎支店より、
口ノ津に出張して、積出手続其他事務を処理したりしが、明
治九年十二月に至り口ノ津出張所を設置して、専ら、三池炭
積出の任に当らしむるに至れり。」⁽³⁾

一部史書に示されている「政府並に霸城会社所有帆船を借受
け」或は「備船をもつて」三池炭輸送に乗り出したとの所説は、
おそらく、こうした時期に対応せる三井海運業務の発生を意味す
るものである。少なくとも、三井物産会社船舶部自身の手に成
る前掲敘述については、われわれとして、これを一応信頼する外
ないとも言える。けれども、右の「三井船舶部之沿革」編纂子自
らもことわつているように、資料の散逸・未整理と過少とは、必
ずしも、右の記述を絶対正確と信ぜしめるには力弱い点なきにし
も非ずである。本稿以下の所論果して是なりやについても問題は
ありうるであろうが、筆者の考察するところでは、右の如き三井
物産船舶部之沿革乃至一般通説に示される早期的すなわち明治九
年乃至十年頃における三井海運業務の形成論に対して、むしろ、

三井海運業の生成

否定的材料が多い。

私見によれば、明治九年中における三井物産の上海向け三池炭
輸業務は実際上殆んど行なわれず、もし若干あつたとしても、
いまだ、到底、それによつて海運業務の発生を成立せしめ得るが
ごときものでなく、翌十年度においてもなおほぼ同様の事情が続
き、明治十一年中頃にいたつて、はじめて、同社に実質的な海運
業務形成の可能性が導き出されたのではないかと思う。ただし、
明治九年中にあつては、三井物産会社の上海向け石炭輸業務の
成立ということ自身にも若干の疑問があり、また、たとえ輸業務
の実現があり得たとしても、それと同時に海運業務が成立し
たと見做すには根拠すこぶる薄弱であり、むしろ、未形成とみる
べきであろうからである。以下、これを詳述しよう。

注(1) 「三池鉱業所沿革史」第一卷 三三八頁。

(2) 「三井物産五十年史」「男爵益田孝伝」による。同様記録は前
掲「三池鉱業所沿革史」第一卷三三八―三九頁にもあり。

(3) 「三井船舶部之沿革」一頁。

三、三池炭上海輸出態勢の整備事情

——その時期および客観情勢——

既述の如く、一般通説的には、三井物産会社の三池炭上海輸送

はすでに同社創立年たる明治九年に存在し得たとされているけれども、他面これを否定すべき重大な客観的情勢の存在したことを考慮せねばならない。三井海運業務の発生が、会社記録・文書類またはこれに匹敵し得る具体的且つ明確な歴史資料をもつて何年何月よりと証明できるのならば、もとより、かかる客観情勢の成熟・未成熟にかかわりなく、その時期を確定して差支えない。しかしながら、かかる歴史的事実の認定資料が欠如している現状の下にあつては、客観的な歴史情勢の把握によつてよりよき証明を試みる外適切な方法がない。よつて、以下本項では、三井海運業務の掘つて立つ基盤たる三井物産会社の三池炭上海輸出業務の現実の整備過程を分析し、当時の客観情勢下における海運業務成立の可能性とその時期を検討することとしたい。

(イ) 口之津出張所の開設と千早丸の出帆

三井物産会社による官営三池鉾山産出石炭の上海向け輸送業務が、当初、その長崎支店の管轄下におかれていたことは資料的にも明白である。しかも、明治十年頃まで、長崎港以外の港に外国貿易就航船の出入することは許されていなかったから、三井物産会社の三池炭上海輸送が明治九年頃に成立し得たとするならば、当然に、長崎支店乃至長崎港が、三井海運業務発生の地としてクローズ・アップされて然るべきである。それにもかかわらず、口之

津港が三井海運業成立の地と自認され、三池炭の上海向け輸送が同港から発生したこと前記「三井船舶部之沿革」その他が等しく明記するところである。事実、三井物産会社は、三池炭の上海輸送のために、口之津に同社出張所を設置した。

しかるに、三池炭の積出等直接的船舶業務を担当させる目的から設けられた「口之津出張所」の創立時期に關して問題がある。

ただし、「三井船舶部之沿革」は、それを明治九年十二月と述べているけれども、他の諸資料によれば明治十一年五月とされている⁽¹⁾

からである。すなわち、口之津町役場の所蔵せる「口之津町郷土調査」(第一輯)は三井物産会社出張所の設置は税関支庁開設と

同年同月の明治十一年五月とし、且つ、口之津より上海向け石炭を積出した第一船「千早丸」(帆船)は(同年)五月十五日入港したと記録している。⁽²⁾

しかも、「口之津出張所」の明治十一年五月設置は、「三池港務所沿革史」「三井物産五十年史(草稿)」、「男爵益田孝伝」等々他の三井関係資料のほとんどが相一致して記すところである。

⁽¹⁾ 「三池港務所沿革史」に従つて、口之津港の輸出港指定と物産会社出張所開設にいたる事情を概説すれば次の如し。⁽³⁾

⁽²⁾ 三池鉾山が藩営より官営に移行せる明治六年頃においては、「浜(三池港を指す——引用者)デ積マレタ船ハ三四万斤位ノ小船ニ過ギナカ

ツタガ、ソレデサヘモ荷船ハ満潮ヲ利用セザレバ出帆ハ出来ナカツタ
ノデ、小潮「カラマ」ノ時ハ一万斤位ノ小船ヲ現在ノ垂鉛工場正門附
近ニ井堰ガアツタ所デ積込ミ満潮ニ際シテ川ヲ下リ河口デ四五万斤積
ノ船ニ積移サレタ。そのこ、大牟田河口の開鑿・浚深・水門の建設
によつて三池からの積出方法の改善に務めるかたわら「鉱山局デハ地
元ノ運漕業者ニ資金ヲ融通シテ船舶ノ建造ヲ極力督励」し、自らも、
十二年七月「有明丸」同年十二月「三池丸」を曳船として購入乃至建
造し、さらに明治十五年には四五〇屯積の西洋型帆船「運砥丸」六隻
を建造した。かくて、三池（大牟田）から口之津（乃至島原・長崎）
までの輸送体制は整備されたが、言うまでもなく、この区間の運送業
務は鉱山支庁（後に鉱山局と改称）が自己の所属船舶または地元請負
業者の所有船を掌握・指揮して行なつたもので、三井物産会社は完全
にこの仕事面から排除されていた。（同社がこの区間の運送業務を担
当するようになったのは明治二十年以降である。後述参照）

ところで、三井物産会社として関与し得べき——秘密には明治十
一年二月以降においてのみ参加し得たことに注意すべきであるが——口
之津以後の三池炭輸送は、当時輸出港が長崎一港に限定されていたか
ら、口之津港まで送られてきた石炭は、同港において「一旦大型ノ艀
船ニ積替ヘテ」長崎に送らねばならぬという不便を伴なつていた。そ
こで、かかる不便を取り除いて口之津港から直接上海に輸出乃至輸送
し得るようにするために、口之津港を輸出港として指定するよう願ひ
出られ、明治十一年五月、「工部省直屬船及雇船ニ限り口之津港ヨリ
積出ガ出来ル」という許可が下りた。ここにおいて、長崎税関の支庁
（五月二十二日）とともに三井物産会社口之津出張所（初代所長小島

三井海運業の生成

裕太郎）が同月中に設置されたのである。

工部・大蔵両省の協議に基づいて、「三池石炭海外直輸出仮規
則」が定められ、税関と三井物産会社出張所の設置をみた明治十
一年五月に、工部省所属帆船「千早丸」は三池炭四五〇屯を積載
して、口之津・上海間輸送第一船として同港を出帆した。同船の
運航事情乃至運送条件に関する具体的資料は残存せず、それが実
際運営の責任が完全に三井物産会社に帰属せしめられたか否かを
確定的に論じがたい。——けだし、三井物産会社が口之津以後に
おける全運送責任（少なくとも運送費用の負担）を引受けるに至
つた歴史的時期は、後述の如く、明治十二年二月以降であるから
——また、一般通説にのごとく「千早丸」は明治十二年頃三井物
産会社の所有に販したものでなく、明治十年代全期を通じて、工部
省直屬船として終始し、ただ、その實際運航業務面においてのみ
三井物産会社がタッチし得たとみられるが故に、同船の船出即三
井海運業務の開始とみなすには、なお、若干の検討を要するかも
しれぬ。けれども、少なくとも、同船への石炭積入れや上海での
陸揚業務は、三井物産会社が直接的に担当したこと明白であり、
且つ、その航海運用の面においても、実質上、何程か三井物産会
社が関与し得たであろうことは推察にかたくない。従つて、同船
による三池炭上海輸送をもつて三井海運業務の萌芽乃至端緒的発

三井海運業の生成

生と認めることには、一応、十分な根拠があり得るであろう。

如上の考察の通り、三井物産会社の口之津出張所の開設時期が明治十一年五月であり、しかも、それを裏書するが如く、同月十五日に、「千早丸」の歴史的船出があつたとするならば、逆説的に、それ以前における三池炭の積出態勢は、いまだほとんど整備されず、従つて、海運業務成立の余地を与えなかつたと考うべきではなからうか。

口之津港選定事情のなかにも、維新早々における薩長対立意識の一斑を示すはなはだ興味あるエピソードが見出される。「自叙益田孝翁伝」よりの引用として「三池鉱業所沿革史」が記すところによれば、三井物産会社の益田孝は次の如き理由から口之津港を選んだ。

「これ迄三池炭礦の石炭は瀬戸内海の塩浜へ売つて居つたが、三池の海岸即ち大牟田は海が浅くて、瀬戸内海行の船は入らないから、小さい舟に積んで対岸の島原へ出し、島原で瀬戸内海行の船に積みかえて居つた。私は三池から島原へ渡つたが、島原は大きな船を入れることが出来ないから、輸出港とするに適しない。方々港を見て歩いた。天草に富浜と云う処があつて、これが良からうと思つたが、これは薩州の港になつて居つた。口ノ津と云うのが良かつたらこの口ノ津に店を作つて長崎で外国と引合をするに腹をきめた。」と。

ちなみに、これは三井物産会社の三池炭一手販売出願が一応工部省の内認するところとなり、細部取極めは益田孝が現地視察後に行なうという約束ができたため、彼が明治九年七月十二日——八月二日に亘り九州出張せる際のできごとである。

帆船「千早丸」に関しては、従来、一般に明治十二年三井物産会社が蒸汽船「秀吉丸」とともに購入・所有するにいたつたと説かれて⁽⁸⁾いる。けれども、これも正当な論説でないようだ。前掲「三池鉱業所沿革史」「三池港務所沿革史」のいずれも、同船が明治十一年四月海軍省より工部省三池鉱山分局に払下げられたことを明かにしつつ、三井物産会社に運営を委託とはいへ、引き続き所有権は鉱山側すなわち政府にあつたと述べている。(前者第一巻三七四頁には明治十六年同船が上海よりの帰航途中楊子江河口附近で颱風に遭遇破損せる旨の記録がある)。三井物産側の資料、たとえば、「男爵益田孝伝」によつてみても、「明治十一年二月、工部省所属の風帆船千早丸(四六〇トン、英船、原名フォーモース)の使用許可」或いは同船の「貸下げ中止」他への貸下げ記事などが記録され、明治二十年二月三井物産会社による「大牟田川河口より島原・口ノ津・長崎三港への輸送請負」(後述参照)を機会に翌三月、はじめて、三井物産会社に払下げられたことが知られる。

(口) 上海市場の開拓

三池炭の口之津における積出態勢の整備が明治十一年五月頃になつてはじめて実現されたのと同様、当初唯一の海外輸出先たる上海市場の開拓もまた、明治九、十年度においては、ほとんど未着手の状態にあつたと考えられる。明治九年より同十九年までの間の三池炭上海輸出実績の推移統計によつてみても、上海市場の開拓は明治十一年乃至十二年、なかならず、後者を劃期として躍

進したことが明白である。すなわち、

明治	九年(七月—十二月)	七七六屯
十年(一月—十二月)	二、六六七〃	
〃	十一〃()	九、八一四〃
〃	十二〃()	五八、三八九〃
〃	十三〃()	六三、六六五〃
〃	十四〃()	六九、〇六四〃
〃	十五〃()	七〇、六五六〃
〃	十六〃()	八二、二五四〃
〃	十七〃()	八六、二六五〃
〃	十八〃()	四五、五九二〃
〃	十九〃()	六一、二六五〃

なるほど、明治九年度において七七六屯、十年度において二、六七七屯の輸出実績のあつたことが本資料で示されている。そしてその当時における船舶(なかんずく帆船)積載能力から推測すれば、たとえこの程度の数量であつても、数隻乃至数航海分の海上運送を成立せしめるには充分であつただろう。よつて、いわゆる「政府並に覇城会社所有帆」をもつてする三井物産会社の「備船」的海運活動の可能性を全く否定し去るわけには行かぬかもしれない。だが、前掲史実によれば、政府所有般船の供与は明治十一年

三井海運業の生成

「千早丸」の利用許可が最初であり、また、当初の長崎—上海間輸送は「外国の帆船」によつてのみ実施され得たはずである。⁽¹⁰⁾

のみならず、当時における次の如き客観情勢を考えれば、右の如き明治九、十年における輸出実績が統計数字として存在し得ても、それが、厳密な意味で三井物産会社自身による完結的な輸出業務乃至輸送業務を伴なう輸出業務であつたかどうか甚だ疑問である。すなわち、明治十一年五月以前において、上海市場における三池炭の需要乃至販売はいまだ極めて微々たるものにとすぎず、すでに同市場に紹介されて名声を博していた高島・多久・唐津等の産出石炭に圧せられて、特異な炭質の新来石炭は、ほとんど、上海市場では需要されなかつたと言われているからである。三池炭が上海で売れるようになったのは、十一年夏からであると前掲「三池鋳業所沿革史」も述べている。

「三池炭を支那地方へ輸出した事は三井物産の手にかかつてからが初めてで、十一年五月迄は上海瓦斯局或は鍛冶等の供用に少量を販売するのみであつたが、七八月頃になつて上海招商局及太古洋行等から多量の注文があり、一躍上海市場に於ける三池炭の声価を高からしめ、逐日増加し遂に月々千屯の輸出を見るやうになつた。⁽¹¹⁾」

明治十一年十一月にいたつて始めて設立をみた三井物産会社上海

三井海運業の生成

支店の懸命な努力によつてのみ、上海市場は三池炭に門戸を開いたものとみるべきである。

同支店の開設以前における三池炭輸出実績が如何にして行なわれたものであるかは資料的に不明である。「ブリネ・ベイヒュフス・カムパニー」なる外人商社が一時上海における三池炭販売代理店をつとめたこと、三井物産上海支店設立前の明治十年六月に三井物産社員一名が派遣されたことは、事実らしいが、当該「ブリネ」商会との契約は明治十年二月頃始めて締結されたもので、少なくとも、明治九年における前記輸出実績には同商会は関係していなかつたと思われる。

益田孝は、明治十年一月末、渋沢栄一等とともに上海に出張した。政府から依頼された借款問題の解決も目的の一つであつた——この問題は結局不成功に終つた——が、益田の主目的が前年秋引受けた三池炭の販路を調査し、同地に支店を設ける準備のためであつたこと言うまでもない。たまたま、彼は、かつて横浜の「ウォルシュ・ホール」商会に勤めていた時代の同僚たる「ブリネ」(スイス人、後夫人の母国ロシア国籍に入る)が同地で前記商会を經營せるを知つて、これに、自分の間、三池炭の引受代理店となつてもらうよう交渉して成功した。⁽¹²⁾

ここにおいて、一応、上海における受入態勢の手掛りは得られ

たけれども、三井物産会社はそれと同時に石炭輸出業務従つてまたその輸送業務を営んだわけではない。右の「ブリネ」商会との契約を土産に帰国した益田孝を迎えたものは、かの西南戦役である。彼が長崎に上陸した二月から九月までの戦役期間中はもとより、明治十年のほとんど全期を通じて、三池炭の輸出は事実上不可能であつた(後述参照)。同戦役終熄後、上海支店が設立され同市場の開拓に努力が費やされて、本格的な輸出の發展がもたらされたのは、前記明治十一年七、八月頃であつて、それは正に、前項三井物産会社口之津出張所の開設・千早丸出帆によつて整備をみた積出態勢成立期とほぼ見合う時期である。

(ハ) 西南戦役の影響

すでに指摘したように、明治十年勃発の西南戦役は三井物産会社の貿易業務に至大且つ決定的な悪影響をおよぼした。

「西南戦争は、三池炭にせよ、九州炭にせよ、すべてを渦中に呑んでしまつたので、物産会社は、開店早々の明治十年といふ年の目算は全く狂つてしまつて、營業も何も出来なかつた。それどころか出張してゐた社員は、辛うじて生命を全うするといふ始末であつた。⁽¹²⁾」

という「男爵益田孝伝」中の一説は、けだしその間の事情を雄弁に物語るものであらう。薩長兩派間の反目のとぼつちりを受けて

九州地方の三井物産支店・出張所の社員は西郷軍から逃れるのに懸命であり、会社業務は完全に中絶した。ひとり三井物産会社社員ばかりでなく、三池鉱山主任小林秀知（長州人）以下の諸幹部も、或は久留米に、或は長崎に避難し、しかも同鉱山も一時西郷軍によつて占領された。おおよそ、かかる事態の下にあつては、折角上海市場への三池炭輸出の手掛りができ、且つ何等かの石炭需要があり得たとしても、三池炭自身の生産・船積は全く不可能であつたはずである。

三池炭の生産・輸出業務の停止は、当然に、それが海上輸送業務の発生・成立を不可能とし、同戦役中はもとより、おそらく、明治十年末頃にいたるまで、三井海運業務発生の余地は、客観的に生れなかつたであらう。

注(1) 明治九年末までは、長崎支店より口之津へ人を派遣していたが、同年十二月小島祐太郎を出張員として常置せしめたという。

(2) 「口之津町郷土調査(第一輯)」一〇二頁。

(3) 「三池港務所沿革史」第一卷一五―三九頁参照。

(4) 長崎においては更に今一度帆船に積替えて上海へ送つた。「三池鉱業所沿革史」第一卷三七二頁。

(5) 「三池鉱業所沿革史」第一卷三六六頁。

(6) 同書 三六五頁。

(7) 「男爵益田孝伝」による。

三井海運業の生成

(8) 「三井船舶部之沿革」一頁。「海運興国史」七二二頁参照。

(9) 「三井物産五十年史」および「男爵益田孝伝」による。

(10) ……「当初は已むを得ず外国船によつたが、明治十一年二月、工部省所屬の風帆船千早丸(四六〇トン、英船、原名フォーモース)の使用許可が出るに及び、始めて日本人を船長とする石炭輸送が行われた。」「男爵益田孝伝」による。

(11) 「三池鉱業所沿革史」第一卷三七二頁。

(12) 「男爵益田孝伝」による。

(13) 同書。

四、初期三池炭海上運送の基本的性格

——三井海運業務の成立時期——

前項に述べたごとき三池炭上海輸出の歴史的客観情勢の下においては、三井海運業務は、それ自体、明治十一年中頃にいたるまで成立しうべき基盤というものを、ほとんど、もち得なかつたであらう。ただに、海運業務のよつて立つ輸出貿易業務が、かく未成熟であつたばかりでなく、より基本的条件として、当初における三池炭の海上運送業務それ自身がまた、實質的に、三井物産会社の担当外のものとして営まれていたことを考慮すべきである。換言すれば、三井物産会社による海運業務遂行の主体的条件が未整備であり、前記明治九、十年における同社輸出実績から想像され得る海上輸送の実際の業務と責任とは、同会社に帰属しなかつ

三井海運業の生成

たであらうと考えられる。

「鉱山寮所轄筑後国三池石炭山産出ノ石炭売捌ノ取扱ヲ三井物産会社へ委任スル事ニ付茲ニ明治九年第九月鉱山権頭代理 鉱山助中島佐衛ト物産会社益田孝三井武之助三井養之助トノ間ニ左ノ条約ヲ取結ヘリ」

という頭書をもつて十六カ条の条文から成る「三池石炭売捌方条約書」(明治九年九月十六日締結)は、第八条において、三池炭海上運送の根本原則を次の如く規定した。

「一、内外諸方へ輸送ノ運賃海上保険料并荷揚荷積蔵敷貫目 改メ人足賃等其売捌ニ付差起リタル入費ハ鉱山寮ノ引受タルヘシ尤此等ノ入費ハ務メテ減省致様物産会社ニ於テ精々注意スヘシ此他売捌方取扱ヒニ付内外人ヲ相雇并売捌ニ付内外所々へノ電信料郵便税及ヒ証券界紙証券印紙等ノ諸費ハ一切物産会社ノ引受タルヘシ」

右条文中に示されるごとく、三井物産会社は、政府が負担する運送諸費用を「務メテ減省可致様」配意せねばならず、或は「島原長崎其外諸方へ運送ノ船舶等可成丈ケ廉価ニ相雇」(同第五条)う等の義務を負つてはいるが、本来的に、三池炭販売上の運送費用は一切政府(鉱山寮)の負担であり、事実上において島原・口之津・長崎までの海上運送は専ら三井鉱山支庁の所属船乃至専属

請負業者の船舶によつて担当されていた(前述参照)。これら諸経費を「売上勘定ヨリ差引精算」という手続規程からみれば、三井物産会社が実際の海上輸送面にも何程か開与し、一時的な運送費用の立替払いなども行なつたかもしれない。けれども、窮極的に、これら海上運賃・備船料その他はすべて鉱山(政府)側が支出し、三井物産会社は、単に、便宜的・形式的にタッチしたに過ぎない。けだし、同社は所定の石炭販売手数料の外、運送手数料その他如何なる運送利益をも受け得ない建前であつたから。

運送貨物(石炭)自体は政府所有物であり、三井物産会社にとつて取扱貨物ではあつても厳密な意味における自己貨物でない。しかも、同社は一隻の船舶も所有せず、従つて海上運賃乃至備船料収入は受け得ない。備船々船に対する備船料は政府が支払い、工部省の雇船(備船)として運営される。かくて当時の同社の地位乃至立場は、通常の意味における船主・運航者乃至荷主・船主のいずれでもなく、また、海運プロカー乃至回漕業者でもない特異なものであつた。

船主でもなく、運送効果(経費支弁・利益取得)に関係することもなかつた三井物産会社は、当初、よし若干の船舶関係事務らしきものを営んだとしても、それは、いまだ、通常の意味における海運業務と甚だ趣きをことにするであらう。

三池炭海上運送における三井物産会社の責任は、明治十二年二月より実施の改正条約書において、始めて、実現した。すなわち

同第二条は、次の如く、口之津港以後の海上運送費用を同社の負担とする旨明記している。

「右石炭ノ代価ハ別紙丙号價格表ニ記載スル通り相定メ三池炭坑ヨリ肥前口之津港迄ハ工部省ノ費用ヲ以テ輸送シ⁽¹⁾口之津港ニ於テ輸送船へ積込其外売捌ニ関スル費用ハ一切物産会社ノ引受タルヘキ事」

三井物産会社は、この明治十二年の改正販売条約書によつて口之津港以後の三池炭海上運送業務を自己の責任と費用負担において担当することになつたばかりでなく、そのゆえに、遂に、自ら船舶所有者兼運航者として歴史的な發展を開始するにいたつた。

すなわち、右の販売条約改正と前後して、三井物産会社は「石炭運送用船舶並に上海に於ける貯炭場地所購入費」の政府貸下げを申請し、大蔵省の許可を得るに成功した。運送船舶買入資金十萬五千元、貯炭場地所購入費二万円、計十二萬五千元の十ヶ年賦貸付けがそれで、これによつて、三井物産会社は明治十二年、ロンドン代理店を通じて、蒸汽船「秀吉丸」（一八八七年建造、六七九総屯、原名 *Ortuna*）を購入した。これ同社最初の所有船舶である。（ちなみに、同船は、ただに三井所有第一船として記憶さるべき船であるばかりでなく、後年いわゆる「社船」——日本郵船および大阪商船両社の所有蒸汽船——と「社外船」——「社船

三井海運業の生成

以外の蒸汽船——の区別が立てられたとき、後者「社外船」のうちの最古の汽船として歴史的に著名な存在である。）

このように、明治十二年にいたつて始めて、三井物産会社は、口之津港から三池炭を海上輸送する責任の全般を担当することとなる⁽²⁾とともに、ほぼ同時期に自らが船舶所有者兼運航者として、嚴密な意味における海運業務経営者となつた。前年の五月に同港から上海向けに出帆した工部省所屬の西洋型帆船「千早丸」の場合、その運航実務の担当関係または運送経費の負担関係が不明確なために、いまだ、せいぜい、三井物産会社における海運業務の「端初的」・「萌芽的」出現を暗示するにすぎないが、いまや、少なくとも、自己所有の蒸汽船「秀吉丸」や帆船「千早丸」を明確な自己支配下において三池炭輸送に従事せしめ、その海上運送業務全体を自己の意志と責任・権限の下にいとむ段階に到達したということが出来る。この意味から、明治十二年という年は、正に、三井海運業が名実ともに成立した劃期的重要性をもつ年として充分に評価さるべきである。

最早重ねて繰返す要もあるまいと思われるが、三井海運業は、三井物産会社の受託せる三池炭輸出貿易業務の中に包摂されて発生し、当該貿易業務の拡大・發展とともに發達した。もちろん、爾後の展開過程にあつて、三井海運業務は、ただに三池炭の輸送

三井海運業の生成

のみに限られず、他地方産出の石炭や三井物産会社の取扱う各種貨物を積取運送した。また、貿易業務の發達に奉仕・貢獻するという当初の目的または役割を果すだけでなく、さらには、「社外荷」——三井物産会社外の荷主の貨物——の運送にも手を伸ばして、「自己運送から他人運送へ」という海運業必然の發展法則をみずからのうちに体現した。近代日本海運業の發展、なかなんずく「社外船」の偉大な成長の上につくした功績と指導性とともに同海運業務の經營形態と活動分野それ自体における發展過程は、海運史研究上もつとも重要視さるべきである。本稿は、いわば、そうした基本的且つ全般的研究に入る前の序説として、三井海運業が幾時・如何にして發生しはじめたかを学問的視野から考察してみたものである。大方の御叱正を仰ぐとともに、何程かの参考ともなれば幸いである。

注(一) 三池から口之津港までの運送業務は、明治二十年に至つて、はじめ、三井物産会社の担当となつた。著者が先頃三池礦山において入手せる資料によれば、当該運送業務請負契約は次の如くである。三井物産会社の運送上の責任乃至条件が可成り明確に規定されており、年月の経過とともに、この種契約が次第に具体化・適確化して行つたことが知られるであらう。

「三池炭の島原・口ノ津・長崎までの運送三井物産会社受負に關する命令条目」

第一条 長崎県下南高東郡島原、同郡口ノ津及西彼杵郡長崎ノ三港

へ三池鉱山産炭ヲ運輸スルノ事業ヲ自今悉皆三井物産会社ノ請負ニ
附ス 但其請負年限ハ明治二十年二月一日ヨリ明治三十七年一月三
十一日迄滿十七ケ年トス

第二条 三井物産会社ハ前途益々運輸ヲシテ便捷ナラシメンガ為先ツ

明治二十年ニ於テ別紙第一号図面及第二号仕様書ノ如キ堅牢強力ナ
ル曳船汽船壹艘ヲ製造シ且ツ漸次運礦丸同形ノ運送船ヲ増製スヘシ

第三条 三井物産会社ハ運送費用トシテ別紙第三号表掲起ノ運賃格ニ
ヨリ毎月現運輸屯數ニ応シ其賃金ヲ三池鉱山局ニ請求スヘシ

第四条 在来官有ノ曳船汽船三池丸筑後丸ノ兩艘及運礦丸式拾艘ハ別

紙第四号表掲起ノ代価ヲ以テ三井物産会社ヘ寄渡シ其代価ヲ明治二
十年ヨリ明治三十六年迄十七ケ年ニ割賦上納セシム 但此年賦金ハ每
年四月十五日以前ニ其年度分ヲ納付スヘシ

第五条 三井物産会社ハ第一条ニ記載セル各港ヨリ運炭船ノ掃便ヲ以

テ三池鉱山局所有ノ物品ヲ運搬シ又ハ同局ニ於テ近隣諸港へ曳船汽
船ノ廻航ヲ要スル時ハ何時タリトモ其要求ニ応ジ別段其賃料等請求
セザルモノトス

第六条 三井物産会社ハ今般払下ヲ受ケタル曳船汽船並運礦丸其他該

社所有船舶ノ船長運転手機関手等ヲ雇免シ又ハ水火夫ヲ増減セシ時
ハ其時々三池鉱山局へ届出ズヘシ

第七条 前条払下及社有ノ船舶ハ勿論他ヨリ雇入ノ船ト雖モ其船体機

関船具等ハ三池鉱山局ニ於テ時々之ヲ検査シ不完全ナリト視認スル
部分ノ改修及航海不適ノ船舶ノ航海停止等ヲ命スルトキハ三井物産
会社ハ速ニ之ヲ実行スヘシ

第八条 運炭船舶航海又ハ碇泊中非常ノ天災ニ遭遇シ船体沈没若シクハ捨荷等ヲ為セル場合ヲ除ク外其積受高百分ノ五以上欠減アルニ於テハ三井物産会社ハ相当代価ヲ賠償スヘシ

但天災ノ為沈没又ハ捨荷等為セシ時ハ其浦役場ノ保証状ヲ添其旨申立ヘシ

第九条 前各条記載スル件々ノ外ハ渾テ三池鉱山局従来ノ定例ニ準拠スヘキモノトス

右大蔵大臣ノ命ヲ奉シ相違無条承諾ノ上ハ請書差出スヘシ

明治二十年一月四日 三池鉱山局事務長 小林秀知

三井物産会社々長 益田孝殿

(2) 三池鉱山局が輸送上の便益を与えたこと言うまでもない。すなわち、同局は明治十二年口之津港に石炭棧橋を架設して本船積込を便ならしめた。同棧橋は長さ二〇間、幅七尺、一間半毎に支柱を両側に立て、末端には鉄板をしき、覆倒器および「シェート」(木製箕形)を設備、陸地から四本の軌条を敷設したという。「三池港務所沿革史」第一卷 三六六頁参照。

(3) 日露戦争後における三井海運業の遠洋的發展と第一次大戦直後における「自己運送形態から半他人運送形態へ」の歴史的転換については、拙稿「社外船の系譜」(国際経済年報Ⅵ所載)参照。

移住者輸送政策における問題点とその変遷

山 本 泰 督

移住者の輸送にあつては二つの主要な問題があると考えられる。その一は移住者を輸送するにあつての衛生管理、慰安設備、旅行中の監督、つまり移住者が心身ともに健全に移入民国へ到着しうるための配慮であり、他の一つは移住者の輸送費用の軽減ないし適当な輸送手段の提供にかんする問題である。この二つの問題はつねに移住者の輸送にさいしてその重要性を失うものではないが、歴史的にみれば両者がいつも同等のウエイトを持っていたのではない。十九世紀から二十世紀の初頭にかけて大量の海外移住が行われた時期にあつては何よりも、移住者の保護が重要視されたのであつて、十九世紀に相次いで制定された移民法、海運法中における移民船ないし移住輸送にかんする規定は雄弁にこの間の事情を物語っている。ところが第一次大戦後の世界的な移住数の減少は、移住者保護の問題の一応の解決と相俟つて、移住者輸

(資料)移住者輸送政策の問題

送政策の力点を、渡航費の軽減におかせるにいたつた。さらに第二次大戦後においては多数の難民および戦争中の強制移住者問題解決のために、国際的な移住機関が設立されるにおよんで、移住者輸送にかんする国際的協力を円滑に講ずるための措置が考慮されるにいたつている。

移住者輸送にさいしての問題の力点には時代的にかかる変遷があるため、その何れもが何時の時代においても等しく重要性を失わぬものであるが、ここでは上の二点についての各時期における問題の発生とその解決方法について歴史的なスケッチを行つてみたいと考える。

(一) 輸送中における移住者保護問題

1、英国における輸送中の移住者保護政策

十九世紀における最大の移出民国であつたイギリスはもつとも初期から移住者の輸送にかんする取締政策が実施されており、かつまたその内容も多岐にわたつてゐる。したがつてここではアメリカ大陸向け英国移住民にたいする輸送中の保護政策の変遷のうちに、保護政策の確立過程をうかがうのが便宜である。

一八〇三年以前には英国には移住者輸送を規制する法律はなかつた。ところが一九世紀の初頭以来、アメリカに向つて大量の移住が開始され、移住希望者たちは船席をみつけるために大童となつた。このような海上輸送需要の急激な拡大は船主たちのあいだに敏感に反映した。堪航性のない船が就航させられたり、旅客のでたらめな詰め込みが行われる一方、不幸な旅客に与えられる食料や居住設備は最悪の性質のものであつた。移住者たちの窮状が極度に達したので、英国政府委員会は一八〇二—三年にその実状を調査した。その報告書によれば、一人以上の死者を出さずに船がアメリカ大陸に到着することはきわめて稀であつたし、水の移住者への供給は乏しく、しかも汚染されていた。また過剰人員の乗船の結果乗客は交代して睡眠をとらねばならぬなど、緊急に法律を制定して移住者輸送について取締りを行わねばならぬことは明らかだつた。しかし地主たちはその所有地にいる農民を早急に一掃することを熱望しており、移住者の渡航運賃を間接的に引上げることになる法律制定にたいして強い反対の意向を示したし、また他方では移民を中止させようとする団体の活動があり、旅客が正当な取扱いをうけるか否かという問題はむしろ第二義的な重

要性しか有してゐないように考えられた。そのため政府は最初の旅客法に同意を得るためには非常な困難があつたが、一八〇三年はじめて海上旅客輸送を取締る法律が制定された。この法律は北米大陸向けの船は最低十二週間分の十分な食料を積載せねばならぬことを定め、各旅客は毎日肉半ポンド、ビスケットまたはオートミール一・五ポンド、糖蜜半ポンド、水一ガロンを支給されることとなつた。船の輸送人員数は制限されその荷卸能力二トンにつき最大限一人と規定された。また衛生に関する諸種の規則や船医の乗船、あるいはまた航海日誌の正確な記入等についての義務も規定された。法律は全船主・船長・船医にかれらが誠実にその義務を遂行することの保障として、それぞれ百ポンドの保証金を提出することを要求した。

不幸にも第一次旅客法による旅客輸送の取締りはしばしば回避された。法律の施行責任者である関税吏の監視から逃れるために、認可された港から出帆する代りに人気の少ない入江からひそかに出港することは日常茶飯事であつた。このような船は船医も乗船してゐなければ規定の食料も積込んでなく、また船長も保証金によつて法規に束縛されることはなかつた。このやり方を阻止するために一八二三年および一八二五年の法律が制定された。これによれば登簿トン数五トンにつき乗組員を含めて一人以上の人間を輸送する船は、すべて船腹または帆の目立つ個所に、白字で最小三フィートのPという字を表示せねばならぬことになつた。政府の船が公海上でこの標識を付した船に遭遇した際は、政府官吏が

乗船検査を行ない、旅客に対する残酷な取扱いのないし定員超過の事実を報告することが定められた。同じ法律により認可された港以外からの乗船を違法としたまた堪航性を保証する船主の保証金を乗客一人につき二十ポンドと変更した。船が積込む食料もまた増量された。この法律は本国の関税吏、植民地官庁、公海上における海軍士官および海外の領事により実施されることとなつた。

海上旅客輸送において増大してきた悪弊を阻止するために何らかの法律が必要であることは疑いなかつたが、第一次旅客法は若干実情に合致せぬところがあり、船主があつて移出者自体に不要な困惑を惹起させることとなつた。全船舶は有資格の船医を乗船せしめねばならぬという規定のため、適当な船医の乗船をみながつた船は出港延期を余儀なくされた。また食料にかんする規則は当時の主要移出者たるアイルランド人の食習慣と合致しておらず、激しい論議の種となつた。このため一九二七年、移出民委員会は政府にたいし、反対が生じている法律を遅滞なく撤廃するよう勧告した。ほぼ六ヶ月強の期間、海運業はいかなる形でも法的制約を受けなかつたが、このような自由はたちまち悪用された。本国政府は乗客の定員超過の数百の事例について証言を受けたし、植民地官吏やアメリカ駐在領事から英国人旅客のうけた惨めな待遇についての報告が殺到した。たとえば *Fergus* 号はアイルランドから一六〇人の移住者を乗せてアメリカ大陸に到着したが、航海中に五人死亡し、二五人は重病のため旅行継続が不能であつたから、ニュー・ファウンドランドに残した。一二〇人はチフスに

罹つており健康な乗客は一名もなかつた。それ故、一八二八年には新しい法律による取締りの必要性が切実に感じられた結果、食料にかんする規定が再び実施され、また一方では旅客を超過乗船から、また契約した目的港以外に上陸せしめられることから保護する条項が制定された。

七年後の一八三五年の法律は、従前のすべての法律を廃止し、ほとんど同一の条文を再立法化した上、次の諸点につき追加制定した。a 北アメリカへの旅行は今後十二週間に非ずして十週間で可能と認められるから、食料品はそれに応じて減量してよい。

b 各船舶は堪航性を有すると考えられているあいだに検査をうけるべきこと。c 船医は百人以上の人員が乗船している場合のみ必要とされる。d 旅客に販売するため輸送される酒精飲料の量は制限されるべきこと。e 各旅客の氏名、年令、職業を記入した書類を出帆前に税関首席官吏に提出すること。f 船が約束の期日に出港出来ぬことが判明した場合、移住者は無料で船から食料、あるいは一日一シルを給付される。g 船が目的地に到着した後、四八時間のあいだ、希望者は船内に留りうる。この法律は英本国の港から出帆する船についてのみ適用されたのであつて、復航船舶および植民地相互間を往復航海している船にはその適用をみなかつた。一八四〇年に植民地および移出民委員会が指名され、旅客輸送の問題は従来よりも一層本格的に注意を払われるにいたつた。この時までにも種々の旅客法が、各種の利害関係を有するものにより起草されており、ある法律施行から得られる利益が、次いで施行

された法律によりまったく一掃されてしまうことは珍しくなかった。さて新たに指名された委員たちは明確な目的をもつてその任務に取組んだが、その目的を次のように要約している。

- 1、各種の船舶で運送される移住者数の制限、および適当な設備を設けること。
- 2、食料品および水の適切な供給を保証すること。
- 3、船に堪航性を与えること。
- 4、貧民階級の移住者をかれらの母国出発前に頻繁に発生する詐欺から保護すること。かれらが所定の目的地に誤りなく輸送されることの保証、上陸前に整理に必要な時間を確保してやること。

委員たちは有能かつ良心的であつたから、彼等の注意によつて大西洋横断はずつと快適なまた衛生的なものとなつたが、それは次の数字により明らかである。委員が任命された年のカナダ向け英国船の死亡率は一・〇〇五%で、その翌年一八四一年は〇・六九%、一八四二年〇・六%、一八四三年は〇・二九%にまで下落した。

委員会は大西洋航海中の移住者にたいする食料給付の各種の方法について考察を行つた結果、移住者が自分の食料を持参することとは望ましいことではあるが航海後半の食料不足や居住施設の汚染を懸念して、食料は船主から供給さるべきこと、その費用は乗船切符の価格中に含まれるべきことを決定した。

過剰乗船を防止するために一八四二年法律が制定された。それ

は各人に睡眠場所として十平方フィートの場所が提供されることを要求した甲板までの高さは最低六フィートと規定された。この数値はその後ほとんど毎年変更されているから、この数値自体には大して注意を払う必要はないけれども、法律の趣旨や委員会が移住者に健康な旅行を保証するために採用した手段は明らかとならう。火薬、硫酸、生獣皮などの危険物は移民船で輸送することができなくなつた一方、鉄材のような重量物は航海中に移動しはじめの危険のない場所に収納されることになつた。当時、難破は頻繁にあつたから一八四二年法は旅客を乗せて航海する船はいずれも救命ボートの設備を持たねばならぬを定めた。船が一五〇—二五〇トンならばボート二隻、二五〇—五〇〇トンの船にはボート三隻、五〇〇トン以上の船はボート四隻を必要とした。この小さなボートでは完全に本船が難破した際には大して有効ではないにしても、法律中に救命ボートの規定が置かれたことは旅客輸送取締りが漸次望ましい方向へと進展しつゝあつたことを物語っている。

委員会はまたアメリカ向け移民船にかんして毎日のように発生する詐欺行為を防止するために努力を払つた。当時には全然実在していない船や既に出港した船の切符を売ることが移住者旋人の常套手段であつた。この悪らつなやり方を防止するために法律が制定されたが、それによれば船長以外のものは北米向けの切符を販売できぬことになり、また移住者旋人は裁判所の許可をえ、移住民委員会にその氏名を登録しなければ業務につくことができぬ

ことが定められた。しかしこの法律は必要な程度に厳格に実施されず、依然として詐欺が頻発したがほとんど起訴されることもなかった。詐欺行為が絶頂に達した一八四三年に委員会は本国においてわずかに七件を起訴したに過ぎない。

一八五一年には移民輸送に關連する全事業は腐敗しきつていたのでこの問題を調査するため王立委員会が任命された。委員会は北アメリカが英國移住者の大部分をひきつけている事情にかんがみて、とくに北米向け航海の状態に關心を払つた。移住幹旋人や宿屋の主人は移住者の無智につけこんで乗船切符や宿泊料に法外な料金を要求したり荷物を奪つたりまた不要な品物を売りつけたり、その他あらゆる形の詐欺を働いた。しかも移住者は陸上においてのみならず船内でも惨めな取扱いをうけた。食料は法律により規定された品質、量を滿さず、船員は移住者にしばしば乱暴を働いた。船長は出港の際に積込んだ規定通りの食料を、途中で粗悪なものに積みかえたりまた航消日誌も嵐のためと称して中絶したまま記入せず放置していた。移住者の航海中の状態はまことに惨めであつたが、かれらは無智であつたしその上告訴して争うにも多額の費用と時間を要するから實際問題として訴訟は行いえないのであつた。つまり移民保護の諸法律は無効にひとしいものであつた。そこで一八五一年に従来形式的であつた検査官の機構をより強力なものとし、法律を厳格に施行することになつたから移住者はそれまでに比較して安楽な旅行を行いうるにいたつた。

一八五二年英國下院は旅客輸送船舶の難破状態を調査したが、

(資料)移住者輸送政策の問題

それによれば一八五一年十二月末までの五年間に七一・二九隻の移民船が出港しており、その内四四隻が難破一〇四三名が死亡していることが明らかとなつた。この結果、議会は一八五二年、五三年、五五年に相次いで三つの法律を制定した。これにより本國政府、植民地總督、外國領事は難破し援助を必要とする全移住者に本國帰還費を支給することが認められた。その費用は船主から移住者の支払運賃額まで取立て、残額は政府が負担した。

帆船から蒸氣船への技術的變革にもなつて旅客運送にも革命的な變化が生じた。大西洋を最初に横斷した蒸氣船は *Royal William* 号であるといわれているが、移住民輸送が蒸氣船によつて行われ始めたのは *Cunard Line* が四隻の定期船を大西洋に就航せしめた一八四〇年以降のことである。だが移住者が蒸氣船による輸送から相當の恩恵をうけるにいたるのは一八四八年以降と考へてよからう。帆船から蒸氣船への轉化、蒸氣船の帆船の駆逐はいちじるしく急速であつた。*Cunard Line* の成功がすばらしいものであつたから、他にも蒸氣船が相次いで就航せしめられ、約十二年間のあいだに航洋運送のほとんど全ては蒸氣船会社の手中に收められた。移住委員会は一八六一年の報告書で、一八六〇年におけるセント・ローレンスに上陸した移住者總數七、八三六名のうち、六、九三二名を下らぬ人員が蒸氣船で旅行したと述べている。かくて十二年間に蒸氣船は旅客輸送の六七を手中に收めていく。しかもこの數字は例外的な航路事情によるものではなく、大西洋岸の各港における一典型と考へてよいのである。

蒸気船の導入は移住者輸送の上に大きな変化をもたらした。旧来の帆船は個人あるいは小会社によつて所有されているのが、その大半であつたが、蒸気船の建造は多額の費用を要したから資力の豊かな大企業しか蒸気船を所有することはできなかった。そのため弱小船主たちは事業から脱落し、かつて公海上で行われた詐欺の大半は消滅するにいたつた。航海はより規則的に遂行され、天候に左右されることが少くなつたし、また船舶は統一的に経営、統制された。したがつて移住者たちは以前のように船の出帆にそなえて長期にわたり出帆港に滞在する必要はなくなつた。かれらは予告された出帆期日に間に合うように港に到着すればよくつたのである。もはや移住者が荷物運搬人や宿屋の主人たちの詐欺にかかり金や荷物をまき上げられる危険は減少してきた。蒸気船の導入はまた歐洲大陸からアメリカ向けの従来の旅客航路を一時的に変更させた。ただし少々高い運賃を支払つても、ずっと速くかつ快適な旅行を希望するものは、その大陸の母国からいつたん英国へ来た上、リバプールから蒸気船に乗つたのであつた。

予期されるように蒸気船によつて旅行期間が短縮されたため、旅客の死亡率は大巾に急速に減少した。移住民委員会の報告書によれば一八四〇年のカナダ向け移住民の死亡率は一・〇〇%であつたが、一八六三年には〇・一九%に下つている。なおこの年には蒸気船が全旅客の67%を輸送している。単に死亡率が減少したばかりでなく、また公海上における事故に対する告発も減少した。蒸気船が帆船を駆逐した後にはケベック、ニューヨーク、およびリ

バプールにおける苦情は相対的に減少してきた。ケベック駐在員は移住民委員会に一八五四年に法律侵害のかどで船長を告訴せねばならぬことはきわめて稀になつたと報告している。

一八六〇年までに大西洋旅客輸送はかつての恐怖と悲惨さを一掃したし、乱暴かつ不正直な船長の大部分はその職を去つた。そして移住者の旅行は病氣や苦難から遠ざかることができた。このような事態の改善の結果、一八九四年までは重要な法制上の変化はなかつた。一八九四年に施行された海運法は従前の一切の移住者輸送にかんする法律を撤廃して新たに包括的な法律を施行した。かつては移民船、一等船客、三等船客 (steerage passenger) とは正確には何を指すものかがあいまいであつたが、新しい法律はまづこの点を明確に規定することから始めた。移民船とは英国船と外国船とを問わず、また郵便物輸送の有無を問わず、五十人以上の三等船客を輸送する船舶をいい、また帆船の場合には三三登簿トンにつき一成人、蒸気船の場合には二〇登簿トンにつき一成人のかかる船客を輸送する船舶を意味した。一等船客とはその占用に供せられる空間が最低三六平方フィートであり、また旅行中を通じ船長または一等航海士と食事を共にし、かつまたその目的地がエクアドル以南であれば、一週三十シル以上、エクアドル以北であれば一週二十シル以上の支払をなすものと定められた。三等船客とは一等船客に要求される諸条件を満たさぬものをいう。堪航性および適当な設備を保証するために各移民船は商務省または税関が指命した二名以上の有資格検査官により各発航前に検

査をうけることになつていた。検査は貨物が全然積込まれぬうちに行われることになつており、もし検査官が必要だと考えれば船の構造の各部を点検するためにラストさえもその場所を移動させて検査が行われる。各船舶は三種類の航用羅針儀を備えねばならない。その一は方位羅針儀、エクアドル以北あるいは以南の港の何れへ航海するかにより、一または二の経線儀、適当なファイブ・エンジン、また三個の船首錨、信号装置、それに外国船の場合には四隻のライフ・ブイを必要とする。水および食料の充分な供給量は医薬、医療器具、殺菌剤とともに必要である。事故および疾病による危険を最小にするために法律で定められた物資の運送は禁じられた。かかる物資のうちには硫酸、黄燐マツチ、肥料、生獣皮、一八七五年爆發物法の取締対象となる品物およびその大きさ、構造から人体に危険を及ぼすおそれありと考えられる一切の貨物を含んでいる。

法律は移民船の職員についても指示を与えている。三十人以上の三等船客または乗組員士官を含めて三百人以上の人間が乗船している際は、医師一名を要する。三等船客が百人以上ある場合には調理人が乗組まねばならぬし、また外国船の場合、英語を明析に話しうる士官がいなければ、英国人二五〇人以上を輸送するとき通訳を要する。

乗組員および各移住者が健康診断をうけ病気がかかつていないことが証明されなければ移民は出帆できない。もし検査のさい、伝染病患者がすでに乗船していることが判明した場合は、検査官

(資料)移住者輸送政策の問題

はその判断に従つてその他の全旅客を止めおき監視下におくことを要求しうる。ただし運賃は検査上の必要性から上陸させられた者にたいし返還されることになつていた。必要なさいには緊急措置を直ちに実施できるように法律は国王が議令により船内の秩序維持、健康促進、衛生通風を確保するための規則を作成しうることになつた。同様にして伝染病が流行している港からの移住を一時的に禁止することができた。

移民船の船長および船主は二千ポンドの保証金を要求された。この保証金は船主が英本国外に居住しているときは五千ポンドに増額されている。船長は、三等旅客をのせて地中海以外の歐洲以遠の港に発航する前に、全船客の名簿を移民官に手交せねばならなかつた。この規則に従わなかつたものは国家により船を捕獲没収されることがありえた。貧民階級の移民が予約した船の運航取消により困却することがないよう、法律は船が何らかの理由でその航海を行うに不適當であることが明らかとなつた場合、船長が三等船客を六週間以内にその目的地に運送するむねの引受書を移民官に提出することを要求した。予告された発航期日より現実の発航期日が遅れた場合、おくれた期間につき船長は移住者に船内における同性質の食料および宿泊施設を準備することになつてゐる。船長がこの責任を回避した場合には、総督、領事その他関係官吏は立往生している旅客を目的地まで運送する権限を与えられ、義務を怠つた船主、備船者または船長から出費を回復するため訴訟手続がとられる。

従来の経験にかんがみて立法者は移住者輸送に関係のあるものすべてを統制下におくことを決定した。運送斡旋人は許可証を要し、一千ポンドの保証金を国家に収めることを強制された。移住勧誘人 (Emigrant runner) もまた法律の統制下におかれた。けだし法律は仲介人およびその店員以外のものであつて、港から五マイル以内で仲介人、船会社、宿屋、為替両替人などのために移住や渡航準備を勧誘するものは、すべて勧誘人とみなして、仲介人にたいすると同様に登録、許可証を要求し、さらに身分を明らかにするための徽章をつけることを強制した。

右にみた一八九四年海運法中の移民船および航海中の移住者保護にかんする諸規定は、一九〇六年海運法により若干の修正を受けたのみで現在にいたつている。

2、各国における保護規定

移住者の輸送は海路、陸路および空路によつて行われるが、輸送中における移住者保護として重要な意義を持つものは海上輸送にかんする取締りである。けだし陸路が使用されるのは大陸間内 (歐洲諸国) における労働力交換にさいしてであつて、大陸内部における移住が行われ始めたのは比較的最近であるばかりではなく、輸送機関たる鉄道は国有形態をとるか、または民有であつても国家の厳格な統制下にある。そのため特別の移住者輸送にかんする詳細な取締り規定を要しなかつた。また航空路が国際移住に利用されるのはようやく第二次大戦以降の現象であるに過ぎない。これに反して海路は移住の初期より海外移住にさいして利用

されている。かつまた海上輸送は輸送期間が長期にわたり海運会社は鉄道と異なり比較的自由にその輸送条件を決定しうる状態にあつた。さらに移住者が自国の港から乗船する場合でも他国の船舶を利用する例が多かつた。これらの理由から移住開始の初期より各国は輸送中の移住者保護としては主として海上輸送に注目してきており、初期の移住法は海上輸送のみを対象としていたし、その後における立法もほとんど大半を海上輸送にかんする取締りを対象としている。

さて移住者の海上輸送にかんする取締り規定は大別して、移住者輸送にかんする免許制度、移民船、航海中における移住者の保護、航海中の危険にたいする保険制度に分れる。

A、移住者輸送にかんする免許制度

ほとんどすべての国は移住者輸送に従事するには免許を要すると定めており、政府は事業者に過失があつたさいに免許を取消したり、また事情により免許を制限ないし一時的停止を行なう権限を有している。

免許を得るためには応募者は一定の資格 (国籍、国内での居住、道徳律) を満たさねばならぬが、他方移住者に影響を有する職業と関係あるものは免許が得られない。このような職業のうちには国によつては社会的特権を有するもの (国会議員、行政官、僧侶等) や移住者と利害関係ある職業 (宿屋) などをあげている。

この免許交付にたいして運送事業者は免許料の支払を要求され、また各国の法律により定められた方式にしたがつて保証金を支払

わねばならない。(多くの場合は政府公債である。)この保証金は運送事業者の移住者にたいする補償、または法律侵犯にもとずく国家への罰金の支払に充てられ、運送事業者の義務遂行についての保証金の役割を有する。保証金が支払により一定額以下となつた場合は運送事業者は保証金を追加して満額にしておくことを要する。保証金は免許経過後、一定期間内(六ヶ月―三年)に返還されるが、もしこの期間中に損害賠償訴訟が係争中であつたり、輸送した移住者にたいする義務が未済であれば責任を果すのに必要な額は留保される。

B、移民船

「移民船」と呼ばれる船舶については各国がそれぞれ異つた規準によつて規定しており特別の規定の適用をみている。移民船にかんする規定がとくに与えられていない国では、移住者輸送は一般的な客船規則により取締りが行なわれているが、それは船舶のトン数、旅客数により、また航海距離、方向、気候等によりその内容が変化しており、また客船は海運にかんする一般的立法中で規定された堪航性の条件を満していなければならない。これらの法律の主要点は次の通りである。

1、船舶の堪航性

2、船舶の速力(国によつて移民船に必要な最低速力を規定している。)

3、船舶の移住者収容能力、輸送しうる移住者数は通常そのトン数、輸送される移住者一人にたいして割当てられる下級船客

(資料)移住者輸送政策の問題

室の床面積あるいは空間の最低限との関連で決定されている。なお計算にさいしては一定年令以下の子供(十才ないし十四才)は通常その二人をもつて一人と計算される。

4、船室の設備、移住者に割当てられる船室設備は、その位置、寝台の広さ、構造、通気採光、移住者数に応じた適当な衛生設備(洗面所、便所等)単独で航海する女子および幼児のための分離した睡眠場所などにつき、詳細な規定を設けている。

5、医療設備、病室、移住者数に応じたベット数、各種疾病にたいする医療器具

6、移住者の慰安に供する各種の方策

C、航海中の移住者保護

航海中の移住者保護のため各国は法規により直接に規制するか、またこの問題について関係国と協定を締結しているが、この目的のための規定は大別して三種に区分できる。

第一に船内における移住者に最大限の福祉を保証するための、移住者の待遇にかんする諸規則がある。海運法および移住法は輸送すべき貯蔵品(食料、医薬、消毒剤等)の質、量について明確な規定を与えている。この規定は航路(熱帯、温帯)により、また輸送される移住者の構成(例えば幼児、産婦、病人にたいする特別食)によりその内容に変更がある。しばしば食事の回数、品目についても詳細に規定されている。同様に移住者が適当な運動を行いうるための措置や、通過地帯の気候に適した寝具、船室の温度についても配慮されている。さらに一般に移民船が危険な

(資料)移住者輸送政策の問題

るいは不衛生な貨物の輸送することを禁止しており、時には動物輸送も移住者船室と適当に分離していなければ禁止している例もある。

他面、政府が移住者自身に課している制限がある。たとえば船内におけるアルコール飲料の消費、喫煙、賭博の禁止、ないしは船内の一定場所、時間にかぎつての許可などである。

第二に規定した状態にかんする監督の問題がある。船内における移住者の取扱いかんする監督はその寛蔽の度が国によりさまざまである。ある国では出帆港において食料などの航海準備の検査を行なえば充分であると考えているし、また寄港地で領事が規定数以上の移住者の乗船の有無を調査する例もある。このような国にあつては移住者がいかなる取扱いを受けているかを知るため、移住者の不満を容易に本国政府に連絡しうるための方法が講じられてゐる。船内に移住者が自由に記入しうる特別の冊子を準備させたり、寄港地、到着地の領事に連絡をとらせるなどである。

他方、大規模な移住が行われる国や、海上輸送が主に外国船によつて行われる国では、航海中を通じ継続的に監督を行うことが望ましいと考えている。この監督は移民保護のために特に任命された船医に二次的義務として委任された例もあつたが、その後移民監督官として特別の官吏を任命するのが通例となつてゐる。その任務は航海中における移住法の遵守、移住者の取扱いを監督することである。移民監督官は移住者と船の乗組員との間に生じた紛争を出来るだけ解決せねばならぬが、その介入で不十分な場

合には関係者の苦情を本国政府に連絡することになる。かれらは通常、その処置を講じた諸事情にかんして報告書の作成を要求されてゐる。

航海中における移住者保護の第三の方法は海運会社が移住者の福祉のため、自己負担で備わねばならぬ特別の職員にかんする規則である。この内には医療関係者、通訳、料理人、ガイドが含まれてゐる。移住者にたいして一般の船医以外に、特別の医療関係者を乗船させることを要求している例はしばしばある。ある国では自国移住者を一定数以上輸送する外国船にたいして、自国民の医師、料理人、通訳の乗船を要するむねを定めてゐる。

D、旅行中の危険にかんする保護

移住者が旅行中に蒙るおそれのある危険はきわめて多い。たとえば事故、病氣、予見しえぬ旅行の中断など、さまざまである。これらの危険はめつたに現実になることはないけれども、旅行者にとつては重大な問題であり、ことに移住者およびその家族にとつては深刻さが倍加する。けだし移住者はその移住中はきわめて不安定な経済状態にあるためである。移住者はその出発前に従来の関係をすべて断切つてしまうことになる。一切の資産を売り払い、ときには旅費支払に要する費用を借入れる。また移住後の生活が安定し、家族の呼寄せが可能な時期まで、その家族を残して移住する場合もある。したがつて移住者の家族は新しい場所です住するまでに生計稼得者を失うことがあればきわめて悲惨な状態に追い込まれることになる。もちろん移住者が生命保険ないしは

旅行者保険契約を結びうるにしても通常、行われていない。また移住者は富裕な旅行者と異つて旅行中の事故にたいして補償を行わせるための経済的・時間的余裕を持つていない。他方移住者はその荷物——その資産の大半をしめることになる——を失う危険もある。この危険は時には保険に付せられるけれども、移住者の資産は大きな金額にのぼるものではなくまた保険約款や保険料率も移住者に適当なものではない。

上のべた危険は当然、各国政府の気付くところとなり、多くの国でかかる危険を担保する強制保険制度を確立した。この種の保険は次の二つの型の何れかに属している。すなわち確定分担金および補償金の形をとる完全な保険計画、および移住者選出機関が特別の証券によつて補償を行なうかまたは法律あるいは移住者輸送免許証により確定された額まで危険を担保することの何れかである。第二次大戦前においてはチエコスロヴァキヤ、デンマーク、ドイツ、ハンガリー、リトアニア、ポーランド、ルーマニヤ、スイスおよびユーゴの歐洲九ヶ国が、移住者を海上運送の危険から保護するための強制保険制度を採用していた。また多数の国では移住者の荷物のみについて強制保険制度を設けている。

(二) 渡航費軽減について

渡航費は移住者が母国においてまた移入国においてどのような社会的・経済的状态にあつたかという点と大きな関係を有する。たとえば英本国からの移住者についてみれば、一九四六年から一

(資料)移住者輸送政策の問題

九四九年の間に出ていつた英本国からの移住者の五一%は一等船客またはAクラスの旅客であり、二等、キャビンまたはBクラスの旅客は一六%、ツーリストあるいはCクラスは三二%で三等船客はわずかに一%に過ぎない。この移住者の主要な職業は専門職、準専門職が筆頭であり、それに次ぐのが事業経営者、官吏、熟練工である。またその家族構成は単独移住者が六三・六%、夫婦のみの家族が二一・四三%を占めており、その規模は他国に比してきわめて小さい。右にみた英国からの移住者の場合においてはおよそ渡航費用は、海外移住に影響を及ぼす要因たりえない。しかしこれはきわめて例外的な事例にすぎない。英本国は英連邦諸国へ高級労働者を送出し、自国における労働力不足を諸外国からの移住者によつて補充しているのであつて他にかかる例はみうけられない。

一般的にみて移住希望者は戦争による強制移住者や難民を別としても、低所得者がその大部分を占めており、その職業も農業労働者および工場労働者が過半を占めている。かれらの経済的状态はけつして安定的なものであるとはいえない。その移住にあつての支出の相当部分を渡航費がしめるのであつて、ことに開拓農民のように家族さらには親戚とともに移住を行ない、その携行荷物も多量にのぼる場合は、渡航費の負担はきわめて大きい。したがつて適当な輸送手段の有無および渡航費の高さは移住の量および方向を決定するのに大きな力を持つている。このため渡航費の軽減にかんする問題は、移住者の輸送時における保護の問題が、一

応の解決をみたのちにおいて関係者の関心をあつめるにいたつた。渡航費にかんする各国の政策は認可制度による運賃の騰貴制限にかんする措置と積極的な国家による運賃の負担ないし輸送手段の提供とに区分して考へることができよう。

1、運送費にかんする取締り

大部分の国では運送費にかんする問題は運送会社の決定にゆだねることなく、法律によつて規制している。その取締りは運送価格の決定、この決定運賃の公示、追加料金によつて運賃の実質的騰貴をまねくことの防止、支払方法などに及んでいる。

1、運送費用の確定、運送費は各種の方法により決定されている。ある国では移住者、三等船客ないしはそれと同等の船客にたいする特別運賃は、一定の行政機関に提出してその認可を得ねばならぬと定めている。ある場合にはこの運賃は一定の期間において(三、六または十二月ごと)あるいは各船の出航前に改訂されている。国によつては運賃は適当な政府機関または特別の移住局が、関係輸送機関および移住審議会に諮問したのち、決定公示することになっている。

通常、運送費中に含まれている全費目(運賃、保険料、手数料等)を明らかにしなければならぬ。

政府が確定ないしは認可した運賃の変更を行なうには、新たに認可を得ねばならない。もし輸送免許を得た会社が政府の決定にもかかわらず、公定運賃の実施を拒否した場合には、政府が移住者を輸送するに要する船の徴発のような例外的措置をと

ることがありうる。

2、運賃の揭示、公定運賃以上の高運賃が課せられることを防止するために、ある国では公定運賃を公共の場所に揭示することを義務付け、関係者が容易に確認できるようにしている。

3、追加料金の禁止、ある国では運送費は詳細にわたり公表されねばならない。ただし全運送費を構成している各種の料金、費目を別々に示すためである。多くの国では契約中に示された全価格および税金は変更されてはならず、旅行中のいかなる場所においても特別料金を請求しえぬと定めている。

4、移住者の自由を制限するおそれのある支払方法の禁止、大概の国では移住者が運賃支払のために船内で働くことを禁じている。通常このような運賃の支払方法は運送会社と問題の移住者との間の私的了解によつて行われ、政府機関からの保護監督が行われぬおそれがあり、時には船員給料の低下を齎らす危険もあるためである。また多くの規則は旅行終結後におけるいかなる運賃支払も禁じており、移住者が母国政府の管轄下から離れたところでその自由を制限され搾取をうけることを防止しようとしている。この理由から移入民国到着後の移住者の自由を制限する他のいかなる取極めも(たとえば職業選択、居住場所等)禁じられている。

2、国家による運賃の軽減方策

移住者の運賃負担を軽減するための措置は法律によるものほか、政令その他行政措置によつて実施されることが多く、しかも

その改廢がはなはだしいためその具体的な内容を把握することに困難が多い。ここでは主要な運賃軽減方策の流れをたどることにする。

A、第一次大戦前

十九世紀の初頭においては過剰人口になやむ歐洲諸国や、人口増加に努める新大陸の諸国では移住を促進するために、各種の補助を与えたが、自国からの移出または自国への移入を奨励するための国家による運賃の支払もその一方法として採用された。ナポレオン戦争終結時における英国では人口の急激な増加と疾病の拡大により、移住者にたいする国家補助政策を採用し、希望峰およびニュージラントへの第一回の移住者にその補助が与えられた。一八三四年の救貧法改正法やその後の修正法は貧民階級の移住のために補助金を支給した。さらに一八四〇年に設立された植民移住局により植民地への移住を奨励するための各種の計画が実施され、一八四七年から一八六九年までに四八六万ポンドを支出している。しかし英本国における社会状態の変化および植民地政府の成立により漸次、移住者にたいする国家補助は減少し、一八七八年には全く補助が行われなくなった。その他の欧州諸国でも同様の移出補助が行われたが、他方移入国では移住奨励のため、一定年齢以上の移住者に無償ないしは名目的な価格で土地を提供する一方、移住者の渡航費にたいする補助制度を採用した。南米諸国の大部分の移住法および土地開拓法はこの制度を用いた。ところが補助移民として移入国へ入ってくるものは主として貧民階級で

(資料)移住者輸送政策の問題

あり、あるいはまた移入国において提供される物質的利益に眩惑されて、未知の土地で開拓に従事するさいに遭遇する幾多の困難についてなら考慮を払っておらず、そのため開拓を抛棄するものが多かつた。この結果、移入国は補助移民は自国経済発展に何ら役立たぬ移住者の流入を促進するゆえ好ましくない旨の抗議を發するにいたり、十九世紀末にはこの種の移住補助政策はほとんどその姿を消してしまつた。なお移入国の移住者にたいする補助は財政的負担となることが多く、間歇的に実施されたものであり、このことも移入補助政策中止の一因となつた。その後は、相当額の金銭的危険を自ら負担しかつ高い労働意欲を持つ自発的移住者もつばら移住を行うにいたつた。しかしこのような移住補助政策の中止にもかかわらず、海運業における技術的發展および競争の激化に伴なう海上運賃の下落によつて移住者数はかえつて激増している。十九世紀末の十年間における歐洲からの移住者総数は八十万前後であつたのに比して、二十世紀の最初の十年間では一挙に一五〇万人にはね上つている。けだしこの時期はドイツがはじめて世界海運市場に競争者として現われ、歐洲から合衆国北大西洋岸までの旅客運賃が一二—一五ポンドから六—七ポンドに下落したのである。

なお十九世紀において輸送費補助を行つた一つの特異な形態として契約労働 (Indentured labor) がある。英國の一八三四年における奴隸制度の廢止とともに、英國の砂糖栽培植民地では奴隸に代る低廉な未熟練労働力を確保するため、いわゆる契約 (indenture)

にもとずいてアジア人(インド人、中国人)をプランテーションに供給した。これは一定期限、通常五年を限つて賃金および渡航費を支給して就労させるとの契約によつて、労働者―苦力の募集を行つたものであるが、その実質は奴隷労働と大して変りない強制労働であつた。この制度は各国植民地プランテーション経営にさいし広く行なわれたが、第一次大戦中一時停止されたのを機に英国では一九一七年その禁止が決定され、オランダ、フランスでも一九一九年、一九二一年にそれぞれに廃止されるにいたつた。

B、兩大戰間の時期

一九一八年世界海運市場では国際的に協定が結ばれ、船賃の改善とともに海上運賃の引上げが行われ、その後も漸次騰貴しつづけた。各航路における海運同盟の統制力の強さによりその騰貴の程度はさまざまであるが、その例を示せば次の通りである。一九一三年リバプール・カナダ間の三等運賃は五ポンド一五シルであつたのが一九二七年に一八ポンド一三シル、すなわち二六〇%の上昇を示した。一九一四年ドイツ・ブエノスアイレス間三等運賃は一六〇マルクだつたが一九三八年には三四〇―三八〇マルク(一二五%騰貴)、また一九一四年ワルソー・南米間割引運賃四〇ドルは一九三八年に一二五ドル(二二二%騰貴)となつている。このような海上運賃の騰貴は移住希望者が移住にふみきるさいに大きな障害となつた。ことに家族さらには親戚をも同伴することのある開拓農業移住者の場合にはとくにしかりであつた。したがつてこの種の移住者の移入を促進するためには国家が運賃補助を

行ない、移入者の負担を軽減することが必要であり、人口不足を感じた諸国は今世紀に入つてからも再び移入民奨励政策に復帰した。ただし、今世紀における移入奨励策は無条件で運賃補助を与えるのではなく、補助金支給対象を自国経済発展に貢献する移入者、とくに開拓農民および農業労働者に限定することにした。

南米諸国にその例をみれば、ボリビヤ一九二七年法は移住特別奨励基金を民間運送会社にたいする運賃支払に使用しうると定められた。コロンビヤでは一九二二年法により政府に移入民基金の使用可能範囲内で移入者に運賃補助を行う権限を与えた。ペルーでは共和国大統領は開拓者の運賃負担のため資金の贈与を行なう権限が与えられ、一九二七年イタリー、ポーランドおよびスペイン移入者に適用されたほか、数回にわたりその贈与が行われた。またアルゼンチンでは一八七八年法が残存しており、それによれば移入奨励に使用しうる財源を、移入者の運賃払戻しに使用して差支えないと規定していた。これらの南米諸国のうちでも移入奨励に最も熱意を示したのはブラジルであつた。ブラジル一九一一年法では、もし自発的移入民数が不十分であることが明らかとなれば、連邦政府は一定の道徳的基準をみたしかつまた家族とともに農民として国内に定住することを希望する農民の移入奨励措置を講じうると定めた。連邦の措置は各州と協定して実施されることになつていたが、他面個々の州は独自に同様の措置を講じうることが定められた。また連邦政府は土地開拓のために移住したものにたいし、ブラジル上陸二年以内に応募すれば、移住者に運賃を払戻

す措置を講じた。これはその運用にあつては移住者にたいする政府所有地の払下げ価格を割引する形をとつて、海上運賃の払戻しをしている。右と同様の条項はブラジル諸州の法律および規則のうちに見られたが、海上運賃補助がもつとも大規模に行なわれたのはサンパウロ州であつた。ここではファゼンダ (fazenda) での労働のため募集された農家族の運送費のみを支払つた。この方式は運送費支払を受けた労働者が二三年の雇傭労働を終えた後に、前もつてとりきめた計画にしたがつて独立開拓者として自立することを妨げるものではなかつた。したがつて渡航費負担能力を持たぬ農業労働者一般の移入奨励策と同様の効果を發揮した。わが国の移住会社はこの制度を利用して移住者を送出した経験を有している。だが諸種の理由からブラジルは一九二七年にこの奨励策を抛棄した。第一に前もつてあらゆる注意を払つたにもかかわらず、連邦政府が望ましくないと考える移入者の流入が続いたからであり、第二には補助金支給が連邦各州の財政に大きな負担を齎らしたからであつた。他の諸国においても関係条文は撤廃こそされなかつたが、実際にその適用をみるのはきわめて例外的なケースにすぎなかつた。けだしブラジルにおけると同様の現象が發生したのであつて、ことに移入にさいし募集機関が介在した場合には、移住者数に応じた手数料の増加を目的として選考基準に合致せぬ移住者が多数流入せしめられている。上にみた諸事情のため今世紀に入つて復活した移入国による運賃補助政策は、従前のそれと異なり移入者選抜に考慮を払つたにもかかわらず、再び

(資料)移住者輸送政策の問題

失敗を繰返し抛棄されるにいたつた。ただし、この失敗は国家による運賃補助政策に固有な欠陥にもとづくものではなく、移住者選抜方法の実施上の手落ちないし政策遂行者の熱意の欠如によるものとみなすべきものである。なお移出国政府が自国移住者の海上運賃を負担する例はきわめて少なく、しかも移住計画の健全性が保証された場合のみに限られている。一九二三年スイスはカナダ向けの移住者の運賃を負担した例があるが、規則的に補助金を支給したのはわが国のみであつた。わが国は一九二三年の関東大震災の罹災者をブラジルに送出するさいに渡航費を支給したが、その後も南米移住者に継続して補助金を支給した。

移住者にたいする国家の運賃補助は他にイギリス連邦でも実施された。一九一七年の自治領王立委員会では海外移住の重要性が強調され、本国および自治領政府が協同して移住にたいする効果的な指導・監督の必要性を確認した。第一次大戦が終結した一九一九年以来復員軍人およびその家族八万二千人が国家補助により無賃で自治領に定住した。さらに一九二一年の英帝国首相會議で英帝国内における土地定住、移住促進にかんする包括的な政策の必要性が強調され、一九二二年英帝国移住法 (Empire Settlement Act) が成立した。移住法は英国の国家補助による海外移住政策の基盤となり一九二七年まで実施された。本国政府は自治領開拓援助計画のため、海外自治領政府および各種官民機関と協同して年間三百万ポンドを使用する権限を与えられた。本国政府は自治領内で農業に従事する成年および少年労働者、家事労働に従事す

る女子にたいして、本国で訓練を実施した。他方カナダ、オーストラリア、ニュージーランドおよび南ローデシアの各自治領と協定を結んで、これら労働者を無賃ないしはきわめて低い運賃で渡航させ、その費用は関係両政府間で均等に分担された。またカナダ向け英国移住者全体にたいして他の運賃軽減策が実施された。これはカナダに永久に定住する意志を表明した誠実な移住者は、通常運賃一八ポンド一五シルの代りに一〇ポンドの支払で渡航を可能にしたものであつて、その差額は英本国政府と北大西洋航路に就航している英国海運会社のあいだで均等に分担された。

この英帝国移住法は所期の効果を發揮せず、失敗に終つた。けだし英本国における明らかな過剰人口の存在および国家補助にもかかわらず、この法律の実施期間における自治領への移住者数および海外移住者総数はともに一九一四年以前には及ばなかつた。英本国における過剰人口と目されるのは都市における熟練工場労働者であつたのに反して、自治領が移住を希望し、運賃の国家補助が与えられたものは主に農業労働者であつて、工場労働者の吸収力は自治領にはなかつた。一九二一年以来の合衆国の移住者数の割当制度のため英本国の工場労働者は移住先を制限されたまま、帝国移住法はその解決策たりえなかつた。もとより自治領は渡航費負担能力のある本国からの移住者はその職業にかかわらず受入れたが、このさいには高海上運賃——とくにオーストラリア向け——のため、移住が困難であつた。したがつて帝国移住法の不成功は、移出国における移住希望者と移入側のそれとの相違の存在、

あるいは南米諸国の失敗理由とは逆に移住者選択基準の厳格さにもとづくものと考えられる。

上述のように国家による運賃補助政策はいずれも所期の効果を収めることなく廃止され渡航費はすべて移住者によつて負担されるかあるいはまた雇用移住者の場合には、雇用者によつて負担されることになり、国家は単に鉄道運賃の割引を認める程度にその援助を限定してしまつた。歐洲大陸間の雇用移住の場合には移住を容易にするために雇用者が各種の形で運賃を負担した。雇用者が労働者の家または集結センターから、労働者を募集した企業までの旅費金額を支給する契約、あるいは旅費の一部を雇用者が負担する契約が行われたし、また旅費を労働者が負担することが定められた場合でも多くの場合、雇用者が必要資金の前貸しを行なつた。資金前貸しが行われる契約では必ずその返済方法を確定してある。このような措置は移住者の出発を相当程度容易にするけれども、結果的には移住者にかんがりの不利益を齎らす危険があつた。けだし国家の監督が厳密に実施されぬ限り、雇用者は労働者の賃金の引下げないし労働強化によつて、旅費ないし紹介費の出費を取り戻そうとする傾向があるためである。

世界大恐慌後において国家による移住者にたいする運賃補助政策はまつたくその姿を消してしまつた。世界的な不況にもとづく失業、賃金収入の減少が一般的となつた、もつとも移住者にたいする援助が必要な時期にかえつてその補助が行われなくなつたのである。たとえば恐慌前にあつては海外移住を希望する小農はそ

の土地資産の売却により渡航費の捻出が可能であったが恐慌後は地価がいちぢるしく下落した上、かれらの多くは負債を有していた。その一方、既述のように一九二〇年代以降、海上輸送は設備こそ改善されたが、運賃もまた第一次大戦前に比較していちぢるしい騰貴を続けた。このような事情を背景として、ILO移住政策委員会は一九三四年の報告書中で次のように述べている。渡航費にかんしての移住者援助の最善の方法は、全移住者が利用する運賃の一般的な引下げを行なうことである。この方法によつてのみ移住者は自分が援助にたよることなく自己の資産のみで独立して移住を行つたと感じうる。もちろん政府は海運会社に補助金を支給して低運賃で移住者輸送をすることが可能となるようにしなければならぬ。もし好ましくない移住現象が生じた場合には、右の一般的な運賃引下げは撤廃さるべきである。

しかし第二次大戦前においてはついにこのような移住者運賃の一般的な引下げは実現しなかつた。それは当時における移住を制約する諸要因が単なる海運会社にたいする補助金支給によつては一般的な運賃引下げを不能としたからである。一九二〇年代以降の移住者は少数の補助移住者を除いては自由移住者ないし自発的移住者であつたから、その出発の期日および方向は個々ばらばらであつた。しかも一般的に移住者輸送は片道航海で帰り荷を求めることには困難があり、かつまた收穫期あるいは入植期などの季節的変動を受けることが多い。他面、移住者運賃は低く抑えてお

(資料)移住者輸送政策の問題

かねばならない。このような事情の下では民間海運会社が採算がとれるように船腹を投入し配船計画をたてるには大きな困難が伴なう。むしろ移住者運賃の騰貴傾向が生じてくるが、それに拍車をかけたのが海運同盟による航路競争の抑制であつた。各国は自国海運育成のために航路補助金を支給したが、それは海運同盟による運賃騰貴を阻止するものではなかつたから、移住者運賃の一般的な引下げを見ることは出来なかつた。

移住が大量に行われまた統制移住の形をとるならば、その送出についても長期的な計画を作成することが可能であり、それに依つて船席の消化の保証、出航期日の確定も可能であるから、移住者の輸送費引下げを行うことは容易である。民間海運会社においても運賃を低く抑えたまま配船数を増大することが可能となつてくる。しかしそのためには先ず何らかの形で移入国の移入制限を緩和するための措置が講じられ、他方移出国が自国移住者を相互に協同し統制して移住させることが必要となる。その実現は第二次大戦後に俟たねばならなかつた。

C、第二次大戦後

第二次大戦後においては移住問題の解決のために国際的機構が設立されたことが、従来と大きな相異点を形成している。もちろんそれ以前においても移住問題のための国際的な機構が存在しなかつたわけではない。国家間における人の移動というきわめて国際的な現象は当然はやくから国際的な協力が要求されたし、それに依つて二国間の移住協定が行われたり、また移住問題にかんす

る国際会議が数度にわたり開催されている。しかし移住協定は関係二国家に限定されたものであつたし、また国際的な会議はなんら問題解決のための実施機能を有していなかつた。それにたいして第二次大戦後は言葉の本来の意味において移住問題を各国が相協力して解決するための計画実施機構が成立したのである。このような新しい傾向に應じて移住者の輸送問題も新しい取り上げ方が可能となつてきている。

第二次大戦は多数の戦争難民を生み出したが、かれらに適当な定住地と職業を与えることが欧州経済の復興安定にとり必須の条件であつた。このような見地から戦争終結後いち早くアンラが難民救済活動にあつたが、一九四六年十二月アンラがその機能を停止するとともに、国際難民機構(I・R・O、International Refugee Organization)が国連の機構として設立されることとなつた。

I R Oは限られたその活動期間(その機能は一九五一年末に終結することが定められていた)のうちに、一、六一九、〇〇〇人へのぼる登録難民を救済せねばならなかつた。I R Oは最初は難民を本国に送還していたが、その業務を遂行している間に、難民問題の解決のためには海外移住が必要だと考えるにいたつた。移住希望者の数は百万人を超えたが、大戦前の十年間における全移住者数が百万人以下であつたことを想起すれば、I R Oが背負わされた課題の困難さは理解されよう。

しかも第一次大戦後、移入国の移入関係法規はきわめて苛酷で

あつて自由な国際移住を停止せしめる傾向を有していたのであるから、I R Oはまずかかる困難から脱却せねばならなかつた。すなわち移入国の労働者選択のための機関が自由に活動出来るように配慮するとともに、移住希望者たちにその移住先での活動に必要な訓練、準備、運送手段の提供、さらに移入国における適当な受入体制の確立等にかんして考慮を払わねばならなかつた。この目的のためI R Oは三種類のセンターを設けた。難民受入国の労働者選択機関が身体検査、労働能力、教育等のテストを行う再定住センター。選択された労働者が船の出帆期日まで特別訓練を受けるため、目的地別に集結させられる段階センター、船の出帆四八時間前に労働者が待機する出港地センター。この各センターは相互に連絡をとつて、移住者の各センター間の移動はすべて調整され、移住に要する書類は出発までに確実に発行されたから、所定の出帆期日は厳守されると共に各船舶の収容能力は完全に利用された。また移住者も不便を感じることがなかつた。

また最低の費用で移住者に良好な衛生状態の下で旅行させるために、I R Oは各目的地別の商船に特別の船席を確保したほか、さらに最大輸送能力三七、五〇〇名の商船三九隻を備船して自ら配船した。また陸上輸送のためには三、九〇〇台の自動車を持した。かくて陸上、海上とも輸送中の衛生その他の条件は、商業採算にもとづく通常の三等設備よりもはるかに改善されたにもかかわらず、必要経費はかえつて減少した。I R Oによる難民の移住数は一、〇三八千人にたつし、主要な移入国はアメリカ合衆国、

オーストラリアおよびイスラエルであつた。

I R O の活動終結期日が近づくにつれて、欧州移住問題にかんする新たな協力機構の必要性が感じられた。オーストリア、西独、ギリシャ、イタリア、オランダなどでは過剰人口は切実な問題となつていた。一九五一年十一月アメリカ合衆国の発意で欧州関係諸国は難民および余剰人口問題にかんする専門委員会をブラッセルで開催した。委員会は欧州諸国において四五〇万人は現在の居住国経済に吸収されることは不可能であり、この問題の解決のためには欧州からの海外移住の伝統的な流れを再確立する必要がある、移住者とその輸送について援助を与えれば移入国の移住者収容能力は充分に活用出来ると考えた。したがつて輸送手段の提供および運賃の軽減が必要であり、この点についてはI R O の経験を生かすことが可能であつた。かかる見地から欧州における難民および過剰人口問題全般を取扱う機構の設立が決定された。すなわち一九五二年二月に設立をみた欧州移住問題政府間委員会

(Intergovernmental Committee for European Migration, I. C. E. M.)

がそれで、加盟国はアルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブラジル、カナダ、チリ、デンマーク、コロンビア、コスタリカ、フランス、西独、ギリシャ、イスラエル、イタリア、ニュージーランド、ルクセンブルグ、オランダ、ノルウェー、パラグアイ、スエーデン、スイス、合衆国、ウルグアイ、ヴェネズエラの二十五カ国であつた。

I C E M が設立された当時には、すでに移住の機会を有しなが

(資料)移住者輸送政策の問題

らも適当な輸送手段の欠如あるいは運賃の支払能力がないために、移住不可能なものが数千人にのぼつていた。したがつてI C E M の緊急任務は運送手段を手配し、必要な運送費を調達してやることであつた。

I C E M は移出国および移入国の諸政府と密接な連絡を保つており、各国にその連絡および運営機関を有しているし、また特別計画にしたがつて各国政府と移住者の移動にかんして契約を行うため、I C E M は移住者輸送の短期的な趨勢を確実に把握することが可能だつた。それゆゑ移住者輸送に必要な運送手段の手配はきわめて円滑に実施することができた。

I C E M は民間の船舶はその移住者収容能力および設備が充分満足すべき状態にあり適当な運賃で利用出来る場合のみ、それを使用した。一般に三等ないしツーリスト・クラスの設備のみが利用された。また可能な場合には運賃引下げのためI C E M は海運同盟と特別の運賃協定を結んだ。適当な民間船腹を使用できぬさいは、I C E M は船席の高利用率——通常九五%——を保障することにより、あるいはタイム・チャーターないしラウンド・トリップ・チャーターを行つて船腹の手当をした。後者の場合には船主が復航で収益をあげた際には価格調整を行つてゐる。

I C E M は船舶以外に、次第に航空機を利用して移住者輸送を行うにいたつてゐる。一九五四年末までに一五、〇〇〇人が航空機で輸送されたが、そのうち五、八八〇人が一九五四年中に輸送された。航空輸送はその運航が移住者の輸送に適した諸特質を有

している。航空機はその運航を停止したり、目的地を変更することはきわめて容易であり、この運航上の弾力性は移住計画が変更された場合、きわめて有利である。移入国が収穫期のように緊急に労働者を希望しているさいの、移動量のピーク時に航空機の利用度は高い。移住者は遅滞なく急速に移住を行いうるし、また最終目的地に近い内陸に到着出来る。さらに航空機輸送の速度は労働時間が旅行によつて失われることが少いし、また長期の旅行による心理的な圧迫感からも免れることができる。

ICEMは通常その使用する航空機をチャーターしたがその移住者一人当りの費用は通常海上輸送費用を越えなかつた。航空機輸送はアメリカ合衆国向けの移住者輸送のばあいとくに有利であつたが、またオーストラリア向けの長距離海上輸送を補完するにも役立つた。

移住者の輸送にあつて、ICEMは最初にその輸送費を支払つたが、その基金は関係移出国および移入国政府が一般運営費として認めた処分自由な資金、あるいはICEMが援助した移住者数に応じた費用によつて賄われている。輸送費の追加分担金は移住完了後——またときには事前に——関係諸政府、合衆国難民計画のような一定の特別機関、移住奨励機関、あるいはまた移住者によつて負担された。ICEMが輸送手段を輸送費完全返済の条件で移住者に提供した際には勿論、その全額が移住者によつて返済された。ICEMは移住者が支払能力を有する場合は、その費用の一部を前払いしないしは返済させる原則を採用しており、この

方法は漸次拡大される傾向を有している。その結果、輸送費用の移住者自身により負担される部分は次第に増大することになると考えられる。

以上のようなIROおよびICEMの活動によつて第二次大戦前二十五五年間にわたつて停頓状態を続けた海外移住は、新しい解決方向を見出すことができた。移住にさいしての輸送費問題の合理的な解決はたんなる一国による運賃補助政策によつて行われうるものではない。移出国移入国の諸政府間の協同的活動によつてのみそれは可能であらう。だがICEMはその名前が端的に表わしているように、その活動範囲を欧州諸国の過剰人口問題解決に限定しており、アジア諸国における切実な過剰人口問題とはおよそ無縁である。したがつてわが国をも含めたアジア諸国での移住問題、その一部としての輸送費問題の解決はきわめて困難であり、異つた角度からの考慮が要求されることにならう。

主要参考文献

- I. L. O. : Emigration and Immigration : Legislation and Treaties. 1922.
- I. L. O. : Migration Laws and Treaties, Vol. I, II, III, 1927, 1928, 1929.
- I. L. O. : Migration of Workers. 1936.
- I. L. O. : Technical and Financial International co-operation with regard to Migration for Settlement. 1938.
- I. L. O. : Recruiting, Placing and Conditions of Labour of Migrant Workers. 1938.
- S. C. Johnson : Emigration from the United Kingdom to North America, 1913.
- W. A. Carrothers : Emigration from the British Isles. 1929.

- J. Isaac : Economics of Migration. 1947.
 H. A. Citroen : European Emigration Overseas, Past and Future 1951.
 J. Vernant : The Refugee in the Post-war World, 1953.
 P. Jacobsen : The Intergovernmental Committee for European Migration
 (B. Thomas ed. : Economics of International Migration. 1958.)

執筆者紹介 (執筆順)

- 宮下 忠 雄……………神戸大学経済部教授・ア
 ジア経済論担当・経済学
 博士
 川田 富久 雄……………神戸大学経済経営研究所
 教授・国際経済科長・国
 際貿易部門
 片野 彦 二……………神戸大学経済経営研究所
 助教授・国際貿易部門
 山崎 禎 一……………神戸大学経済経営研究所
 兼任助教授・中南米経済
 部門
 齊藤 広 志……………神戸大学経済経営研究所
 助教授・中南米経済部門
 藤田 正 寛……………神戸大学経済経営研究所
 助教授・中南米経済部門
 佐々木 誠 治……………神戸大学経済経営研究所
 助教授・海事経済部門
 山本 泰 督……………神戸大学経済経営研究所
 助手・海事経済部門

国際経済研究(既刊) 目次

第 IV 号 昭和二十九年刊

自由港の起源とその史的発展……………柴田銀次郎
 東南アジアとラテンアメリカの貿易構造の比較研究……………川田富久雄

新中国の経済制度……………宮下忠雄
 東南アジアのインフレーション……………矢尾次郎

現下世界決済機構の一考察……………藤田正寛
 戦後の国際収支……………片野彦二

日本海運業生成過程における海運競争……………佐々木誠治

第 V 号 昭和三十年刊

世界における自由港の経営実態……………柴田銀次郎
 戦前及び戦後の東南アジア貿易……………川田富久雄

古代経済と海運活動……………佐々木誠治
 国際流動性準備変動の地域的研究……………藤田正寛

(其の一)
 国際分業について……………片野彦二

第 VI 号 昭和三十一年刊

アメリカ合衆国の貿易政策に於ける動向……………柴田銀次郎
 アルゼンチン経済の発展……………川田富久雄

社外船の系譜—その一……………佐々木誠治
 アルゼンチンの金融制度……………藤田正寛

国際分業と国際交換……………片野彦二

第 VII 号 昭和三十二年刊

カナダの経済構造と外国貿易……………柴田銀次郎
 米比通商協定の研究……………川田富久雄

新中国の対外貿易……………宮下忠雄

欧州航路競争史……………佐々木誠治

国際決済制度の新发展……………藤田正寛

国際均衡について……………片野彦二

マルクスの Nutzfakt について……………山本泰督

第 VIII 号 昭和三十三年刊

東南アジア市場と日本貿易……………川田富久雄
 —朝鮮動乱後の推移について—

社外船の系譜—その二—
 瀬戸内海グループ(鳴谷海運業の発展)
 移住者の母村……………斉藤広志

高知県伊野町勝瀬部落の調査報告……………藤田正寛

国際金融政策の一断面……………片野彦二
 —後進国投資の効果の事例的研究—

再生産と国際分業……………片野彦二
 —二国、三商品のケース—

米国貨物優先積取法に関する一考察……………山本泰督

(併刊) 企業経営研究 第IX号目次

後入先出法と原価計算……………渡辺進

北海道工業化の経営位置論的考察……………米花稔

スタンダード・オイル・トラスト
 形成史における問題点……………井上忠勝

社会会計と企業会計の連関について……………能勢信子

電子会計機の構成諸装置による特性……………木谷秀雄

勘定組織の発展……………武田隆二

シヌマーレンバッハ企業評価論に
 関する一考察……………小野二郎

R É S U M É

A Survey of the People's Communes in China

The writer inquires into the creation and development of the people's communes in New China and considers their character from every angle in this paper.

The people's commune movement in China became nation-wide since August, 1958, but before this, it had already appeared in Hopei Province. Therefore, the writer, at first, demonstrates why and how the people's commune movement was created in that province, and then, traces its nation-wide development since that time.

The writer points out the following items as a distinctive character of the people's communes which are newly appeared fundamental social units in China.

1. Generally, they are formed by the merger of the agricultural co-operatives or reorganization of any agricultural co-operative which has become large, but they are also brought into existence from some other social or economic organizations, especially in the case of the ones in the cities or towns.

2. The size of each of them is very large, at least embracing the area covered by a township as a basic administrative unit in the country-side.

3. The enterprise or task which they are to carry on is very wide, including agriculture, industry, exchange, culture and education and military affairs as well as the collectivisation of life by common canteens and other facilities.

4. Each of them joins into the one unity with the administration of the township.

5. They are also the fundamental controlling units for the public finance, state commercial enterprises and state bank in their areas.

6. Their system of distribution gradually shifts to the wage system with the supply system from the original one.

7. Their ownership is to be transformed into ownership by the people as a whole from collective ownership or any other kind of ownership, in addition, privately owned parts being to be narrowed.

8. They accelerate the speed of realizing socialism in China and they will also become fundamental social units in the forthcoming era of communism in China.

In the final analysis, the writer endeavours to clarify their difference from the communes which were established in U. S. S. R. since after revolution and the agro-cities which were established for some time since 1950.

Tadao Miyashita
Professor of Economics
Faculty of Economics
Kobe University

**Trade Fluctuations and Stabilization
Policy for Under-developed Countries**
—On Professor Nurkse's View—

Professor Nurkse makes a valuable contribution to the theoretical analysis of the stabilization policy for under-developed countries in his article, "Trade Fluctuations and Buffer Policies of Low Income Countries." (in *Kyklos*, Vol. XI, Fasc. 2. 1958)

The main points of his argument are as follows :

- a) Fluctuations in export markets of primary products are chiefly due to demand changes.
- b) These demand changes are caused by the variations in the investment of fixed capital and of inventories in industrial countries.
- c) It is, therefore, necessary to eliminate cyclical fluctuations in the advanced countries. But it is difficult to remove trade cycles completely, although much progress has been made in this direction. On the side of under-developed countries, some measures must be taken to stabilize their economies either through international buffer stocks or through national buffer funds.
- d) An international buffer stock policy requires enormous funds and international co-operation, while a national buffer funds policy can be adopted by any individual country. Therefore, the latter is more practicable.
- e) Under a usual buffer funds policy, stabilization can be achieved by fixing the prices of export products received by producers with variable export taxes (positive or negative). (Negative taxes mean subsidies.)
- f) Professor Nurkse raises two objections to this usual buffer funds policy, i. e., (1) fixed prices for export producers, and (2) taxation on export sector alone. In his opinion, (1) domestic prices of export products should be allowed to move freely in response to external market fluctuations, and (2) a general (not export sector alone, but domestic sector as well) taxation should be enforced, aiming at stabilizing aggregate disposable income, not solely those arising from export production.

By allowing export prices to fluctuate freely, a country can obtain more export incomes, because, he assumes, the elasticity of supply of export products to be more than zero and less than infinite. (cf. fig. 2)

By general taxation (positive or negative), relative price changes are effected in export and domestic sectors, causing some resources to switch from the domestic to export sector (and vice versa). Thus the resource-allocating function of price operates to maximize national income. This is one of the theoretical merits of Professor Nurkse's policy. Both the old-fashioned "do-nothing policy" and the modern pegged-producer price method tend to eliminate price incentives to output adaptation.

In practice, however, his policy faces dim prospects in under-developed countries, because in many of these countries, there is, at present, no administrative ability fit for carrying out such a general counter-cyclical fiscal policy. Moreover, they are suffering from a shortage of foreign exchange reserves, and can hardly afford to set aside buffer funds in the face of the growing demand for imports, capital as well as consumer goods.

Therefore, both technical assistance for the training of administrative officials and financial aid by advanced countries or by international organizations may be necessary to operate this buffer funds policy satisfactorily.

Fukuo Kawata
Professor of International Trade
The Research Institute for Economics and Business Administration
Kobe University

Production and Distribution in International Economy

In this Paper, I will analyze some fundamental relations between labor productivity and terms of trade and rate of profit in international economy among capitalistic countries.

1. In Section 1, I show the functional relations between labor productivity and wage rate and rate of profit in a closed economy. These relations are starting points for our analysis.
2. In Section 2, I treat the international specialization of production. Here I propose one theorem about a criterion for international specialization of production.
3. In Section 3, I analyze the effect of international trade on labor productivity. International trade may increase labor productivity for all countries; this is our theorem in this section.
4. In Section 4, I treat the advanced relations of international specialization of production. Here I show the condition for the highest productivity of all countries; this is a condition for complete specialization in all countries.
5. In Section 5, I show the international price mechanism. In a simple reproduction situations for world-wide production, I can not determine international prices under objective conditions. But, in non-simple reproduction situations, I can determine international prices according to production technique and wage rate for all countries.

Hikoji Kawano
Assistant Professor of International Trade
The Research Institute for Economics and Business Administration
Kobe University

Investigation of Population Distribution in South America

The total population of South America, covering a large area of about 177 million square kilometers, was only 125 million in 1955, or about 7 persons per square kilometer. This population was distributed very unevenly over various regions. In order to investigate the distribution of population, the author attempts to show a distribution map of population density of the various geographical regions. (Fig. 1 & 2) In this attempt South America is divided into 21 geographical regions, following Schmieder's divisions*, but amended by the author as follows.

Geographical Regions (after landscape)	Population Density per sq. km.
(1) Northern Andes	23.0
(2) Llanos of the Orinoco	2.4
(3) Middle Andes	8.1
(4) Coast of Peru	17.0
(5) Northern arid Chile	1.4
(6) Mediterranean climate region of middle Chile	29.2
(7) Southern Chile	12.7
(8) Western Patagonia	0.7
(9) Semi-arid plateau of eastern Patagonia	0.5
(10) Northwestern Argentina	3.3
(11) Pampas	19.3—13.6
(12) Grand Chaco	2.4—0.2
(13) Llanos of the Mamoré	0.5
(14) Lowland east of the Paraná	8.5—7.9
(15) Southern Brazil	20.6
(16) Eastern Brazil	15.0
(17) North-eastern Brazil	12.9
(18) Brazilian Plateau	0.9
(19) Amazonian Basin	under 0.5
(20) Guiana Highland	0.06—0.4
(21) Coast of Guiana	4.0

The Mediterranean climate region in middle Chile, the heartland of Chile, is most densely populated (over 29 persons per square kilometer), and is followed by the northern Andean region in Venezuela, Colombia and Ecuador, Southern Brazil and Pampas in Argentina. (19—29 persons per square kilometer). These regions have the highest level of civilization in South America and most of the large cities on this continent are also situated in these areas. The mountain basins in the high altitudes of northern Andes are also densely populated. This is because the northern part of South America is situated in a tropical climate zone and

*Schmieder, O.: *Länderkunde Südamerikas*.
 Enzyklopädie der Erdkunde. Leipzig und Wien, 1932.

the high basins have temperate climates and are well cultivated. Eastern and Northeastern Brazil, Uruguay and the coastal region of Peru have a moderate population density. (9—19 persons per square kilometer)

On the contrary the Amazonian Basin is most thinly populated, especially in the northern and western upper stream sections of Colombia and Venezuela. It shows that the condition of development in the tropical rain forest regions of the Amazonian Basin is very low but that inland areas of the upper stream region of the Amazon in eastern Peru, with its center of Iquitos, are comparatively highly populated. This indicates the early development of the Amazonian Basin in this region. Beside the Amazonian regions, the most undeveloped area in South America is the Guiana Highland, with the population density also the lowest in this section. The Patagonian region, especially the arid parts of Argentina, is also thinly populated. But the population density of Tierra del Fuego is 0.25 person per square kilometer. This most southernly island of the South American continent has a rather moderately high population density. By the distribution of population we can see the recent process of development in the Brazilian Highland from the coast toward the inland.

There are 52 cities in South America with populations of over 200,000. Half of these cities are port cities and these on the Atlantic coast are more numerous than those on the Pacific coast. Most of the cities in the inland area are found in the Andean mountains. But some of cities containing 200,000—500,000 inhabitants are situated in the Pampa region and new cities are growing up on the Brazilian Plateau.

Ten countries in South America are arranged in Table 4-2, according to the percentages of their capital population (I), population of cities (over 100,000 inhabitants) (II), and urban population to total population (III), and energy consumption per capita. in 1955 (IV).

This arrangement is related to the racial composition of these countries and shows the degree of culture of the South American Countries. (Table 6) In this table the position of Brazil is low, because there is a vast under-developed area and this lowers the degree of culture of this country.

Tei-ichi Yamazaki

Assistant Professor of Regional Study on Latin America

Faculty of Economics

Kobe University

A Japanese Co-operative Society in Brazil: A Case Study on the Process of Cultural Transplantation

The characteristics of groups and association forms which constitute an “ethnic community” are strongly influenced by relationships between local inhabitants

and immigrated groups developed around a certain "dominant" or "receptive" society. Most institutions of Japanese rural communities in Brazil contain elements which represent those of their home society. They have, however, specific characteristics resulting from the influences mentioned above. The phenomena of cultural transplation in which institutions and patterns in home society are carried by immigrants—so called bearers of "culture baggage"—are closely connected with the acculturation process in its large sense.

As we attempt to classify components of ethnic society into two groups, i. e., the peripheral and the nuclear, the latter connoted institutions and patterns of home society, whereas the former resembles those of the dominant or receptive society. This dual feature is in the very nature of ethnic communities, in Brazil, contiguous to the more dominant society and controlled by the factors of its own ethnic community.

The author describes and analyzes the manner and circumstances under which this culture complex of co-operativism has been transplanted by Japanese immigrants into a rural region of Brazil. The example here discussed concerns the Cotia Agricultural Co-operative Society established by a small Japanese group in 1927 and now the greatest in South America.

Hiroshi Saito

*Assistant Professor of Regional Study on Latin America
The Research Institute for Economics and Business Administration
Kobe University*

A Criterion for a Development Investment Policy in Economic Backward Areas — as Regards Investment Planning in Brazil —

With regard to the theory of the development of investments in the economic backward areas, we consider that it depends on the following hypotheses :

- (a) It is useful to characterize a backward economy as an equilibrium system whose equilibrium state possesses a degree of "quasi-stability" with respect to per capital income, but that advanced economics cannot usefully or accurately be described in such terms.
- (b) If the equilibrium of a backward economy is disturbed, the forces or influences that tend to raise per capita incomes set in motion, directly or indirectly, forces that have the effect of depressing per capita income.
- (c) In a disequilibrium state in a backward economy, for at least the lower incomes above the equilibrium level, the effects of the income-depressing forces are greater than the effects of the income raising forces.
- (d) During any period there is some absolute maximum on the effects of the income-depressing forces, but the absolute maximum of the effects of the per capita income-creating forces is greater than that. From these points, we can deduce the basic idea that in order to achieve the transition from a state

of backwardness to a more developed state where we can expect steady secular growth it is necessary, though not always sufficient, that at some point, or during some period, the economy should receive a stimulus to growth that is greater than a certain critical minimum size.

Of course, the soundness of an investment policy for development purposes depends on the meaning or objective that we imply by the word "development," and on our vision or model of the development process. Namely, we have defined development to mean sustained growth in per capita output, and it is only with this definition that our strictures against the applicability of some of the investment policies to be considered make any sense. Then, we can seek the criterion for a development investment policy by the following criterions. In other words, these are pivots of development planning:

- (a) The Rate-of-Turn-over Criterion.
- (b) The Social Marginal Productivity Criterion: S M P
- (c) The Re-investment Criterion.
- (d) The Time-Series Criterion.
- (e) The Marginal Growth Contribution Criterion: M G C
- (f) The Corrected Profit Incentive Criterion.
- (g) The Criterion of the Ratio of Net Results to Total Costs, all taken at accounting prices.
- (h) The Employment Absorption Criterion.

In this report, we shall examine the above-mentioned investment criterions. Moreover the most main point of our analysis will be directed toward Latin-American economy. We thus intend to pick up the development planning and investment policy in Brazil as a case study of the development theory of economic backwardness.

Our program is as follows;

- (1) Introduction—the actual state of the general theory of development investment in economic backward areas.
- (2) The Theoretical Genealogy of the Investment Criterion or the Historical Relation of the Investment Criterion Theory.
- (3) An Examination of the Criterions in Investment Policy.
- (4) The Type of Investment Criterion in Under-developed Countries.
- (5) A General Consideration of the Investment Criterion for Latin American Countries.
- (6) Investment Planning and the Investment Criterion in Brazil.
- (7) Conclusional Note.

Masahiro Fujita

Assistant Professor of International Finance

The Research Institute for Economics and Business Administration

Kobe University

Inception of the Mitsui Shipping Business

The Mitsui shipping business which was started as a departmental action of the "Mitsui Bussan Kaisha" in the early Meiji Era is being carried on by the "Mitsui Steamship Company" to-day. The Mitsui Steamship Company is one of the most powerful and representative enterprises in our country, as well as the "Mitsui Bussan Senpakubu" (shipping department of this company) was the largest and most well-known shipowner before World War II. Thus it can be said that the history of the development of the Mitsui shipping business is not only very interesting and important in the study of Japanese shipping-history, but its story is even a tale of the advance of modern Japanese shipping industry.

A general view of the development-process of the Mitsui shipping business is stated in detail in the book "Sogyo 80-nen shi," which was published last year by the Mitsui Steamship Company. This book explains its beginning much more clearly and correctly than popular books put out by other sources. It stresses the importance and inception of the transportation of "Miike coal" to Shanghai, which afforded the opportunity in starting their shipping business. There are many other valuable data. Nevertheless, this book, like the tradition, states that their shipping business was set up in 1876, the exact year of the establishment of the Mitsui Bussan Kaisha. However, it is rather doubtful, whether such a transportation system could really have been established in that year, from the point of a strictly historical study. The author of this article will seek for more reliable facts concerning the beginning of the Mitsui shipping business by investigating other historical materials. The main points at issue are as follows:

- (1) The "Kuchinotsu office" of the Mitsui Bussan Kaisha which took charge of the actual transportation affairs of Miike coal was instituted in May, 1878, and the famous "Chihaya-maru" set sail for Shanghai from this port in the same month.
- (2) The Shanghai market for Miike coal was opened after the summer of 1878, by the efforts of the Shanghai branch which was started in November, 1877.
- (3) The "Seinan War" which extended from February to September, 1877, shut out completely all coal-selling of the Bussan Kaisha, — the "Saigo forces" even captured the Miike colliery itself.
- (4) The Mitsui Bussan Kaisha took responsibility for such transportation after February, 1879. Until this time, the Miike colliery office, a government office, transported coal to Nagasaki by small sailing vessels which belonged to them or were chartered by them.

Seiji Sasaki

Assistant Professor of Marine Economics

The Research Institute for Economics & Business Administration

Kobe University

雑誌文献目録

雑誌
文献
目録

- 1 収録範囲 1958年1月から12月までに當所に收藏された定期刊行物より収録した。
- 2 分類 國際經濟・貿易、國際金融・為替、海事經濟、中南米經濟の四項目に大別した。
- 3 排列 同項目内はA B C順に排列した。
- 4 記載順序 筆者、論題、誌名、巻號(發行年月)、所載頁。

項 目

國際經濟・貿易	頁	國際金融・為替	頁	海事經濟	頁
1. 國際經濟・貿易理論	1	1. 貨幣・金融	13	1. 理論・政策	29
2. 貿易政策	4	2. 國際通貨	23	2. 各国海運造船事情	31
3. 貿易統計	6	3. 為替	23	3. 港灣	32
4. 世界貿易問題	6	4. 國際資本移動	24	4. 海法・海上保險	32
5. 後進国開發問題	7	5. 國際投資	24	中南米經濟	
6. 各国貿易事情	9	6. 國際決済制度	25	1. 中南米全般	34
		7. 國際収支	25	2. 各国經濟事情	34
		8. 各国金融為替事情	26	3. 移民	35

國際經濟・貿易

- | | |
|--|--|
| <ol style="list-style-type: none"> 1. 國際經濟・貿易理論 2. 貿易政策(關稅) 3. 貿易統計 4. 世界貿易問題(共同市場・經濟協力・對外援助・東西貿易・賠償) 5. 後進国開發問題 6. 各国貿易事情(世界・日本・アジア各国・歐洲各国・米・ソ連) <p style="text-align: center;">1. 國際經濟・貿易理論</p> <p>相原 光
外國貿易の利益と交易条件—ラーデマンの分析— 横浜大学論叢 9-4 (1958. 3) 40-50</p> <p>有木宗一郎
國際貿易における価値問題 下関商經論集(下関商經短大) 2-2 (1958. 8) 55-80</p> <p>淡川 康一
國民經濟と地理的環境 立命館經濟学 7-2 (1958. 6) 1-26</p> <p>馬場啓之助
貿易国の農業問題 一橋論叢 40-5 (1958. 11) 41-66</p> <p>Barna, T.
工業投資の相違と輸出との關係—イギリス經濟とドイツ經濟との比較— 調査月報(大藏) 47-3 (1958. 3) 95-102</p> | <p>藤井 茂
國際収支不均衡の是正策—ハロッド「國際經濟学」の改訂をめぐつて— 經濟学研究(神大) 5 (1958. 9) 77-106</p> <p>深田 正夫
輸入依存率の分析 商工統計研究(日本商工会議所, 通産省) 2-1 (1958. 1) 32-60</p> <p>福原 行三
J. S. ミルと後進国問題 經濟研究(大阪府大) 6 (1958. 3) 144-163</p> <p>國際連合
一次品輸出国における輸出の不安定性と國際収支(ECAFE 經濟年報 1957訳) エカフエ通信 157 (1958. 5. 21) 1-86</p> <p>入江 猪太郎 國營貿易の原理 宮田喜代蔵 還曆記念論文集 (1958. 5) 397-416</p> <p>石川 興三
創造的世界經濟学の世界史的基礎 (1, 2) —原子力時代の經濟学の課題と論理について, 自由・平等・博愛の世界經濟学— 經濟論叢(京大) 81-2 (1958. 2) 1-16, 81-4 (1958. 4) 20-37</p> <p>片野 彦二
再生産と國際分業—二国, 三商品のケース— 國際經濟研究(神大經研) 8 (1958. 2) 127-146</p> <p>片山 謙二</p> |
|--|--|

- (紹介) 行沢健三著「国際経済学序説」—
教授の理論体系の問題を中心として—
経済学論究 (関学) 12-1 (1958. 4) 149-
158
- 木村保重
集約性と代用弾力性 — Heckscher-Ohlin
命題との関連に於て— 神戸外大論叢
8-3 (1958. 1) 37-57
- 木下悦二
「二つの世界市場論」について 世界経済
評論 48 (1958. 5) 4-11
- 木下悦二
二つの世界市場論についての若干の疑問
研究と資料 (大阪市大) 4 (1958. 5) 41-
76
- 北川一雄
世界経済の安定と進歩—ロバートソンとバ
イナーをめぐるつて— 宮田喜代蔵還暦記
念論文集 (1958. 5) 445-463
- 喜多村浩
資本蓄積と国際貿易理論 赤松要博士還暦
記念論集 (1958. 1) 285-314
- 北沢新次郎
貿易論における古典学派と近代経済学 貿
易研究 (東経大) 1 (1958. 9) 1-11
- 木内信胤
貿易研究の中間とりまとめ 世界経済 13-
7 (1958. 7) 16-45
- 小島清
比較生産費の決定因 宮田喜代蔵還暦記念
論文集 (1958. 5) 417-444
- 小島清
国際貿易の均衡条件—通減生産費ケース—
一橋論叢 39-2 (1958. 2) 54-78
- 小島清
日本経済の雁行形態的發展と貿易の役割
一橋論叢 40-5 (1958. 11) 67-87
- 小島清
資本蓄積と国際分業—赤松博士「産業發展
の雁行形態」の一展開— 赤松要博士還
暦記念論集 (1958. 1) 443-496
- 小島清
Japanese foreign trade and economic
growth: With special reference to the
terms of trade. Annals of the Hito-
tsubashi Academy 8-2 (Apr. 1958)
143-168
- 小松雅雄
経済發展維持のための条件と政策—富裕な
国の場合— 早稲田政経雑誌 154
(1958. 12) 47-66
- 上坂西三
米国における F. O. B. 慣習の研究 (3, 4)
貿易クレームと仲裁 5-1 (1958. 1) 2-8,
5-2 (1958. 4) 1-7
- 上坂西三
国際物品売買に関する統一法草案—1957年
草案の商学的試訳— 早稲田商学 137
(1958. 11) 55-93
- 上坂西三
輸出マーケティングの理念と問題点 パン
キング 124 (1958. 7) 68-77
- 久保孝一郎
経済における平等の教義と国際的不平等の
問題 商経法論叢 (神奈川大) 9-1/2
(1958. 10) 31-50
- 松井清
貿易構造と海外市場の問題—貿易依存度が
上昇する必然性について アナリスト 4
-2 (1958. 2) 1-10
- 松尾博
世界経済論の方法について—論争の検討を
中心に— 彦根論叢 48/49 (1958. 10)
81-95
- 三辺信夫
多数国多数財貿易における国際均衡分析—
F. D. グレーアム貿易理論・再論— 経
済学雑誌 (大阪市大) 39-1 (1958. 7)
48-80
- 宮沢健一
貿易乗数と産業連関 経済研究 (一橋大)
9-3 (1958. 7) 212-219
- 宮沢健一
国際収支と貿易乗数—原料循環を考慮せる
新貿易乗数の提案— 横浜大学論叢 9-3
(1957. 12) 1-36
- 向井武文
ヴァイナーのダンピング論 貿易研究 (東
経大) 1 (1958. 9) 169-195
- 内藤昭
「外国貿易からの利益」と「特化」=「国
際分業」— Jacob Viner, Internat. Trade
and Econ. Development, 1953 経営研
究 (大阪市大) 37 (1958. 8) 70-86
- 中村金治
日本貿易の構造的特質 (1) 貿易研究 (東
経大) 1 (1958. 9) 99-148
- 中沢慶之助
分業, 投資, 後進国に関する国際経済論的
一考察 商学論集 (西南学院) 3-2
(1956. 11) 37-60
- 名和統一
マルサスとリカアドオ貿易理論 経済学雑
誌 (大阪市大) 38-4 (1958. 4) 247-264

西 口 章 雄
G. ミルダール「経済理論と低開発地域」
について 同志社商学 9-5 (1957. 12)
104-118

西 村 孝 夫
アダム・スミスの東インド貿易論 経済研
究(大阪府大) 7 (1958. 7) 42-64

岡 倉 伯 士
貿易乗数および貿易加速度に関する若干の
問題 山口経済学雑誌 7-7/8 (1956. 12)
1-31

岡 倉 伯 士
「要素比例」と外国貿易 山口経済学雑誌
8-1 (1957. 6) 21-40

岡 倉 伯 士
資本主義的独占と外国貿易 山口経済学雜
誌 8-5 (1958. 3) 1-46

岡 野 鑑 記
第一次大戦後の世界経済の変動(続) — 第
二次大戦における欧米の戦争経済を中心
として — 商経法論叢(神奈川大) 9-
1/2 (1958. 10) 51-75

岡 山 隆
国際経済学における所得分析と価格分析の
結合(下) — インフレ圧力の国際波及を
めぐって — 早稲田政経学雑誌 151/152
(1958. 8) 139-162

置 塩 信 雄
不等価交換の実証 商学論集(福島大) 27
-3 (1958. 12) 156-175

大 宮 佚 一
トランスファー理論 三田学会雑誌 51-9
(1958. 9) 69-82

芥 藤 隆 助
帝国主義の世界商業に及ぼす影響 アカデ
ミア(南山大) 23 (1958. 9) 1-24

芥 藤 武 雄
オーリンの貿易理論の構造 商経法論叢
(神奈川大) 8-3 (1958. 2) 1-26

向 坂 正 男, 内 野 達 郎
設備投資と輸出貿易 経済評論 7-8
(1958. 8) 120-127

世界貿易の実証的研究(2~12) — 主要商品を
世界的視野から; 貿易の制度的規制につ
いて — 世界経済 12-12 (1957. 12) 35-
48, 13-1 (1958. 1) 12-22, 13-2 (1958.
2) 11-49, 13-3 (1958. 3) 30-68, 13-4
(1958. 4) 32-65, 13-5 (1958. 5) 13-53,
13-6 (1958. 6) 10-61, 13-7 (1958. 7)
16-45, 13-8 (1958. 8) 8-23, 13-9
(1958. 9) 16-38, 13-10 (1958. 10) 14-36
1957年資本主義貿易概観(1~3) — ソ連「1957

年における資本主義諸国の経済状況と外
国貿易」訳 — 外国為替 192 (1958. 8.
1) 2-6, 193 (1958. 8. 15) 12-15, 194
(1958. 9. 1) 20-24

柴 田 裕
資本蓄積と国際分業 — 小島モデルについて
— 経済研究(一橋大) 9-1 (1958. 1) 67-
71

柴 田 裕
多数国貿易モデルによる賠償トランスファ
ーの分析 赤松要博士還暦記念論集
(1958. 1) 409-442

柴 田 政 利
世界経済の現段階把握の一視角 — 世界経済
論の方法論(2) — 明大商学論叢 41-
3 (1958. 1) 29-45

柴 田 政 利
いはゆる市場理論についての一視点 — 外国
市場・外国貿易把握のための一視点 —
明大商学論叢 41-9/10 (1958. 7) 97-128

柴 田 政 利
経済学批判体系における国家への一視角 —
世界経済論の方法との関連において —
明大商学論叢 42-2 (1958. 9) 29-56

篠 原 三 代 平
両大戦間の輸出入函数 — 建元批判に答う —
商学論集(福島大) 27-3 (1958. 12) 176
-191

商社をめぐる諸問題 — 輸出商品と市場の構造 —
調査時報(伊藤忠) 100 (1958. 3) 1-142

鈴 木 重 靖
国際価値論の反省 山口経済学雑誌 9-2
(1958. 8) 20-36

鈴 木 敏 雄
輸出入の産業連関分析 — 輸出入分析の一視
角 — 通商産業研究 6-7 (1958. 7) 81-93

鈴 木 敏 夫
輸入係数をめぐる二、三の問題点 — 産業連
関表における輸入の取扱について — 商
工統計研究 2-5 (1958. 9) 50-60

高 橋 清
マルクス派世界経済論の盲点 世界経済評
論 49 (1958. 6) 40-43

高 橋 清
資本制的蓄積と世界市場にかんする考察
再論(続3) 経済学(東北大) 45
(1957. 12) 1-26

高 井 真
貿易経営に於ける販売組織形成の合理化 —
その問題点に関する一考察 — 商学論究
(関学) 21 (1958. 3) 83-104

- 谷口重吉
ヘクシャー・オーリンの定理について 商
大論集(神商大) 26 (1958. 11) 1-12
- 谷口重吉
最適貿易について 神戸商大論集 24
(1958. 6) 1-13
- 建元正弘
レオンティエフ逆説と日本貿易の構造 経
済研究(一橋大) 9-1 (1958. 1) 9-19
- 建元正弘
化繊輸出需要分析の計量経済学的方法—市
場調査関係者のための手引— 化繊月報
118 (1958. 11) 1-11
- 建元正弘
経済成長と交易条件—篠原三代平教授に—
商学論集(福島大) 27-2 (1958. 9) 117-
128
- 内田忠夫, 嘉治元郎
輸入性向計測における問題点 通商産業研
究 6-1 (1958. 1) 27-42
- 内田忠夫
日本経済の発展と貿易(現状分析講座・対
決する二つの経済学 21) エコノミスト
36-10 (1958. 3. 8) 52-55
- 王銳生, 梁世彬
「単一世界市場の崩壊の問題に関する検討」
を駁す—「経済研究」(中国) 一月—
世界経済評論 48 (1958. 5) 36-45
- 渡辺太郎
資本蓄積と比較生産費説 大阪大学経済学
7-4 (1958. 1) 24-41
- 渡部浩太郎
CIF 売買における二つの「受諾」 商大論
集(神商大) 22 (1958. 3) 16-32
- 山本登
世界経済体制の再調整期 三田学会雑誌
51-3 (1958. 3) 1-16
- 山崎禎一
国際貿易の地理的様相(資料) 国民経済
雑誌(神大) 97-2 (1958. 2) 72-76
- 矢内原勝
「軟貨圏貿易論」の背景
エコノミスト 36-26 (1958. 6. 28) 26-29
- 安井修二
産業連関分析と外国貿易—外国貿易乗数論
の再検討— 六甲台論集(神戸大) 5-4
(1958. 12) 56-67
- 安村重正
原材料輸入と海外投資 経済評論 7-8
(1958. 8) 52-62
- 吉村正晴
ローザ「拡張再生産表式の矛盾」に関する

- 研究—貿易問題への再生産論の適用方法
の一吟味(前篇)— 森教授記念論文集
(九大産労研) (1958. 3) 143-166
- 吉村正晴
日本経済における貿易の役割—現状分析講
座, 対決する二つの経済学(22)— エ
コノミスト 36-11 (1958. 3. 15) 52-55
- 吉村正晴, 山田隆士
国際価値論争に関する文献および参考文献
産業労働研究所報(九大) 16 (1958. 11)
73-84
- 行沢健三
貿易論の若干の論点—木下悦二氏の書評に
答えて— 経済評論 7-4 (1958. 4) 95-97
- 行沢健三
国際価値論の構想をめぐって—木下悦二氏
の見解の検討— 経済学論究(関学)
12-1 (1958. 4) 21-54
- 油本豊吉(訳)
C. F. Bastable 著「国際貿易論」 法経論
集(新潟大) 7-3 (1958. 3) 69-87

2. 貿易政策

- 安藤平
現行関税制度における課税価格について
—平岡教授「わが国関税制度の推移」に
関連して— 貿易と関税 6-5 (1958. 5)
58-61
- 馬場圭史
ニュージーランドの関税制度について 税
関調査月報(大蔵) 10-9 (1957. 10) 28-
43
- 米国関税委員会の第41回(1957年度)年次報告
(1, 2) 税関調査月報(大蔵) 11-4
(1958. 4) 37-57, 11-5 (1958. 5) 49-62
- ダンピング防止税及び相殺関税(1~3)—ガッ
ト事務局による各国立法例の分析— 税
関調査月報(大蔵) 11-3 (1958. 3) 41-
51, 11-4 (1958. 4) 58-75, 11-5 (1958.
5) 1-48
- 福士次郎
貿易政策確立への問題と反省—取引の協調
に関連して— アナリスト 4-1 (1958.
1) 30-35
- 藤井茂
貿易政策の課題とその発展 宮田喜代蔵選
暦記念論文集(1958. 5) 375-396
- 藤井茂
日本貿易政策の基調 国民経済雑誌 98-5
(1958. 11) 52-68
- ガット10年の成果(ガット事務総長ホワイト氏
の講演要旨の解説) 東商 131 (1958. 5)

16-21
 波多野 真
 日本資本主義の再建と貿易政策—貿易政策
 と財政金融政策の一体化— 経済評論 7
 -5 (1958. 5) 48-59
 平岡 謹之助
 わが国関税制度の推移 (4, 5) 貿易と関税
 6-1 (1958. 1) 75-81, 6-2 (1958. 2) 54-
 59
 入江 猪太郎
 国際経済的インテグレーションと関税同盟
 国民経済雑誌 (神大) 97-1 (1958. 1) 17
 -33
 伊 関 孝
 ブラジルの新関税制度について 税関調査
 月報 (大蔵) 10-9 (1957. 10) 1-22
 伊 関 孝
 ガット第12回総会の概観 税関調査月報
 (大蔵) 10-11 (1957. 12) 1-11
 伊 関 孝
 ローマ条約とガット 税関調査月報 (大
 蔵) 11-6 (1958. 6) 8-30
 嘉 治 佐 代
 ガット—国際貿易の趨勢 世界経済 12-12
 (1958. 12) 34-45
 各国輸入制限措置の現状 通商産業研究 6-6
 (1958. 6) 28-108
 勝 谷 保
 欧米各国の輸出振興策 通商産業研究 6-1
 (1958. 1) 51-60
 倉 地 圭 二
 国際商事仲裁会議の成果 外国為替 191
 (1958. 7. 15) 14-17
 倉 地 圭 二
 日本・ラテン・アメリカ貿易仲裁協定の成
 立 外国為替 194 (1958. 9. 1) 6-9
 倉 田 寛 吉
 国連の国際商事仲裁会議と新条約について
 貿易クレームと仲裁 5-4 (1958. 8) 21-26
 桑 原 輝 路
 通商条約における通商自由の原則—日米通
 商航海条約を中心として— 商学討究
 (小樽商大) 9-1 (1958. 7) 53-71
 前 田 直 昭
 我国の関税収入の変遷に対する一考察と関
 税予算額の算出方法について 税関調査
 月報 (大蔵) 11-2 (1958. 2) 28-62
 前 田 多 良 夫
 ガット10年の歩みと将来への期待 貿易と
 関税 6-2 (1958. 2) 24-27
 松 本 浩 一 郎
 中国の貿易政策—工業化と社会主義経済協

力を中心に— 世界経済評論 48 (1958.
 5) 26-35
 松 村 憲 一
 第1次大戦後におけるアメリカ貿易政策の
 発展 (2) —ニューディール下の貿易政
 策— 学習院大政経学部研究年報 5
 (1958. 3) 297-346
 望 月 正
 スイスの関税制度について 税関調査月報
 (大蔵) 10-11 (1957. 12) 32-49
 牟 田 口 道 夫
 米国における通商政策の現在と将来 貿易
 と関税 6-2 (1958. 2) 16-19
 岡 倉 伯 士
 独占関税について 山口経済学雑誌 8-3
 (1957. 10) 1-30
 大 来 佐 武 郎, 加 藤 寛 一
 後進国への貿易政策—日本貿易の「二重
 性」と双務主義— (座談会) 経済評論
 7-13 ((1958. 12) 94-110
 小 関 新 一
 米国のダンピング防止法改正について 税
 関調査月報 11-11 (1958. 12) 45-56
 最近における通商政策及びガット締約国団の活
 動—ガット年次報告の概要— 税関調査
 月報 11-11 (1958. 12) 70-73
 桜 井 裕
 輸入制限措置の種類とその考え方 通商産
 業研究 6-6 (1958. 6) 10-27
 柴 崎 芳 博
 関税率表体系の改正について 貿易と関税
 6-11 (1958. 11) 30-33
 高 橋 哲 夫
 「大不況」下のイギリス関税改革運動 商
 学論究 (関学) 22 (1958. 6) 33-79
 田 中 喜 助
 関税同盟の理論 早稲田商学 132 (1958.
 1) 35-50
 津 田 昇
 貿易クレームの研究—クレームの防止と解
 決 (12・完) — 貿易クレームと仲裁 5
 -2 (1958. 4) 14-31
 内 田 勝 敏
 スターリング地域制度「改革」論争につい
 て 貿易と関税 6-3 (1958. 3) 16-19
 牛 場 信 彦
 最近の輸入制限措置の動向とわが国通商政
 策のあり方 通商産業研究 6-6 (1958.
 6) 2-9
 White, E. W.
 ガットの10年 税関調査月報 11-8 (1958.
 8) 1-7

雑
 誌
 文
 献
 目
 録

矢野俊比古
輸出貿易管理制度改善への途—輸出振興策
の一環として— 外国為替 191 (1958.
7.15) 7-10

安池虎人
義務輸出カルテルの諸問題 世界経済評論
49 (1958.6) 4-13

吉田道夫
J. E. ミードの「日本とガット」について
世界経済評論 46 (1958.3) 23-29

3. 貿易統計

フランスの外国貿易及び運輸統計作成に関する
規則 (2) 税関調査月報 (大蔵) 10-10
(1957.11) 64-71

高岡周夫
貿易統計とその関連性 経済論集 (北海学
園大) 6 (1958.3) 129-152

塚原博
国際貿易統計における商品分類 世界経済
13-4 (1958.4) 2-8

4. 世界貿易問題

(共同市場・経済協力・対外援助)

東米雄
欧州共同市場の発足とその問題 世界経済
評論 45 (1958.2) 4-11

英国と欧州 (1, 2) —欧州自由貿易地域と欧州
共同市場が英国の製造業に及ぼす影響に
ついて— 税関調査月報 (大蔵) 11-3
(1958.3) 1-16, 11-4 (1958.4) 1-36

速水永夫
原子力産業経済とユーラトム 経済研究
(大阪府大) 4 (1957.10) 1-19

北欧共同市場に関するスカンデナヴィア経済協力
委員会の報告について 税関調査月報
(大蔵) 10-9 (1957.10) 23-27

細田繁雄
地域的経済統合と交通—西欧における展開
を中心として— 運輸と経済 18-7
(1958.7) 19-25

イギリス繊維工業と自由貿易地域 東洋紡経研
月報 85 (1958.6) 4-44

イギリス羊毛工業と自由貿易地域 東洋紡経研
月報 84 (1958.4) 4-9

伊関孝
欧州共同市場の世界貿易に及ぼす影響につ
いて 税関調査月報 (大蔵) 11-2
(1958.2) 1-27

Johnson, H. G. 冒険か好機か? 欧州共同市
場に関する—英国人の見解 (Weltwirt-
schafts Archiv Bd. 79. No. 2 所収訳)

国際食糧農業 7-10 (1958.10) 2-9

景山哲夫
経済統合の問題と方法 商経学叢 (近畿
大) 6-1 (1957.9) 1-28

嘉治佐代
欧州石炭鉄鋼共同体 世界経済 13-1
(1958.1) 23-42

金田近二
経済協力と国際経営の問題 アジア問題
7-5 (1957.11) 10-22

片山謙二
欧州自由貿易地域と農業問題 大阪商工会
議所月報 94 (1958.3) 21-29

片山謙二
欧州共同市場の意図するもの—とくにドル
不足の緩和に関連して— 経済学論究
(関学) 12-3 (1958.10) 69-120

片山謙二
Asian economy and European common
market. Asian Affairs 3-1 (Mar.
1958) 80-99

河田隆一郎
経済援助の現状と問題点 エコノミスト
36-10 (1958.3.8) 24-27

経済開発のための技術援助 国際食糧農業 7-8
(1958.8) 14-21

小秋元隆一
共産圏相互の協調と対外援助の方向 アジ
ア問題 8-1 (1958.1) 59-67

後進諸国に対するソ連の援助と貿易 調査月報
(日銀) 9-6 (1958.6) 4-8

小谷義次
対外援助の本質—行沢健三氏の疑問に答え
て— 経済学年報 (大阪市大) 9 (1958.
11) 1-40

前田多良夫
険しい欧州自由貿易地域発足への道程—共
同市場との連携をめぐる問題点— 貿易
と関税 6-6 (1958.6) 28-31

真野温, 尾身幸次
西欧経済統合と国際経済—その歴史のおよ
び現実的分析— 世界経済評論 45
(1958.2) 12-20

丸井遼征
東南アジア経済協力と肥料工業 アジア問
題 7-5 (1957.11) 88-101

水島正時
欧州石炭鉄鋼共同体の経過期間終了と今後
の問題 税関調査月報 (大蔵) 11-3
(1958.3) 29-40

西河照雄
インドに対する社会主義諸国の経済協力

経済論叢 (京大) 81-3 (1958. 3) 53-67
 西宮 博
 東南アジア諸国の石油事情とわが国の協力
 方法について アジア問題 7-6 (1957.
 12) 30-56
 野々村 一雄
 社会主義的国際経済協力の現段階 経済研
 究 (一橋大) 9-3 (1958. 7) 263-266
 大平 善治
 新しい欧州経済と世界貿易の変転 外国為
 替 190 (1958. 7. 1) 7-10
 奥井 長一郎
 東南アジアとの経済協力とわが国の中小工
 業 アジア問題 7-6 (1957. 12) 123-131
 欧州共同市場, 自由貿易地域と北欧諸国の立場
 (Skandinaviska Banken, Quarterly Re-
 view, Jan. 1958 訳) 調査時報 (伊藤
 忠) 102 (1958. 5) 30-37
 欧州共同市場の発足とその基本問題 調査時報
 (富士銀) 121 (1958. 5) 4-13
 欧州共同市場の対外共通関税表 税関調査月報
 (大蔵) 11-1 (1958. 1) 1-106
 欧州共同市場とアジア経済—インド国内委員会
 の報告書— ICC 月報 2 (1958. 8) 6-10
 坂内 富雄
 欧州自由貿易地域案の背景 世界週報 39-
 51 (1958. 12. 20) 27-34
 世界経済の地域化傾向 経済分析 (通産省) 24
 (1957. 12) 1-180
 島 久代
 フランス連合 世界経済 12-12 (1957. 12)
 11-34
 進展する世界の経済統合計画 貿易と関税 6-3
 (1958. 3) 41-43
 寺 村 鉄三
 社会主義諸国の経済協力の新段階—その現
 実の発展と若干の理論問題について—
 経済評論 7-10 (1958. 9) 110-120
 内田 武男
 地域的経済統合の性格決定の要因に就いて
 経済論叢 (大分大) 9-4 (1958. 3) 1-20
 山口 哲夫
 欧州共同市場と農業問題の展開—特に英国
 農業との関連について—国際食糧農業
 7-4 (1958. 4) 34-43
 山本 登
 西欧共同市場の経済的基盤 赤松要博士還
 暦記念論集 (1958. 1) 361-384
 (東西貿易)
 バトル法年次報告 (第10回) 世界週報 39-14
 (1958. 4. 5) 46-51
 小西 健吉

インドにおける東西貿易の抗争 アジア問
 題 8-3 (1958. 3) 54-63
 水野 不二夫
 東西貿易の動向とアジアの地位 アジア問
 題 8-3 (1958. 3) 10-21
 水野 不二夫
 Trends in East-West trade and the po-
 sition of Asia. Asian Affairs 3-1
 (Mar. 1958) 56-70
 白鳥 正明
 ソ連の対西欧貿易—東西貿易の新段階—
 外国為替 190 (1958. 7. 1) 27-29
 頓田 克美
 アジアの東西貿易競争とわが国の立場 ア
 ジア問題 8-3 (1958. 3) 106-115
 東西貿易交流の新転機 エコノミスト 36-1
 (1958. 1. 4) 63-66
 依光 良馨
 東西貿易の覚え書 貿易研究 (東経大) 1
 (1958. 9) 13-67
 (賠償)
 賠償の日本経済に及ぼす影響 勸銀論集 1
 (1958. 10) 49-69
 ビルマ賠償とビルマ経済の近況 調査時報 (伊
 藤忠) 104 (1958. 7) 18-33, 105 (1958.
 8) 76-91, 106 (1958. 9) 10-30
 原 覚 天
 相手国からみた賠償の効果 エコノミスト
 36-8 (1958. 2. 2.) 20-24
 工藤 振作
 インドネシアとの賠償問題解決について
 外国為替 184 (1958. 4. 1) 6-11
 栗本 弘
 消費財賠償の積極的意義 エコノミスト
 36-8 (1958. 2. 22) 25-27
 武藤 和雄
 賠償の実施と日本経済 エコノミスト 36
 -8 (1958. 2. 22) 16-20

 5. 後進国開発問題
 麻田 四郎
 経済開発理論の反省—Bauer・Yarmay
 「低開発国の経済学」— 商学討究 (小
 樽商大) 8-4 (1958. 3) 35-56
 Bilderbeck, K.
 ソヴェト連邦の対低開発国援助 (Wirtsch-
 aftsdiens, Feb. 1958 訳) 調査月報 (大
 蔵) 47-8 (1958. 8) 90-101
 Chenery, H. B.
 経済発展問題に対する産業連関分析の適用
 経済分析 (通産省) 25 (1958. 7) 91-99
 Chenery, H. B.

雑
 誌
 文
 献
 目
 録

- 後進国開発政策開発計画における工業化の役割 (American Economic Review. May. 1955 訳) 経済分析 (通産省) 25 (1958. 7) 101-113
- Chenery, H. B.
投資基準の適用について (Quarterly Journal of Economics. Feb. 1953 訳) 経済分析 (通産省) 25 (1958. 7) 73-89
- 外務省アジア局, アジア経済協力室
コロンボ計画に基づくわが国技術協力の意義と展望 エカフエ通信 170 (1958. 10. 1) 1-28
- 具島兼三郎
現代と植民地主義 森教授記念論文集 (九大産労研) (1958. 3) 21-50
- 浜崎正規
G. ミュルダールの低発展国開発論 立命館経済学 7-3 (1958. 8) 20-64
- 橋本徹
低開発諸国の経済発展と公共支出政策 経済学論究 (関学) 12-3 (1958. 10) 143-164
- 川田富久雄
経済開発と国際貿易—東南アジアを中心として— 国民経済雑誌 98-1 (1958. 7) 1-15
- 北田芳治
ミュルダールの後進国開発理論 貿易研究 (東経大) 1 (1958. 9) 149-168
- 北川一雄
後進国開発の経済理論 赤松要博士還暦記念論集 (1958. 1) 339-360
- 喜多村浩
現段階における先進国と後進国 経済評論 7-13 (1958. 12) 2-10
- 国際連合
第4回エカフエ経済開発計画作業部会報告 エカフエ通信 176 (1958. 12. 1) 1-23
- 後進国開発という名の経済援助—実態と問題点— (上・下) 貿易と関税 6-1 (1958. 1) 59-60, 6-2 (1958. 2) 35-36
- 後進国経済における生産技術と雇用の問題 (Internat. Labour Review. 1958年8月訳) エカフエ通信 173 (1958. 11. 1) 1-37
- 後進国における農業課税と農業開発—エカフエ諸国を中心として— エカフエ通信 166 (1958. 8. 21) 1-50
- 後進国における投資政策の諸問題 (International Labour Review. May 1958 所収訳) エカフエ通信 169 (1958. 9. 21) 1-32
- 共産圏の低開発国向け経済攻勢 (米国務省報告) 世界週報 39-5 (1958. 2. 1) 40-47-
- 共産圏諸国の対後進国経済攻勢 (米国務省調査報告) 海外市場 8-83 (1958. 9) 79-90
- Leibenstein, Harvey
後進経済における過少雇用の理論 (Journal of Political Economy, v. 65, No. 2 訳) 調査月報 (大蔵) 47-1 (1958. 1) 101-110
- 松山茂二郎
後進国の経済進歩について 経済研究 (大阪府大) 5 (1957. 12) 35-53
- 松山茂二郎
The disguised unemployment and economic growth in the underdeveloped countries. Bull. of the Univ. of Osaka Pref. Ser. D. 2. (1958. 2) 34-43
- 村田安雄
後進国における経済計画の一方式—チェナリのリニヤ・プログラミング・モデル— 商大論集 (神商大) 25 (1958. 9) 1-6
- 中西市郎
後進国開発モデルとしての日本—ヌルクセ批判— 経済評論 7-6 (1958. 6) 91-102
- 新野幸次郎
開発計画と投資基準 国民経済雑誌 97-6 (1958. 6) 61-67
- 西口章雄
H. レビンスタインの「後進経済の性格と後進性脱却の原理」について 同志社商学 10-3 (1958. 8) 79-97
- 西口章雄
後進経済の基底について 同志社商学 10-6 (1958. 12) 161-189
- 西野照太郎
アジアの経済開発と社会的安定—近代化の問題をめぐって— アジア問題 8-1 (1958. 1) 40-44
- 西岡久雄
後進地域の工業化について 青山経済論集 10-3 (1958. 12) 31-42
- 布目真生
後進地域の経済変動—東南アジアの貿易構造からみて— 世界経済評論 44 (1958. 1) 10-16
- P. T. Bauer 氏の後進国開発理論批判 エカフエ通信 159 (1958. 6) 55-68
- 坂本二郎
後進国開発理論の反省 エコノミスト 36-10 (1958. 3. 8) 16-19
- 傍島省三
後進国開発における外資の役割について 大阪大学経済学 8-1 (1958. 4) 1-29
- 高田保馬

後進地域開発と加速度原則 経済研究(大阪府大) 5 (1957. 12) 1-18

高田保馬
後進地域開発に関する加速度原則 太平洋問題 1958-特1 (1958. 1) 1-12

東南アジアの開発問題について—最近の2, 3の著書をもて— 経済情勢(三菱研) 340 (1958. 1) 28-31

Watson, R. C.
経済開発のための技術援助 国際食糧農業 7-8 (1958. 8) 14-21

山本登
戦後における後進諸国の新情況と将来 経済評論 7-13 (1958. 12) 11-20

横田邦章
東南アジアの経済開発と国際的援助 アジア問題 8-3 (1958. 3) 40-52

6. 各国貿易事情
(世界)

片山謙二
世界景気の方角と問題点—米英インフレ論争をめぐって— 世界経済評論44(1958. 1) 4-9

景気後退に直面する世界経済(1~3)—1957~58年の動向— 経済情勢(三菱経研) 346 (1958. 7) 8-51, 347 (1958. 8) 26-61, 348(1958. 9)21-57

国際貿易の動向(上, 下)—ハーバラー報告書— 税関調査月報 11-10 (1958. 10) 1-25, 11-11 (1958. 12) 1-34

国際連合
一次商品の世界市場における構造的変動(上, 下)—国連国際商品貿易委員会編, 1957年商品年報第1部— 調査月報(大蔵) 47-9 (1958. 9) 1-65, 47-10 (1958. 10) 58-98

国際連合
一次商品市場最近の動向(商品年報1957年第2部訳) 調査月報(大蔵) 47-8 (1958. 8) 1-24

国際商品会議と後進諸国 経済情勢(三菱経研) 349 (1958. 10) 27-31

小椋広勝
世界経済恐慌の展望 エコノミスト 36-7 (1958. 2. 15) 16-21

Манукян, Р. Р.
世界経済恐慌の展開(ソ連「世界経済と国際関係」1958年8号付録訳) エコノミスト 36-37 (1958. 9. 13) 32-37

岡部寛之
世界市場恐慌 バンキング 130 (1959. 1)

48-57

尾崎英二
世界経済の将来—特にペリー・レポートとランドル・レポートをめぐる考察— 外国為替 178 (1958. 1. 1) 18-21

世界貿易に於ける機械・輸送用機器類輸出状況—その比重および傾向についての一考察— 海外調査資料(輸銀) 15 (1958. 3) 2-86

世界経済恐慌ははじまっている—バルガ: 最新の「恐慌論」から— 世界週報 39-31 (1958. 8. 2) 60-78

世界経済の現状と今後の動向 東京銀行月報 10-9 (1958. 9) 4-52

世界毛製品貿易の動向 東洋紡経済研究所月報 89 (1958. 10) 14-42

1956-57年の世界貿易収支 (Federal Reserve Bulletin, Oct. 1957訳) 調査時報(富士銀) 119 (1958. 3) 41-46

市場調査; スターリング地域諸国, 東亜諸国, 欧米諸国 通商調査月報(通産省) 77 (1957. 2) 2-88

主要国の輸出市場はどう変ったか 貿易と関税 6-1 (1958. 1) 52-55

転機に立つ世界経済 東京銀行月報10-1(1958. 1) 4-58

山本優
戦後における植民地利潤 経済評論 7-13 (1958. 12) 33-42

(日本)

荒木信義
日本の戦後における外国貿易の発展(1, 2)—米関税委報告書の概要— 税関調査月報(大蔵) 11-6(1958. 6)46-57, 11-7 (1958. 7) 36-45

内田勝敏
Trading firms of Japan—The process of their formation and activities before the Pacific War.— Bull. of the Univ. of Osaka Pref. Ser. D. 2. (1958. 2) 97-107

内山徳治外
輸出振興と税制をめぐって(座談会) 税経通信 13-4 (1958. 4) 122-143

わが国の鉄鋼輸出動向について 調査時報(興銀) 24 (1958. 9) 35-53

輸出振興策について 調査時報(富士銀) 124 (1958. 8) 4-19

輸出振興対策概観 東京銀行月報10-6(1958. 6) 32-52

(アジア各国)

明野義夫, 江頭数馬

雑誌
文献
目録

- 中国の貿易と生産 貿易と関税 6-11
(1958. 1) 26-92
- 中国対外貿易協定集 中国資料月報 (中国研)
117 (1957. 12) 1-51
- エカフエ諸国の交易条件の分析 (ECAFE 四季
報 1956年 8月号訳) エカフエ通信
144 (1958. 1. 11) 1-45
- Gross, D. E.
中華人民共和国の外国貿易と対外援助
(Wirtschaftsdienst, Feb. 1958) 調
査月報 (大蔵) 47-8 (1958. 8) 102-108
- 原 覚 天
アジアの経済発展と国際貿易—日本貿易と
の関連において— 宮田喜代蔵還暦記念
論文集 (1958. 5) 499-522
- 原 覚 天
Economic development and foreign trade
in Asia. Asian Affairs 3-1 (Mar.
1958) 3-12
- 長谷川信彦
アラブ連合共和国と貿易 外国為替 183
(1958. 3. 15) 9-15
- 変貌する東南アジアの輸入機構—貿易国民化政
策と政府輸入の増大— 海外市場 8-81
(1958. 7) 6-12
- インドの第2次5カ年計画と外国援助ならびに
日印経済交流の諸問題 エカフエ通信
167 (1958. 9) 1-102
- 韓国の国際収支と貿易 (韓国銀行調査月報1957
年 9月号所載) エカフエ通信 158
(1958. 6. 1) 41-66
- 河合俊三
世界景気の動向とアジアの貿易 アジア問
題 8-3 (1958. 3) 22-31
- 川合俊三
Recent trend in world trade and Southeast
Asia. Asian Affairs 3-1 (Mar. 1958)
13-24
- 国際連合
エカフエ地域の貿易と国際収支の動向
(ECAFE 年報1957) エカフエ通信
156 (1958. 5. 11) 1-30
- 国際連合
一次品輸出国における輸出の不安定性とそ
の国内経済におよぼす影響 (ECAFE 経
済年報1957—部訳) エカフエ通信 160
(1958. 6. 21) 1-72
- 栗本弘
最近の東南アジア貿易の傾向 エカフエ通
信 142 (1957. 12. 21) 1-16
- 内藤昭
旧中国の対外貿易について 経営研究 (大
阪市大) 33 (1958. 2) 71-90
- 中川信夫
韓国貿易をめぐる諸外国の動向 アジア問
題 8-3 (1958. 3) 116-128
- 日本紡績協会
東南アジア市場調査報告書 (概要)—中共
綿製品の進出状況を中心として— 日本
紡績月報 144 (1958. 12) 2-23
- フィリピンの貿易形態 経済調査 (大和銀)
125 (1958. 6) 11-17
- 東南アジア市場と中国商品 中国資料月報 125
(1958. 9) 1-38
- 牛場信彦
Possibility of expanding trade with the
communist bloc. Asian Affairs 3-1
(Mar. 1958) 71-79
- 八城政基
The commodity terms of trade of Asian
countries. Asian Affairs 3-1 (Mar.
1958) 45-55
- 米沢秀夫
中国経済の新しい矛盾と対外貿易 東亜経
済研究 (山口大) 2 (1958. 2) 1-22
(欧州各国)
- Ball, R. J. Hazlewood, A. Klein, L. R.
アメリカのリセッション期 (1948年-49年
及び1953年-54年)におけるイギリス及び
ポンド地域の貿易 (The Banker's Maga-
zine, Dec. 1957) 調査月報 (大蔵) 47-
2 (1958. 2) 105-110, 世界経済評論 47
(1958. 4) 24-29
- 地域構成からみた西欧の貿易および貿易差額の
変貌 経済情勢 345 (1958. 6) 33-37
- 木田和男
セビリヤ商人ギルドの貿易独占 商学論集
(関大) 3-3 (1958. 8) 72-94
- 村松英夫
フランスにおける輸出促進措置 外国為替
号外 (1958. 3. 31) 20-27
- 永川秀男
西ドイツの輸出カルテル 世界経済評論
47 (1958. 6) 14-19
- 西ドイツの外国貿易 1950-1957—その発展と商
品構成の変遷— 税関調査月報 11-8
(1958. 8) 18-30
- 西ドイツの輸出振興政策 東京銀行月報 10-12
(1958. 12) 13-26
- 戦後10年間のイタリー貿易 (ローマ銀行調査四
季報, 特集号訳) 調査時報(富士銀) 118
(1958. 2) 60-68
- 遠山馨
チャールス二世治下における対フランス貿

易問題 商学論集(西南学院) 4-2/3
(1958. 3) 85-106

内 田 勝 敏
イギリスのバルク・バイニング・システム
—スターリング地域機構の一側面— 経
済研究(大阪府大) 6(1958. 3) 185-208

内 田 勝 敏
イギリスの対植民地商品買付制度(紹介)
—Leubuscher, C: Bulk-Buying from
the Colonies— アジア問題 8-1(1958.
1) 110-115

矢 内 原 勝
西アフリカ・マーケティング・ボード下
のココア買付機構の研究 経済学年報
(慶応大) 1(1958. 3) 128-197
(アメリカ)

荒 木 信 義
米国の1958年互惠通商協定延長法について
税関調査月報(大蔵) 11-9 (1958. 9) 49-
66

米国互惠通商協定法成立の意義と問題点 貿易
と関税 6-9 (1958. 9) 28-31

米国の対日輸入制限について 勧銀月報 3-7/8
(1958. 7) 15-27

前 田 多 良 夫
米国における日本品の輸入制限運動につい
て —米国互惠通商法のエスケープ・ク
ローズをめぐって 外国為替 185(1958.
3) 27-30

丸 茂 明 則
アメリカにおける弱体産業の実態とアメリ
カの貿易政策 通商産業研究 6-5(1958.
5) 16-29

桜 井 裕
米国における輸入制限問題の経緯とその背
景 通商産業研究 6-5 (1958. 5) 47-57

Walken, Herman Jr.
戦後の米国通商条約の進展 税関調査月報
11-7 (1958. 7) 9-22
(ソ 連)

平 竹 伝 三
ソ同盟貿易における海事仲裁 早稲田商学
134 (1958. 5) 37-66

平 竹 伝 三
ソ連貿易機構の史的沿革と現代貿易公団の
法的解明 早稲田商学 132 (1958. 1) 51-
69

上 坂 西 三, 末 永 豊
ソ連貿易機構の貿易実務(1~9完) 貿易
と関税 6-4(1958. 4) 42-45, 6-5(1958. 5)
41-45, 6-6(1958. 6) 48-51, 6-7(1958. 7)
54-58, 6-8 (1958. 8) 50-55, 6-9(1958.

9) 53-57, 6-10 (1958. 10) 52-55, 6-11
(1958. 11) 56-59, 6-12(1958. 12) 58-61

遠 山 義 夫
欧州人民民主主義諸国における外国貿易機
関の法的地位(上, 下) 外国為替 187
(1958. 5. 15) 12-14, 188 (1958. 6. 1) 25-
28

馬 場 啓 之 助
Japanese gains from trade, 1878-1932.
Annals of the Hitotsubashi Academy
8-2 (Apr. 1958) 127-142

貿易面に於ける過当競争について 調査(三菱
銀) 54 (1958. 6) 9-15

藤 井 茂
日本の商品は国際的に割高か 経済評論
7-8 (1958. 8) 22-31

藤 井 茂
我が国輸出貿易の問題点—過度競争問題を
中心に— 調査時報(伊藤忠) 98(1958.
1) 11-17

藤 田 一 雄
貿易における日米関係の構造的問題—とく
に現段階を中心として— 経済評論 7-2
(1958. 2) 48-58

原 猛 雄
最近における日米貿易業態について(4. 完)
同志社商学 10-6 (1958. 12) 141-159

橋 本 英 三
わが国最近貿易取引に見られる Trade
Terms. 名城商学 7-3/4(1958. 3) 19-46

堀 井 清 章
わが国輸出振興策の方向 通商産業研究
6-1 (1958. 1) 43-50

樺 島 光 次
ニュー・ジールランドとの通商協定 税関調
査月報(大蔵) 11-9 (1958. 9) 1-4

金 森 久 雄
日本経済と輸入依存度の将来 貿易と関税
86-5 (1958. 5) 20-23

金 森 久 雄
世界経済の構造変動と日本の輸出市場 世
界経済評論 44 (1958. 1) 17-21

川 田 富 久 雄
最近における日本の対東南アジア貿易の分
析 宮田喜代蔵還暦記念論文集 (1958.
5) 477-489

川 田 富 久 雄
東南アジア市場と日本貿易—朝鮮動乱後の
推移について— 国際経済研究(神大経
研) 8 (1958. 2) 1-26

緊密化する日本とインドネシアの経済交流—貿
易・賠償・経済協力の現状と問題点—

- エカフェ通信 165 (1958. 8. 11) 46-78
- 小島清
日本の輸入依存度と経済発展 経済評論
7-6 (1958. 6) 52-64
- 小島清
わが国貿易市場の構造変動 貿易と関税
6-7 (1958. 7) 16-23
- 国際商品としての砂糖の需給構造とわが国にお
ける輸入依存率, 輸入依存度の問題 調
査時報 (伊藤忠) 109 (1958. 12) 14-36
- 倉部行雄
機械輸出の現況・対策・問題点 通商産業
研究6-8 (1958. 8) 27-53
- 楠岡豪
日本経済と貿易の構造—歴史的概観と当面
する若干の問題について— 通商産業研
究 6-1 (1958. 1) 2-26
- 松井清
世界の景気後退と日本貿易 経済評論 7-3
(1958. 8) 2-12
- 松井清
Some notes on Japan's foreign trade—
Short history of Japan's foreign trade
in the Pre-war period.— Kyoto Univ.
Econ. Review 27-2 (Oct. 1957) 19-55
- 松尾泰一郎
Structural analysis of Japan's trade with
Southeast Asia. Asian Affairs 3-1
(Mar. 1958) 25-44
- 松沢昭太郎
経済からみた対米依存政策の得失 アナリ
スト4-8 (1958. 12) 28-36
- 御園生等
商社の過当競争とその背景 通商産業研究
6-5 (1958. 5) 30-40
- 森一則
日中貿易の特殊性 世界経済評論 48
(1958. 5) 12-17
- 森沢秀二
日本貿易の展開—戦後10年の歩みから—
商経学叢 (近畿大) 6-2/3 (1958. 3) 123-
132
- 諸国昭一
わが国輸出入貿易における過当競争防止対策
—輸出入取引法改正を中心として— 貿
易と関税 6-4 (1958. 4) 38-41
- 諸国昭一
輸出入取引法の改正について 外国為替
198 (1958. 11. 1) 13-19
- 中川重一
輸入食糧に就いて (上, 中, 下) MARI-
TIME REVIEW 2-7 (1958. 7) 51-62,
- 2-8 (1958. 8) 39-50, 2-9(1958. 9)21-54
- 中西市郎
日本の経済発展と外国貿易 (1958年経済学
の回顧と展望) 経済評論 7-14 (1958.
12) 109-116
- 名和献三
日本経済と世界の景気循環 (1958年経営学
の回顧と展望) 経済評論 7-14 (1958.
12) 142-151
- 日本の戦後における外国貿易の発展—米関税
委員会報告書の概要— 税関調査月報
11-6 (1958. 6) 46-57, 11-7 (1958. 7)
36-45
- 大橋周治
中国貿易と日本経済 世界 154 (1958. 10)
103-110
- 大木文男
輸出所得の割増控除制度—税制上の輸出振
興策— 外国為替 180 (1958. 2. 1)10-15
- 岡茂男
日本貿易100年の歩み (上, 下)—資本主
義の発達と外国貿易— 貿易と関税 6-6
(1958. 6) 16-20, 6-7 (1958. 7) 28-34
- 大来佐武郎
日本の輸出貿易の二面性について 宮田喜
代蔵還暦記念論文集 (1958. 5) 465-476
- 大野柳作
わが国の産業構造と外国貿易 財政金融統
計月報 82 (1958. 3) 11-23
- 最近におけるわが国の貿易構造 調査月報 (東
海銀) 132 (1958. 7) 2-13
- 坂口実雄
日ソ通商条約の締結について 税関調査月
報 (大蔵) 10-11 (1957. 12) 12-21
- 島田敏生
わが国輸出入構造の回顧と展望 調査時報
(伊藤忠) 98 (1958. 1) 34-49
- 白石孝
わが国輸出構造高度化の位置—長期的趨勢
の国際比較と輸出市場の構造— アナリ
スト 4-2 (1958. 2) 11-19
- 昭和32年の日本貿易の特徴と32年の問題点 外
国為替 178 (1958. 1. 1) 26-29
- 杉浦文雄
中部産業の貿易と名古屋港—分析と展望—
名古屋商工 14-2 (1958. 2) 21-25
- 田中稔
動揺する日本の輸出市場—長期安定市場は
可能か— 経済評論 7-8 (1958. 8) 42-51
- 高田忠
意匠盗用問題の現状と対策 通商産業研究
65 (1958. 7) 29-45

高橋清
織維品輸出取引における過当競争 通商産業研究 6-1 (1958. 1) 61-69

谷林正敏
対米輸出の性格と今後のあり方 通商産業研究 6-5 (1958. 5) 2-15

谷口昇
日ソ通商交渉の経緯と意義 (1, 2完) 財政経済弘報 675 (1958. 2. 3) 3-5, 676 (1958. 2. 10) 4-5

建元正弘
経済成長と日本の貿易—とくに輸出につい

て— 経済評論 7-8 (1958. 8) 13-21

寺村鉄三
戦後の日ソ貿易について 経営研究 (大阪市大) 37 (1958. 8) 1-45

東南アジア市場とわが国の貿易 勸銀月報3-10 (1958. 10) 19-33

遠山義夫
日ソ貿易の現状と問題点 貿易と関税6-12 (1958. 12) 40-43

津田昇
日中貿易の過去, 現在, 将来 外国為替 185 (1958. 4. 15) 21-26

雑誌
文
献
目
録

国際金融

1. 貨幣・金融 (貨幣理論・金融銀行理論・金融銀行政策・銀行経営, 証券市場)
2. 国際通貨
3. 為替
4. 国際資本移動
5. 国際投資
6. 国際決済制度
7. 国際収支
8. 各国金融為替事情
(日本・中国・アジア各国・英国・西独・欧州各国・米国・米州各国)

1. 貨幣・金融 (貨幣理論)

天利長三
実物資木について——実物的再生産構造の吟味—— バンキング 122 (1958. 5) 45-67

天利長三
資本蓄積の進行過程についての研究ノート—拡張再生産の「図表」を基盤として— 金融経済 51 (1958. 8) 1-28

長幸男
福沢諭吉の「通貨論」 金融経済 50 (1958. 6) 1-43

藤田正寛
インフレーションの統制について 国民経済雑誌 (神戸大) 97-3 (1958. 3) 72-77

Freedman, M.
貨幣供給と物価変動および産出変動 調査月報 (大蔵) 47-9 (1958. 9) 75-86

深町郁弥
リカードウの紙券減価論について—その貨幣制度への一視角— 金融経済 53 (1958. 12) 30-47

麓健一
貨幣流通の諸法則 経商論纂 (中大) 77 (1957. 12) 33-54

麓健一
価格変動の諸構造について—インフレーションの概念規念に関連して— バンキング 122 (1958. 5) 82-101

古沢友吉
ヒルファディングの貨幣理論 (1, 2) —「金融資本論」研究— 横浜大学論叢 7-3 (1956. 3) 62-89, 9-2 (1957. 11) 23-54

浜野俊一郎
不換銀行券の本質と機能 (1958年経済学の回顧と展望) 経済評論 7-14 (1958. 12) 68-75

花井益一
不換銀行券の手形性と紙幣性—麓健一氏の近代的不換紙幣説をめぐって— 金融経済 47 (1957. 12) 22-41

花井益一
インフレ・デフレと価格標準の変更—岡橋保氏の見解をめぐって— バンキング 125 (1958. 8) 57-68

花井益一
貨幣範疇をめぐる弁証法の問題点 (中) —中野正氏の見解を中心に— 富山大学紀要経済学部論集 13 (1958. 3) 11-21

原薫
貨幣の出発点への還流について 久留米鮫造教授還暦記念論文集 経済学の諸問題 (1958. 1) 325-384

原純子
(紹介) A. Lemnitz 「社会主義および資本主義から社会主義への移行期における貨幣とその諸機能」 経商論纂 (中大) 77 (1957. 12) 114-118

肥後和夫
松方デフレに関する覚えがき 政治経済論叢 (成蹊大) 8-1 (1958. 7) 46-55

樋口午即
通貨主義と銀行主義 バンキング 124

(1958. 7) 41-52

稲葉四郎
A note on the so-called secular inflation.
Bull. of the Univ. of Osaka Pref. Ser.
D. 2. (1958. 2) 21-33

石田興平
貨幣の名目説と再生産的理論 小島昌太郎
古稀祝賀記念論文集 (1958. 5) 273-301

石田興平
貨幣の再生産的理論 バンキング 121
(1958. 4) 16-29

石原忠男
恐慌と価値法則の諸問題 松浦要博士古稀
記念論文集 (中央大経商論纂特別号)
(1958. 12) 89-108

伊藤岩
資本制信用と不換銀行券 法経論集 (新潟
大) 7-2 (1957. 10) 27-48

岩熊三郎
銀行券と法貨規定について 金融経済 48
(1958. 2) 49-71

貨幣政策とインフレーション (座談会) (A.H.
ハンセン, 都留重人) エコノミスト 36
-29 (1958. 7. 19) 14-19

嘉治元郎
物価水準変動の分析 世界経済 13-7
(1958. 7) 2-15

鎌倉昇
「貨幣政策の復位」について 銀行論叢 52
-3 (1958. 3) 1-11

管理通貨制度と通貨政策の地位 調査月報 (日
銀) 8-12 (1957. 12) 1-7

片山貞雄
南北戦争後の米國通貨論争 彦根論叢 42
(1958. 3) 66-84

川合一郎
クリーピング・インフレの特質 エコノミ
スト 36-44 (1958. 11. 1) 32-35

川合一郎
いわゆる「マイルド・インフレーション」
について 経営研究 (大阪市大) 36
(1958. 6) 1-31

川尻武
諸国における貨幣価値の相対的相違の問題
について 経商論纂 (中央大) 78 (1958.
2) 54-71

北村次一
中世末期東南ヨーロッパの貨幣 国民経済
雑誌 (神戸大) 98-2 (1958. 8) 64-68

北村元一, 尾崎康夫
物価指数の諸問題 下関商経論集 2-2
(1958. 8) 23-53

小泉明
貨幣の産業的流通と金融的流通 商学研究
(一橋大) 2 (1958. 3) 215-274

紅林茂夫
デフレーション政策のゾレンとザイン
バンキング 127 (1958. 10) 28-37

栗栖弘典
実物残高効果について 同志社商学 10-6
(1958. 12) 81-106

栗栖弘典
貨幣体系と加速度モデル 同志社商学
10-1 (1958. 5) 70-84

鎌田邦夫
貨幣経済の側面一乗数分析と速度分析の
総合をめぐるつて— 経済研究(大阪府大)
4 (1957. 10) 102-124

正井敬次
貨幣・為替・国際投資の特殊理論 大阪商
大論集 11 (1958. 11) 1-22

松井安信
貨幣構造の変遷をめぐる諸問題 (1, 2)—イ
ングランド銀行券を中心として— 商学論
集 (西南学院) 3-3 (1957. 3) 21-45, 4-
1 (1957. 7) 83-103

松井安信
ケインズ管理通貨論の一考察—貨幣構造変
遷史との関連において— 商学論集 (西
南学院) 4-2/3 (1958. 3) 57-84

松井安信
「組織された資本主義の問題点」(1, 2)—ケ
インズとヒルファディングを対比させつ
つ; 国家信用と再生産— 金融経済 51
(1958. 8) 29-44, 53 (1958. 12) 1-16

三木谷良一
流動性選好利子論とケインズの貨幣観 神
戸商大論集 24 (1958. 6) 29-39

源秀夫
保蔵と資金化 商経学叢 (近畿大) 6-2/3
(1958. 3) 41-54

水谷一雄
物価指数の新算式について 国民経済雑誌
(神戸大) 98-4 (1958. 10) 14-32

望月信
J. M. ケインズと貨幣数量説 商学研究所
年報 (明大) 3 (1958. 5) 41-74

望月昭一
近代スウェーデン学派における貯蓄投資分
析 早稲田商学 137 (1958. 11) 177-193

望月昭一
古典学派貨幣理論の発展に関する覚え書
早稲田商学 132 (1958. 1) 17-34

長沢惟恭

- 貯蓄・投資と利潤との関係—バナナ園の節約運動について— バンキング 118 (1958. 1) 44-60
- 長 沢 惟 恭
「典型的貨幣造出論」と管理通貨制度の基本問題 ビジネスレビュー (一橋大) 5-4 (1958. 3) 62-87
- 中 村 佐 一
貨幣の対外価値について 早稲田政経学雑誌 150 (1958. 7) 17-36
- 中 村 佐 一
貨幣史の回顧と展望 バンキング 124 (1958. 7) 28-39
- 中 沢 慶 之 助
貨幣と利率—ケインズ「計算貨幣」の系譜に関連しつつ— 商学論集(西南学院) 4-2/3 (1958. 3) 262-286
- 名 東 孝 二
貨幣効果の総合的展望への試み 政経論叢 (広島大) 7-4 (1958. 4) 39-56
- 西 川 元 彦
わが国における通貨の供給形態 宮田喜代蔵還暦記念論文集 (1958. 5) 253-270
- 岡 橋 保
兌換停止下の日本銀行券の流通について バンキング 120 (1958. 3) 52-72
- 岡 橋 保
リカドの貨幣価値論 世界経済評論 45 (1958. 2) 67-73
- 大 谷 竜 造
景気変動と長期的インフレーション アナリスト 4-3 (1958. 3) 27-40
- 桜 井 一 郎
貨幣の流通と乗数過程 明大商学論叢 41-5/6 (1958. 3) 53-80
- 桜 井 一 郎
有効需要の原理と供給函数 商学研究年報(明大) 3 (1958. 5) 75-125
- 桜 井 欣 一 郎
経済成長と資産貨幣—ガーリィ・ショー理論について— 青山経済論集 10-1/2 (1958. 7) 161-174
- 佐 藤 豊 三 郎
商品・貨幣両市場の相互作用と乗数効果の修正 横浜大学論叢 8-4 (1957. 5) 1-22
- 柴 田 義 人
貨幣的景気理論の基本的構造 経済論集 (北海学園大) 7 (1958. 10) 87-104
- 柴 田 義 人
加速度原理と景気変動論 経済学研究 (北海道大) 14 (1958. 12) 27-48
- 真 藤 素 一
不換銀行券とインフレーション—不換銀行券論争の一論点— 金融経済 49 (1958. 4) 1-23
- 新 庄 博
インフレ理論に関する覚書 宮田喜代蔵還暦記念論文集 (1958. 5) 297-317
- 新 庄 博
オーヴァーストーンの通貨論—1857年のEvidenceを中心として— 国民経済雑誌(神戸大) 98-4 (1958. 10) 33-49
- Smithies, A.
インフレーションの抑制 (Review of Economics & Statistics Aug. 1957訳) 調査時報(富士銀) 117 (1958. 1) 50-64
- 鈴 木 武 雄
発券制度改革論 銀行研究 322 (1958. 12) 7-12
- 高 田 保 馬
安定の二義について—通貨安定と経済安定— バンキング 130 (1959. 1) 16-22
- 高 木 暢 哉
退職貨幣という問題 バンキング 124 (1958. 7) 105-115
- 高 橋 泰 蔵
通貨統制における因果法則と規範—発券制度の解釈と運用の推移に関連して— バンキング 127 (1958. 10) 16-26
- 武 田 丞
ソヴェト物価体系の変遷—社会主義社会の発展段階に対応した— 明大商学論叢 41-2 (1957. 12) 1-22
- 竹 島 富 三 郎
インフレーションの研究参考文献 大阪商大論集 10 (1958. 3) 69-79
- 竹 島 富 三 郎
貨幣・金融・経済理論の回顧と展望 大阪商大論集 10 (1958. 3) 23-48
- 竹 村 脩 一
不換銀行券再論 経済論集(大分大) 9-4 (1958. 3) 21-43
- 豊 川 卓 二
ロシアにおける貨幣=信用理論の展開—イヴァン・ボソシコフの貨幣学説について— 産業と科学(静岡大) 3 (1958. 7) 52-68
- 土 屋 六 郎
資本蓄積理論にかんする覚書 経商論纂(中央大) 83 (1958. 12) 23-41
- 梅 津 和 雄
フラン地域の植民地通貨制度 経済論叢(京大) 81-1 (1958. 1) 46-67
- 渡 辺 佐 平

- ボイド「ピット閣下への書簡」 バンキング 119 (1958. 2) 28-38
- 矢島保男
マネタリイ・ストックについて バンキング 123 (1958. 6) 55-65
- 山口茂
銀行券発行の規準 金融経済 47 (1957. 12) 1-21
- 山口茂
国内金融と国際金融の接点としての銀行券発行制度 金融 134 (1958. 5) 5-7
- 山崎研治
ハイパー・インフレーションの貨幣的特性—シカゴ派貨幣理論の一考察— 宮田喜代蔵選暦記念論文集 (1958. 5) 271-295
- 矢尾次郎
貨幣経済の把握方法 国民経済雑誌 (神戸大) 98-3 (1958. 9) 1-20
- 矢尾次郎
貨幣の中立性—貨幣的経済理論の出発点— 宮田喜代蔵選暦記念論文集 (1958. 5) 351-372
- 吉川秀造
大正時代の正貨政策 同志社商学 10-6 (1958. 12) 39-59
(金融・銀行理論)
- 青木健一
利子政策の発展と展望 バンキング 125 (1958. 8) 34-43
- 現金通貨供給方式 調査時報 (富士銀) 127 (1958. 11) 4-18
- 原正彦
経済成長の過程における信用創造—信用創造理論批判の一視点— 明大商学論叢 41-3 (1958. 1) 77-97
- 橋爪勝次
金融に関する若干の考察 (1) 研究季報 (奈良短大) 5-3/4 (1957. 12) 53-89
- 平岡規正
利子率決定における資本の限界効率と流動性選好について 商学論集 (西南学院) 4-1 (1957. 7) 1-11
- 平山玄
一般均衡体系と利子 同志社商学 10-6 (1958. 12) 1-16
- 平山玄
利子理論研究—F. A. Lutz, Zinstheorie. 1956— 同志社商学 9-6 (1958-3) 40-55
- 平山玄
利子と貨幣の考察 同志社商学 10-4 (1958. 9) 1-15
- 広江貞助
貸付資金説と一般均衡理論—J. R. ヒックスの貸付資金説について— 神戸外大論叢 8-3 (1958. 1) 1-35
- 一谷藤一郎
公定歩合の統制的機能 銀行研究 315 (1958. 5) 7-20
- 一谷藤一郎
流動性選好説の再検討 大阪大学経済学 7-3 (1957. 11) 1-28
- 一谷藤一郎
短期利率と長期利率の変動 バンキング 127 (1958. 10) 66-78
- 飯田繁
利子つき資本と信用理論 経済学年報 (大阪市大) 8 (1958. 3) 1-58
- 飯田繁
利子つき資本研究のはじめに一研究対象としての近代的利子つき資本— バンキング 123 (1958. 6) 16-31
- 飯田繁
利子つき資本の質的規定 経済学雑誌 (大阪市大) 38-4 (1958. 4) 177-205
- 飯田繁
利子つき資本研究のための序章 (1, 2) 経済学雑誌 (大阪市大) 38-5 (1958. 5) 1-27, 39-1 (1958. 7) 1-47
- 飯田繁
商業信用にかんする—論争点—商品の所有と商品の貸付をめぐる問題— 経済学雑誌 (大阪市大) 38-1 (1958. 1) 1-33
- 稲葉四郎
景気循環の国際的波及についての—考察— 経済学研究 (大阪府大) 4 (1957. 10) 20-42
- 石田定夫
わが国のマネーフロー分析 経済評論 7-6 (1958. 6) 41-51
- 石井隆一郎
二つの貨幣的利子理論 国民経済雑誌 (神戸大) 98-2 (1958. 8) 69-74
- 石井隆一郎
最近の英国金融機構について—1955-56年の経験から— 国民経済雑誌 98-3 (1958. 9) 54-71
- 石野典
原生的な信用諸形態について 札幌短大論集 4 (1958. 5) 31-45
- 梶山武雄
銀行信用の本質についての—考察— 銀行研究 313 (1958. 3) 91-110
- 川口慎二

- 銀行流動性の概念と性格 大阪大学経済学
8-2 (1958. 7) 31-49
- 川 口 慎 二
銀行流動性の変動機構 バンキング 121
(1958. 4) 31-46
- 川 口 慎 二
利子理論をめぐつて (1958年経済学の回顧
と展望) 経済評論 7-14 (1958. 12) 62-
67
- 川 口 慎 二
Bank liquidity theory reconsidered. — A
critical note on Mr. Prochnow's ap-
proach. — Osaka Econ. Papers 6-2
(1958. 2) 59-66
- 小 泉 明
金利政策と投資活動 産業経理 18-5
(1958. 5) 69-72
- 小 泉 明
利率と設備投資 ビジネスレビュー (一
橋大) 6-1 (1958. 7) 29-42
- 国民資本勘定(昭26-31年)による資金循環にか
んする考察 国民所得資料月報 92
(1958. 3) 53-91
- 小 牧 聖 徳
貨幣取扱資本の成立と発展—近代銀行業
の成立をめぐつて— 立命館経済学 7-4
(1958. 10) 97-111
- 小 寺 武 四 郎
利子理論における若干の基礎概念について
小島昌太郎古稀祝賀記念論文集 (1958.
5) 303-324
- 熊 谷 一 男
「金融資本」の再検討 一橋論叢 39-1
(1958. 1) 88-96
- 熊 本 吉 郎
オーバー・ローン完全解消の可能性につい
て 小島昌太郎博士古稀祝賀記念論文集
(1958. 5) 261-271
- 町 永 昭 五
商業銀行の経済的機能 商学論究 (関学)
20 (1957. 12) 103-142
- 三 上 隆 三
流動性選好利子説の論理性—貸付資金利子
説との統合について— バンキング 122
(1958. 5) 69-90
- 三 木 谷 良 一
銀行独占の特殊性についての考察—アメリ
カの銀行を事例として— 商大論集 (神
商大) 26 (1958. 11) 72-85
- 三 島 彰
流通機構を変える消費者信用 エコノミス
ト 36-6 (1958. 2. 8) 44-47
- 三 井 高 茂
第一次大戦後の米国の銀行休業—その単一
銀行制度との関連について— 松商論叢
(松商短大) 5 (1958. 3) 37-55
- 三 宅 武 雄
銀行流動性の予測をめぐつて 金融経済
50 (1958. 6) 44-54
- 三 宅 武 雄
経済発展と金融構造 バンキング 128
(1958. 11) 51-58
- 宮 沢 健 一
開発投資の「地域乗数」分析—北海道開発
問題によせて— 横浜大学論叢 9-1
(1957. 9) 62-81
- 望 月 昭 一
ヴィクセルの現金保有とケインズの流動性
選好 早稲田商学 135 (1958. 7) 93-104
- 森 垣 淑
恐慌論体系において「信用」はいかに取扱
わるべきか 金融経済 52 (1958. 10) 74
-88
- 森 川 太 郎
資本蓄積と預金量 バンキング 126 (1958.
9) 54-66
- 長 尾 義 三
金融経路部門化の端緒—金融産業連関表作
製過程— バンキング 126 (1958. 9) 27
-37
- 長 尾 義 三
金融産業連関表 (1, 2) 同志社商学 9-5
(1957. 12) 51-68, 10-6 (1958. 12) 131-
140
- 中 村 広 治
ソオントン「紙券信用論」研究 経済論集
(大分大) 10-2 (1958. 11) 24-44
- 名 東 孝 二
現金性資産効果の再吟味 バンキング 122
(1958. 5) 32-43
- 西ドイツの「所得および金融分析表」—ブンデ
スバンクのマネーフロー分析について—
調査月報 (日銀) 9-11 (1958. 11) 54-61
- 則 武 保 夫
銀行独占と経済発展 経済研究 (一橋大)
9-3 (1958. 7) 242-245
- 岡 橋 保
銀行券の還流と国家紙幣の回流 バンキン
グ 125 (1958. 8) 16-32
- 岡 本 武 之
所得変動と流動性選好説 大阪大学経済学
8-2 (1958. 7) 110-137
- 沖 中 恆 幸
金利の負担と転嫁 バンキング 124 (1958-

7) 98-103

小野朝男
 中世イギリスの信用取引 (1, 2) —信用の
 前期的諸形態の系列— 経済理論 (和歌
 山大) 41 (1958. 1) 1-22, 43 (1958. 5)
 21-75

Paronva, J.
 資本主義組織の展開と信用機能の調整 調
 査時報 (富士銀) 126 (1958. 10) 28-35
 「利子率」正誤 (最終追加) 調査月報 (大蔵)
 47-4 (1958. 4) 155-201

作道洋太郎
 近世信用体系と経済発展の問題—特に大阪
 の場合を中心として— 大阪大学経済学
 7-3 (1957. 11) 64-103

佐藤定幸
 「金融資本」概念にかんする一考察 経済研
 究 (一橋経研) 9-2 (1958. 4) 170-173

新庄博
 管理通貨制と金融の自主制—銀行資金の自
 主的調整に関連して— 金融 131 (1958.
 2) 5-8

新庄博
 金融論 (1-3) —金融経済の構成, 金融経済
 の動態, 銀行の社会的機能— 経済セミ
 ナー 15 (1958. 4) 28-31, 16 (1958. 5)
 5-8, 17 (1958. 6) 13-16

消費者信用の発展と総需要量との関係 経済調
 査 (大和銀) 123 (1958. 4) 14-26

田島恵児
 アレクザンダー・ハミルトンに関する最近
 の研究について 青山経済論集 9-4
 (1958. 3) 161-176

高田博
 所得分析と価格分析における利子率の地位
 と作用 銀行論叢 52-2 (1958. 2) 1-13

高木良一
 マネーフロー分析「金融取引表」について
 東洋経済統計月報 19-1 (1959. 1) 10-16

高橋長太郎
 資金循環における貯量分析と流動分析 経
 済研究 (一橋大) 9-4 (1958. 10) 367-
 371

高橋七五三
 農業金融の一考察—農協の農民への貸付の
 性格について— 専修大学論集 18
 (1958. 9) 27-36

高橋泰蔵
 極限概念としての貨幣利子率 一橋論叢
 39-2 (1958. 2) 27-40

高橋泰蔵
 発券制度問題の考え方 エコノミスト 36

-25 (1958. 6. 21) 22-24

高橋泰蔵
 「典型的貨幣造出論」に残された問題—通
 貨主義と銀行主義の現代的意義— 宮田
 喜代蔵還暦記念論文集 (1958. 5) 215-
 232

高津英雄
 利子と利潤 (1, 2) —利子論序説— 法経
 論集 (佐賀大) 5-1 (1958. 1) 29-59,
 5-2 (1958. 5) 1-21

田中生夫
 いわゆる「近代的商業信用」について 法
 経学会雑誌 (岡山大) 27 (1958. 12) 1
 -25

田中金司
 ケインズ利子論と古典利子論 経済学論究
 (関学大) 11-4 (1958. 1) 1-23

田中金司
 利子理論と乗数理論 バンキング 119
 (1958. 2) 16-26

谷田庄三
 アメリカ中央銀行成立前史 (1, 2) —アメ
 リカにおける近代的銀行業発展の系譜に
 ついて; 合衆国銀行とアメリカ信用制度
 — 経営研究 (大阪市大) 33 (1958. 2)
 29-70, 38 (1958. 10) 28-50

戸原四郎
 ドイツ金融資本成立過程の研究(1) —Ruhr
 地方の重工業と銀行との関係— 社会科
 学研究 (東大社研) 10-1 (1958. 8) 1-69

わが国の金融分析の発展と問題点—マネーフロ
 ー分析の意味— 調査月報 (日銀) 9-4
 (1958. 4) 1-8

山田邦臣
 利子率決定要因に関する F. H. ハーンの見
 解について 立命館経済学 6-5 (1958.
 2) 1-28

山本優
 パーロ「最高の金融帝国」(Perlo, Victor
 “The Empire of High Finance. 1957)
 (紹介) 経済評論 7-4 (1958. 4) 113
 -121

安田充
 長期利子率と短期利子率 山口経済学雑誌
 7-11/12 (1958. 3) 1-21

安田充
 長期利子率と短期利子率との関係 山口経
 済学雑誌 8-1 (1957. 6) 1-20

安田充
 ボエーム・バヴェルクの自然利子率決定論
 (2)—ボエーム体系の一義性と其の基本
 的性格—山口経済雑誌 9-1 (1958. 6) 1

安 田 信 一
産業構造と金融構造—1920年代におけるアメリカ経済との関連において— 商学論集(関大) 3-1 (1958. 4) 1-23

安 田 信 一
1930年代の恐慌と金融機構 バンキング 123 (1958. 6) 43-53

依 光 良 馨
利子論考 バンキング 118 (1958. 1) 28-42

吉 本 真 二
価格・利子率体系の安定解の存在と一意性 調査月報(大蔵) 47-11 (1958. 11) 90-95

吉 野 昌 甫
金融連関表とマネーフロー 金融経済 51 (1958. 8) 45-70
(金融・銀行政策)
「中央銀行制度に関する問題点」註解表 財政金融統計月報 85 (1958. 6) 28-84

藤 沢 正 也
金融政策の近代的特色 商学討究(小樽商大) 9-1 (1958. 7) 1-30

藤 沢 正 也
セイヤーズ「バジョット以後の中央銀行」 商学討究(小樽商大) 8-3 (1958. 2) 65-83

藤 田 正 寛
連邦準備政策の国際的側面 国際経済研究(神大経研) 8 (1958. 2) 171-184

檜 山 幸 雄
R. S. セイアーズ「バジョット以後の中央銀行政策」 経済評論 7-2 (1958. 2) 133-141

家 田 茂 一
Role and functions of central banks in Asian countries. Asian Affairs 2-4 (Dec. 1957) 415-426

一 谷 藤 一 郎
金融政策の効果—特に金利政策の効果をめぐる問題— 経済論叢(京大) 82-4 (1958. 10) 1-23

飯 田 正 義
中央銀行制度の史的展開(1)—英蘭銀行の組織と運営— 産業経済研究(久留米大) 13 (1958. 9) 1-34

稲 葉 秀 三
日銀法改正の背景と問題点 エコノミスト 36-25 (1958. 6. 21) 14-17

伊 東 政 吉
アメリカにおける公開市場政策論争 金融

経済 48 (1958. 2) 14-30

Jecht, H.
財政政策と資本形成 調査月報(大蔵) 47-12 (1958. 12) 65-75

柿 沼 幸 一 郎
公開市場操作をめぐる現実の一側面 バンキング 127 (1958. 10) 55-64

柿 沼 幸 一 郎
政策目的としての「通貨価値の安定」の再吟味 銀行研究 312 (1958. 2) 20-29

各国中央銀行の発券制度 調査月報(日銀) 9-8 (1958. 8) 7-12

各国中央銀行の公開市場操作 調査月報(日銀) 9-7 (1958. 7) 7-11

各国中央銀行の政府に対する信用取引 調査月報(日銀) 9-7 (1958. 7) 1-6

各国中央銀行の政府との関係 調査月報(日銀) 9-10 (1958. 10) 1-9

鎌 倉 昇
金融諸施策の相互調整 銀行論叢 52-7 (1958. 7) 9-19

鎌 倉 昇
金融統制の諸手段—日本とアメリカの比較— 銀行論叢 52-1 (1958. 1) 11-21

鎌 倉 昇
倉林氏の資金配分計画について 理論経済学 8-3/4 (1958. 3) 58-59

鎌 倉 昇
日本の金融政策の特質 バンキング 128 (1958. 11) 60-67

加 藤 信
中央銀行の中立性 銀行研究 312 (1958. 2) 30-40

金融正常化の問題点—日本銀行法の改正と関連して— 金融 138 (1958. 9) 5-10

北 原 道 貫
最近の金融政策の二つの側面 経済評論 7-5 (1958. 5) 12-20

公債とその操作について—公開市場操作に関連して— 調査時報(富士銀) 119 (1958. 3) 4-26

後進国の中央銀行をめぐる諸問題 調査月報(日銀) 9-5 (1958. 5) 6-11

構造的インフレーションの基本問題と金融政策の重要性 調査時報(富士銀) 117 (1958. 1) 4-15

倉 林 義 正
鎌倉氏にお答えする 理論経済学 8-3/4 (1958. 3) 60

紅 林 茂 夫
管理通貨における二面性と金融政策の地位 調査時報(富士銀) 118 (1958. 2) 4-11

松本重雄
 中央銀行制度に関する意見書 財政金融統計月報 85 (1958. 6) 96-116
 松村善太郎
 連邦準備銀行の対外金融政策—イギリス金本位制復帰の前後を中心として— バンキング 127 (1958. 10) 41-53
 三橋昭三
 金融政策に於ける戦後の傾向 早稲田商学 132 (1958. 1) 87-101
 三上正之
 インフレーション分析の諸方法—金解禁とその再禁止をめぐる— 金融経済 46 (1957. 10) 16-32
 源秀夫
 金融政策と「資金」概念 バンキング 128 (1958. 11) 27-38
 中村重夫
 日本銀行法改正の根本問題 バンキング 130 (1959. 1) 24-33
 並木信義
 均衡経済と適正投資規模—需給および国際収支の均衡と妥当な投資成長率について— アナリスト 4-7 (1958. 7) 15-24
 西村光夫
 日本銀行法の改正について 金融経済 52 (1958. 10) 117-133
 西岡信三
 わが国経済の安定的成長と通貨金融政策のあり方について 金融 132 (1958. 3) 7-13
 岡橋保
 金融政策の効果と限界 経済評論 7-12 (1958. 12) 27-37
 大野喜久之輔
 戦後連邦準備銀行政策の特質と問題点—特に公債価格支持政策との関連よりみて— 経済学研究 (神戸大) 4 (1957. 12) 263-302
 尾崎康夫
 金融政策と経済活動 下関商経論集 2-1 (1958. 2) 55-74
 戦後における日本と西ドイツの金融政策について 調査月報 (日銀) 9-11 (1958. 11) 1-18
 戦後のラテン・アメリカにおける金融政策 調査月報 (日銀) 9-3 (1958. 3) 8-13
 1957年における諸外国の金融政策 (ニューヨーク連邦準備銀行月報1958年1月訳) 調査月報 (日銀) 9-3 (1958. 3) 45-53
 下村治
 日本銀行法改正問題に関連した中央銀行制

度の基本問題について 財政金融統計月報 85 (1958. 6) 85-95
 新庄博
 中央銀行の中立性 エコノミスト 36-25 (1958. 6. 21) 17-21
 新庄博
 管理通貨制と中央銀行政策 バンキング 126 (1958. 9) 16-25
 塩野谷九十九
 景気政策としての財政政策と金融政策—その理論的関連について— 宮田喜代蔵選 暦記念論文集 (1958. 5) 233-252
 塩野谷九十九
 金融政策の中立性について—日本銀行法改正問題に関連して— 彦根論叢 46/47 (1958. 9) 191-209
 塩野谷九十九
 日本銀行法改正と管理通貨制度の運営 銀行研究 312 (1958. 2) 7-19
 傍島省三
 いわゆる「財政金融一体化」政策の背景にあるもの 経済学 (阪大) 7-4 (1958. 1) 1-23
 鈴木武雄
 金融政策と中央銀行 金融 135 (1958. 6) 5-12
 鈴木武雄
 財政的目的のための通貨政策と通貨政策的 目的のための財政政策 金融経済 48 (1958. 2) 1-13
 鈴木武雄
 財政と発券制度 彦根論叢 46/47 (1958. 9) 155-172
 鈴木武雄, 日本財政研究会
 財政政策と景気政策—当面のわが国におけるその「期待」と現実— 経済評論 7-12 (1958. 12) 2-17
 鈴木俊蔵
 わが国経済の安定的成長と通貨金融政策のあり方について 金融 132 (1958. 3) 14-20
 鶴岡義一
 金融統制をめぐる諸問題 アナリスト 4-1 (1958. 1) 43-51
 渡辺佐平
 現代の恐慌と金融パニック—戦後銀行制度の強化と恐慌への抵抗力— 経済評論 7-14 (1958. 12) 2-12
 安田充
 わが国における国債利廻と割引利率との関係についての実証的研究 山口経済学雑誌 8-6 (1958. 3) 1-15

吉田 寛
 コール市場に就いて 経済集志(日大) 28
 -2 (1958.6) 42-78

吉川 光治
 イギリス金融政策の変遷からみた19世紀と
 20世紀—古典学派とケインズとに関する
 一考察— 横浜大学論叢 9-2 (1957.11)
 55-81

吉野 俊彦
 中央銀行と政府の関係 エコノミスト 36
 -25 (1958.6.21) 25-28

吉野 俊彦
 ドイツ中央銀行制度の発展と日本銀行法と
 の関係 バンキング 125 (1958.8) 70-
 80

財政資金収支の変動と金融政策 調査時報(富
 士銀) 126 (1958.10) 11-27

財政投融資の機能と問題点 調査月報(日銀)
 9-3 (1958.8) 1-6
 (銀行経営・証券市場)

荒井 正夫
 日本における地方銀行の発展(5.終) 経
 商論纂(中央大) 79 (1958.6) 89-106

米国における銀行持株会社をめぐる諸問題 調
 査月報(日銀) 9-11 (1958.11) 19-24

米国の投資信託 調査月報(日銀) 9-9(1958.
 9) 8-13

デフレ不況下における系列融資の実態 証券
 113 (1958.10) 12-32

江口 行雄
 可変年金と投資信託 インヴェストメント
 11-7 (1958.9) 1-10

江口 行雄
 経済成長と証券投資—日本の場合— バン
 キング 118 (1958.1) 62-76

江口 行雄
 投資信託の使命と今後の問題点 銀行研究
 320 (1958.10) 19-24

藤田 国助
 日米新株発行方法の相違とその諸結果 バ
 ンキング 119 (1958.2) 40-45

福田 敬太郎
 地方証券取引所の存在理由 国民経済雑誌
 (神戸大) 97-2 (1958.2) 1-18

福田 敬太郎
 わが国における証券金融の分析 バンキン
 グ 124 (1958.7) 54-66

原 司郎
 第二国立銀行覚書 金融経済 50 (1958.6)
 55-82

樋口 午郎
 銀行資産の流動性と銀行経営 バンキング

118 (1958.1) 16-26

平田 日出夫
 投資経営に関する考察—特に分散投資につ
 いて— 国民経済雑誌(神戸大) 97-6
 (1958.6) 31-44

市原 季一
 ドイツ銀行経営史文献(1950-56) 国民経
 済雑誌(神戸大) 97-5 (1958.5) 76-79

市村 斌
 両替商の歴史(8~11完) 外国為替 180
 (1958.2.1) 26-30, 182 (1958.3.1) 25-
 28, 184 (1958.4.1) 26-30, 186 (1958.
 5.1) 28-31

イギリス投資金融発達史(6) 公社債会報 27
 (1958.11) 37-43

飯田 正義
 銀行制度の史的展開(1,2) 産業経済研究
 (久留米大) 11 (1958.3) 1-24, 12
 (1958.6) 129-154

生川 栄治
 ドイツ大銀行の構造変化について 経済学
 雑誌(大阪市大) 38-5 (1958.5) 55-80

生川 栄治
 自己金融の発展と銀行信用 バンキング
 121 (1958.4) 48-60

石野 典
 中世英国における金融業の展開 経営論集
 (札幌短大) 7 (1958.2) 1-25

伊東 政吉
 当座預金の払戻高と回転率の推計 経済研
 究(一橋経研) 9-2 (1958.4) 164-169

鎌倉 昇
 アメリカの証券金融—証券投機とコール・
 マネー— 経済論叢(京大) 81-3 (1958.
 3) 18-33

鎌倉 昇
 オプションと逆指値—アメリカの証券投
 機— 経済論叢(京大) 82-1 (1958.7)
 23-38

鎌倉 昇
 証券市場における資金吸収 インヴェスト
 メント 11-2 (1958.3) 1-7

鎌倉 昇
 証券資金と産業資金—いわゆるAbsorption
 Theory について— 経済研究(一橋経
 研) 9-2 (1958.4) 150-153

加藤 俊彦
 日本勧業銀行の研究—日清戦後乃至日露戦
 後を中心にして— 社会科学研究(東大
 社研) 9-4/5 (1958.2) 43-77

川合一郎
 戦後日本の株式市場 経済評論 7-2

(1958. 2) 34-47

河本博介
銀行の附随業務について 経営と経済(長崎大) 37-3 (1957. 11) 1-21

北島忠男
転換証券について 明大商学論叢 42-4 (1958. 12) 87-118

小牧聖徳
戦後における大銀行の推移—預金・貸出・証券・借入を中心として— 立命館経済学 6-6 (1958. 2) 29-47

小竹豊治
証券市場構造の類型 インヴェストメント 11-1 (1958. 1) 5-11

黒川芳蔵
わが国の不動産担保金融について—戦後わが国の不動産金融機構— 同志社商学 10-6 (1958. 12) 107-130

前川誠一
最近の企業の増資状況と証券市場—国内及び海外の状況を中心として— 企業会計 10-2 (1958. 2) 67-71

三輪昌男
金融市場と農協 農村研究 9 (1958. 4) 75-99

宮島宏四郎
アメリカ証券市場における相場操縦 商学論集(福島大) 27-2 (1958. 9) 56-88

水谷一雄
株価変動方程式再論 国民経済雑誌(神戸大) 97-4 (1958. 4) 1-17

中村雄次郎
「バンク・グループ」について—銀行合併と参与— 経済学研究(九大) 24-1 (1958. 7) 99-136

岡田和喜
産業組合中央金庫設立の意義—その設立経過の歴史分析の一試論— 金融経済 52 (1958. 10) 151-170

岡村正人
取締役会の権限と証券金融 バンキング 121 (1958. 4) 62-72

岡村正人
取締役会の権限と証券金融 同志社商学 10-1 (1958. 5) 1-16

沖中恒幸
貯蓄預金の形成と性格 銀行研究 321 (1958. 11) 13-15

沖中恒幸
高まる銀行の公共的性格 エコノミスト 36-20 (1958. 5. 17) 18-21

佐伯尚美
日本農業金融史の一考察—農業金融機関としての勸銀の発展を通して— 金融経済 47 (1957. 12) 54-77

島本得一
流通におかれた記名株券の研究 インヴェストメントメント 11-9 (1958. 11) 1-14

住ノ江佐一郎
アームストロングの株価論 インヴェストメント 11-6 (1958. 7) 1-9

住ノ江佐一郎
ヒュブナーにおける株価論の構造 インヴェストメント 11-3 (1958. 4) 1-13

住ノ江佐一郎
M. S. リックスの株価経済論 インヴェストメント 11-9 (1958. 11) 15-29

高橋弘
証券信託銀行設立をめぐる諸問題 バンキング 125 (1958. 8) 45-55

玉置正美
金融系列の展開過程における銀行の役割 経営セミナー 3-3 (1958. 3) 7-13

東京銀行ロンドン支店
英国における Funding operation について 東京銀行月報 10-3 (1958. 3) 4-28

富永裕
フィナンチアルングの体系と自己金融の意義—ドイツ文献を中心として— 六甲台論集 5-1 (1958. 4) 66-76

友杉春
わが国における普通銀行の決算手続について 富山大学紀要経済学部論集 12 (1957. 3) 97-107

虎田通雄
わが国における証券市場の生成について(資料) 商学論究(関学) 20 (1957. 12) 167-192

鶴岡義一
銀行業に於ける独占と競争—その考察の根底にあらねばならぬものと考察の方法とに関する序説的試論— 早稲田政経雑誌 149 (1958. 2) 47-66

わが国証券市場の構造を語る(1-9)(座談会) 福田敬太郎他 インヴェストメント 11-1 (1958. 1) 12-31, 11-2 (1958. 3) 8-35, 11-3 (1958. 4) 14-29, 11-4 (1958. 5) 8-30, 11-5 (1958. 6) 8-30, 11-6 (1958. 7) 20-55, 11-7 (1958. 9) 18-47, 11-8 (1958. 10) 24-50, 11-9 (1958. 11) 30-52

2. 国際通貨

- 相原光
金価格引上げの理由と影響 貿易と関税
6-8 (1958. 8) 32-34
- 天沼紳一郎
金の価値 経済学季報(立正大) 18
(1958. 2) 20-51
- ドル不足問題 調査(三菱銀) 48 (1957. 12) 1-10
- 英ポンド直物相場自由化とその問題点 東京銀行月報 10-1 (1958. 1) 59-67
- Harrod, Roy
戦後のポンド問題 東京銀行月報 10-5
(1958. 5) 24-35
- 一木弘
金の「価格」と為替の「価格」—小野朝男氏, 岡橋保氏批判— アナリスト 4-2
(1958. 2) 53-60
- 今田治弥
イギリス銀行信用と金問題に関する一見解—W. J. Busschau, “Bank credit and gold in the United Kingdom” の紹介を中心として— 金融経済 52 (1958. 10) 104-116
- 梶山武雄
金価格引上論について—最近の金問題めぐって— 世界経済評論 48 (1958. 5) 60-72
- 海外ポンド保有高について 調査月報(大蔵) 47-7 (1958. 7) 57-65
- カナダ・ドルの動向 外国為替 179 (1958. 1. 15) 19-22
- 片山貞雄
F. H. クロプストック「弗の国際的地位」彦根論叢 44 (1958. 6) 36-43
- 片山貞雄
生産性成長率の跛行性と弗問題 彦根論叢 48/49 (1958. 10) 104-119
- 金価格引上げ問題 経済月報(三和銀) 257 (1958. 6) 40-49
- 金問題の動向—価格引上論の帰趨— 調査時報(伊藤忠) 103 (1958. 6) 10-18
- 国際流動性の強化策 調査(三菱銀) 54 (1958. 6) 1-8
- 窪田耕一
ポンドの交換性回復をめぐって—交換性回復のわが国貿易に及ぼす影響— 通商産業研究 70 (1958-12) 38-51
- 窪田康
ドルの不足について フェビアン研究 9-3 (1958. 3) 18-22

- (紹介) マクドウガル著「世界のドル問題」(3-7完) 外国為替 178 (1958. 1. 1) 46-49, 179 (1958. 1. 15) 37-40, 180 (1958. 2. 1) 17-20, 181 (1958. 2. 15) 19-22, 182 (1958. 3. 1) 16-19
- 神谷克己
世界貿易の動向とドル不足 外国為替 191 (1958. 7. 15) 3-7
- 尾上利治
スターリングの国際性と逃避性 外国為替 187 (1958. 5. 15) 17-19
- 最近の金問題 東京銀行月報 9-12 (1957. 12) 4-9
- 最近の金問題をめぐって 調査月報(日銀) 9-1 (1958. 1) 1-5
- 酒井一夫
金の価格・価値および物価 経済学研究(北大) 13 (1958. 3) 55-79
- 谷 柁
国際通貨の問題—ポンドの苦悩— 外国為替 182 (1958. 3. 1) 2-5
- 月村市郎
国際流動性問題の動向 外国為替 190 (1958. 7. 1) 2-4
- Turoni, C. B.
西欧における通貨の問題 (Review of Economic Conditions in Italy, Banco di Roma. 1958年1月号) 調査時報(富士銀) 124 (1958. 8) 57-68
- 和田謙三
ポンドの国際通貨性をめぐって 外国為替 196 (1958. 10. 1) 12-14
- 吉田正三
スターリング地域における諸矛盾 経済学雑誌(大阪市大) 38-5 (1958. 5) 28-54

3. 為 替

- 波多野 堯
固定為替レート制について 青山経済論集 10-1/2 (1958. 7) 1-12
- 非居住者勘定論(上, 下)—円為替導入のための試論— 東京銀行月報 10-7 (1958. 7) 4-42, 10-8 (1958. 8) 4-40
- 池本 清
為替安定性に関する一試論 六甲台論集(神戸大) 5-1 (1958. 4) 28-36
- 各国の外貨保有管理機構と中央銀行 調査月報(日銀) 9-9 (1958. 9) 1-7
- 加瀬正一
円為替論 通商産業研究 70 (1958. 12) 2-16

小 泉 明
外貨の適正保有量 ビジネスレビュー (一橋大) 5-1 (1957. 7) 27-45

馬 淵 透
完全雇用下の為替相場調整と生活水準—W. L. スミスの外国為替理論—外国為替理論の研究 (3) — 経済研究 (大阪府大) 8 (1958. 10) 88-111

黛 勇 吉
外国為替相場安定の基本に関する考察 外国為替 184 (1958. 4. 1) 2-5

箕 輪 哲
国際収支改善における平価切下げの効果 通商産業研究 6-1 (1958. 1) 70-80

中 村 佐 一
外国為替の機構とそれの相場の決定 早稲田政経学雑誌 151/152 (1958. 8) 1-24

南 郷 龍 音
戦後の外国為替 (1, 2) 産業経済研究 (久留米大) 11 (1958. 3) 75-101, 12 (1958. 6) 47-68

岡 山 隆
為替相場の決定をめぐる諸考察 早稲田政経学雑誌 150 (1958. 7) 311-334

小 野 朝 男
為替インフレーションについて—わが国における歴史的経済的事実に照らして—バンキング 126 (1958. 9) 39-52

小 野 一 一 郎
日本におけるメキシコドルの流入とその功罪 (1-4完) 経済論叢 (京大) 81-3 (1958. 3) 1-17, 81-4 (1958. 4) 38-52, 81-5 (1958. 5) 24-37, 81-6 (1958. 6) 37-55

Segré, Claudio
中期輸出金融 (1) —ヨーロッパにおけるその問題と経験— 調査月報 (大蔵) 47-12 (1958. 12) 76-93

柴 田 政 利
国際価値・価格・貨幣送費・利子—外国為替相場理論における問題点— 明大商学論叢 41-1 (1957. 11) 33-58

新 庄 博
ポンド為替相場の自由化とその動向 (1, 2) 大太平洋問題 53 (1958. 8) 9-12, 54 (1958. 9) 1-4

適正外貨量について (IMF: International reserves and liquidity 第3章訳) 経済調査 (大和銀) 131 (1958. 12) 14-27

遠 山 馨
トマス・マンの貨幣・為替相場論 商学論集 (西南学院) 3-2 (1956. 11) 17-36

4. 国際資本移動

川 尻 武
貨幣の国際的運動といわゆる収支均衡メカニズムについて 松浦要博士古稀記念論文集 (中央大経商論纂特別号) (1958. 12) 109-132

Knapp, John
資本輸出と経済成長 (Economic Journal Sept. 1957訳) 調査月報 (大蔵) 47-1 (1958. 1) 92-100

国際連合
1956年の民間資本の国際移動—経済開発資金の流れ— 調査月報 (大蔵) 47-2 (1958. 2) 1-30

国際連合
1957年の民間資本の国際移動—低開発諸国の経済開発に関連して— 調査月報 (大蔵) 47-12 (1958. 12) 1-39

正 井 敬 次
金融的及び産業的の国際資本移動 バンキング 124 (1958. 7) 16-26

守 屋 典 郎
資本輸出と戦後日本資本主義 エコノミスト 36-24 (14, 6, 1958) 14-17

山 田 隆 士
変容した戦後の世界資本輸出 エコノミスト 36-24 (14, 6, 1958) 21-24

山 本 繁 緯
ドル不足期におけるトランスファー問題—ボラックのメカニズムの一つの応用として— 経済論集 (関大) 7-8 (1958. 4) 30-60

5. 国際投資

青 木 和 子
我が国における海外投資の現状と問題点 調査時報 (伊藤忠) 99 (1958. 2) 16-24

藤 田 正 寛
アメリカの対ラテン・アメリカ投資政策の検討 南米研究 (神戸大) 5 (1958. 8) 10-17

藤 田 正 寛
国際金融政策の一断面—後進国投資の効果の事例的研究— 国際経済研究 (神大経研) 8 (1958. 2) 101-126

樋 口 午 郎
海外投資と実物賠償 赤松要博士還暦記念論集 (1958. 1) 385-408

Hirschman, A. O.
経済学と投資計画コロンビアの経験を顧み

ての考察 経済分析(通産省) 25
(1958.7) 23-37

インドにおける民間外国投資の諸問題 (The
Eastern Economist (India) 1957. 11. 1
訳) 海外調査資料(輸銀) 13 (1957.9)
136-161

インドの外国投資利潤(1953-55年) (Reserve
Bank of India Bulletin, May 1958訳)
エカフェ通信 172 (1958. 10. 21) 1-12

海外投資の現状と問題点 経団連月報 6-4
(1958. 4) 46-50

戦後に於ける先進諸国の海外投資(1, 2) 海外
調査資料(輸銀) 13 (1957. 9) 2-133,
14 (1957. 12) 1-91

傍 島 省 三
後進国開発における外資の役割について
大阪大学経済学 8-1 (1958. 4) 1-29

傍 島 省 三
後進国開発と外国資本 バンキング 122
(1958. 5) 16-30

傍 島 省 三
Foreign investment helpful to economic
growth of underdeveloped nations.
Osaka Econ. Papers. 6-2 (1958. 2) 1-
10

Sweezy, Paul
アメリカの海外投資 世界 157 (1959. 1)
105-110

渡 貫 光 則
我が国海外投資の現状と問題点 調査時報
(伊藤忠) 98 (1958. 1) 18-33

6. 国際決済制度

英国のスターリング地域改造論 東京銀行月報
10-2 (1958. 2) 18-27

EMA のメカニズム 東京銀行月報 10-2
(1958. 2) 4-17 European Monetary
Agreement

花 原 二 郎
(紹介) エリ・イ・フレイ著堀江正規・朝野
勉訳「資本主義諸国の国際決済と貿易金
融」経済志林(法政大) 26-1 (1958. 1)
137-150

欧州における多角決済制度の問題点 経済月報
(住友銀) 112 (1958. 3) 24-31

尾 崎 英 二
国際通貨基金と世界銀行の第13回総会をめ
ぐる諸問題 貿易と関税 6-12 (1958.
12) 22-25

パリ・クラブについて(上, 下) 外国為替 185
(1958. 4. 15) 41-43, 186 (1958. 5. 1) 21-
24

崎 村 茂 樹
E P U と通貨交換性 上智経済論集 3-2
(1956. 12) 1-8

高 野 邦 彦
スターリング地域(1, 2) —その意義と將
来— 世界経済 13-9 (1958. 9) 39-47,
13-10 (1958. 10) 37-46

内 田 勝 敏
スターリング地域制度「改革」論争につい
て 貿易と関税 6-3 (1958. 3) 16-19

梅 津 和 郎
フラン地域の植民地通貨制度 経済論叢
(京大) 81-1 (1958. 1) 46-67

矢 内 原 勝
「軟貨圏貿易論」の背景 エコノミスト 36
-26 (1958. 6. 28) 26-29

矢 野 俊 比 古
標準決済制度改正問題の顛末 通商産業研
究 70 (1958. 12) 17-28

7. 国際収支

海 老 沢 道 進
経済成長と国際収支—最近のわが国におけ
る経験— 経済研究(一橋経研) 9-2
(1958. 4) 154-158

海 老 沢 道 進
国内投資と国際収支 外国為替 189
(1958. 6. 15) 11-14

大 田 章
国際収支政策の準則(Erhard, Harrod, 下
村の国際収支政策比較) 外国為替 200
(1958. 12. 1) 7-10

川 野 二 三 夫
IMF 国際収支表の内容と算出根拠 外国
為替 197 (1958. 10. 15) 9-13

国 際 連 合
国際収支提要・国民勘定の基準体系および
国民勘定体系, 附属表を調整するための
国際連合, 欧州経済協力機構および国際
通貨基金の討論 1956年1月30日—2月3
日) 国民所得資料月報 94 (1958. 5)
10-32

国際収支と金融政策 調査時報(富士銀) 123
(1958. 7) 4-10

国 井 富 士 利
国際収支の改善と観光収入 貿易と関税 6
-7 (1958. 7) 46-49

Meade, J. E.
自由貿易地域の国際収支問題 世界経済評
論 45 (1958. 2) 21-29

神 谷 克 巳
変動する国際収支と国内バランス 経済評

- 論 7-8 (1958. 8) 32-41
- 宮 本 一 三
 経済発展と国際収支 理論経済学 8-3/4
 (1958. 2) 53-57
- 佐 藤 浩 一
 国際収支と生産性一ドル不足問題に関連して— 経済研究 (大阪府大) 6 (1958. 3)
 234-251
- 西独国際収支の受取超過の分析とその是正策
 (上, 下) 外国為替 186 (1958. 5. 1) 8-
 12, 187 (1958. 5. 15) 9-11
- 西独の国際収支と金融政策 調査 (三菱銀) 56
 (1958. 8) 1-9
- 1955年~1957年のイギリス国際収支 調査月報
 (大蔵) 47-6 (1958. 6) 90-108
- 1957年の米国国際収支と諸外国金ドル準備の動
 向 調査月報 (日銀) 9-4 (1958. 4) 17-
 21
- 新 開 陽 一
 デューゼンベリ一効果と国際収支 経済学
 (阪大) 7-4 (1958. 4) 121-124
- 昭和32年国際収支の概要 財政金融統計月報
 88 (1958. 9) 3-8

8. 各国金融為替事情
 (日 本)

- 安 藤 良 雄
 震災から金融恐慌—現代日本経済史 (8)—
 経済セミナー 24 (1958. 11) 9-13
- 海 老 沢 道 進
 360円レートの位置 外国為替 199 (1958.
 11. 15) 4-7
- 外貨予算について 経済調査 (大和銀) 124
 (1958. 5) 17-25
- 井 藤 半 弥
 日本財政の概観—経済発展との関連におけ
 る日本の公共収支の事実と計数— 財政
 23-9 (1958. 8) 2-17
- 小 谷 義 次
 対日援助と日本財政の一側面 経済評論 7
 -2 (1958. 2) 22-33
- 松 井 安 信
 九州金融史の一齣 (2) —明治初・中期の
 福岡県金融事情— 商学論集 (西南学
 院) 3-1 (1956. 7) 103-130
- 神 谷 克 巳
 戦後日本の「資本取引」その方向 アナリ
 スト 4-3 (1958. 12) 37-45
- 三 宅 武 雄
 北海道金融の特質とその後進性 バンキン
 グ 120 (1958. 3) 27-36
- 三 宅 武 雄

- 貨幣統計からみた経済分析—戦後日本経済
 との関連で— 経商論叢 (中央大) 79
 (1958. 6) 63-88
- 三 宅 武 雄
 戦後わが国における季節金融の動向 金融
 経済 52 (1958. 10) 134-150
- 名古屋地区における不渡手形の動向 調査月報
 (東海銀) 127 (1958. 2) 9-16
- 酒 井 安 隆
 戦後日本の金融機関について 経済学雑誌
 (大阪市大) 39-3 (1958. 9) 43-88
- 作 道 洋 太 郎
 近世における為替手形の発達—特に江戸—
 大阪間の手形流通を中心として— 経済
 学 (阪大) 8-1 (1958. 4) 96-121
- 戦後のオーバー・ローンの経緯について 調査
 (三菱銀) 50 (1958. 2) 1-7
- 柴 田 政 利
 戦後日本資本主義の経済循環の一樣相—主
 として金融・財政との関連において—
 商学研究所年報 (明大) 3 (1958. 5) 127
 -162
- 島 田 克 美
 日本産業の発展と外部資金 アナリスト 4
 -6 (1958. 6) 1-11
- 鈴 木 秀 雄
 昭和33年度財政投融资計画について 財政
 金融統計月報 84 (1958. 5) 6-10
- 高 橋 長 太 郎
 Public investment in postwar Japan.
 Annals of the Hitotsubashi Academy
 8-2 (Apr. 1958) 101-112
- 海 原 三 雄
 プラント輸出をめぐる金融問題 通商産業
 研究 70 (1958. 12) 52-63
- 米 村 司
 着々進む金融資本化— (安田系) — 日本
 の独占資本 (12) — エコノミスト
 36-42 (1958. 10. 18) 50-53
 (中 国)
- 三 木 毅
 新中国における私営銀銭業の社会主義改造
 経済学研究 (北海道大) 13 (1958. 3)
 195-212
- 武 藤 守 一
 中国の銀行業と貨幣改革の発展情況 立命
 館経済学 7-3 (1958. 8) 78-94
- 大 塚 恒 雄
 中国貨幣史 (1) 経済集志 (日大) 28-2
 (1958. 6) 110-137
- 徳 永 清 行
 中国金融機構の整備過程について 同志社

商学 9-5 (1957. 12) 89-103
 徳 永 清 行
 新中国の貨幣制度 同志社商学 10-6
 (1958. 12) 215-233
 (アジア各国)
 アジア諸国の金利水準とその変動 エカフエ通信 156 (1958. 5. 11) 31-57
 原 覚 天
 Greater independence of Asian countries in Finance. Asian Affairs 2-4 (Dec. 1957) 370-384
 香港上海銀行年次報告 エカフエ通信 155 (1958. 5. 1) 14-24
 伊 原 孝
 Economic development in Southeast Asia and problems on raising of fund. Asian Affairs 2-4 (Dec. 1957) 349-369
 インドの民間外資について 経済調査 (大和銀) 127 (1958. 8) 37-46
 インドにおける外資導入問題 (The Eastern Economist, Nov. 1, 1957) 調査月報 (大藤) 47-4 (1958. 4) 142-154
 栗 本 弘
 インドの外貨危機と外国援助 エカフエ通信 149 (1958. 3. 1) 1-17
 インドの金融機構と金融政策 (1) (S. G. Panandikar: Banking of India 訳) 調査月報 (大蔵) 47-11 (1958. 11) 12-53
 マラヤにおける中央銀行設立案 エカフエ通信 140 (1957. 12. 1) 1-16
 マラヤの財政金融問題 エカフエ通信 163 (1958. 7. 21) 1-43
 神 谷 克 巳
 アジア諸国の国防費と開発資金の問題 アジア問題 8-1 (1958. 1) 46-58
 武 藤 守 一
 朝鮮民主主義人民共和国の通貨金融 立命館経済学 6-6 (1958. 2) 109-125
 東南アジア諸国における外貨事情悪化の現状とその問題点 調査月報 (日銀) 9-2 (1958. 2) 11-13
 東南アジア諸国の経済開発計画と金融上の諸問題 調査月報 (日銀) 9-9 (1958. 9) 14-19
 Wai, U. Tun
 アジア諸国の金利水準とその変動 (Staff Papers, Aug. 1956, Nov. 1957 要訳) エカフエ通信 156 (1958. 5. 11) 31-57
 (英 国)
 Bridges, Sir Edward.
 イギリス大蔵省のコントロール 調査月報 (大蔵) 47-8 (1958. 8) 25-35

Burchardt, F. A., Ross, C., R., Dow, J. R., Wilson, T., Hawtrey, R. G., Woytinsky, W. B., Little, I. D.,
 イギリスの貨幣信用制度に関するシンポジウム (1-3) (Bull. of the Oxford Univ. Inst. of Statistics, Nov. 1957 訳) 調査月報 (大蔵) 47-2 (1958. 2) 111-134, 47-3 (1958. 3) 102-111, 47-5 (1958. 5) 130-141
 英国における国債操作—金融引締政策との関連において— 調査 (三菱銀) 53 (1958. 5) 1-7
 英国の特別預金制度について—バンカー誌の所説を中心として— 調査 (三菱銀) 59 (1958. 11) 20-30
 英蘭銀行の公開市場操作について 調査月報 (日銀) 9-10 (1958. 10) 10-16
 イギリスにおける投資・雇用及び産出のパラドックス 調査月報 (大蔵) 47-12 (1958. 12) 101-106
 イギリスのインフレーションについて (物価・生産性および所得に関するコーエン委員会第1回報告より) 調査時報 (富士銀) 121 (1958. 5) 47-57
 コーエン委員会第2回報告より—イギリス経済の現状とその見通し— 調査時報 (富士銀) 127 (1958. 11) 37-54
 イギリスの物価・生産性及び所得に関するコーエン委員会の第二回報告 調査月報 (大蔵) 47-12 (1958. 12) 40-64
 イギリスの金融制度—ラドクリフ委員会へ勧告のためのシンポジウム (Bull. of the Oxford Inst. of Statist. Nov. 1958 訳) 金融経済 49 (1958. 4) 24-71
 イギリスの割賦販売金融について 調査時報 (富士銀) 127 (1958. 11) 19-31
 今 田 治 弥
 イギリス金融政策と資本市場の動向—H.B. Rose: "Monetary Policy & the Capital Market 1955-56" の紹介を中心として— 金融経済 47 (1957. 12) 42-53
 岩 井 欣 五
 英国の資金調達機構とその特徴 アナリスト 4-6 (1958. 6) 26-38
 駒 崎 一 雄
 英国における特別預託金制度と金融政策 銀行論叢 52-10 (1958. 10) 87-93
 Lydall, H. F.
 英国における信用引締政策の中小企業に及ぼす影響 (Economic Journal, Sept. 1957 訳) 調査時報 (富士銀) 118 (1958. 2) 36-47

Plous, Harold J.

資本発行に対するイギリスの統制 (Journal of Finance, Sept. 1958 訳) 調査月報 (大蔵) 47-12 (1958. 12) 94-100

最近における英国商業銀行の動向—大衆層進出の機運を中心として— 経済月報 (三和銀) 262 (1958. 11) 32-47

進藤 寛 (訳)

イギリス金融概観—1957-58年— (Midland Bank Review, May 1958 訳) 金融経済 53 (1958. 12) 48-70

山田 良治

戦後における英国金融市場の構造 青山経済論集 10-1/2 (1958. 7) 187-212

(西 独)

磯部 喜一

西ドイツの信用協同組合運動 小島昌太郎 古稀祝賀記念論文集 (1958. 5) 139-164

西ドイツにおける公開市場操作について 調査月報 (日銀) 9-8 (1958. 8) 13-19

西ドイツにおける最近の通貨金融問題—資本市場育成との関連において— 東京銀行月報 10-12 (1958. 12) 4-12

西ドイツにおける資本市場の現状問題点 調査月報 (日銀) 9-1 (1958. 1) 6-13

西ドイツの資本蓄積と資本市場 調査時報 (富士銀) 121 (1958. 5) 31-41

西ドイツの対外債務について (ドイツ, ブンデスバンク月報1957年11月号訳) 調査時報 (富士銀) 119 (1958. 3) 51-56

佐藤 進

通貨をめぐる東西ドイツの戦い アナリスト 4-5 (1958. 5) 66-72

田村 俊夫

西ドイツのカルテル法と銀行 金融 135 (1958. 6) 13-17

八幡 輝雄

西独信用銀行と産業金融 金融 (全国銀行協会連合会) 139 (1958. 10) 5-12

(欧州各国)

フランスにおける為替相場と為替管理の変遷—フランス為替管理法解説— 東京銀行月報 10-4 (1958. 4) 18-42

フランスの為替安定基金について 東京銀行月報 10-6 (1958. 6) 4-31

滝口 吉亮

フランスにおける為替管理について (1, 2) 外国為替 (1958. 3. 31) 1-19, 号外 (1958. 9. 15) 1-18

戦後イタリア経済の発展と金融政策 調査月報 (日銀) 9-4 (1958. 4) 9-16

スウェーデンの為替管理 東京銀行月報 10-10

(1958. 10) 14-37

(米 国)

アメリカの金融政策と経済構造 調査時報 (富士銀) 117 (1958. 1) 16-29

アメリカの消費者信用 経済調査 (大和銀) 126 (1958. 7) 4-14

米国における戦後の景気後退と金融財政政策—1948-49年および1953-54年の事例について— 調査月報 (日銀) 9-2 (1958. 2) 5-10

米国の政府証券について 調査月報 (三井銀) 27 (1958. 2) 42-54

フェデラル・ファンド市場 東京銀行月報 10-10 (1958. 10) 4-13

鎌倉 昇

アメリカの住宅金融—その制度と経済的意義— バンキング 123 (1958. 6) 33-41

1957-58年の米国景気後退について 調査月報 (日銀) 9-12 (1958. 12) 7-12

柴田 徳衛

米国経済の発展と資金調達機構 アナリスト 4-6 (1958. 6) 12-25

Smith, W. L.

アメリカにおける信用調節の武器としての公定歩合 調査月報 (大蔵) 47-8 (1958. 8) 36-41

高野 邦彦, 加藤 義喜, 小松 憲治

米国議会同済委員会インフレーション研究 (1-3) 世界経済 13-11 (1958. 11) 13-37, 13-12 (1958. 12) 9-33, 14-1 (1959. 1) 10-36

Усоскин, В.

米国における銀行資本の集中 (「貨幣と信用」誌1957年4月号訳) 世界経済評論 44 (1958. 1) 61-67

矢島 保男

米国の消費者信用専門機関について 早稲田商学 132 (1958. 1) 71-85

矢島 保男

景気回復策に占める連邦準備制度の地位 東洋経済新報 2822 (1958. 3. 29) 42-45

(米州各国)

カナダの金融市場について 東京銀行月報 10-11 (1958. 11) 4-12

ブラジルの為替貿易管理制度 外国為替 183 (1958. 3. 15) 16-18

ブラジルの為替管理と為替市場 東京銀行月報 10-11 (1958. 11) 13-35

樺島 光次

ブラジルの為替及び貿易管理制度の概要 税関調査月報 (大蔵) 10-10 (1957. 11) 1-15

戦後のラテン・アメリカにおける金融政策 調査月報(日銀) 9-3 (1958. 3) 8-13

(ソ 連)

ゴスバンク(ゴスバンク40年史要訳) 東京銀行月報 10-11 (1958. 11) 36-58

Смирнов, А.

ソ連邦の国際為替・金融関係(1, 2) (「外

海 事

1. 理論・政策
2. 各国海運造船事情(世界・日本・諸国)
3. 港 灣
4. 海法・海上保険

1. 理論・政策

秋 山 一 郎

交通業の性格 経営学・会計学・商学研究年報(神戸大) 3 (1957. 12) 14-171

秋 山 一 郎

M. ベックマンの交通研究文献 交通学研究年報(1957. 10) 299-303

麻 生 平 八 郎

アメリカの海上運賃・慣例及び規制方法 商学研究所年報(明大) 3 (1958. 5) 1-39

麻 生 平 八 郎

ドイツ交通界及び交通学界展望 交通学研究年報(1957. 10) 324-327

麻 生 平 八 郎

交通経済に関する若干の考察 明大商学論叢 41-9/10 (1958. 7) 1-52

Benford, H. B.

原子力タンカーの経済性(1, 2) 海運調査月報 72 (1958. 7) 4-12, 73 (1958. 8) 4-13

地 田 知 平

公益事業の「本質的地位」についての覚書—「海運業は公益事業か」という設問に関連して— 一橋論叢 39-2 (1958. 2) 41-53

地 田 知 平

戦後の日本海運業における系列化の特質—日本海運業の変貌の一節— 加藤由作還暦記念保険学論文集 (1957. 12) 365-385

後 藤 茂 也

海運不況と船員問題 MARITIME REVIEW 2-7 (1958. 7) 34-43

逸 見 顕 善

関門・洞海海区の内国航路輸送 産業経済研究(久留米大) 14 (1958. 11) 1-25

堀 木 与 三

最近の船員労働問題に対する一考察 海事

国貿易」誌1958年4号訳) 外国為替 195 (1958. 9. 15) 11-13, 196 (1958. 10. 1) 15-18

Смирнов, А.

ソ連の国際為替, 金融関係の40年(ソ連「外国貿易」誌1958年4号訳) 調査月報(大蔵) 47-9 (1958. 9) 96-105

經 済

研究 32 (1958. 1) 35-48

細 野 日 出 男

総合交通政策の樹立—総合交通政策の主体の合理化について— 交通学研究(1957. 10) 1-32

伊 坂 市 助

イギリス資本主義と海運 交通学研究年報(1957. 10) 205-235

石 井 彰 次 郎

交通生産説ノート—批判にこたえて— 経済理論(和歌山大) 42 (1958. 3) 131-160

出 石 邦 保

“Transportation-Problem Procedure”の簡単な例示—M. M. Snodgrass と C. E. French の試み— 同志社商学 9-2 (1957. 7) 86-94

河 辺 吉 吉

交通に対する派生需要の弾力性 早稲田政経雑誌 150 (1958. 7) 169-182

繋船費の計算方法に就いて—繋船の在り方, 採算, 費用および効果— MARITIME REVIEW 2-10 (1958. 10) 19-38

小 泉 貞 三

交通市場・交通事業及び交通政策—交通経済学研究の立場と課題と方法について— 小島昌太郎古稀祝賀記念論文集 (1958. 5) 113-138

小 泉 貞 三

交通市場, 交通事業及び交通政策—交通輸送力経済学研究の立場と課題と方法について— 商学論究(関学) 21 (1958. 3) 1-26

小 泉 貞 三

交通輸送力経済における個別的合理性と社会的合理性(1, 2) 商学論究(関学) 23 (1958. 10) 1-31, 24 (1958. 12) 1-38

蔵 園 進

運賃論における二つの見解—価格論と配分論— 交通学研究年報(1957. 10) 59-94

前 田 陽 之 助

オランダの交通政策—特に各交通機関の調整について— 運輸と経済 18-9 (1958. 9) 13-24

雑誌
文献
目録

- 前田 義信
合理的可償運賃条項—1920年合衆国運送法
における— 甲南論集 5-6 (1958. 3)
85-104
- 前田 義信
交通用役の本質 甲南論集 6-2 (1958. 6)
99-105
- 前田 義信
運賃と自然的有利性の原理 甲南論集 5-5
(1958. 1) 73-89
- 前田 義信
運送費と独占価格 甲南論集 6-1 (1958. 5)
93-112
- 前田 義信
運送費と販売価格について 甲南論集 6-3
(1958. 9) 63-80
- 増田 誠三
海運経営の立場から見た船舶建造量
MARITIME REVIEW 2-8 (1958. 8) 15
-25
- 松尾 進
非経済船問題 MARITIME REVIEW 2-6
(1958. 6) 26-33
- 三輪 吉郎
米国における最低賃率制度について
六甲台論集 (神戸大) 5-3 (1958. 10) 1-
11
- 中川 敬一郎
アルフレッド・ホルト—典型的な英国船主
— (イギリス資本主義史上の人々 (4))
経済セミナ 15 (1958. 4) 35-37
- 野村 寅三郎
機帆船交通に於ける若干問題 国民経済雑
誌 (神戸大) 98-6 (1958. 12) 1-12
- 沼田 昭夫
鉾石専用船に就いての一考察 商学論集
(関西大) 3-4 (1958. 10) 98-116
- 岡庭 博
繋船点の法則と現実的算定 (上下) —繋船
点を割つても船は動くのか— 海運 374
(1958. 11) 24-26, 375 (1958. 12) 18-21
- 岡庭 博
鉾石専用船の発達と海運経営 (1-3) 海運
364 (1958. 1) 17-20, 366 (1958. 3) 17-
21, 368 (1958. 5) 9-12
- 岡崎 陽一
日本における石炭の最適輸送構造—リニヤ
ー・プログラミングの一応用— 明治学
院論叢 48-2 (1958. 2) 1-23
- 大山 登
乗組定員の国際比較 海運調査月報 71
(1958. 6) 14-18
- 佐々木 誠治
北海道海産物の輸送を基盤とする海運業務
の近代化について 国民経済雑誌(神大)
97-5 (1958. 5) 43-59
- 佐々木 誠治
社外船の系譜 (2)—瀬戸内海グループ (嶋
谷海運業の発展) — 国際経済研究 (神
大経研) 8 (1958. 2) 27-53
- 佐竹 義昌
戦後におけるわが国の交通学研究 交通学
研究年報 (1957. 10) 316-323
- 佐波 宣平
海運市場構造 経済論叢 (京大) 81-2
(1958. 2) 17-31
- 佐波 宣平
満載吃水線制度の確立 小島昌太郎古稀祝
賀記念論文集 (1958. 5) 89-112
- 柴田 悦子
米国海運史研究 (1)—第一次世界戦争以前
—経営研究 (大阪市大) 35 (1958. 4)
85-111
- 下条 哲司
海運市況変動要因の考察 海事研究 34
(1958. 7) 1-20
- 下条 哲司
1930年代の海運不況対策 (上, 下) 海運
367 (1958. 4) 19-21, 368 (1958. 5) 6-8
- 東海林 滋
R. デーヴィス「船員の六ペンス税」—1697
—1828年における経済活動の—指標—
交通学研究年報 (1957. 10) 304-310
- Svendsen
繋船を決定する諸要因について 海運調査
月報 74 (1958. 9) 4-5
- 高村 忠也
米国船優先積取制の系譜 (1, 2, 3) 海運
272 (1958. 9) 30-33, 374 (1958. 11) 13
-16, 375 (1958. 12) 9-12
- 高村 忠也
運賃延戻制と契約運賃制 交通学研究年報
(1957. 10) 237-260
- 旦 廷 繁
初期の英国/支那航路同盟 海運 368
(1958. 5) 2-3
- 谷山 新良
運輸業と産業連関分析 経済研究 (大阪
府大) 5 (1957. 12) 118-140
- 辻本 春男
海上貨物運送における備船の意義と重要性
商経学叢 (近畿大) 6-2/3 (1958. 3) 133
-146
- 鶴見 勝男

輸送力問題に関する基礎的考察—戦後の国内輸送力問題解明のための覚書— 交通学研究年報 (1957.10) 33-57

植村福七
交通機関原子力推進の経済性—特に原子力機関車と原子力商船について— 交通学研究年報 (1957.10) 85-110

八雲香俊
「運輸経済学の対象と内容」について 運輸と経済 18-6 (1958.6) 43-48

山本泰督
アメリカ運輸差額補助金政策 国民経済雑誌 (神戸大) 97-3 (1958.3) 51-67

山本泰督
米国貨物優先積取法に関する一考察 国際経済研究年報 (神大経研) 8 (1958.2) 147-169

米里正明
海運不況とその対策について 海事研究 33 (1958.4) 1-10

米里正明
海運政策と企業の問題点 アナリスト 4-1 (1958.1) 36-42

2. 各国海運造船事情
(世界)

越後和典
S. Pollard, British and world shipbuilding 1890-1914; A study in comparative costs について—造船業に関する外国文献紹介 (2)— 経済論集 (関大) 8-2/3 (1958.11) 95-110

平井洋
便宜置籍船の脅威とその対策 MARITIME REVIEW 2-12 (1958.12) 9-24

日本船主協会
主要海運国における福利活動の現況 海運研究資料 23 (1958.1) 1-13

岡村福男
スーパー・タンカーの趨勢 MARITIME REVIEW 2-6 (1958.6) 34-38

岡庭博
海運不況と係船問題 エコノミスト 36-18 (1958.5.3) 36-39

世界海運市況の回顧と展望 (上, 下) 海事資料 7-1 (1958.1) 2-11, 7-2 (1958.2) 2-7

1957年世界海運市況の回顧 海運調査月報 66 (1958.1) 4-9

戦後商船船型の特徴的傾向 MARITIME REVIEW 2-9 (1958.9) 3-13

Winterbottom, J. J.

世界タンカー船腹需給の見通し 海運調査月報 68 (1958.3) 4-7

米田博
世界造船業の回顧と展望 海運 364 (1958.1) 7-10
(日本)

足立知己
海運業の設備投資動向 海運 364 (1958.1) 21-28

越後和典
造船・海運業の復興と日米関係 経済評論 7-2 (1958.2) 59-66

5ヶ年計画と外航海運 海運研究資料 (日本船主協会) 26 (1958.4) 1-13

一戸定幸
日ソ間定期航路の開設に関する交渉について (上, 下) 海運 370 (1958.7) 2-6, 372 (1958.9) 13-16

一戸定幸
日ソ通商条約と海運 (上, 下) 海運 367 (1958.4) 2-5, 368 (1958.5) 4-5

14次計画造船について 調査月報 (神戸銀) 187 (1958.3) 9-13

海運業の現況と国際競争力について 調査 (三菱銀) 49 (1958.1) 39-47

北村進
昭和31年本邦輸入物資のトン哩計算について 海運調査月報 65 (1957.12) 4-8

神戸地区海運業界の近況 調査月報 (神戸銀) 189 (1958.5) 17-22

小金芳弘
外航海運5ヶ年計画の概要 (上, 下) 海運 365 (1958.2) 2-5, 366 (1958.3) 8-10

宮岡勘治
内航タンカーの現状と動向—主として小型タンカーに就いて— 海事資料 7-5 (1958.3.25) 9-15

日本海運の不定期船活動について 海運研究資料 (日本船主協会) 32 (1958.10) 1-113

日本海運の外航船活動調査について 海運研究資料 30 (1958.8) 1-22

日本を中心とした海運同盟 (協定) に於ける最近の紛争について—海上運送法改正との関連に於いて— MARITIME REVIEW 2-8 (1958.8) 3-14

日本油槽船業界の回顧 (上, 下) 海事資料 7-6 (1958.4.10) 2-8, 7-8 (1958.5.25) 2-11

納賀義衛
税制上より見たる日本船と便宜置籍船の比較 海運調査月報 75 (1958.10) 4-7

岡庭博

雑誌
文
献
目
録

- わが国海運企業に於ける株式資本 MARITIME REVIEW 2-6 (1958. 6) 3-25
- フィリピンに対する外航船の賠償供与について 海事資料 7-3 (1958. 2. 25) 7-11
- 船舶輸出見透しの検討—運輸省・造船工業会の資料を中心に— 海事資料 7-7 (1958. 4. 25) 7-14
- 昭和37年度における外航海運の見通し 海運研究資料(日本船主協会) 27 (1958. 5) 1-37
- 添田 敬信
本邦中心の定期航路に於ける外船の動向(上, 中, 下) MARITIME REVIEW 2-7 (1958. 7) 44-50, 2-9 (1958. 9) 14-20, 2-11 (1958. 11) 10-15
- 高山 華
本邦輸入撤荷, 運賃形成の特質—フロリダ燐鉱石, ハンプトンローズ石炭に於ける現状分析— MARITIME REVIEW 2-8 (1958. 8) 26-38, 2-12 (1958. 12) 25-33
- 東邦海運企画課
日英新造不定期船の船費比較(上, 下) 海運 367 (1958. 4) 22-25, 368 (1958. 5) 23-26
- 東邦海運企画課
日本海運の実態(上, 中, 下)—企業体質の脆弱性の原因— 海運 371 (1958. 8) 2-6, 372 (1958. 9) 2-6, 373 (1958. 10) 2-5
- 富田 竜彦
小型船海運組合法について 海事研究(日本海事振興会) 32 (1958. 1) 11-18
- 鶴丸 大輔
関門国道トンネル開通と内航海運今後の課題 海運 367 (1958. 4) 8-10
- 運輸省海運局外航課
5カ年計画と外航海運 海運 369 (1958. 6) 8-12
- わが国外航タンカー船腹事情 興銀調査月報 16 (1958. 1) 88-126
- わが国船舶輸出事務—輸出競争力を中心として— 興銀調査月報 21 (1958. 6) 43-84
- 輸出船舶価・コストの国際比較—わが国造船業の国際競争力— MARITIME REVIEW 2-7 (1958. 7) 3-21
- 税制上より見たる日本船と便宜置籍船の比較 海運調査月報 76 (1958. 11) 2-6
(諸 国)
- 秋山 一郎
東独海運における生産性について 国民経済雑誌(神戸大) 97-6 (1958. 6) 71-76
- 秋山 一郎

- 戦後の英国造船量 海事研究(日本海事振興会) 32 (1958. 1) 19-26
- インドネシア貸船問題の推移 海運 365 (1958. 2) 45-47
- 伊坂 市助
ギリシャ海運の経営者 海運調査月報 68 (1958. 3) 12-18
- 松隈 国健
「ノルウェー海運物語」Kaare Petersen 著—The Saga of Norwegian Shipping—(訳) 海事研究 33 (1958. 4) 11-18
- ノルウェーの運賃指数—講座運賃指数(1)—海運調査月報 71 (1958. 6) 10-13
- 西欧主要国の海上運賃指数 外国為替 178 (1958. 1. 1) 41-44
- 米田 博
ブラジルの海運事情と海運造船における日伯関係(上, 下) 海運 374 (1958. 11) 2-5, 376 (1959. 1) 20-23

3. 港 湾

- 川上 親勇
英国港湾労務者の諸問題(2-4) —特にマンチェスター港を中心として— 労働研究(兵庫労研) 119 (1958. 1) 20-30, 120 (1958. 2) 7, 121 (1958. 3) 39-40
- 北見 俊郎
日本経済の不均等発展と港湾の問題 日本経済政策学会年報 6 (1958. 4)
- 小泉 貞三
ニューヨーク港史—植民地時代から20世紀に至る歴史的発展— 商学論究(関学) 22 (1958. 6) 137-150 (The Port of N. Y. Authority: The Port of New York from Colonial Days to the 20th Century 訳)
- 大島 藤太郎
小樽港湾労働事情調査覚え書 経商論纂(中央大) 78 (1958. 2) 21-53

4. 海法・海上保険

- 藤木 幸太郎
海上保険契約に於ける戦争の効果 明大商学論叢 42-3 (1958. 12) 1-25
- 浜谷 源蔵
海上運送人の責任に関する若干考察 貿易クレームと仲裁 5-3 (1958. 6) 1-8
- 浜谷 源蔵
海上運送貨物の損害と運送人の責任—国際海上物品運送法を中心として— 貿易クレームと仲裁 5-1 (1958. 1) 23-35
- 久木 久一

- 船舶保険における船渠費用の負担について
加藤由作還暦記念保険学論集 (1957. 12) 77-90
- 星 野 瑛
公海に関する条約と便宜国籍船対策の關係
海事研究 34 (1958. 7) 21-25
- 今 村 有
海上保険に於ける「保険事故たる航海に關する事故」の本質 加藤由作還暦記念保険学論集 (1957. 12) 1-36
- 今 村 有
1950年ヨークアントワープ規則の解釈 (11-13完) 損害保険研究 20-2 (1958. 5) 1-54, 20-3 (1958. 8) 93-115, 20-4 (1958. 11) 94-124
- 石 津 漣
共同海損理論の体系化について 国民経済雑誌 (神戸大) 97-5 (1958. 5) 23-42
- 石 津 漣
積荷の共同海損額の決定 海運 371 (1958. 8) 51-54
- 石 津 漣
ヨーク・アントワープ規則の性格 加藤由作還暦記念保険学論文集 (1957. 12) 347-364
- 亀 井 利 明
メモランダム・クローズの生成發展 商学論集 (関西大) 2-6 (1958. 2) 51-74
- 葛 城 照 三
ビルマ沖「海賊」事件と保険者の責任—船舶普通保険約款第3条第2号の解釈—
早稲田商学 131 (1957. 11) 15-35
- 葛 城 照 三
英国海上保険法における非列挙危険と特別免責危険の性格の相違を提唱する 加藤由作還暦記念保険学論集 (1957. 12) 49-76
- 葛 城 照 三
Institute Cargo Clauses の Extended Cover Clause の解釈 早稲田商学 135 (1958. 7) 1-32
- 賀 屋 俊 雄
帆下売買 (La vente sous voile) について—1850年代白国アントワープ港を中心として行なわれた海上売買慣習—商学論集 (関西大) 2-5 (1957. 12) 1-22
- 木 村 栄 一
海上保険における因果關係 ビジネスレビュー (一橋大) 6-2 (1958. 9) 33-56
国際海上保険連合コペンハーゲン總會(1957年)議事録 (1, 2) 損害保険研究 20-2 (1958. 5) 142-201, 20-3 (1958. 8) 116-153
- 小 町 谷 操 三
海上保険における事故招致の研究 損害保険研究 20-4 (1958. 11) 1-33
- 守 屋 尚
英法に於ける船舶の經濟的修繕不能について 損害保険研究 20-1 (1958. 2) 232-273
- 中 井 省 三
国際海上物品運送法と Trade Terms 神戸外大論叢 8-3 (1958. 1) 77-129
- 中 村 進
貨物海上保険普通保険約款の改正を論ず 損害保険研究 20-4 (1958. 11) 75-93
- 大 野 栄 三
ロイツの保険機構について 産業経済研究 (久留米大) 13 (1958. 9) 67-107
- 鴻 常 夫
国際海上物品運送法について (1) 海事研究 (日本海事振興会) 32 (1958. 1) 1-10
- 佐 波 宣 平
プリムソル「わか船員」における海上保険観 加藤由作還暦記念保険学論集 (1957. 12) 91-120
- 関 保 人
P. I. クラブの起源と發展 (上, 中, 下) 海運 371 (1958. 8) 55-58, 373 (1958. 10) 47-50, 374 (1958. 11) 34-35
- 瀬 戸 弥 三 次
海上保険契約法論への道 (1, 2完) 損害保険研究 20-1 (1958. 2) 1-50, 20-2 (1958. 5) 55-91
- 瀬 戸 弥 三 次
海上保険・因果律論 —「海上保険契約法論への道」につづいて— 損害保険研究 20-4 (1958. 11) 34-74
- 志 津 田 氏 治
水先責任の一考察—そのイギリス・アメリカ法との比較— 経営と経済 (長崎大) 76 (1958. 10) 75-93
- 志 津 田 氏 治
船舶抵当約款の吟味 経営と経済 (長崎大) 74 (1958. 2) 79-100
- 勝 呂 弘
続發損害に対する保険者の責任限度 国民経済雑誌 (神戸大) 97-4 (1958. 4) 18-33
- 住 田 俊 一
海洋法と海運 海運 366 (1958. 3) 4-7
- 田 中 誠 二
国際海上物品運送法による船荷証券の債権的効果についての考察 加藤由作還暦記念保険学論文集 (1957. 12) 387-407

寺田洋三郎
国際海上物品運送法に関する若干の覚書
海運 365 (1958. 2) 20-21
十代田勇平
領海及び接続水域に関する条約について

海事研究 35 (1958. 10) 12-21
横山藤雄
船舶保険契約に於ける船舶堪航性の意義
損害保険研究 20-1 (1958. 2) 161-196

中南米経済

1. 中南米全般
2. 各国経済事情 (ブラジル・メキシコ・其の他諸国)
3. 移 民

1. 中南米全般

中米経済統合の構想 貿易と関税 6-10 (1958. 10) 86-88

藤田正寛
アメリカの対ラテン・アメリカ投資政策の検討 南米研究 (神戸大) 5 (1958. 8) 10-17

川崎一斉
アンデスの地下資源 ラテン・アメリカ時報 1-3 (1958. 11) 42-51

小林新
ラテン・アメリカの反乱 商経学叢 (近畿大) 6-1 (1957. 9) 29-49

国際連合
計画立案の技術に関する主要問題「経済発展の計画立案技術に関する準備的研究」(国連ラテンアメリカ経済委員会1953年3月の第1部第1章) 経済分析 (通産省) 25 (1958. 7) 59-72

国際連合
ラテン・アメリカ戦後の工業化と輸入構造の変化 (Economic Survey of Latin America, 1956 所載訳) 調査月報 (大蔵) 47-10 (1958. 10) 1-57

南米各国の資源・経済及び農業の現状 国際食糧農業 7-1 (1958. 1) 11-18

ラテン・アメリカの地下資源 ラテンアメリカ時報 1-2 (1958. 10) 26-36

ラテン・アメリカ諸国の共産圏への接近 外国為替 188 (1958. 6. 1) 20-22

戦後のラテン・アメリカにおける金融政策 調査月報 (日銀) 9-3 (1958. 3) 8-13

スエズ危機と南米の石油供給 (Economic Survey of Latin America, 1956 一部訳) 調査月報 (大蔵) 47-8 (1958. 8) 61-68

宇佐美和彦
ラテン・アメリカの経済発展と資本不足 経済評論 7-13 (1958. 12) 73-84

2. 各国経済事情 (ブラジル)

ブラジル経済の現状 調査月報 (第一銀) 10-9 (1958. 9) 24-37

クルゼイロの現状と見通し 外国為替 178 (1958. 1. 1) 37-40

西向嘉昭
ブラジルの小作制度の展望と特質 南米研究 (神戸大) 5 (1958. 8) 18-28 六甲台論集 (神戸大) 4-4 (1957. 12) 1-11

西向嘉昭
ブラジルの農業形態の発展 六甲台論集 (神戸大) 5-4 (1958. 12) 1-15

大谷 巖
ブラジル銀行史 (訳) 南米研究 (神戸大) 5 (1958. 8) 46-57

坂本峻雄
アマゾン地域の燐鉱石・岩塩・石膏一現地調査の報告書から一 国際技術 18 (1958. 6) 24-34

1956年末現在における米国の対伯投資 ラテンアメリカ時報 1-2 (1958. 10) 39-52

山田久治
日本ブラジル間の新貿易支払協定について 外国為替 198 (1958. 11. 1) 8-12 (メキシコ)

水津利輔
メキシコ鉄鋼業の現状と将来 (1, 2) 鉄鋼界 8-2 (1958. 2) 51-58, 8-3 (1958. 3) 142-145

メキシコ (有望市場シリーズ 10) 海外市場 8-81 (1958. 7) 23-30

メキシコ綿 (1, 2) 一その生産・課題・将来について一 調査時報 (大日本紡) 56 (1958. 8) 1-10, 57 (1958. 10) 1-14

メキシコの化学工業 ラテン・アメリカ時報 1-3 (1958. 11) 56-61 (其の他諸国)

川崎一斉
ペルー鉱業の重要性に就て 調査時報 (伊藤忠) 101 (1958. 4) 15-20

ペルー (有望市場シリーズ 9) 海外市場 8-79 (1958. 5) 45-51

投資市場としてのエクアドル及びペルー (1-3) 調査時報 (伊藤忠) 103 (1958. 6) 19-33,

104 (1958.7) 10-17, 105 (1958.8.) 52-75	松井和治	中南米移住並びに移民船について 運輸 8-2 (1958.2) 19-22	雑誌
揚井克己	岡崎文規	人口理論から見た移民 国際移住 1 (1958.12) 9-15	文
ベネズエラにおけるスタンダード石油会社 経済学論集 (東大) 25-3/4 (1958.9) 1-27	小野一一郎	日本の移民問題 国際移住 1 (1958.12) 1-8	献
ドミニカの日本人移住地における虫害対策国際 食糧農業 7-5 (1958.5) 22-24	大野盛雄	ブラジル日系コロニアの社会構造と日本語 国際移住 1 (1958.12) 40-44	目
3. 移 民	斉藤広志	移住者の母村—高知県伊野町勝賀瀬部落の 調査報告— 国際経済研究年報 (神戸大 経研) 8 (1958.2) 55-99	録
江村英雄	斉藤広志	移住者の適応過程における諸問題 国際移 住 1 (1958.12) 34-39	
南米移住者航路の問題点とその対策 海事 研究 35 (1958.10) 1-7	塚本哲人	移民の社会学的考察 国際移住 1 (1958. 12) 16-24	
浦生正男	若槻泰雄, 廉野 潔	海外移住者の資金 国際移住 1 (1958.12) 45-51	
ブラジル移民同化調査 (調査概要) 国際 移住 1 (1958.12) 53-56			
広谷七郎			
南米移民船経営白書 海運 372 (1958.9) 38-40			
移民50年と南米移民航路の歩み 海運 368 (1958.5) 97-104			
石坂繁			
わが国移住政策の在り方 ラテンアメリカ 時報 1-2 (1958.10) 6-15			
金田近二			
戦後における英国の移民問題 国際移住 1 (1958.12) 25-33			

THE RESEARCH INSTITUTE FOR
ECONOMICS & BUSINESS ADMINISTRATION
KOBE UNIVERSITY

Director: Ginjiro SHIBATA
Secretary: Toshio HARA

GROUP OF INTERNATIONAL
ECONOMIC RESEARCH

Ginjiro SHIBATA	Professor of International Trade and Marine Economics
Fukuo KAWATA	Professor of International Trade
Kiyozo MIYATA	Professor of Economics
Hiroshi SHINJO	Professor of International Finance
Torasaburo NOMURA	Professor of Transportation
Taro KAWAKAMI	Professor of Private International Law
Jiro YAO	Professor of International Finance
Tei-ichi YAMASAKI	Assistant Professor of Regional Study on Latin America
Seiji SASAKI	Assistant Professor of Marine Economics
Hiroshi SAITO	Assistant Professor of Regional Study on Latin America
Masahiro FUJITA	Assistant Professor of Regional Study on Latin America
Hikoji KATANO	Assistant Professor of International Trade
Hiromasa YAMAMOTO	Assistant in Marine Economics Section

GROUP OF BUSINESS
ADMINISTRATION RESEARCH

Susumu WATANABE	Professor of Accounting
Minoru BEIKA	Professor of Plant Location
Yasutaro HIRAI	Professor of Business Administration
Tadakatsu INOUE	Assistant Professor of Business History
Nobuko NOSÉ	Assistant Professor of Social Accounting
Hideo KITANI	Engineer of Business Machinery
Ryuji TAKEDA	Assistant in Accounting Section
Jiro ONO	Assistant in Business Administration

Office: The Kanematsu Memorial Hall,
THE KOBE UNIVERSITY
ROKKO, KOBE, JAPAN

昭和34年3月20日印刷
昭和34年3月25日發行

編集兼發行所
神戸市灘區六甲台町
神戸大學經濟經營研究所

印刷所
奈良縣天理市川原城
天理時報社

KOBE UNIVERSITY

**INTERNATIONAL ECONOMIC
REVIEW**

ANNUAL REPORT

IX

CONTENTS

A Survey of the People's Communes in China...Tadao MIYASHITA
Trade Fluctuations and Stabilization Policy for
Under-Developed Countries — On Professor Nurkse's View —
.....Fukuo KAWATA

Production and Distribution
in International Economy.....Hikoji KATANO

Investigation of Population
Distribution in South America.....Tei-ichi YAMAZAKI

A Japanese Co-operative Society in Brazil: A Case Study on
the Process of Cultural Transplantation.....Hiroshi SAITO

A Criterion for a Development Investment Policy in
Economic Backward Areas — as Regards Investment
Planning in Brazil—Masashiro FUJITA

Inception of the Mitsui Shipping Business.....Seiji SASAKI

Transportation Policy of Emigrants.....Hiromasa YAMAMOTO

Résumé (*in English*)

THE RESEARCH INSTITUTE FOR ECONOMICS
AND BUSINESS ADMINISTRATION
KOBE UNIVERSITY

1959